

博士学位論文（東京外国語大学）
Doctoral Thesis (Tokyo University of Foreign Studies)

氏名	王 長青
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲第 210 号
学位授与の日付	2016 年 3 月 12 日
学位授与大学	東京外国語大学
博士学位論文題目	清代初期のモンゴル法とその適用 — 順治年代（1644 - 1661）を中心に —

Name	WANG, CHANGQING
Name of Degree	Doctor of Philosophy (Humanities)
Degree Number	Ko-no. 210
Date	March 12, 2016
Grantor	Tokyo University of Foreign Studies, JAPAN
Title of Doctoral Thesis	Mongolian Laws and Their Adaptation in Early Qing Period --- With a Focus on the Shunzhi Era (1644-1661) ---

清代初期のモンゴル法とその適用
— 順治年代（1644 - 1661）を中心に —

2016年3月

東京外国語大学

大学院総合国際学研究科

氏名 ワンチャンチン 王長青 (WANG, CHANGQING)

目次

序章	1
第1節 先行研究の整理と研究目的	1
第2節 清代のモンゴル支配とその統治システム	3
2.1. 清朝のモンゴル支配	3
2.2. モンゴルに対する統治システム	5
第3節 構成	6
第3節 史料	6

第一部

第1章 清朝のモンゴルに対する立法	9
第1節 先行研究と問題の所在	9
第2節 清朝のモンゴルに対する立法	10
2.1. モンゴル内部へ浸透する清朝の法的支配	10
2.2. 内部告発奨励制度の導入	12
2.3. 罰畜（罰金）と死刑執行の統轄	14
第3節 崇徳年代におけるモンゴルの裁判	16
3.1. モンゴル貴族らを裁判官とする地方裁判について	17
3.2. モンゴル貴族や清朝の大臣が合同で行う中間レベルの裁判について	18
3.3. 中央政府による国家レベルの裁判について	19
第4節 崇徳年代のモンゴル法	21
4.1. 「外の法」について	21
4.2. 崇徳8年の「蒙古律書」	21
第5節 崇徳年代の裁判事例—済南および中後所戦におけるモンゴル貴族の 軍律違反を事例に—	24
第6節 小結	27
第2章 順治時代のモンゴルの法と裁判	28
第1節 先行研究と問題の所在	28
第2節 文書史料に見られる順治年代のモンゴル法	28
2.1. 『清内秘書院蒙古文档案汇编』に見られる順治年代のモンゴル法	28
2.2. 「理藩院題本」に見られる順治年代のモンゴル法	31
2.2.1. 奴隸殺害に関する規定	32
2.2.2. 宣誓に関する規定（1）	34

2.2.3. 宣誓に関する規定 (2)	34
2.2.4. 4種家畜窃盗罪に関する規定 (1)	35
2.2.5. 4種家畜窃盗罪に関する規定 (2)	35
2.2.6. 告発に関する規定 (1)	36
2.2.7. 告発に関する規定 (2)	36
2.3. 『康熙会典』および『清実録』に見られる順治年代のモンゴル法	37
第3節 文書史料に見られる順治年代のモンゴルの裁判	39
3.1. モンゴル貴族らを裁判官とする地方裁判	39
3.2. モンゴル貴族や清朝の大臣が合同で行う中間レベルの裁判	40
3.3. 清朝中央政府による国家レベルの裁判	41
第4節 小結	46
第3章 清代初期のモンゴル法のあり方とその適用—バーリン旗の事例を手がかりに—	47
第1節 先行研究と問題の所在	47
第2節 バーリン旗初代ザサグ・マンジュシリ	47
2.1. マンジュシリとその人物	47
2.2. マンジュシリのザサグおよびベイセ任命	48
第3節 事例1—バーランの奴隸返還要求事件	50
3.1. 概略	50
3.2. 裁判の流れと判決	51
3.3. 裁判に適用された法規	52
第4節 事例2—反アルバ過徴収事件	55
4.1. 概略—原告・被告	55
4.2. 起訴の開始—理藩院・第1審	55
4.3. 理藩院による事件捜査	57
4.4. 裁判に適用された法規	58
第5節 小結	62
第4章 清代初期のモンゴルにおける男丁隠匿とそれに対する清朝の刑罰	64
第1節 先行研究と問題の所在	64
第2節 清代初期における男丁隠匿禁令	64
第3節 清代モンゴルにおける男丁隠匿に関する裁判事例	66
3.1. 事例1—アバガ旗に発生した男丁隠匿事件	66
3.2. 事例2—オンニョードのセウセ・ベイセの母による男丁隠匿事件	68
3.3. 事例3—オンニョードのサヤン・タイジの男丁隠匿事件	69
3.4. 事例4—フフホトのトゥメトの扎蘭章京ドルジの男丁隠匿事件	71
第4節 康熙4年(1665)の男丁隠匿禁令	72

4.1. 太宗年代の男丁隠匿に関する法規とそれに対する理藩院の説明	72
4.2. 太宗年代に発生した男丁隠匿事件とその処理	74
4.3. 理藩院が提案した男丁隠匿に関する新規規定	75
4.4. 康熙4年の新規規定の集成法への編入	77
第5節 事例5—康熙5年のハラツェリグのヒタド公の男丁隠匿	78
第6節 小結	80

第二部

第1章 「会盟に下した命令書」(čiyulyan—du bayulyaysan jarliy—un bičig) について	83
第1節 先行研究と問題の所在	83
第2節 清朝政府がモンゴルに公布した「命令書」	83
第3節 「命令書」作成の経緯および内容の決定	89
第4節 「命令書」本文の作成と引き渡し	90
第5節 小結	94
第2章 清代初期における会盟実施について	95
第1節 清代モンゴルの会盟(čiyulyan) について	95
第2節 順治12年の会盟実施の決定と方法	98
2.1. 会盟実施の決定	98
2.2. 会盟実施の方法	99
第3節 順治17年の会盟実施の決定と方法	103
第4節 康熙時代の会盟について	108
4.1. 法制史料に見られる会盟制度	108
4.2. 「命令書」や『清実録』に見られる会盟実施状況	115
第5節 小結	119
第3章 「命令書」の内容	121
第1節 順治時代の「命令書」	121
1.1. 窃盗再発防止の禁令	121
1.2. 男丁登録不履行を禁止する命令	123
1.3. 武器の点検・整備命令	125
1.4. ホヤグ(披甲) に対するタイジ無視禁止令	126
第2節 康熙時代の「命令書」の内容	127
2.1. 康熙元年の命令書	128

2.2. 康熙3年の命令書.....	129
2.3. 康熙5年の命令書.....	130
2.4. 康熙9年の命令書.....	135
2.5. 康熙12年の命令書.....	142
2.6. 康熙15年の命令書.....	145
2.7. 康熙17年の命令書.....	146
2.8. 康熙37年の命令書.....	148
2.9. 康熙41年、康熙45年、康熙49年の「命令書」.....	149
第3節 小結.....	151
終章 結論と今後の課題.....	152
参考文献の一覧.....	157
あとがき.....	163

序章 研究目的と研究の意義

第1節 先行研究の整理と研究目的

本研究は、近年出版されたモンゴル語やマンジュ語で書かれた史料を用いて、清代初期のモンゴル法、具体的に順治時代（1644–1661）のモンゴル法のあり方や適用の実態を探求せんと試みるものである。1643年に成立した大清国は、モンゴル人を円滑に支配するためモンゴル人専用の法規を公布し、モンゴル社会における法運用の同一化を図った。通常、清朝政府の制定したモンゴル人専用の法規を「蒙古例」と呼ぶ。「蒙古例」は、モンゴル語、マンジュ語および漢語といった3言語で書かれた。そのうち最初に学界に知られ、研究されたのは漢語で書かれた法規であり、清代モンゴル法の研究は、この漢語で書かれた法制史料への分析から始まった。（萩原、2006, p. 39）によれば、清代モンゴル法の研究に最初に注目したのはロシアの研究者であり、すなわち、イアキンフ・ビチューリンの著『モンゴルに関する手記』（1828）およびリポフツォフ著『理藩院則例』（1828）はその代表的な研究成果である。清代モンゴル法の研究はすでに180年以上の歴史を有している。長い歴史の中で、清代モンゴル法を研究対象にした数多くの学者が現われ、彼らの研究成果は、モンゴル語、中国語、日本語、ドイツ語、ロシア語、英語、フランス語と言ったさまざまな言語で発表されている。世界各国における研究状況や問題の所在を整理・指摘したモンゴル法制史の第一人者に萩原がいる。萩原の研究（2004、同2005a、同2005b、同2006: pp. 39-45、同2015）を参考しつつ、清代モンゴル法に関する主な研究を整理しておく。

まず、ヨーロッパでは、Bawden（1969a、同1969b、同1969c）とSagaster（1967）の研究があり、彼らは乾隆年代およびそれ以降の旗レベルで作成されたハルハ・モンゴルの裁判文書を英語およびドイツ語に翻訳した。萩原によれば、彼らの研究は単なる史料紹介をただけで、清代モンゴルの裁判制度については言及しなかった。それに対して、ドイツのHeuschert（1998）は康熙30年代に編纂された『理藩院律書』とよばれる法典を詳細に分析し、当法典における刑罰の体系、裁判制度等をまとめ、さらに当法典の内容と『満文原檔』に収録されたモンゴル法との関係を比較し、両者の間に継承関係があったことを指摘した。また、ロシアのДылыков（1998）もこの法典をローマ字転写した上で、ロシア語に全訳した。

次に、中国では、乾隆以降の漢文史料を利用して、清代モンゴル法を分析した徐（1994）、張（1998）、趙（1989）、劉（1993）、楊（2000、同）、楊（2011）、李（2002、同2003、同2004、同2006、同2011）、達力扎布（2003b、同2004）などの研究があり、清代モンゴル法の立法の過程や法規の内容を整理・解釈した。そのうち、李（2002、同2006）は康熙6年に編纂された『蒙古律書』の全文を中国語に翻訳し、多数の専門用語に説明を加えた。彼の研究によれば、モンゴル語の *mongyol čaγajin-u bičig*、マンジュ語の *monggo fafun i bithe* といった表現は、漢語史料には「蒙古律」、「蒙古律書」、「蒙古律例」、「蒙古例」のように記されていた。また、李（2003）において、太宗年代の使者の証明書である「信牌」を紹介し、李（2004）において、『理藩院律書』を中国語に全訳した。李（2011）において、『崇徳三年の

軍律』という史料を紹介し、この軍律の「蒙古例」に編入された時期は康熙 13 年であることを指摘した。一方、達力扎布 (2003b) は、モンゴル版『蒙古律例』の写本を数点紹介したうえで、『理藩院則例』との関係を分析し、両法典が継承関係にあったことを再確認した。達力扎布 (2004) において、康熙 6 年に編纂された『蒙古律書』および康熙 30 年代に編纂された『理藩院律書』を中国語に全訳し、双方の関係を詳細に分析した。

第 3 に、モンゴル国では、この分野の代表的な研究者は Баярсайхан である。Баярсайхан (2001、同 2004、同 2005) において、乾隆 54 年に編纂されたモンゴル語版 *mongyol čayaĭin-u bičig* (『蒙古律例』) の内容を現代法学の視点から分析し、その内容をまとめた。

第 4 に、日本では、膨大な漢語史料を詳細に分析した島田正郎の一連の研究があり、高く評価されている。まず、島田 (1982) において、『蒙古律例』、『理藩院則例』、「会典」中の規定を比較しながら、その内容を解釈し、そこから清代モンゴル法の成立の過程を明らかにした。この研究において、難解な中国語の条文を詳しく説明した点が特に高く評価される。『蒙古律例』と『理藩院則例』の両法典の継承関係を確認し、嘉慶年代以降『蒙古律例』が無効化したと指摘した点が、画期的な研究であると評価されている (萩原、額定其勞、2014)。次に、島田 (1986、同 1992) においては、主に『旧満洲檔』および『満文老檔』の日本語訳、順治初纂『清実録』、「盛京刑部原檔」および「刑科史書」といった漢語史料を利用して、崇徳年代のモンゴル法と裁判の実態を分析した。漢語史料への詳細な分析が高く評価されるものの、『旧満州檔』や『満文老檔』の原文史料に対する直接の分析が不十分だったため、研究目的が達成されるには至らなかった。萩原 (1993、同 1995、同 2011) は中国国家図書館に保存されているモンゴル語版『崇徳三年軍律』をのモンゴル語版を詳細に分析し、八旗専用の当法規が清代モンゴル法の一起源であり、康熙 35 (1696) 年頃の段階で「蒙古例」に編入されたと指摘した。『崇徳三年の軍律』を分析する際に、漢語、モンゴル語、マンジュ語の一次史料を利用し、研究内容を詳細に分析・説明した点も高く評価される。また、萩原は、彼の大作『清代モンゴルの裁判と裁判文書』(2006) において、乾隆時代やそれ以降のモンゴル語、マンジュ語、漢語で書かれた裁判文書を利用して、ハルハ・モンゴルに「蒙古例」が適用された時期およびハルハ・モンゴルの裁判制度を分析した。この研究書によって清代モンゴルの裁判制度の実態が初めて明らかになり、さらに清朝の制定した「蒙古例」は実際の裁判に適用され、実効性があったことが確認された。萩原と同様に、額定其勞 (2011a、2011b (1, 2, 3)、2012) とモンゴルフ (2011) は、旗レベルで作成された裁判文書を利用して、旗レベルの裁判制度のあり方を検討した。

一方、二木 (1983a) はハルハ・モンゴルにおいて、清朝政府とまったく関係のない 17 世紀に定められた法規が 18 世紀でハルハに適用されていた『ハルハ・ジロム』に収録されていたことを立証した。また、同氏 (1984) は「200 年以上続いた清代のハルハ社会を、あたかも支配=隷属関係においてまったく変化のなかった社会であるかのように記述する方法」に疑問を持ち、確実な史料をもって、清代モンゴル法に書かれたモンゴル社会と実際のモンゴル社会の間に大きな隔たりがあったことを立証した第一人者であり、それ以降の清代モンゴルの研究に大きな影響を与えた。さらに二木 (2013) において、乾隆以降のいくつのモンゴル人僧侶に与えられた度牒を利用して、清代モンゴルの宗教政策の一端を明らかにし、清朝の出家に関する規定はそのまま適用されていなかったことを指摘し、清朝

の基本政策には、モンゴル人社会内部にあまり干渉しないという原則があったと指摘した。清代のモンゴル法とモンゴル社会の間に大きな隔たりがあったことを立証した研究としては、他に岡（2007）であり、ハルハ・モンゴルに清代のモンゴル法にまったく見られないオトグ、バグという社会組織があり、徴税などの分野で機能していたことを立証した。

以上は、清代モンゴル法に関する主な研究である。清代モンゴル法の研究は、史料が比較的多かった乾隆年代以降の時代に集中しており、史料の少ない清代初期、具体的に崇徳年代（1636－1643）や順治年代（1644－1661）における清代モンゴル法の研究はかなり遅れており、この時代のモンゴル法の研究は重要な課題として残されていることは明らかである。そこで、本論文では、近年出版されつつあるモンゴル語、マンジュ語で書かれた史料を利用して、順治年代（1644－1661）のモンゴル法のあり方や適用の実態を検討する。順治時代のモンゴル法を研究対象にした理由は以下である。

第 1 に、清代モンゴル史を見ると、清代初期におけるモンゴルの状況は中期や中期以降のそれと大きく異なる。太宗年代や順治年代において、マンジュ政権がまだ拡大・発展の過程にあり、特に、順治年代において、清朝は支配下においたばかりの中国本土をいかに円滑に統治するのかという重要な問題に直面しており、隣接するオイラトやハルハとの関係においても様々な問題を抱えていた。さらに、マンジュ内部の権力争いが激しく、順治帝の叔父にあたるドルゴンが長年にわたって実権を握っていた。一方、当時清朝支配下のモンゴル地域には、まだ盟や盟長は設置されておらず、モンゴル地域の状況も後の時代と大きく異なっていた。このような歴史的背景において、清朝が、いかなる法規を公布し、モンゴル地域に発生した事件や犯罪をいかに処理していたかという問題は大きな研究課題であり、これを明らかにすることは、清代モンゴル法の解明だけではなく、清朝モンゴル史の解明にもつながる重要な課題である。

第 2 に、順治年代のモンゴル法に関するいくつかの一次史料が出版されたことによって研究が可能になり、従来の研究を補完する重要性が高まった。

第 3 に、本論文では清代初期のモンゴル法を研究対象とするが、史料の不足により崇徳年代（1636－1643）のモンゴル法の詳細を明らかにすることができず、順治時代（1644－1661）のモンゴル法を中心に分析することにした。他方、研究テーマを順治年代と限定したが、場合によっては実際の社会問題を時代で区分することは合理的とは言えず、また研究内容を詳細に分析するために、いくつかの章では康熙時代の内容も加え検討した。

第 2 節 清代のモンゴル支配とその統治システム

2.1. 清朝のモンゴル支配

17 世紀に東北アジアに起こった大きな出来事は、アイシン国の成立・拡大にほかならない。清朝の成立・拡大はモンゴル人がマンジュ人の支配に服従した過程でもある。アイシン国時代（1616－1636）において、チャハルや明朝¹と対抗するため、1620 年代からホルチン、内ハルハ 5 部、ナイマン、アオハンなどの多数のモンゴル貴族とマンジュの支配者は

¹ 内ハルハ 5 部とアイシン国は、明朝に対して共同対応を取るため、天と地に誓っていた（『十七世紀蒙古文書檔案』、pp. 14.）。

天と地に誓って、強大な同盟関係を結んだ。同盟関係を結ぶ中で、モンゴル貴族は清朝に帰順していった。モンゴル諸集団が清朝に服従した年代や背景は様々で、それに対する清朝の対策も大きく異なっていた²。楠木（2009, p. 57）よれば、マンジュの支配者はモンゴル人を政権に取り込む過程で次のような対応を取っていた。その一つ目は、征服し壊滅させることであり、2つ目は、内属させ八旗に編入することであり、3つ目は、藩屏としてザサグ旗に編成することであった。清朝のモンゴル法は、主に3つ目のザサグ旗に編成されたモンゴル人に対して公布した法律である。

モンゴル貴族に対して、ホンタイジは以下のように確約したことが文書史料に記されている。

モンゴル語テキスト

Aru³-aca öber-tü oroju iregsen noyad-i Tüsiyetü qaγan-u čayaǰin-dur adali ese yabuγulqula, ulus mal-i tan i kücü-ber abqula, tngri ʒaǰar buruγusiyaju man-dur maγu nigül kürtügei. aru-yin noyad kelelcegsen üge-yi ebdejü, man-aca qaγacaǰu ʒisiyan-u nutuγ-aca öber-e qola ʒarqula, tngri ʒaǰar buruγusiyaju, aru-yin noyad-tu maγu nigül kürtügei. ene kelelcegsen čayaǰa-yi ebdeküle bide aru-yin noyad-i dayisun gekü bui. ⁴

和訳

アル（興安嶺の北部）から帰順したノヤンたちをトゥシェート・ハーンの法と同様に対応しなかったり、領民や家畜を暴力で奪ったりしたら、天地が責めて、我々（マンジュ）に害悪をもたらすように。アルのノヤンたちが約束の言葉を破って、我々から離れて、割り当てた牧地から離れて、遠くへ行くなら、天地がアルのノヤンたちを責めて、害悪をもたらすように。

ホンタイジは以上のように天と地に誓って、帰順するモンゴル貴族をホルチンのトゥシェート・ハーンと同様に扱うこと、領民や家畜を暴力で奪い取らないことといった、これらのモンゴル貴族にとって極めて重要な事項を約束した。そして、1636年4月に、マンジュ人、モンゴル人、漢人の有力者の推戴によってホンタイジは大清国の皇帝に即位したのである。ホンタイジは、大清国の皇帝となった後、モンゴル貴族を、親王、郡王、ペイレ、ベイセなどの爵位に冊封した。楠木（2009, pp. 169-190）によれば、モンゴル貴族に与えた冊文には共通して「我の敦厚な心を損ない背いたり、叛乱する罪を始めたりするならば、（爵位—引用者）を切断し革職する。戦で敗走するならば定めた法に従う。それ以外の罪を犯したとて、（爵位—引用者）を革職しない。子孫に代々断絶せずに継承する」と記されているという。清朝に誠実であり、軍法を遵守するならば、モンゴル貴族の爵位を子孫に代々継承されることを約束した。清朝の支配下に入ったモンゴル各集団は、清朝の対明戦争、

² モンゴル各集団に対する清朝の支配過程や支配した時期については、乌云毕力格（2002）、达力扎布（2006）、齐木德道尔吉（2011）に詳しい。

³ Aru とは興安嶺の北を指す。アイシン国時代に興安嶺の北に遊牧するいくつかのモンゴル集団がアル=aru と総称されていた。その詳細について楠木（2009, p. 126）を参照せよ。

⁴ 『満文原檔』第7巻、p. 351。翻訳に当たって、栗林、海蘭（2015, p. 95）を参照した。

対チャハル戦争の重要な軍事力となり、清朝の拡大・発展に大きな役割を果たした。しかし、モンゴル貴族たちは清朝の軍事的要請に積極的に対応しなかった。本論文第1部・第1章および第3章で論じるように、清朝の軍律を無視したモンゴル貴族は多数いたが、清朝の処罰はそれほど厳しくはなかった。最も厳しく処罰されたのは、バーリンの初代ザサグ・マンジュシリであり、爵位を革職された。しかし、ホンタイジは彼の約束した通りにマンジュシリの領民や家畜を没収するようなことはしなかった。モンゴル人の清朝との軍事活動のかかわりについて、順治年代のある「理藩院題本」に *amban be baicaci, manjui amba cooha dailame yabuci, tulergi monggoi cooha dahame yabumbihe*.⁵（我々大臣の調べによれば、マンジュの大軍が出兵する際に、モンゴル軍が同行することになっている）と記述され、モンゴル人の服した兵役義務の大きさを物語っている。兵役のほかに、モンゴル貴族は崇徳2年から毎年3回にわたって、清朝皇帝に貢物を献上するように定められていた⁶。

2.2. モンゴルに対する統治システム

周知のように、清朝のモンゴルに対する統治システムは「盟旗制度」であり、清朝のモンゴル人は大きく貴族（王、ベイレ、ベイセ、公、タイジ、高僧）、平民（箭丁、随丁、シャビ（弟子）、奴隸という三つの身分に分かれており、これらに関する研究は少なくない⁷。一般に盟旗制度において、ザサグ旗制度は重要であると認識されている。達力扎布（2003a, pp. 260-288, 2006, pp. 194-197）によれば、ザサグ旗を編成した時期については研究者の間で意見が分かれているが、同氏は崇徳元年にザサグ旗が編成され、かつザサグの数は33旗であったと指摘した。齊木徳道尔吉（2011, pp. 61-65）も崇徳年代にザサグ旗は33旗であったと指摘している⁸。帰順するモンゴル貴族の増加につれて、順治年代にはザサグ旗の数もアブナイ親王のチャハルを数えて43旗まで増えたことは本論文第2部第2章からわかる。一方、崇徳元年に、モンゴル地域にソム編成を行い、佐領を設置したことが『満文原檔』、『満文老檔』に記述されており、これに基づき、達力扎布（2003a, pp. 260-288）や岡（2007, pp. 43-59）は、各旗の戸数やソム数をまとめている。崇徳元年のソム編成について、岡（2007, pp. 43-59）はモンゴル諸部族の分枝構造に即して行われたと指摘し、さらに、「分枝構造におけるタイジと属下（ニル構成員）との関係を切断・解体するような処置であるとはとても言い難い」と述べた。

清代初期において、旗（*qosiyu*）という文字には三つの側面があった。1つ目は、モンゴル地域を形成する最も基本的な組織で、順治年代の43のザサグ旗や内属モンゴルと呼ばれたフフホトのトゥメド2旗やチャハル八旗はこれである。2つ目は、徴税単位としての旗である。崇徳2年に外藩モンゴルのザサグ旗を徴税単位として13に区分し、それを *arban yurban qosiyu*（13旗）と称した⁹。3つ目は、軍団単位の旗である。清朝の旗はいくつかのソム（*sumu*）

⁵ 「理藩院題本」第1巻、p.187。

⁶ 「モンゴル語内秘書院檔」第1巻、pp. 202-203。ただし、フフホトのトゥメド2旗は年に4回貢物を献上していたらしい（『十七世紀蒙古文書档案』、p. 276、同p. 282）。

⁷ 清朝の盟旗制度について岡（2007）に詳しい。

⁸ この33旗のうちエジェが支配するチャハルは含まない。

⁹ 「モンゴル語内秘書院檔」第1巻、pp. 207-211。この13旗について達力扎布（2003, pp. 273-280）による詳細

から形成され、1ソムは50戸からなる¹⁰。本論文第1部・第4章で分析したように順治年代の「理藩院題本」によると、ソムはモンゴル貴族の分枝構造によって配置されており、モンゴル貴族の管轄するソムが存在していた事例が確認できる。そのため、裁判事件に関する「理藩院題本」の中で、訴訟者が箭丁なら、該当のザサグの名前、管轄する貴族の名前、ソムの名前、箭丁の名前の順に訴訟者の基本情報を書くのが一般的であった。本論文のいくつかの章では、貴族と属下（ニル構成員）の関係について検討している。

他方、清朝は天聰年代に既にモンゴル人を統治するための役所「蒙古衙門」を設置し、崇徳3年に「理藩院」と改名したが、これは礼部に属していた。崇徳2年に「蒙古衙門」の役割を明確に定め、モンゴルで発生したあらゆる問題を六部と話してあって解決するように定めた。しかし、本論文のいくつかの章で分析するように、崇徳年代であれ、順治年代であれ、モンゴル人の犯した罪のはぼすべては理藩院の大臣らによって解決され、六部と協議して問題を解決した事例はあまりなかった。

第3節 構成

本論文の第一部では、清代初期のモンゴル法とその適用について検討する。具体的には以下のようなものである。

第1章では、『満文原檔』に収録された、いくつかのモンゴル語で書かれた法を利用して、清朝の対モンゴル法による支配を概観し、次にモンゴル語『内秘書院檔』などの史料を利用して、崇徳年代におけるモンゴルの裁判制度と法規をまとめる。

第2章では、「理藩院題本」を中心に分析を行い、順治時代のモンゴルにおける裁判制度やモンゴルの案件に適用されていた法規を検討する。

第3章では、バーリン旗に発生した2つの事例を手がかりに、理藩院による裁判の実態を具体的に分析し、そこから順治時代のモンゴルに従来の固有の法規が存在し、機能していたことを確認する。

第4章では、男丁隠匿に関わったいくつかの事件を手がかりに、清代初期の男丁隠匿の実態を明らかにし、男丁隠匿に関する清朝モンゴル法の成立過程を明らかにする。

第2部では、「会盟に下した命令書」(čiyulıyan-du bayulıyaysan jarlıy-un biçig) および命令書が公布され、実際に機能する「会盟」について検討する。

第1章では、史料としての「会盟に下した命令書」を詳細に紹介し、その作成される過程や書式などをまとめる。

第2章では、順治年代や康熙年代の会盟について概観し、会盟実施方法や会盟実施状況をまとめる。

第3章では、順治年代や康熙年代に公布された計26通の命令書を具体的に分析し、清代モンゴル法との関係を明らかにする。

第4節 史料

な研究がある。

¹⁰ ただ、清朝は順治16年(1659)から150男丁を1ソムに編成することを決定した。

本研究において、主に以下のモンゴル語やマンジュ語で書かれた史料を利用する。

1. *Čing ulus-un dotoyadu narin bičig-ün yamun-u mongyol dangsa ebkemel-ün emkidkel* (『清内秘書院蒙古文档案汇编』) (全 7 卷)

これは、2003 年に中国第一檔案館、内モンゴル檔案館、内モンゴル大学モンゴル研究センターが共同で刊行した中国第一歴史檔案館所蔵の崇徳元年 (1636) から康熙 9 年 (1670) までのモンゴル語で作成された文書を印影本で刊行した史料集である。この史料については岡 (2007)、达力扎布 (2010) による詳細な紹介がある。両氏の紹介を踏まえて、この史料集の内容を少し紹介すると、この史料集は清朝皇帝の事務補佐機関であった内秘書院に保存されていた文書で、2000 通ほどの文書から構成されており、そのうちハルハ関係の文書 87 通、チベット関係の文書 160 通、外藩モンゴルの貴族に与えた勅書など 610 通、外藩モンゴルの会盟、朝貢、法規に関する文書 18 通、オイラトに関する文書 26 通があり、モンゴル史のみならず、チベットの研究にも不可欠な一次史料である。便宜上、以降「モンゴル語内秘書院檔」とする

2. *Dayičing gürün-ü ekin üy-e-yin yadaγadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u manju mongyol ayiladqal-un debter-üd* (『清朝前期理藩院滿蒙文題本』) (全 24 卷)

これは、中国第一歴史檔案館が当館所蔵の理藩院の題本を影印版で出版した史料集である。全 24 巻からなる (第 24 巻は目録)。順治 10 年 (1653) から乾隆 16 (1795) 年までの題本が収録され、その中に順治時代の 149 通 (マンジュ語)、康熙時代の 130 通 (11 通はモンゴル語、他はマンジュ語) の題本が収録され、主にモンゴル、チベットなどの民族と関係する。日本では、池尻 (2010) がこの史料集について詳細に紹介しており、史料の価値について「編纂史料でも筆写された副本でもなく、原檔案の印影であることを考えれば、その史料的な価値の高さは言を待たない」と指摘している。本史料の順治、康熙時代の内容は ErkimtU (2013) によりモンゴル語に翻訳されているが氏の翻訳には多くの誤りが確認でき、利用する際には注意が必要である。便宜上、以降「理藩院題本」とする

3. *Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongyol bičig-ün ger-ün dangsa* (『清内閣蒙古堂檔』) (全 24 卷)

これは、2005 年に中国第一檔案館、内モンゴル大学モンゴル研究センターが共同で刊行した中国第一歴史檔案館所蔵の康熙 10 年 (1671) から乾隆 8 年 (1743) までのモンゴル語やマンジュ語で作成された文書を印影本で刊行した史料集である。全 24 巻からなる (第 24 巻は目録)。康熙 10 年 (1671) から康熙 26 年 (1687) まではモンゴル語のみの文書で、それ以降は満蒙併記の文書が多い。清朝の内閣蒙古堂に保存されていたこの史料の内容はモンゴル史、チベット史、ハルハ史と深くかかわっており、康熙 6 年に編纂された『蒙古律書』も収録されている。清代のモンゴル史やチベット史の研究に不可欠な一次史料である。便宜上、以降「蒙古堂檔」とする

第 1 部

第1章 清朝のモンゴルに対する立法

—ホンタイジ時代のモンゴル法と裁判をめぐる—

第1節 先行研究と問題の所在

清朝のモンゴルに対する立法は、アイシン国時代（1616—1636）から始まった。アイシン国時代にマンジュの支配者とモンゴルの貴族たちは合同でモンゴル人向けの法規を制定した。その法規の原文は、当初作成された史料集である、いわゆる『旧満洲檔』（『満文原檔』ともいう）の中に多く含まれている。『旧満洲檔』中の法規については、すでに Weiers（1979）、島田（1986）による詳細な分析がある。アイシン国時代に制定された法規とこの清代モンゴル法との関係について、Heuschert（1998, pp. 76-93）は、アイシン国時代の法規と康熙30年代に編纂された『理藩院律書』の内容を詳細に比較し、両者は継承関係であると指摘した。同氏は、また清代のモンゴル法を理解する上で、アイシン国時代のモンゴル法を無視することはできないと述べた。一方、清朝のモンゴル人に対する法支配の推移について、楠木（1999、同2009, pp. 113-144）による詳細な研究がある。それによれば、清朝は接触するモンゴル各集団に対して、自ら制定した法規を遵守させるように働きかけ、その結果、天聰8年にホンタイジの制定した法に従って、ホルチンの諸貴族は一族であるガルジュ・セテルを処刑したことを明らかにした。他方、岡（2007, pp. 23-74）によれば、マンジュの支配者は、モンゴル社会におけるザサグのノヤン（*jasay-un noyan*）を通じて、モンゴル貴族への支配を実現し、さらに『旧満洲檔』に収録される天聰5年4月12日（1631. 5.12）の法を制定することによって、モンゴル貴族が解決できないモンゴルの内部問題に対するマンジュ皇帝の直接的な関与を可能にした。

1636年にホンタイジがマンジュ、モンゴル、漢人の有力者から皇帝に推戴され、国号を大清国に、年号を崇徳に変更した。これによって、モンゴル貴族とマンジュ皇帝の間で君臣関係が成立した。またこれに伴って清朝が一方的にモンゴル人むけの法規を制定するようになる。この法規は、アイシン国時代の法規のようなくつかの集団を対象にした定めではなく、支配下のモンゴル人全体を対象にした、まったく同一の法規だった。島田（1982）によれば、清朝のモンゴル人むけに公布した最初の法典は、崇徳8年（1643）に編纂した『蒙古律書』である。この法典の一部の内容が王（2011）による紹介されている。しかし、法典全体の内容および書式などはまだ知られておらず、謎のままに残されている。島田氏は、又、太宗年代に定められたと考えられる会典中の「国初定」の規定を具体的に取り上げて比較研究を行い、相互の関係を分析した。しかし、史料不足などにより「国初定」の規定と『蒙古律例』の規定を正確には比較できなかった部分もあり、さらに当時のモンゴル社会において、「国初定」の規定が実際に機能していたのかどうかという問題を確認することはできていない。続いて島田（1986）は『清実録』や『旧満洲檔』、『満文老檔』に含まれたモンゴル法に関する計42の条文¹を具体的に取りあげて、異なるテキストを比較研究した上で、「国初定」の規定との関係をも分析した。しかし、同氏の集めた42の条文に

¹ 異なる版本や異なる史料に含まれた同内容のテキストを同時に挙げているため、厳密にいうと42条よりはるかに多い。

は、モンゴルとの関係が不明の条文も多数あり、さらに条文中に法規の引用がないため、結局「国初定」の規定との関係を確定することができず、推定したのみにとどまった。その後、島田（1992, pp. 5-231）においては漢語訳『盛京刑部原檔』、『内国史院檔』、順治朝『清実録』から崇徳年代のモンゴル関連の案件を集め、「蒙古例」の実効性を解明しようとしたが、いずれの案件にも適用された法規が記されなかったため、目的を達成できず、結局指摘するのみに留まった。崇徳年代における中央による裁判について、「蒙古衙門（後の理藩院）の官員と、所在の蒙古王公とが会同して審訊に当たり、そこでの量刑を受けた太宗の採決により結審にいたる仕組みにある」（島田、1992. P. 2）と指摘した。

膨大な漢語史料を利用・分析した島田の一連の研究は評価に値する。清代モンゴル法の研究において、漢語で書かれた史料は、清代モンゴル法に関する一次史料である以上、それを丁寧に研究することは必要不可欠のことである。漢語史料に対する丁寧な分析・解説を行った島田の研究は清代モンゴル法の研究や漢語史料の利用に当たって今後も価値を減ずることはないと筆者は確信している。

一方、中国・国家図書館所蔵のいわゆる『崇徳三年軍律』について萩原（1993）は「現存する最古の蒙古例集成法典」として指摘する。萩原（1995）においては、『明清史料』所蔵の「崇徳三年諭諸王貝勒貝子」という漢語テキストと比較研究を行った上で、順治初纂『清太宗実録』および乾隆 54 年の漢語版『蒙古律例』所収の対応内容をも同時に示した。さらに萩原（2011）において、台北の中央研究院、歴史言語研究所、明清檔案室で調査しえたこの軍律の漢語版原文テキスト、『理藩院律書』、乾隆 54 年モンゴル語版『蒙古律例』にある対応条文、『内国史院満文檔案』の対応するマンジュ語テキストをワンセットにして示し、マンジュ語、モンゴル語テキストに和訳を付けた。そして、この軍律の「蒙古例」に編入された際の変更点などを細かく紹介し、八旗専用の軍律は康熙 35 年頃の段階で初めて「蒙古例」に編入されたのだと結論し、清代モンゴル法の淵源が多様であることを立証した。萩原の研究に対して李（2011）は、『康熙会典』の規定を参考にこの軍律は康熙 13 年に「蒙古例」に編入されたものであると指摘し、さらにこの軍律と『理藩院律書』、『蒙古律書』の関係について、対応条文の間に内容の類似は認められるものの、『理藩院律書』、『蒙古律書』編纂当時、この軍律を直接参考・利用したことは確認されないと指摘した。

以上が太宗年代のモンゴル法に関する主な研究である。これらの研究からマンジュの支配者がモンゴルに対して様々な法規を公布していたことが分かる。本章においては、上記の研究を踏まえて、近年出版されつつあるモンゴル語やマンジュ語で書かれた史料を利用して、清朝のモンゴルに対する法的支配の推移と崇徳年代に制定されたモンゴル法の実態を再検討する。

第 2 節 清朝のモンゴルに対する立法

2.1. モンゴル内部へ浸透する清朝の法的支配

清朝のモンゴルに対する立法は天聡 3 年(1629)年から始まるが(达力扎布, 2006, p. 436)、その内容は『旧満洲檔』や『十七世紀蒙古文文書档案』に記されている。その中で、天聡 5 年 4 月 7 日に制定した法規において、ホンタイジは帰順してくるモンゴル貴族に対して以

下のよう約束した。

モンゴル語テキスト

Aru-eče öber-tür oroju iregsen noyad-i Tüsiyatü qayan-i čayaja-dur adali ese yabuylqula, ulus mal-i tan-i küčü-ber abqula, tngri ɣajar buruɣusiyaju man-dur mayu nigül kürtügei. Aru-yin noyad kelelčegsen üge-yi ebdejU, man-ača qayačaɣu jisiyan-i nutuɣ-aca öber-e qola ɣarqula tngri ɣajar buruɣusiyaju, aru-yin noyad-tu mayu nigül kürtügei.²

和訳

アル（興安嶺の北部）から帰順したノヤンたちをトゥシェート・ハーンの法と同様に対応しなかったり、領民や家畜を暴力で奪ったりしたら、天地が責めて、我々（マンジュ）に害悪をもたらすように。アルのノヤンたちが約束の言葉を破って、我々から離れて、割り当てた牧地から離れて、遠くへ行くなら、天地がアルのノヤンたちを責めて、害悪をもたらすように。

トゥシェート・ハーンの法というのは天命 11 年 6 月 6 日のオーバ・ホンタイジの誓い³にほかならない。ホンタイジは帰順しつつあるアルのノヤンたちに対して、ホルチンのトゥシェート・ハーンと同様に対応することを約束し、モンゴル貴族の領民や家畜を彼らに統轄させ、暴力によって奪うことはないと明確に表明した。ここで最も重要なのは、モンゴル貴族の領民や家畜を彼ら自身に統轄させることであり、従来の隷属関係を破壊しないということである。確かに清朝は暴力によって、モンゴル貴族の領民や家畜を略奪することはなかったが、法的手段によって、徐々に従来のモンゴル内部の隷属関係を破壊していった。その第一歩は天聰 5 年 4 月 12 日に制定した法から始まった。この法の最後に以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

aliba yala-tu noyad, jasay-un noyad-un ügen-dü ese oroqula secen qayan-du ayiladqaqu bolba.⁴

和訳

あらゆる有罪のノヤンたちがザサグのノヤンの判決に従わないなら、セツェン・ハーンに申し上げることになった。

この規定の持つ意味についてドイツのモンゴル学者 Weiers (1979) は、ノヤンに関する裁判問題に対してセツェン・ハーンは最高裁判所であると指摘しており、さらに、岡 (2007, p. 40) は「jasay-un noyad への不服従は、太宗ホンタイジへ報告され、処罰されることとなっている点である。つまり、jasay-un noyad の権力はマンジュハンによる裏付けを与えられていたのである」と指摘した。まさに上記両氏の指摘した通りであり、bolba という表現から見れば、1631 年 5 月 12 日からザサグのノヤンの決定に従わない有罪のノヤン身分の者に

² 『満文原檔』第 7 卷、pp. 351–352。この規定については、栗林、海蘭 (2014, p. 95) によるローマ字転写や翻訳を参照。

³ 『満文原檔』第 5 卷、pp. 45–46。

⁴ 『満文原檔』第 7 卷、p. 357。この規定については、Weiers (1979)、岡 (2007, p. 40) 栗林、海蘭 (2014, p. 105) を参照。

対して、ホンタイジが直接関与し、ホンタイジの支配力がモンゴル内部へ浸透し始めたことが伺える。反対に、有罪のノヤンがザサグのノヤンの判決に従う場合は、ホンタイジがモンゴル内部問題に関与しないということになる。しかし、天聰5年4月12日の法において、ホンタイジがモンゴル社会の末端にある平民が起こした事件の処理にまで関与しようとした働きは見て取れない。

ザサグのノヤンとは清朝に服従する以前のモンゴル社会における一般的な官職であり、主に裁判官の役割を果たしていたことが白樺に書かれた伝統モンゴル法により知られている⁵。清朝の史料に見られる *jasay-un noyan* について岡 (2007, p. 37) が指摘したように、ザサグのノヤンは旗を代表するノヤンではない。つまり、当時ザサグのノヤンは旗の最高統治者ではない。しかし、上記規定に定めたように、ザサグのノヤンに対するホンタイジの特別ともいえる扱いによりザサグのノヤンの地位がそれまでより高まり、その結果、ザサグのノヤンは旗の統治者になっていった。

2.2. 内部告発奨励制度の導入

松浦 (2008) によれば、不法・違反や腐敗を防ぐため、太祖ヌルハチは第3者による告発制度を考え出し、マンジュ社会に徹底して広めた。告発を行う者の多くは、犯罪者の部下や使用人であり、犯罪者の兄弟や妻も自らの兄弟や夫を告発していたらしい。モンゴル貴族と共同で法規を制定していたホンタイジは彼の父が考え出した告発制度を積極的にモンゴル社会へ導入し、モンゴル社会における共同体保護主義を破壊し始めた。モンゴルの告発制度は告発者を保護する規定の制定から始まった。その最初の規定は、申年 (1632) の1月18日 (1632.3.8) に制定した法に以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

Aliba yalai-yi yadaysi gerečilebe geǰü noyan-i bayalaqula tere noyan-ača naiman mori nige temege abqu. bayalaǰu abuysan mali ejen-düni qariyulju ögkü. eber mör qoyar-tu elči eberlegči kümün qoyar, γayča mal bolqula yalatu kümün-eče abutuγai. qoyar mal bolqula mal-un ejen-eče abqu.⁶

和訳

(同共同体の者が犯した) 犯罪 (の情報) を密告したと言って、管轄のノヤンが密告者を処罰したら、そのノヤンから馬8頭、ラクダ1頭を取る。ノヤンが罰として徴した家畜を

⁵ 例えば、「丙辰の年 (1616) の小法典」には「*jasay-un tayijinar*」という表現があり、その地位について「これらの者の言葉に従わない者は誰であれ、大法典の規定によって処罰することになった」(二木、1983b) と定められている。また、「申の年 (1620) の大法典」には、*jasay bariysan Qadan Bayatur noyan* (政務を司るハダシ・バートル・ノヤン)、*jasay bariysan Darqan tüsiyetü noyan* (政務を司るダルハン・トシェート・ノヤン) および *doloγan qosiyun-u jasay bariysan tüsimed* (7旗の政務を司る官員たち) という表現がある (X. Пэрлээ, 1973)。

⁶ 『満文原檔』第8巻、pp. 302-303。この規定を栗林、海蘭 (2014) は「いかなる罪をも外に対して訴えたと言ってノヤンが処罰すれば、そのノヤンから八頭の馬、一頭の駱駝を徴する。処罰して徴した家畜をその主に戻して与える。訴えた人と訴えられた人の二人に使者と密告者に二人は、一頭の家畜であれば、罪ある者から取るがよい。二頭の家畜であれば家畜の主から取る。」と翻訳している。

告発者に戻す。「告発者によって発覚した事件」(eber) や「足跡によって発覚した事件」(mör) において、「ザサグのノヤンの使者」(elci) と「密告者」(eberlegci) の2人は、事件に関わったのが家畜1頭なら、(使者の費用と情報提供料を) 犯人から取るように。事件に関わったのが家畜2頭なら、(使者の費用と情報提供料を盗まれた) 家畜の主人から取ること。

伝統モンゴル社会の構造は主に身分の異なる貴族とその属民によって成り立っている。貴族とその属民が形成する社会組織を本論文において、共同体とよぶ。γadaysi gerečilebe (直訳は、「外へ証明した」) のγadaysi (外) とは、まさに、この共同体の外部を指し、γadaysi gerečilebe とは、内部告発のことを指す。言いかえれば、別の貴族が管轄する社会組織のことである。伝統モンゴル社会において、共同体保護のかんがえかたが存在し、共同体内の者の犯した罪に関する情報を外部に漏えいすることは自共同体に対する裏切りであると考えられ、犯罪情報を外部に漏えいした者を管轄の貴族が処罰していた。しかし、マンジュの支配者はモンゴル人と接触し始めるとモンゴル貴族による共同体の保護に反対の立場をとった。ヌルハチが考え出した内部告発制度をモンゴル社会へ導入し、内部告発を認め、内部告発者に対する貴族の処罰を不法とし、内部告発者を保護するように法規で定めたのが上記の規定である。

一方、清代モンゴル法には、eber ama というモンゴル語の用語がよく見られるが、その意味を裏付ける史料がなく、この語の持つ意味やそれに内包された清朝の政治的な思惑はこれまで十分に解明されてこなかった。『蒙古律例』を詳細に研究した島田さえ eber ama に対応する漢語訳である「潜得消息」について「何故とくに「潜得消息」を要件とする立法がなされなければならなかったか、理解し難しいといわざるを得ぬ」(島田、1982, pp. 569-571) と述べ、eber ama の持つ意味を未解決のままに残した。しかし、2009年に影印本で出版された「理藩院題本」には、この eber ama に関する貴重な内容が含まれており、この用語への理解を可能にした。日付が順治11年1月19日の題本には、ホルチンのザンギロン郡王⁷の旗の十戸長ボイノグという人物が外部に犯罪情報を提供したとして管轄のオンノ・タイジに刀で頭を斬られた事件が記されている。eber ama と関係する内容は以下になる。

マンジュ語テキスト

Horcin i Janggilun jiyun wang ni Ongno taiji i Boinog i habšarangge. bi juwen booi da, mini juwen booi dorgi Hübada, Suntu, meni Ayusi taiji i Bailai emu morin be meige aniya sunja biyade hūlahafi datere be, bi safi meiren i janggin Jundai de alaha. Jundai mini baru siningge be jekebio seme henduhe. Juwen inenggi oho manggi, Ongno taiji minde sini juwen booi dorgi we morin hūlahafi jeke seme fujihā. bi Suntu, Hübada seme alaha. Taiji umei seme jabuhakū. jai morin i ejen morin baime jihe manggi, bi Hübada, Suntu hūlahafi jeke seme, bi dorgideri hūlahame alaha. eber ama seme oron holbohon gaiha. minde eber ama alaha seme, emu ihan, emu honin buhe. Bailai Janggilun jiyun wang de mimbe eber ama alaha. tede emu ihan, emu honin buhe seme alahabi.

⁷ ザンギロン(Janggilun, ~1664)ホルチン左翼後旗の初代目ザサグと見なされている(金海等(2009, p. 22))。

Ongno taiji Juntuhui be takūrafi minde bele tebure fulhū gaji seme jihe mangi, bi fulhū bure anggala, daci alban akū bihe seme heduhe. Juntuhui huwesi tucibufi bele tebuhe fulhū be secifi gamara de, bi fulhū i ujan be jafafi emgi Ongno taiji i jakade genefi teni alagi serede Ongno taiji, si tuleri gercilehe niyalma wakao seme mini uju be loho jafafi saciha.⁸

和訳

ホルチンのザンギロン郡王のオンノ・タイジのボイノグの訴えた件は以下の通りである。私は十戸長で、我が十戸のフバダ、ソントの 2 人は我が（旗の）アヨシ・タイジのバイライという者の馬 1 頭を盗んで食べたことが私に発見され、（わたしは）それを梅倫章京のジョンタイに報告した。ジョンタイは「あなたの馬を食べたのか」と私にきいた。10 日後、オンノ・タイジが私に「あなたの十戸の誰が馬を盗んで食べたのか」と聞いた。私は「フバダとソントだ」と答えたがオンノ・タイジは何も言わず（去っていった）。その後、馬の主人（バイライ）が馬を探しに来たので、私は「フバダ、ソントの 2 人が盗んで食べた」とひそかに伝えた。（バイライはフバダ、ソントの 2 人に）「犯罪情報を獲得した」と言って、馬 2 頭を取った。私は犯罪情報提供料として（バイライに）牛 1 頭、羊 1 頭をもらった。バイライはザンギロン郡王に「私（ボイノグ）から犯罪情報をひそかに得た。そのため、彼に牛 1 頭、羊 1 頭を与えた」と言った。オンノ・タイジはジョントホイ（という人物）を私の家へ米袋を取らせるため派遣した。私は「袋の提供というより、そもそもそのようなアルバを支払う義務がない」と答えた。すると、ジョントホイは小刀を出して米袋を切り始めた。私は袋の切れ端を持ってジョントホイと共にオンノ・タイジの居場所に行き、事情を説明しようとする、オンノ・タイジは私に対して「おまえは外部に犯罪情報を提供した者密告した者ではないか」と言って、私の頭を刀できりつけた。

この文書からモンゴル語の *γadaysi gerečilebe* はマンジュ語で *tuleri gercilehe* と書かれ、モンゴル語の *eber ama* はマンジュ語でも *eber ama* と書かれていることが分かる。さらに、二つの用語は同一のものの異なる表現であることが分かる。犯罪情報提供は、犯人が属する共同体から見れば、*γadaysi gerečilebe* になり、犯人が属する共同体外から見れば、*eber ama* になる。上記史料にのべられているのは、ザンギロン郡王が支配したホルチン左翼後旗に属する 2 人のタイジの統轄下にある平民の起こした事件で、異なる旗の間に発生した事件ではない。そのため、外部を意味する *γadaysi* とは、旗外というより、清朝に持ち込まれたモンゴル王族の分枝構造によって形成された社会組織、本論文でいう共同体の外部を指している可能性が強い。1632 年から清朝は内部告発者の利益を保護してきたにもかかわらず、順治年代になってもなお内部告発者に対する非難が存在していた。

2.3. 罰畜（罰金）と死刑執行の統轄

マンジュの支配がモンゴル内部へとさらに浸透した一つの証は、モンゴルで発生した事件の犯人に科す罰畜（罰金）の一部をホンタイジに帰属させ、さらに、モンゴル地域の死刑執行権を統轄したことである。セツェン・ハーン・ホンタイジの命令で申年（1632）の 1

⁸ 「理藩院題本」第 1 巻、p. 49。

月 18 日 (1632.3.8) にアイシン国が法を編纂してモンゴルに公布した。具体的に誰か編纂したのは法文にまったく書かれていないが、この法が制定されたことにより、モンゴル貴族の犯した罪に応じて取る罰畜 (罰金) がどれだけホンタイジに帰属するかを決めた。具体的には以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

noyad irekü bosqul-i alaysan arba ayil, noyad qulayai daldalaju mayudu oroysan qoyina, qulayai yarqula tere noyan-ača qorin aduγu qoyar temege, noyad gereči-yi γadaγsi gereçilebe geǰü bayalaqu-la tere noyan-ača naiman mori nige temege, ene jasay-iyar abuγsan-i qaγan abuqu bolba.⁹

和訳

逃亡者を殺害したノヤンから取った 10 戸、窃盗者を隠匿して後に発覚されたノヤンから取った馬 20 頭、ラクダ 2 頭、密告者を処罰したノヤンから取った馬 8 頭、ラクダ 1 頭、法に従って徴したこれらのものは、皇帝に帰属することになった。

1631 年 4 月 12 年の法でも、逃亡者を殺害したノヤンから 10 戸取ると決めていたが、それをホンタイジに帰属させるとは決めていなかった。しかし、1632 年 3 月 8 日からホンタイジがモンゴル貴族の起こした上記 3 種の犯罪に対して科す家畜をホンタイジに帰属することにし、これによりホンタイジによるモンゴルの支配が一層深まった。

続いて、1632 年 10 月 5 日に制定された法によりホンタイジに帰属させるモンゴルの罰畜 (罰金) がさらに拡大された。該当規定は以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

noyad bosqul-i alaysan arban ayil. morin-i joloy-a medetügei geǰü iregsen bosqul. noyad qulayai kiküle jayun aduγu arban temege. noyad qulayai-yi daruγu mayu du oroju qoyina yarqula qorin aduγu qoyar temege. arban ayil-du daruγ-a ese talbiγsan noyan-ača tabun morin. Bosqul-i ese nekegsen qorin aduγu qoyar temege. γadaγsi gereçilegsen kümün-i bayalaγsan noyan-ača arban aduγu nige temege. qulayaiči-yi qoyar noyad jokičaju ese alqula qoriγad aduγu qosiyad temege. ene jasay-iyar abuγsan-i qaγan abqu bolba.¹⁰

和訳

逃亡者を殺害したノヤンから取った 10 戸、馬の手綱に任せて来た逃亡者¹¹、窃盗をした

⁹『満文原檔』第 8 卷、p. 304。この規定を栗林、海蘭 (2014, p.155) は「ノヤン達が到来した逃亡者を殺した (ら) 十戸、ノヤン達が盗人を隠匿して、悪いことをした後、盗みが出れば、そのノヤンから二十頭の馬群、二頭の駱駝、ノヤン達が訴えた人を外に対して訴えたと言って処罰すればそのノヤンから八頭の馬、一頭の駱駝。その法度によって徴したものはハーンが取るようになった。」と翻訳している。

¹⁰『満文原檔』第 8 卷、pp. 324-325。この規定を栗林、海蘭 (2014, pp. 177-178) は「ノヤン達が逃亡者を殺した十戸を馬の手綱 (?) が知るがよいとやってきた逃亡人、ノヤン達が盗みをすれば百頭の馬群、十頭の駱駝、ノヤン達が盗人隠して (?), 悪事に入って後に出れば、二十頭の馬群、二頭の駱駝、十戸に長を置かなかったノヤンから五頭の馬、逃亡人を追跡しなかった二十頭の馬群、二頭の駱駝、外に対して訴えた者を罰したノヤンからは十頭の馬群、一頭の駱駝、盗人を二人のノヤンが合意して殺さなければ、二十頭ずつの馬群、二頭ずつの駱駝、この法度で徴したものをハーンが取るようになった」と翻訳している。

¹¹ 馬の手綱に任せて来た逃亡者 (morin-i joloy-a medetügei geǰü iregsen bosqul) とは、望み先のない逃亡者を指す。一般的に清朝に逃亡して来る者には希望のいきさき (joriγsan noyan) があり、清朝は逃亡者の意思に従って、

ノヤンから徴した馬 100 頭、ラクダ 10 頭、窃盗者を隠匿して後に発覚したノヤンから徴した馬 20 頭、ラクダ 2 頭、十戸に長を置かなかったノヤンから徴した馬 5 頭、逃亡者を追跡しなかった（ノヤンから）徴した馬 20 頭、ラクダ 2 頭、密告者を処罰したノヤンから徴した馬 10 頭、ラクダ 1 頭、共謀して盗人を処刑しなかった 2 人のノヤンからそれぞれ徴した馬 20 頭、ラクダ 2 頭（計馬 40 頭、ラクダ 4 頭）、以上の罰則に従って徴したすべてのものが皇帝に帰属することになった。

馬の手綱に任せて来た逃亡者を除いて、モンゴル貴族の犯した 7 種の犯罪に科した家畜をホンタイジが取ることに決定した。モンゴル貴族の行動が大きく制限されたばかりだけではなく、彼らから徴したものが、ホンタイジの収入源にもなったのである。密告者を処罰したノヤンに対して、1631 年の法では、馬 8 頭、ラクダ 1 頭を科していたが、上記の 1632 年 10 月 5 日の法では、馬 10 頭、ラクダ 1 頭に変更されており、密告制度をさらに強化した。

さらに、1632 年 10 月 5 日の法では以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

ile ɣaruɣsan alalyan-i yal-a ɣarqul-a qaɣan-ača elči abqu bolba.¹²

和訳

明らかに死罪になる犯罪が発生したら、皇帝から使者を得て（裁判を行う）ことになった。

この alalyan-i yal-a とは、当事者が犯した殺人罪ではなく、当事者に対する死刑である。ile ɣaruɣsan alalyan-i yal-a とは、予め法規で制定した死刑になる罪のことである。死刑になる犯罪が法規に明記されているため、犯した罪がどのような刑罰になるかは特に裁判しなくとも、当事者およびモンゴル貴族は十分に理解していたと考えられる。1632 年 10 月 5 日の法に限って言えば、少なくとも平民による逃亡者の殺害、平民の窃盗、内部告発によって発覚した平民の窃盗、（平民の）捜索拒否の 4 種の犯罪には死刑が適用された。この 4 種の犯罪を審理する時、皇帝からの使者が不在のまま審理することはできないということである。従って事実上、モンゴルの死刑執行権はマンジュの支配者に統轄されることになったのである。後節で分析するように、清朝は最初からモンゴルの死刑執行に対して特に慎重な態度をとり、死刑執行権をモンゴル貴族に与えようとはしなかった。

第 3 節 崇徳年代におけるモンゴルの裁判

アイシン国時代において、マンジュの支配者はモンゴル内部の問題の処理に直接関与し始め、1632 年の時点でモンゴルの死刑執行権を握ったことはすでに述べた通りである。

希望する貴族に所属させることが多かった。

¹² 『満文原檔』第 8 巻、p. 325。この規定を栗林、海蘭（2014, p. 177）は「明らかになった人殺し罪が出ればハーンから使者が取るようになった。」と翻訳している。

ホンタイジが大清国の皇帝に即位し、内モンゴル諸集団との君臣関係が確定した後、モンゴルに対する支配が一層強化され、対モンゴル政策はより整っていった。現存する史料から清代初期におけるモンゴルの裁判は大きく 3 種類に分類しうる。すなわち、モンゴル貴族らを裁判官とする地方裁判、モンゴル貴族や清朝の大臣が合同で行う中間レベルの裁判、清朝中央政府による国家レベルの裁判である。

3.1. モンゴル貴族らを裁判官とする地方裁判について

清代初期のモンゴル地域の旗内における裁判に関して、『康熙会典』刑例「国初定」の規定に明確に定められている。それは以下の通りである。

漢語テキスト

凡王等審理已決之事，複行控告，複審無冤抑者，罰告人一九。札薩克貝勒¹³，貝子，公等所審者，罰告人一五。官員所審者，罰告人馬一匹。

和訳

王らが審理して決定をくださった事件を控訴して再審で冤罪と判断されなかった場合、控訴した者を罰 9 頭に処する。ベイレ、ベイセ、公などが審理して決定をくださった事件を控訴して再審で（冤罪とされなかったときは、控訴した者を）罰家畜 5 頭に処する。官員が審理し決定をくださった事件を控訴して再審で（冤罪とされなかったときは、控訴した者を）罰馬 1 頭に処する。

この規定で定められているように、「王等審理」（王などの審理）、「札薩克貝勒貝子公等所審」（ベイレ、ベイセ、公による審理）、「官員所審」（官員による審理）と言った三つの表現があり、旗内において、裁判官としての役割を果たすのはザサグのみならず、官員まで事件を審理していたことが分かる。官員の判決に不服があった場合は、ベイレ、ベイセ、公と言ったレベルの貴族に控訴し、さらに、不服があれば、王に控訴していたと考えられる。つまり、旗内においても、上申制度があったと思われる。一方、この規定において、王、ベイレ、ベイセ、公はザサグか非ザサグかを明記しておらず、非ザサグの貴族でも事件を審理していた可能性がある。少し後の時代の史料になるが、順治・康熙時代の裁判文書に非ザサグのタイジが事件審理に関わっていたことが書かれている¹⁴。

一方、太宗年代のモンゴル地域の裁判制度について、『理藩院律書』第 70 条には以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

Engke Amuyulang-un arban dörbedüger on namur-un dumdadu sar-a-dur toytayaysan anu, aliba alaqu yal-a-tu kümün¹⁵-i Tayisung Quvangdi-yin toytayaysan yosoyar qosiyu jakiruyçi jasay-un

¹³ 札薩克貝勒とはザサグであるベイレという意味ではなく、清朝がモンゴル貴族に授けた爵位 beile のモンゴル語表記である jasay-un noyan の直訳だと考えられる。

¹⁴ 「理藩院題本」第 1 卷、pp. 49-60 および pp. 420-423。

¹⁵ aliba alaqu yal-a-tu kümün を Дылыков (1998, p. 72)、Heuschert (1998, p. 211)、李 (2004) は「死刑者」

vang, noyad, köndelen jasay-un vang, noyad-tur ögülejü sigüjü alatuyai. köndelen jasay-un vang, noyad-tur ögülejü sigükü ügei alabasu, joriy-iyar alaysan yosojar yalalay-a. bay-a taiji-nar qaraču kümün, albatu ger-ün köbud-i yal-a-tai bolju alabasu öber-ün öber-ün jasay-un vang, noyad-tur uçir-i yaryaju ögületügei. vang, noyad mön-kü köndelen jasay-un noyad-tur ögülejü sigüjü alatuyai.¹⁶

和訳

康熙 14 年 (1675) に決めたのは (以下の通りである) 死罪を犯した者¹⁷に対して、太宗皇帝のさだめた規定にしたがい、ホショーを管轄するザサグの王、ノヤンらおよび合同裁判をする別旗のザサグの王、ノヤンらに知らせて合同裁判を行って、死刑執行をせよ。合同裁判をする別旗のザサグの王、ノヤンらに知らせず、死刑執行をしたならば、故殺の罪で (審理したザサグを) 罰する。タイジ、平民、アルバトたちに属する奴僕が死罪を犯した場合でも、それぞれの管轄するザサグの王、ノヤンらに事情を報告しなければならない。報告を受けた王、ノヤンらはさらに、合同裁判を行う別旗のザサグの王、ノヤンらに知らせて、合同裁判を行ってから奴僕を処刑せよ。

この規定から、太宗皇帝の時代にすでにモンゴル地域に合同裁判制度が存在していたことが確認される。これは、第 2 節で取りあげた 1632 年 10 月 5 日の法において制定された *ile yaruysan alalyan-i yal-a yarqul-a qayan-ača elci abqu bolba* という規定に代わって制定された内容だと考えられる。つまり、死罪を犯した犯人の裁判に皇帝の使者の参加が義務づけられていたことがとりやめとなり、その代わりに合同裁判制度が導入され、死罪を犯した犯人を異なる旗のザサグから構成された合同裁判で審理を行うことに決定し、さらに、合同裁判を行ってから処刑することを決めたのである。しかも、犯人は奴僕であっても、死刑執行は必ず合同裁判を経てからしなければならなかった。清朝は最初から死刑に対してかなり慎重で、単独のザサグに対して死罪を確定し、それを執行する権利を与えなかった。

3.2. モンゴル貴族や清朝の大臣が合同で行う中間レベルの裁判について

清朝はモンゴル地域で定期的に国家レベルの会盟を実施して、事件当事者を決められた場所に集め、皇帝の派遣した大臣とモンゴル貴族たちが合同で裁判を行い、事件を処理していた。事件処理のためにモンゴル地域にくる皇帝の派遣した大臣の送迎に関する厳しい規定さえも崇徳元年の時点ですでに定められていた¹⁸。さらに、崇徳 2 年 (1637) から会盟実施に際して皇帝の「命令書」 (*jarliy-un biçig*) の公布が義務づけられ、会盟に参加したモンゴル貴族や平民に皇帝の意思を直接伝えるようになった¹⁹。この命令書に書かれた内容の

として理解しているに対して、達力扎布 (2004) は「殺人事件」として理解している。

¹⁶ ほぼ同じ内容が康熙 14 年の規定として『康熙会典』・刑例には「凡審定死罪犯人，札薩克王、貝勒等在附管札薩克王、貝勒等處說明，審過處決。不與附管札薩克王等說明審過處決，以私殺論。會集所審死罪人，即于會集處處決。」と書かれているが、太宗皇帝に関する内容は記入されておらず、康熙年代に制定された規定になっている。従って、『理藩院律書』が清代モンゴル法の貴重な史料であることが分かる。

¹⁷ 一般的に清朝のモンゴル法には、死罪になる犯罪が明確に定められている。そのため、犯した犯罪から直ちに死罪かどうかを確認できる場合がある。

¹⁸ モンゴル語「モンゴル文内秘書院檔」、第 1 巻、pp. 93-98。および Heuschart (2011) を参照。

¹⁹ 前掲、第 1 巻、p. 181。

一部は清代モンゴル法の一部になっていく。その詳細について第 2 部で具体的に分析することにする。

太宗年代に清朝政府により実施された会盟における裁判について同じく『理藩院律書』第 70 条に以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

čiyulyan neyilejü sigüjü alaqu yal-a-tu kümün bolbasu darui čiyulyan neyilegsen yaǰar-a sigügsen yosoǰar alatuǰai.

和訳

死刑が会盟の合同審理によって言い渡されたなら、直ちに集会した場所で、結審した通り死刑執行にせよ。

このように清朝の大臣が参加する会盟に死刑執行の権利まで与えられ、死刑が言い渡された犯人に対する死刑の執行が認められていた。会盟において、審理した事件や問題を皇帝に報告していたかどうかは不明である。しかし、会盟とは別に、個別な事件を審理するため、皇帝が大臣を派遣してモンゴルの貴族と共に事件を審理していたことは島田（1992）によって指摘されており、この場合は、必ず審理の経緯や犯人に言い渡すべき刑罰などを理藩院の大臣が詳細に書いて、皇帝に上奏しなければならなかった。皇帝が上奏文を見て最終結審をしていた。

3.3. 中央政府による国家レベルの裁判について

清朝中央政府による国家レベルの裁判について、清朝の編纂した法制史料には関係する記事は見られない。幸いなことに、近年出版されたモンゴル語「モンゴル文内秘書院檔」には、清代初期における中央による裁判についての詳細な規定が含まれている。それは以下のようなものである。

モンゴル語テキスト

γadaγadu mongγol ulus tende-ben sigüjü ese daγusuγsan aliba ǰarγu-yin tulada irebesü, degesi boyda qaγan-dur urid büü ayildq-a. ǰarγu-yin učir-i bičig bičijü, mongγol-un yabudal-un yamun-dur üjegül. mongγol-un yabudal-un tūsimed asaγuγad, čola erikü kümün bolbasu, sayid-un yabudal-un yamun-dur kürge. tariyan tariqu, qudal-du kikü, nutuγ qubiyaqu kereg bolbasu, sang-un yabudal-un yamun-dur kürge. ökin ögkü, beri abqu, er-e em-e ese ǰokilduγsad, süi ese öggügsed bolbasu törö-yin yabudal-un yamun-dur kürge. ayan aba kiged, urbaqu, bosqu, samayu buliyan qulayai ba ǰaqai-yin ulus-yin-tur emiyeküi sergeyileküi dayisun-u üyile bolbasu čerig-ün yabudal-un yamun-dur kürge. aliba öri tölögesün qulayai qudal kiged, kümün-i alaysad, kereldügsed, ǰančiydaysad, kümün gerečilekü yala bolbasu ǰarγu-yin yabudal-un yamun-dur kürge. qota bariqu, kerem deledkü kereg bolbasu üile-yin yabudal-un yamun-dur kürge. ali yamun-dur kürgebesü, tere yabudal-un sayid, mongγol-un yabudal-un tūsimed-tei üdter asaγuγad γadaγadu čaγaǰa-bar sigüjü degegsi ayiladq-a. γadaγa-du ulus-un üyile-yi büü udayadqun. Degedü

和訳

外藩モンゴルの人々は、そこで結審できなかつたあらゆる裁判事件を上訴しに来たら、直接皇帝に上奏してならない。訴状を作成して、蒙古衙門に提出せよ。蒙古衙門の役人は事情を確認して、爵位・官位授与に関する件なら、吏部に送れ。耕作、貿易、牧地の区分に関する件なら、戸部に送れ。嫁取り、嫁入り、夫婦不和、婚約破棄に関する件なら、礼部に送れ。出兵や狩猟、離反、逃亡、紛争、辺境防衛に関する件なら、兵部に送れ。負債、窃盗、殺人、喧嘩、殴り合い²¹、告発に関する件なら、刑部に送れ。城作り、壁作りに関する件なら、工部に送れ。送付をうけた当該の部の役人は蒙古衙門の役人と共に、外の法に従って事件を審理し、判決案を皇帝に上奏せよ。外藩モンゴルの問題をすぐに処理するように。崇徳2年秋の初めの月の16日。

この命令は清代初期における蒙古衙門と六部の役割分担や清朝初期の政治状況を示す重要な史料であり (Heuschert, 2014)、さらに、清代初期のモンゴルの裁判制度に関する重要な史料でもある。というのは以下の内容が書かれているからである。

まず、「そこで結審できなかつたすべての裁判事件」(tende-ben sigüjü ese daγusuγsan aliba jarγu) とはモンゴルのザサグが自ら結審できなかつた裁判事件なのか、あるいは、ザサグの判決に対して当事者に不服があつて、理藩院に訴えに来る裁判事件なのかは明確ではないが、モンゴル貴族が処理できない裁判事件が存在したことに大きな意味がある。清代モンゴルのザサグの旗内における管轄権ともかかわる。

次に、「訴状を作成して」と書かれたように、中央政府へ上訴する際には、必ず訴える内容を文章で作成しなければならなかつた。つまり、訴状の作成が義務づけられていた。

第3に、訴状を受け取つた蒙古衙門は事情を確認して、当該の部に訴訟者を引き渡す。各部に割りあてられた受理項目をまとめると以下になる。

部名	受理項目
吏部	爵位・官位授与
戸部	耕作、貿易、牧地の調整
礼部	嫁取り、嫁入り、夫婦不和、婚約破棄
兵部	出兵や狩猟、離反、逃亡、紛争、辺境防衛
刑部	負債、窃盗、殺人、喧嘩、殴打、告発
工部	城作り、壁作り

²⁰ モンゴル語「モンゴル文内秘書院檔」、第1巻、p.187-189。この命令について、Heuschert (2014) の詳細な研究がある。氏は蒙古衙門と六部の役割分担および清朝の六部と中国伝統的な六部との関係に焦点をあて、六部を中央政府 (the central government) と定義し、蒙古衙門と六部は行政レベルが異なるものであると見なし、蒙古衙門は中央政府とモンゴルの間でパイプ的な役割を果たしていたと指摘した。他方、清朝の六部は明朝の六部に倣って設置されたが、内陸アジアの政治性質が強く、明朝のそれと対等のもではないとも指摘している。

²¹ 「殴り合い」モンゴル語で jančiydaysad と書かれ直訳すると「殴られた者」となるが実態は不明。

この受理項目は「モンゴルで結審できなかったあらゆる訴訟事件」として見なされているが、例えば、爵位や官位に関する件はそもそもモンゴル貴族たちが決定できる問題ではない。そのため、*tende-ben sigüjü ese dayusuysan aliba jarγu* とは必ず裁判事件のことであると限らない。

第 4 に、事件の審理は必ず蒙古衙門の役人と管轄の部の役人が合同で実施しなければならなかった。さらに、事件審理において、重要なのは「外の法」(*yadayadu čayaǰa*) を適用することであった。「外の法」の実態は明記されていなかったが、当時すでにモンゴル人専用の法律が清朝に存在していたことが分かる。

第 5 に、六部と蒙古衙門には、最終結審の権利が与えられておらず、皇帝が最終結審権を握っていた。中央へ上訴したあらゆる訴訟事件をホンタイジ自ら裁決するとされていることから、彼がどれほどモンゴルを重視していたかが窺える。

第 4 節 崇徳年代のモンゴル法

4.1. 「外の法」について

すでに述べたように崇徳 2 年のホンタイジの命令に書かれているように、モンゴルの裁判事件を「外の法」(*yadayadu čayaǰa*) に従って審理しなければならなかった。この「外の法」の内容は知られていないが、それがモンゴル人専用の法律であったことは別の史料からも確認できる。『康熙会典』「刑例」の「国初定」の規定に以下のように定められている。

漢語テキスト

邊内人在邊外犯罪，照内律。邊外人在邊内犯罪，照外律。八旗遊牧蒙古，蘇魯克人等俱照外律治罪。

和訳

辺内の者が辺外で犯罪をおかしたら、中の法律で裁く。辺外の者が辺内で犯罪をおかしたら、外の法律で裁く。八旗チャハル、スルグチンなどの者も外の法で裁く。

清朝は万里の長城を境に、万里の長城の外側のモンゴル地域を総じて辺外と呼び、万里の長城の内側を総じて辺内と呼んでいた。辺外に適用されるのは「外律」で、それはモンゴル語の *yadayadu čayaǰa* の直訳である。清朝初期において、辺外と辺内では適用する法規が異なっており、その法規は属人主義的な特徴が強く、モンゴル人は辺内で犯罪をしても、モンゴル人専用の法律に従って処罰していた。「外の法」の詳細な内容が不明だが、それは集成法であった可能性が高い。

4.2. 崇徳 8 年の「蒙古律書」

清朝が崇徳 8 年 (1643) 年に支配下のモンゴルに対して『蒙古律書』という集成法を公布したことは、『清実録』の康熙 6 年 9 月 2 日 (1667.10.18) の条により知られており、それは清朝が支配下のモンゴルに対して公布した最初の集成法であると見なされている。元々この法典の内容はまったく知られていなかったが、2003 年に公開されたモンゴル語「モ

ンゴル文内秘書院檔」にはこの法典に関する貴重な史料がおさめられている。筆者はそれを簡略に紹介し、崇徳 8 年に清朝が『蒙古律書』という集成法を編纂したことを再確認した(王、2011)。モンゴル語「モンゴル文内秘書院檔」の順治 14 年 7 月の条には以下のように記されている。

モンゴル語テキスト

Degedü erdem-tü-yin naimaduyar on Ɔadaɣadu Mongyol ulus-tu tarqayɣsan ɕayajin-u bičig-iin dotoraki qar-a bey-e kümün qulayai kibesü bey-yi inü jayun tasiyur jančiyad tegünü noyan-ača oro qolboqu elči yarɣuu abqu gegči kiged basa jaruča boɣol qulayai kibesü jayun tasiyur jančiju talbiqu gegči bügüde-yi ebdejü aliba kümün kümün kiged dörben qosiyu mal-i nigen kümün qulayai kibesü alaqu kemegsen-dür baytaɣaju jasaɣu ögsügei kemen Ɔadaɣadu ayimaɣ-un törö-yi jasaɣči yabudal-un yamun degere ayiladqaju degedü-in jarliɣ-iyar Ey-e-ber jasaɣči-yin arban dörbedüger on qabur-yin segül sara-yin arban nigen-e jasaɣu nige jayun qorin debter-i namur-un terigün sara-yin sin-e-yin jiryuyan-a erkin tüsimel Gioro, Baqana, ded tüsimel Omoytu, Mergi, Niman, Čangnai eden-dür kelejü, ede tüsimel Čangnai, ekjeku hafan Kamur, Kooli, Šukaisa ede üjejü Ɔadaɣadu ayimaɣ-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u aisilakü hafan Tonjoy, tačiha hafan šadara, bithesei hafan Borotoi eden-dür tusiyan ögbe.

和訳

崇徳 8 年に外のモンゴル国に配布した『蒙古律書』の中の「1 人で窃盗罪を犯したら、鞭打ち 100 回に処罰し、その者のノヤンに 2 倍の賠償を(課し)、さらに(そのノヤンから)使者が裁判費を徴収する。また召使や奴隷が窃盗を起こしたら、鞭打ち 100 回に処罰する」という規定すべてを無効にし、「誰であれ 1 人で、人をかどわかしたり、4 種の家畜を盗んだりしたら、死刑にする」と改定して(モンゴルに)公布しようと理藩院が皇帝に上奏し、皇帝の命令に従って順治 14 年春の最後の月の 11 日(1657.4.24)に修正して、(新しい法典)120 冊(作成した件)を秋の初めの月 6 日(1657.8.15)に大学士 Gioro Bahana、学士 Omoktu、Mergi、Niman、Cangnai に報告し、それから、学士の Cangnai、主事の Kamur、Kooli、Šukaisa らが確認して理藩院の員外郎の TonjoG、博士の Sadara、筆貼式の Borotoi に交付した²²。

わずかな内容であるが、この史料によって崇徳 8 年の『蒙古律書』の内容が初めてあきらかになった。それは窃盗罪に関する内容で以下のように定められていた。

モンゴル語テキスト

qar-a bey-e kümün qulayai kibesü bey-yi inü jayun tasiyur jančiyad tegünü noyan-ača oro qolboqu elči yarɣuu abqu gegči kiged basa jaruča boɣol qulayai kibesü jayun tasiyur jančiju talbiqu.

和訳

1 人で窃盗罪を犯したら、鞭打ち 100 回に処罰し、その者のノヤンに 2 倍の賠償を(課し)、さらに(そのノヤンから)使者が裁判費を徴収する。また召使や奴隷が窃盗を起こしたら、

²² モンゴル語「モンゴル文内秘書院檔」第 5 巻、pp. 242-243.

鞭打ち 100 回に処罰する。

この規定からいくつかの内容が読み取れる。まず、*qar-a bey-e kümün* という表現は、アイシン国時代にマンジュの支配者とモンゴル貴族が話し合っただけで決めた法規の表現とまったく一致しており、さらに、『白樺法典』、『オイラト法典』と言ったモンゴル貴族のみによって制定された法規の表現とまったく一致する。崇徳 8 年の『蒙古律書』にはこのようなモンゴル伝統の表現が使用されていたが、順治 14 年には *nigen kümün* に変更された。崇徳 8 年の『蒙古律書』を改定して編纂された康熙 6 年の『蒙古律書』には、*qar-a bey-e kümün* という表現はまったく見られない。清朝の統制によってモンゴル伝統の法律用語は失われていった。加えて言うと乾隆 54 年 (1789) 年に編纂された『蒙古律例』のモンゴル語版のモンゴル語表現は漢語版の直訳になっており、康熙 6 年の『蒙古律書』のモンゴル語表現とも大きく異なっていた。この問題は今後の課題とし、稿を改めて詳しく分析する。

この史料には、崇徳 8 年の『蒙古律書』に規定されていたように一人が窃盗を行った場合は、鞭 100 回に処罰するという規定の刑罰が順治 14 年に死刑に変更されたように記されている。だが後の章で分析するように順治 10 年の時点ですでに 4 種の家畜を一人で盗んだ場合は死刑になっていた。そのため、順治 14 年の改定はまったく新しく規定を制定したのではなく、すでに機能していた規定を法典に書き加えたのみである。

変更される以前の規定は以下に示す 1632 年 10 月 5 日に制定された法規の規定とよく似ていて、両者の間に継承関係が成立するのではないかと考えられる。

モンゴル語テキスト

*qar-a bey-e kümün qulayai kiküle tere qosiyun-u noyan-ača oro qolboy-a elči yaryuu abqu*²³.

和訳

1 人で窃盗罪を犯したらその旗のノヤンに 2 倍の賠償を (科し)、さらに (そのノヤンから) 使者が裁判費を徴収する。

管轄のノヤンから徴収する項目は崇徳 8 年の『蒙古律書』の規定とまったく一致する。窃盗罪を管轄のノヤンに連帯責任をとらせるという内容である。一方、窃盗者については、1632 年 10 月 5 日に制定された法規には死刑にすることに定められている。崇徳 8 年に『蒙古律書』を編纂するに当たって、アイシン国時代の法規に修正を加えて新しい法規を制定したと考えられる。

一方、康熙 6 年の『蒙古律書』は崇徳 8 年の『蒙古律書』を改定・修正して編纂されたことが、この法典の前文に記されている。

康熙 6 年の『蒙古律書』の前文

モンゴル語テキスト

Ayuda örösiyegçi nayiramdayu boyda qayan-u jarliy-iyar olan ayimay-un mongyol ulus-tur yeke

²³ 『満文原檔』第 8 巻、p. 323。この規定を栗林、海蘭 (2014, p. 173) は「単身の (?) 者が盗みをすれば、その旗のノヤンから代わりに賠を使者が見る (?)、徴する」と翻訳している。

jasay čayaža-yi tarqaysan bülüge, qoyin-a jasaysan nemegsen učir-i Engke Amuγulang-un jiryuγaduyar on. qayučin jasay-un bičig-tür nemen jasažu, γadaγa-du ayimay-un qosiyun-u jakiryuči vang. noyad. qosiyun-u tayiji. güng-üd. tayiji-nar-tur tarqabai.

和訳

寛にして任にして温である、聖なる皇帝の命令により、外藩モンゴルに大法典を頒布した。その後、修正および改定した内容を康熙 6 年に旧法典に追記して、外藩の旗を管轄する王、ノヤン、ホシユーのタイジ、公ら、タイジらに頒布した。

崇徳 8 年の法典は康熙年代にモンゴル語で *yeke jasay čayaža* と呼ばれていた。康熙 6 年に崇徳 8 年以降の必要に応じて制定したすべての規定を崇徳 8 年の法典に加えて、新しい法典を編纂した。*qayučin jasay-un bičig-tür nemen jasažu* という表現から康熙 6 年の新法典には崇徳 8 年の法典の規定がそのまま内包されていると判断される。

第 5 節 崇徳年代の裁判事例—済南および中後所戦におけるモンゴル貴族の軍律違反を事例に—

崇徳 3 年 8 月から崇徳 4 年 4 月までの対明戦争（島田、1992, p. 196）、具体的に言うと済南戦および中後所戦の出兵では、モンゴル貴族のおくった兵士の数が清朝の要求した数に満たなかったため、ホンタイジが大臣をモンゴルに派遣して、会盟を行わせ有罪のモンゴル貴族を審理させることにした。いわゆる十七世紀蒙古文文书档案から見れば、会盟は計 3 か所で行われたが、その内ホルチンの貴族に対する審理についての内容は『清実録』には見られない。残りの 2 か所の会盟における審理内容は『清実録』に収録されており、島田（1992, pp. 190-218）による詳細な分析がある。十七世紀蒙古文文书档案から 3 か所に実施された会盟について表で示すと以下になる。

ナイマン、ハラチンの貴族に対する審理

軍律違反者	ホンタイジの派遣した大臣	会盟が実施された場所	会盟に参加した旗	史料の出典と日付
ナイマンのダルハン郡王、アルホルチンのモジヤン (Mujang)、四子のイルザム (Irjam)	ドルジ・ダルハン・ノヤン (都察院左参政)、セレン (理藩院参政)、ニカン (理藩院参政)、八旗審事官 9 人	šira mören-ü ülāyan Buryasun	アオハン、ナイマン、オラト 3 旗、ジャロード 2 旗、モジヤンの旗、四子、バーリン 2 旗、オンニョード 2 旗	十七世紀蒙古文文书档案 (p. 238)、崇徳 4 年 8 月 5 日
ハラチン、トゥメドのノヤンやタブナン	セレン (理藩院参政)、ニカン (理藩院参政)、副理事 3 人、八旗審事官 4 人	Maila-yin gün olom	ハラチン、トゥメド	十七世紀蒙古文文书档案 (p. 256)、崇徳 4 年 11 月 13 日

ホルチンの貴族に対する審理

軍律違反者	裁判	ホンタイジの派遣した大臣	会盟が実施された場所	会盟に参加した旗	史料の出典と日付
ジャサグト郡王、ドルベドのセレン (Sereng) トンホル (Tongqur)、ゴルロス後旗のボムバ (Bumba)、ジャンバラ (Jambala)、セレグレン (Šerüileng)、	第1審	記述なし	Toor-yin ʧool-un bolotai qangyan	記述なし	十七世紀蒙古文文書档案 (p. 259)、崇徳4年12月27日
ゴルロス前旗のグム (Gümü)、サンガル (šangyar)、ドンドブ (Dondob)、ジャムソ (Jamsu)	第2審	記述なし	記述なし	ナイマンのダルハン郡王 (Qong Bayatur Güngcüg)、ザサグのダルハン・ジョリグト (Ombu、四子)、ザサグのダルハン・ダイチン (Darqan Daičing、オンニョード)、マンジュシリ (Manjusiri、バーリン)、モジャン (Mujiang、アルホルチン)、ハラチンのセレン、トゥメドのオンブ	十七世紀蒙古文文書档案 (p. 259)、崇徳4年12月27日

表からこれは、第2節で紹介したモンゴル貴族や清朝の大臣が合同で行う中間レベルの裁判の事例であることが分かる。この裁判事例から以下のことが読み取れる。

まず、軍律違反の事件であるにもかかわらず、事件審理には、兵部の役人が参加せず、理藩院の官員が参加していることがひとつの特徴である。従って、表1で示した崇徳2年の規定が、実際の事件審理では機能していなかったことが分かる。

次に、会盟に参加した旗のリストは、後にジョー・オダ盟、ジョソト盟、ジリム盟を構成する旗とほぼ一致する。清朝が有罪者全員を1カ所に集めて審理せず、3カ所に分けて審理したのは、一時的な事件審理の手段とは考えられない。崇徳4年の時点ですでに各盟の原型が形成されていたと考えられる。

第3に、ホルチン各旗に対する事件審理は別の旗と異なり、第2審まで行われたことが特徴的である。それは、ホンタイジは、ホルチンの貴族の犯した軍律違反の責任はホルチ

ン10旗の統括者であるトゥシェート親王、ジョリグト親王にあると指摘したことによるもので、ホンタイジとホルチンの特別な関係を示す。

第4に、徴兵は旗を単位としたものではなく、モンゴル王族の分枝構造に即しておこなわれており、徴兵の不履行に対する処罰は、旗のザサグではなく、不履行の貴族を対象にしている。というのは、岡（2007, p. 52, pp. 58-59）が示したように、ドゥルベンフーヘドのイルザム（Irjam）、ゴルロス後旗のジャムバラ（Ĵambala）、セレグレン（šergüileng）、ゴルロス前旗のサンガル（šangyar）、ドンドブ（Dondob）、ジャムソ（Ĵamsu）たちは当該旗のザサグではなく、いくつかのソムを管轄する貴族だからである。

第5に、会盟に協議した処罰と皇帝による最終処罰は、かなり異なる。それを表で示すと以下になる。

軍律違反者	会盟で協議した処罰	皇帝による最終処罰
ナイマンのダルハン郡王、 アルホルチンのモジャン（Mujang）	罰馬 50 頭ずつ	0
ドゥルベンフーヘドのイルザム（Irjam）	罰馬 30 頭	0
第1審 ジャサグト郡王、ドルベドのセレン（šereng） トンホル（Tongqur、ホルチン左翼後旗）	Eden-ü ger-tü sayulyaysan čerig-i inü abqu（彼らの家に配置した兵士をとりあげる）	取り消し
ゴルロス後旗のボムバ（Bumba）、ゴルロス前旗のグム（Gümü）	ザサグを罷免し、さらに家に配置した兵士をとりあげる。	
ジャムバラ（Ĵambala）、セレグレン（šergüileng）、サンガル（šangyar）、ドンドブ（Dondob）、ジャムソ（Ĵamsu）	家に配置した兵士をとりあげる。	
第2審 トシェート親王、ジョリグト親王	罰馬 100 頭ずつ	0
ジャサグト郡王、ドルベドのセレン（šereng） トンホル（Tongqur、ホルチン左翼後旗）	罰馬 50 頭ずつ	罰 9 頭
ゴルロス後旗のボムバ（Bumba）、ゴルロス前旗のグム（γümü）	罰馬 100 頭ずつ	3 罰 9 頭 (3×9=27 頭)
ジャムバラ（Ĵambala）、セレグレン（šergüileng）、サンガル（šangyar）、ドンドブ（Dondob）、ジャムソ（Ĵamsu）	罰馬 50 頭ずつ	罰 9 頭

皇帝による最終処罰はつねに会盟の協議より軽くなるのが、清代初期におけるモンゴル

の裁判の特徴である。ホンタイジは、ホルチンの貴族たちの犯した軍律違反罪にトゥシェート親王、ジョリグト親王が責任を有すると指摘し、第 2 審を行わせたが、結局処罰することはなかった。トシェート親王、ジョリグト親王に注意させるのがホンタイジの最大の目的であったと考えられる。谷井（2012、同 2015, pp. ）によれば、ホンタイジは八旗の兵士や諸王の犯した軍律違反罪を厳しく処罰していた。しかし、表で示したように、外藩モンゴルの貴族に対して必ずしもそうではなかった。

第 6 節 小結

清朝はアイシン国時代からモンゴルに対して法規を公布し、法規の遵守を求めた。暴力によって、モンゴル貴族たちの領民や家畜を略奪することはしないとモンゴル貴族に対して約束したホンタイジは、法規を制定することによって、その支配力を徐々にモンゴル社会の内部まで浸透させ、罰畜（罰金）の一部を自分に帰属させたばかりではなく、死刑執行権までホンタイジが統轄した。さらに、1636 年に大清国が成立するとホンタイジの対モンゴル支配は一層強化され、崇徳 2 年の時点でモンゴルに発生したすべての事件を中央で迅速に処理できるシステムを設置した。また、モンゴル地域に合同裁判制度を導入することによってザサグの権力が大きく制限され、モンゴル貴族の属民に対する支配力は一層弱まった。また、モンゴル人専用の「外の法」という法規が少なくとも崇徳 2 年の時点で存在しており、実際の裁判で適用するように定められていた。「外の法」と崇徳 8 年の『蒙古律書』の関係は不明だが、崇徳 8 年の『蒙古律書』の規定はアイシン国時代に制定された法規と緊密な関係にあったことが確認された。一方、崇徳年代の裁判事例から見れば、法の適用は確認できなかったものの、緊密な関係にあったホルチンへの対応は、ほかの旗とことになっており、事件審理の方法は、後に形成される内モンゴル 6 盟の構成とよく似ていたことが分かった。

第2章 順治時代のモンゴルの法と裁判

第1節 先行研究と問題の所在

順治年代のモンゴル法について従来の研究では、主に『清実録』を利用して、順治8(1651)年に官位の世襲に関する法規を制定したこと、順治9(1652)年に婚姻に関する法規を制定したこと、順治15(1658)年にいわゆる「理藩院大辟条例」¹を制定したこと、そして清朝の官纂史料である各「会典」に順治年代の法規が多数含まれていることが紹介されている²。また、第1章で紹介したように、順治14(1657)年当時の現行法とも考えられる崇徳8年に制定された『蒙古律書』に修正を行ったことも紹介されている。順治年代のモンゴル法の内容は太宗年代よりさらに整っていると見て間違いない。一方「会典」と言っても、現在知られている清朝が編纂した最初の「会典」は『康熙会典』であり、山根(1993)によれば、この会典の原稿が皇帝に上奏されたのは康熙29年であり、刊行されたのは康熙34年か康熙35年であったらしい。そのため、『康熙会典』に含まれる順治年代の規定がいかなる形で存在していたのかは不明であり、さらにいかに適用されていたのかも不明のままである。そのため本章においては、2003年に出版された『清内秘書院蒙古文档案汇编』および2010年3月に出版された『清朝前期理藩院滿蒙文題本』に含まれた裁判事例を参考に順治年代のモンゴル法とその適用の実態をまとめる。

第2節 文書史料に見られる順治年代のモンゴル法

2.1. 『清内秘書院蒙古文档案汇编』に見られる順治年代のモンゴル法

順治14(1657)年に清朝が崇徳8年に制定したモンゴル法典を修正して、再発行したことはすでに述べた通りである。実はこれとは別にいくつかの法律をモンゴルに公布していたことも『清内秘書院蒙古文档案汇编』に記されている。まず、順治4年10月20日(1647.11.16)を日付とする文書には以下のように記されている。

モンゴル語テキスト

Degedü jarliy. Gadayadu Mongyol-un vang-ud, noyad tayiji-nar-tur bičig bayulyaba. edüge sonosbasu, qulayai asuru oladajı genem. qosiyun-u ejen, meyiren-ü janggin, jalan-u janggin, sumun-u janggin, arban ger-tür kürtele bügüde ejen bui. ta bügüde öber-ün öber-ün tus tus-tayan kinaju jakirbasu, qulayai yakin oladaqu. ijayur qulayai selegün boluysan čay-tur, olan amitan-i

¹ その内容は、乾隆朝『清実録』順治15年9月16日(庚戌)(1658.10.12)の条に「平人與外藩蒙古王、貝勒福金通奸、福金處斬、奸夫凌遲處死、其兄弟處絞。凡發外藩蒙古貝子等塚者、截殺來降人衆爲首者、劫奪死罪人犯爲首者、公行搶奪人財物者、與逃人通謀給馬遣行者、挾仇行害燒死人畜者、臨陣敗走者、故殺人者、以上八項死罪犯人、俱處斬。夫私殺其妻者、盜人口及駝馬牛羊者、誤傷人命、擇本旗人令其發誓、如不發誓、應坐故殺償命者。此三項死罪犯人、俱處絞。又鬥毆傷重、五十日內死者、行毆之人處絞。議上、得旨、著永著爲例」と記されている。

² 島田(1982, pp. 124-126)、趙(1989, p.149)、劉(1993, pp. 4-5)、烏力吉陶格套(2007, p. 23)、楊(2010, p. 41)を参照。

örösiyejü olan qulayaiçid-aça nigen-i inü alaĵu, nigen kümün ğurban üy-e qulayai kibesü alan bülüge. edüge olan kümün qulayai kibesü qoyar-i inu songyoĵu alaqu, ğayĉayar qulayai kibesü sayar ügei alaqu bui.³

和訳

外藩モンゴルの王ら、ノヤン、タイジらに命令書を下した。現在聞くとところによれば、盗人が増えたようだ。固山額真、梅倫章京、扎蘭章京、佐領、十戸まで責任者がいるだろう。汝らが各々の受け持った所を厳しく取り調べるなら、窃盗はなぜ増えるのか。以前の窃盗事件が少なかった時期に、衆生に恩恵を与えるがゆえに、共犯の場合は、そのうち一人を死刑にし、一人が 3 回にわたって窃盗を行った場合は、そのものを処刑していた。今後は、共犯の場合は、そのうちの 2 人を選んで処刑する。一人で窃盗を行った場合は、直ちに処刑する。

これは窃盗罪に関する法律で、窃盗罪の処罰は、共犯と単独犯により異なっており、順治 4 年以前は、共犯罪の場合は、犯人のうち一人を処刑していた。しかし、順治 4 年から 2 人を選んで処刑することに変更した。しかし、共犯罪において、首犯と従犯の区別が言及されていない。他方、単独犯の場合は、順治 4 年以前は、窃盗を行った回数が 3 回になると処刑されていたが、順治 4 年以降では、窃盗を行った回数が考慮されなくなり、一人で窃盗を行った場合は直ちに処刑するように決められた。窃盗の多発は法規変更の理由として説明されている。一方、順治 4 年以前の決まりが集成法に定められていた内容かどうかは不明である。『康熙会典』「賊盜」には、順治年代の窃盗に関する規定は存在せず、「国初定」の規定には「ラグダ、馬、牛、羊といったいわゆる 4 種家畜を一人で盗んだ場合は、主人と奴隷を区別せず処刑する。2 人が盗んだら、一人を斬首する。3 人が盗んだら、そのうちの 2 人を斬首する。大勢の人が共謀して盗んだら、そのうちの首犯なる 2 人を斬首する。従犯を鞭で 100 回打って、家畜 3 罰 9 頭にすると定められている。もし、この「国初定」の規定が確かに順治年代以前に制定された内容なら、順治 4 年までの間に少なくとも一度は変更されたと判断される。そして順治 4 年の変更は、まったく新しく導入された規定ではなく、順治年代以前の法規に立ち戻ったことになる。この禁令を順治 5 年に遊牧チャハル八旗、スルグチン⁴ (sürüg-üd-čin) に公布した⁵。また、順治 9 年、12 年 15 年、17 年に実施された会盟で「命令書」(čiyulyan-du baĵulyaysan ĵarlıĵ-un bičig) でも多数の法律を公布した。会盟に公布した命令書については第 2 部で詳細に検討する。

一方、第 1 章で紹介したように、順治 14 年に清朝は崇徳 8 年に制定した『蒙古律書』の一部内容を改定した。改提案を提出したのは理藩院であり、改定の過程において、ほかの部が参加したかどうかは当史料には記述がなく、改定後の新法典を内閣が作成し、理藩院に交付したことが記されている。法改定において、理藩院が中心的な役割を果たしていたことが分かる。繰り返しになるが改定後の新しい規定は以下のものである。

³ 「モンゴル語内秘書院檔」第 2 巻、p. 361。

⁴ スルグチン (Sürüg-üd-čin) 漢語で「養息牧場」といい、清朝皇室および八旗の祭事などに利用する牛、羊を有能なモンゴル人を選んで管理させ、一社会的な組織を形成していた。その詳細については関 (2008) を参照せよ。

⁵ 「モンゴル語内秘書院檔」第 3 巻、pp. 8-9。

モンゴル語テキスト

aliba kümün kümün kiged dörben qosiyu mal-i nigen kümün qulayai kibesü alaqu.

和訳

誰であれ1人で、人をかどわかしたり、4種の家畜を盗んだりしたら、死刑にする。

この規定において、4種の家畜を盗んだ場合は、処刑すると定められているが、処刑の種類は書かれてない。しかし、康熙6年に編纂された『蒙古律書』第80条では以下のように定められている。

『蒙古律書』第80条のモンゴル語テキスト

aliba kümün, kümün kiged, dörben qosiyu mal-i nigen kümün qulyabasu köbçidejü alamü, qoyar kümün bolbasu, nigen-i-inü köbçideju alamu, yurban kümün bolbasu qoyar-i-inu köbçidejü alamu, olan kümün bülüglejü qulyabasu qoyar kümün-i songyoju köbçidejü alayad, basa kedün kümün bolbasu jayuyad tasiyur jançiju yurbayad yisün boda abumu, ene jerge-yin qulayaiçid-i-inu ejen boyol-i ülü ilyamu.

和訳

誰であれ1人で、人をかどわかしたり、4種の家畜を盗んだりしたら、絞殺に処す。2人なら、その内の1人を絞殺に処す。3人ならその内の2人を絞殺に処す。何人かが共謀して窃盗を行ったら、2人を選んで絞殺に処す。また残りの犯人は何人であれ、罰100鞭、家畜3罰9頭に処す。このような窃盗者に対して、主人と奴隷を区別しない。

この規定の下線部分は順治14年の新しい規定とほぼ一致しているが、処刑のみであったのが絞殺に変更されている。周知のように、伝統モンゴル法やアイシン国年代に制定されたモンゴル法において、処刑の種類は書かれてない。絞殺、斬首、凌遲と言った中国伝統法における処刑方法は清朝によってモンゴル地域に導入された。しかし、これらの処刑方法が正確にいつモンゴルに導入されたのかは不明のままに残されている。『康熙会典』「賊盜」の「国初定」の規定には、『蒙古律書』の規定とまったく同様の規定がある。それは以下の通りである。

漢語テキスト

凡駝馬牛羊一人盜者，不分主仆絞。二人盜，斬一人。三人盜，斬二人。衆人夥盜者，為首二人斬，余俱為從，鞭一百，罰三九。家奴偷盜，鞭一百，追取所有。無可追者，于其主名下加倍追取。籍沒為首人妻子家產牲畜，並為從人所罰牲畜，俱給失主。

和訳

だれであれ1人で、4種の家畜を盗んだら、主人と奴隷を区別せず絞殺に処す。2人なら、その内の1人を絞殺に処す。3人ならその内の2人を絞殺に処す。何人かが共謀して窃盗を行ったら、2人を選んで絞殺に処す。また残りの者を従犯とし、罰100鞭、家畜3罰9頭にする。奴隷が窃盗を行ったら、罰鞭100回に処し、所有物を没収する。所有物がなかった

場合は、主人から 2 倍の賠償を徴す。首犯の妻子や財産を没収する。並びに従犯から徴した家畜を被害者に給す。

少し表現が異なるが、この規定の下線部分は『蒙古律書』80 条の規定とまったく同様の趣旨からなる規定である。「国初定」と表記していることから、太宗年代の規定だと判断されうる。しかし、上記モンゴル語で書かれた史料から太宗年代にこのような規定が存在しなかったことは明らかであり、4 種家畜を盗んだ窃盗罪の処刑である絞殺が順治 14 年以降に導入されたことは明らかであるため、康熙 20~30 年代に編纂された『康熙会典』を利用して「蒙古例」の制定された時期を確認するのでは不十分であり、さらに「国初定」の規定をもって太宗年代のモンゴル法をまとめることはできない。

一方、順治 12 年に牛 1 頭や馬 1 頭を盗んだ犯人が、死刑を免れるため理藩院に自首した 2 つの事例⁶が「理藩院題本」に収録されており、順治 14 年以前に馬や牛を一人で盗んだ場合は死刑であったことがわかる。従って、順治 14 年に『蒙古律書』に編入された「4 種家畜を一人で盗んだら、死刑にする」という規定は、順治 14 年に制定した規定ではなく、それ以前に制定していた規定を集成法に編入しただけである。

2.2. 「理藩院題本」に見られる順治年代のモンゴル法

2010 年に出版された『清朝前期理藩院満蒙文題本』には、訴訟事件に関する内容が多く含まれており、一種の裁判文書集でもある。すでに述べたようにこの資料集について池尻 (2010) による詳細な説明があり、「理藩院題本」の書式は概ね以下の 8 つの部分からなると指摘されている。

- ① 批紅「gisurehe songkoi oso」（議したとおりになせ）「inu（是）」などの文言
- ② 理藩院の印影
- ③ 印影の上に「wesimburengge（上奏すること）」という文言
- ④ 筆頭上奏者名と上奏目的
- ⑤ 具体的な内容
- ⑥ 「erei jalin gingguleme wesimbuhe. Hese be baimbi」（このため謹み奏した。旨を請う）
「amban meni cisui gamara ba waka ofi wesimbuhe. hese be baimbi（臣たる我らが勝手に処理することは非であるので奏した。旨を請う）」などの文言
- ⑦ 日付、その上に印影
- ⑧ 上奏者が多数の場合は名前を列記

「理藩院題本」は上記の 8 つの部分から構成されており、その内容は、政治、外交、宗教など多岐にわたっており、訴訟事件を記録した「題本」の④と⑤の部分は、さらに、訴訟概略、理藩院の尋問、理藩院の判決案と言った 3 つの内容から構成され、かつこの 3 つの部分にはかなり確定された用語が使用されている。それを具体的に述べると以下になる。

(1) 訴訟概略とは、原告人の訴えた内容が短く書かれたものであり、原告人の出身や訴

⁶ 順治 12 年 10 月に発生したジャロードの牛窃盗事件（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 128-129.）、ジャライドの馬窃盗事件（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 136-137.）を参照。

訟内容が短く書かれている。まず、原告人の出身について「A habšaha jalin. B habšaha gisun もしくは habšarangge. C (A 訴えた件。B 訴えた言葉もしくは訴えた件は以下である。C)」という表現を使って、A と B の箇所に訴訟者の出身や名前を明記する。例えば、「題本」6 には「Ujumuci i Amin i habšaha jalin. Ujumucin i Cecen cin wang ni gūsai Sumun taiji i Amin i habšaha gisun (ウジュムチンのアミンの訴えた件。ウジュムチンのセツェン親王のソノム・タイジのアミンの訴えた言葉)」と記されており、「題本」38 には「Haracin i Wandan tabunang ni babai habšaha jalin. Haracin i Dureng beilei Wandan tabunang ni Garma nirui babai habšarangge (ハラチンのワندان・タブナンのババイの訴えた件。ハラチンのドゥレン・ペイレのワندان・タブナンのガルマ・ソムのババイの訴えた件は以下である)」と記されている。A の箇所には、訴訟者に関する簡単な情報、B の箇所には、訴訟者の詳細な情報が記されている。C の箇所には、訴訟者の言葉をもって訴訟の件を簡略に書く。

(2) 訴訟当事者や証人に対する理藩院の尋問やその答えとなる供述は一貫して funjici...jaburengge... (尋問すると...供述するのは以下である) という形式で書かれ、萩原(2006, pp. 234-281) が紹介したマンジュ語で書かれた「オンボフの事件に関する 3 通目の文書」にも同様の表現が使用されており、モンゴル語で書かれた裁判文書では asaγubasu...öčikü anu (尋問すると...供述するのは以下である) となっている。

(3) 理藩院の判決案とは、事件当事者の供述やそのほかの捜査によって得た証拠に基づいて、当事者をいかに処罰すべきかを具体的に記述した内容からなる。それを皇帝が検閲して、最終結審をする。理藩院の判決案は主に uttu ofi jurgan i gisurehengge (そのため、理藩院の協議したのは) という表現から始まる。duileci (照らし合わせて見れば) という表現とセットで使用される場合があり、duileci (照らし合わせて見れば) の箇所は先に記述され、そこで、事件当事者のどれが事実であるか、どれが偽造であるかについての理藩院による比較や判断が記述される。

訴訟事件に関する「題本」の一部には、toktobuha fafun i bithe、fafun i bithe、toktobuha fafun i dangse または toktobuha ba という法規、さらに、tulergi golo be dasara jurgan i fafun i bithe⁷ といった法規があり、判決の基準になっている。toktobuha fafun i bithe を直訳すれば、「既定の法書」になる。fafun i bithe はモンゴル語の čaγajin-u bičig、漢語の「律書」に対応するため、toktobuha fafun i bithe の正体はおそらく、一冊にまとめられた集成法のことであろう。一方、toktobuha fafun i dangse は「既定の法規集」と翻訳することができる。マンジュ語の dangse とは漢語の「檔冊」であり、異なる史料を年代順にまとめた会典をも指している可能性があり、toktobuha fafun i bithe と同じ内容のものであるかどうかは確定できない。一方、toktobuha ba は「定めたところ」、「定めた法規」と翻訳することが可能である。いずれにせよ、順治年代には、判決の基準となる制定法が存在し、実際にそれが機能していたのは確かである。さらに、toktobuha fafun i bithe 及び toktobuha fafun i dangse の条文がそのまま引用されている事例がいくつかある。その条文を抽出して紹介すると以下になる。

2.2.1. 奴隸殺害に関する規定

⁷ 「理藩院題本」第1巻、p. 256。

マンジュ語テキスト

toktobuha fafun i dangse be tuwaci, buya niyalma ini booi aka be waci eme uyun ulha gaimbi sehebi. Jurgan i gisurengge, toktobuha dangse i songkoi weile emu uyun ulha gaifi, Barang de bume. oron de haha toodame beidehebi.⁸

和訳

既定の法規集を調べて見れば、そこには「平民が自分の奴僕を殺害したら、罰 9 頭にする」と書かれている。理藩院は「定められた法規の檔案に従って、犯人から家畜 9 頭を取って、バーランに引き渡し、さらに身代わりの者をも引き渡す」と協議して裁いた。

(1) 適用の事件

これは順治 10 年 7 月 25 日の題本（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 29-30）に記されたバーリン旗で発生した事件で、当時バーリン旗のザサグだったマンジュシリ・ベイセが勝手に自ら管轄するソムの箭丁バーランの奴僕 2 人を同じく箭丁身分のトゥメンタイという人物に引きわたしたため、バーランがザサグのマンジュシリを理藩院に訴えた事件である。理藩院は、マンジュシリの行為は不適切だと指摘し、奴僕 2 人をバーランに返還するように審理したが、奴僕の 1 人は、なぜかトゥメンタイの処で死亡してしまったので、トゥメンタイに奴僕殺害罪が科され、上記のように処罰することに決定した。

(2) 『康熙会典』および「蒙古例」集成法との比較

『康熙会典』「人命」に「国初定」の規定として「平民が奴僕を矢で射たり、刀でたたき切ったりしたら、もしくは、耳鼻を切断したら、平民なら家畜 9 頭にする」⁹と定められている。刑罰の量は一致するが、刑罰の条件が異なる。この規定では、奴隷に対する凶悪な傷害も刑罰の対象になっている。島田（1982, pp. 361）が指摘したように平民による自分の奴僕に対する殺害についての規定が『康熙会典』に康熙 13 年の規定として収録されている¹⁰。一方、『蒙古律書』第 76 条、『理藩院律書』第 73 条には、「平民が自分の奴僕を殺害したら、罰 9 頭にする」と定められており¹¹、さらに『理藩院律書』第 73 条には上記康熙 13 年の規定は「新追加」の規定として収録されている。康熙 13 年の規定に、奴僕殺害を罰した家畜を奴僕の子に引き渡すと書かれているのは、順治年代のそれと異なる。一方、『蒙古律例』には、殺害の区分によって刑罰も異なり、順治年代、康熙年代の規定と異なる¹²。

⁸ 前掲、第 1 巻、p. 30。

⁹ 『康熙会典』人命「射斫家奴，或割截耳鼻者，王等罰牲畜五九，札薩克貝勒、貝子、公罰四九，台吉等罰三九，庶人罰一九」

¹⁰ 『康熙会典』人命「康熙一三年題準、塔布囊等殺死屬下人及家奴者，照台吉例罰。系都統、副都統罰三九，參領、佐領、驍騎校罰二九，庶人罰一九，俱給死者妻子，並其兄弟，俱令出旗。誤傷致死者，向札薩克處說明，若無仇隙，不准出旗，所罰入官」

¹¹ ejen-inü boyol-yuyan alabasu.qosiyun-u ejen.meyiren-ü janggin-nar bolbasu yurbayad yisün boda. jalan-u janggin. sumun-u janggi-nar bolbasu. qosiyad yisün boda, qaraču kümün bolbasu nijeged yisün boda abumu. (主は自分の奴僕を殺害したら、固山額真、梅倫章京らであれば 3 罰 9。扎蘭章京、佐領らであれば 2 罰 9。平民であれば罰家畜 9 頭にする。)

¹² 『蒙古律例』における奴僕殺害や殺害の区分については島田（1982, pp. 355-404）に詳しい。蒙古例における殺害区分は中国伝統法から導入されたものであると島田は指摘している。

2.2.2. 宣誓に関する規定 (1)

マンジュ語テキスト

fafun i bithe be tuwaci hūlhai ergi ambasa be sunjume gashūbu shebi.¹³

和訳

『律書』を見れば、「窃盗者側の官員を選んで宣誓させよ」と定められている。

(1) 適用の事件

これは日付が順治 12 年 6 月 5 日である題本（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 112-115）に記された、チャハル八旗蒙古 (nuktere monggo) の正白旗のアルビン (Arbin) という箭丁が、「同ソムの箭丁 4 人がハルハの馬 100 頭を盗んだ」と告発した事件に適用された。理藩院の大臣らは箭丁 4 人の窃盗を証明できる確実な証拠はないと判断し、上記規定を参考にして、正白旗の官員を宣誓させることに決定し、選ばれた官員が宣誓したなら、アルビンの告発を無効にし、彼を家畜 3 罰 9 頭に処すると決定した。もし宣誓しなかったら、アルビンの告発は事実であると判断し、箭丁 4 人のうち 2 人を選んで処刑し、妻子や家畜を没収するように決定したが、この 4 人はハルハから逃げてきた逃亡者だったため、減刑して処刑や没収をせず、盗んだ馬を同数で賠償させた上で、家畜 3 罰 9 頭にすることを協議し、さらに、処罰の家畜 3 罰 9 頭を告発者アルビンと被害者だったハルハの者と均分させるように協議した。

(2) 『康熙会典』および「蒙古例」集成法との比較

『康熙会典』「賊盜」の「国初定」の規定に「出首盜賊可疑者，令盜賊立誓，不令出首人立誓」（窃盗の疑いのある者を告発した場合は、容疑者側に宣誓させる。告発者側には宣誓させない）という規定があり、『蒙古律書』46 条には *aliba yal-a-yi gerečilebesü gereči-yin sayid-tur siqay-a ügei, qulayaiči-yin sayid-i siq-a*。（どのような犯罪を告発した場合でも、告発者側の官員には宣誓させない。窃盗者側の官員に宣誓させよ）と定められている。『蒙古律例』「断獄」にも *aliba yal-a-yi gerečilebesü gereči-yin eteged-ün kümün-i ülü siqamui, qulayaiči-yin eteged-eče siqaytun*.¹⁴（どのような犯罪を告発した場合でも、告発者側の者には宣誓させない。窃盗者側の者に宣誓させよ）と定められている。相互に比較して見ると、本規定は、『蒙古律書』の規定と最もよく一致している。従って、ここで言及されている「律書」とは崇徳 8 年に編纂された『蒙古律書』ではないかと考えられる。

2.2.3. 宣誓に関する規定 (2)

マンジュテキスト

toktobuha fafun i bithe be tuwaci yaya weile be alime gajirakū oci gashūbu shebi.¹⁵

¹³ 「理藩院題本」第 1 巻、p. 115。

¹⁴ 『蒙古律例』漢語版には「凡出首事件。不令首者發誓、令賊犯發誓」と記されている。その詳細については島田（1982, pp. 817-869）を参照せよ。

¹⁵ 「理藩院題本」第 1 巻、p. 179。

和訳

制定の「律書」を見ると「あらゆる犯罪を認めなかったら、宣誓させよ」と定められている。

(1) 適用の事件

これは順治 13 年 3 月 26 日の題本（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 178-180）に記されたオンニョードで発生した男丁隠匿事件において、男丁隠匿者として告発されたサヤン・タイジは告発を認めなかったため、この法規を適用して彼の叔父や兄弟の一人を選んで宣誓させることに決定した。この事件の詳細については第 1 部・第 4 章で分析する。

(2) 『康熙会典』および「蒙古例」集成法との比較

この規定と一致する規定は『康熙会典』や「蒙古例」集成法に見あたらない。

2.2.4. 4 種家畜窃盗罪に関する規定 (1)

マンジュ語テキスト

toktobuha babe tuwaci, juwe niyalma hokilafi duin hacin i ulha be hūlhaci, emke be tatame wa, emken de ilan uyun i ulha gaisu sehebi.

和訳

定めた法規をみれば、「2 人が共謀して 4 種の家畜を盗んだら、一人を絞殺にせよ、一人から家畜 3 罰 9 頭を徴収せよ」と定められている。

(1) 適用の事件

これは日付が順治 16 年 5 月 26 日の題本（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 223-226）に記された、スニド右翼旗の箭丁 2 人がハルハの馬を盗んだ事件に適用された法規である。

(2) 『康熙会典』および「蒙古例」集成法との比較

この規定は本章第 2 節の 2.1. で取りあげた『蒙古律書』第 80 条や『康熙会典』の規定とまったく一致し、死刑も絞殺になっている。そのため、中国伝統法の死刑方法は順治 15 年（1658）の「理藩院大辟条例」が制定されることによって、モンゴル法に導入されたのではないかと考えられる。

2.2.5. 4 種家畜窃盗罪に関する規定 (2)

マンジュ語テキスト

toktobuha fafun i bithe be tuwaci, geren niyalma hokilafi hūlhaci, ujulaha juwe niyalma be tatame wa, boigon, ulha be tala, jai udu niyalma oci weile ilata uyun i ulha gaisu sehe.

和訳

制定の「律書」を見ると、「何人かが共謀して窃盗を行ったならば、首犯の 2 人を絞殺に処し、家、家畜を没収せよ。また残りの犯人が何人であれ、家畜 3 罰 9 頭を徴せよ」と定められている。

(1) 適用の事件

これは順治 16 年 7 月 16 日の題本（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 228-231）に記された、オ

ンニョード右翼旗の箭丁 6 人がバーリン右翼旗の馬 4 頭を盗んだ事件に適用された法規である。

(2) 『康熙会典』および「蒙古例」集成法との比較

この規定は本章第 2 節の 2.1. で取りあげた『蒙古律書』第 80 条や『康熙会典』の規定と比較して見ると後者と一致する部分が多い。「為首二人」は *ujulaha juwe niyalma* とまったく一致しており、さらに、首犯の家や家畜を没収するという処罰も一致している。しかし、『蒙古律書』の規定には、首犯の家や家畜をいかに処理するのかは定められていない。一方、この規定には、『蒙古律書』や『康熙会典』の規定にある鞭罰について何も言及されていない。

2.2.6. 告発に関する規定 (1)

マンジュ語テキスト

toktobuha fafun i bithede, yaya weile be garcileci, weile de gaiha boigon, ulha be gerci, ulha i ejen gese dendeme gaisu sehe.

和訳

既定の「律書」には「あらゆる犯罪を告発したら、犯人から科した家、家畜を告発者、被害者が均分せよ」と定められている。

(1) 適用の事件

これは順治 16 年 7 月 16 日の題本（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 228-231）に記されたオンニョード右翼旗の箭丁 6 人がバーリン右翼旗の馬 4 頭を盗んだ事件に適用された法規である。

(2) 『康熙会典』および「蒙古例」集成法との比較

この規定について『康熙会典』には該当の内容が存在しない。島田（1982, p. 831）によれば、乾隆朝『会典則例』「名例」に「国初定」の規定として「凡首告者於所罰牲畜内取一半給之」という規定がある。一方、『蒙古律書』第 35 条および『理藩院律書』第 35 条には、*aliba yal-a-yi gerečilebesü, abuγsan yal-a-ača gereči qayas-i-inu abumu.*（いかなる犯罪を告発した場合も、告発者は罰として徴した家畜の半分を取れ）と定められおり、乾隆朝『会典則例』の規定とまったく同様な内容になっている。しかし、いずれも被害者に与える分について言及しておらず、順治年代の *Toktobuha fafun i bithe* の規定とかなり異なる。

2.2.7. 告発に関する規定 (2)

マンジュ語テキスト

toktobuha fafun i bithe de, hūlhabuha ulha be, eber ama alafi, amala encu niyalma ci tucici, eber ama alaha niyalma ci weile ilan uyun i ulha gaifi, gashūbuha taiji, weile buhe niyalma dendeme gaisu sehe.

和訳

定められた「律書」には「（虚偽の）内部告発によって発覚された家畜が、後に別人か

ら発見された場合は、密告者から家畜 3 罰 9 頭を徴し、それを（虚偽の内部告発によって）宣誓をおこなったタイジと（虚偽の内部告発によって）処罰された被害者が均分せよ」と定められている。

(1) 適用の事件

これは順治 16 年 7 月 16 日の題本（「理藩院題本」第 1 巻、pp. 228-231）に記された、オンニョード右翼旗の箭丁 6 人がバーリン右翼旗の馬 4 頭を盗んだ事件に適用された法規である。

(2) 『康熙会典』および「蒙古例」集成法との比較

この規定について『康熙会典』には該当の内容は存在しない。島田（1982, p. 550-552）によれば、乾隆朝『会典則例』には康熙 17 年の規定として「凡被盜之人因人密告具控者，務將其人姓名指出。所告屬虛或別經尋獲，罰密告之人三九牲畜。令前之台吉及被誣之人平分。罰具控人三九牲畜，全給被誣者」という規定があった。一部はこの規定と一致している。他方、『蒙古律書』第 32 条および『理藩院律書』第 32 条には *eber-yin mal qoyin-a busu kümün-eče yarbasu eberlegči kümün-eče yurban yisü abuyad tere mal-i siqaydaysan tayiji oro qolboy-a öggügsen kümün-lüge qayas-i qubiyaju abtujai*.（告発の家畜が後に別人から発見された場合は、密告者から家畜 3 罰 9 頭を徴し、それを（虚偽の告発によって）宣誓したタイジと 2 倍の賠償を支払った被害者が均分せよ）と定められ、順治年代の規定とほぼ一致し、虚偽の告発が処罰されていた。*gashūbuha taiji*（宣誓したタイジ）について、適用の事例では、馬の窃盗罪で告発された箭丁は、容疑を認めなかったため、管轄のタイジに宣誓させて結審しようとしたことが上記順治 16 年の事件に記されている。ソムを管轄するタイジは、管轄内の箭丁の犯した犯罪に対して責任を負わせなければならないことを示した当時の社会構造を示す重要な表現である。一方この規定は、少し変更された形で『蒙古律例』にも継承されており、漢語版には「発誓之台吉」¹⁶と書かれ、モンゴル語版には *siqan-du oroγuluysan tayiji*¹⁷と書かれている。残念なことに、清朝モンゴル社会の構造を示すこの表現はまったく重視されておらず、従来の清代モンゴル法の未解決問題の一つとして残されていた。清代モンゴルの法規には、まだ十分説明されていない部分が多く存在していることを改めて強調したい。清代モンゴルの社会構造を分析するとき、このような規定を十分に理解する必要がある。

2.3. 『康熙会典』および『清実録』に見られる順治年代のモンゴル法

現在知られている最初の「会典」は康熙 30 年代に刊行された『康熙会典』であり、その中に順治年代に制定された規定が多数存在する。『康熙会典』の分類方法に従って、まとめると以下の表のようになる。

¹⁶ 島田（1982, pp. 543-572）を参照せよ。

¹⁷ *Mongyol čayajin-u bičig*、第 6 巻、第 32 条を参照。

分類	全条文 の数	「国初定」 の数	順治年代 の規定の数	分類	全条文 の数	「国初定」 の数	順治年代の規 定の数
爵位	18条	2条	7条	宴賚	9条	1条	3条
会集	5条	2条	1条	喇嘛	16条	0条	8条
丁冊	14条	2条	6条	朝貢	15条	2条	5条
駅逡	9条	0条	4条	賞給	6条	2条	3条
防汛	10条	0条	3条	刑例	27条	12条	5条
嚴禁 逃人	7条	4条	0条	人命	14条	5条	2条
撫輯 逃人	11条	2条	2条	賊盜	24条	10条	0条
朝集	14条	1条	11条	軍法	11条	5条	1条
貢獻	6条	1条	0条				

順治年代の規定は計 61 条あり、「国初定」の 41 条を上回る。さらに、駅逡、防汛、喇嘛と言った 3 つの項目の規定が順治年代になってから制定されたかのように見られるが、実際はそうではなく、喇嘛に関する規定は崇徳年代にすでに制定されていたのであり、後の章で分析するように、「丁冊」の項目の「国初定」のある規定の一部は康熙年代に制定されていた。そのため『康熙会典』からは清代初期のモンゴル法の実態をまとめることが不可能であり、分析に当たって注意する必要がある。一方『康熙会典』に含まれた順治年代の規定について島田（1982）による比較研究があり、規定の意味などが詳細に解釈されている。

一方『清実録』にもモンゴル法に関する内容が多数含まれている。本章において、先行研究でほとんど言及されていないモンゴル法の改定に関するいくつかの内容を取り上げる。まず、順治 17 年 2 月 20 日（乙巳）（1660.3.30）の条に、理藩院の補佐官である礼部左侍郎の Sidari（席達里）をはじめとする何人かが①タイジに対する称号授与の状況を調べて、タイジの称号を子孫に世襲させるようにすること、②旗の官員の任命制度を変更し、任命に際して、本人を皇帝に謁見させてから任命するようにすること、③家畜で贖罪するモンゴルの法規を停止すること、④誰かに捕まった逃亡者の所属先が不明なら、その逃亡者を中央政府に収容すること、といった 4 点を新しく制定するよう皇帝に上奏した。それに対して、順治帝は「法令の改定は重大なことである」と述べ、議政王やベイレと共に協議し、再上奏するように命令した。議政王やベイレが Sidari らの法改定案に同意し、法を改定すべきであると順治 17 年 3 月 11 日（丙寅）（1660.4.20）に皇帝に上奏したところ、順治帝は「外藩モンゴルのすべての事情は内地と異なる」と述べ、さらに上記 4 点を改定しない理由を具体的に述べ、法改定を拒否した。また、同年 6 月 29 日（壬子）（1660.8.4）に内大臣の Sonin（索尼）は、内地の法令¹⁸をモンゴル人に遵守させて、モンゴルの伝統習慣である嫂婚制（父や兄の未亡人を娶ることでその財産を引き継ぐ制度）を中止させようと順治帝に上奏した

¹⁸ 漢語で「令遵内定法例」と記述されている。『大清律例』のことを指していると考えられる。

が、それも許されなかった。要するに、順治年代において、モンゴル法の改定について、理藩院の大臣や内大臣がかかわっており、内地の法をモンゴルに適用しようとする動きもあった。しかし、モンゴル法に関して、順治皇帝は内地で異なるものであると認識しており、モンゴル法を簡単に改定しようとはしなかった。

第3節 文書史料に見られる順治年代のモンゴルの裁判

順治年代において、崇徳年代と同様に、モンゴル貴族らを裁判官とする地方裁判、モンゴル貴族や清朝の大臣が合同で行う中間レベルの裁判、清朝中央政府による国家レベルの裁判といった3種類の裁判が存在していたことが文書史料から確認できる。

3.1. モンゴル貴族らを裁判官とする地方裁判

順治年代のモンゴル地域の裁判について、『康熙会典』「刑例」順治8年の規定に以下のように定められている。

漢語テキスト

外藩蒙古人有訟，赴各管旗王、貝勒等處伸告，若審理不結，令會同會審旗分之王、貝勒等審，仍不結，王等遣送赴院。如未在王等處伸告，越次赴院者，一概發回。

和訳

外藩モンゴルの者は訴訟するなら、各自の旗を管轄する王、ベイレの処に行つて訴えよ。もし結審できないなら、合同裁判を行う（別の）旗の王、ベイレと合同で審理せよ。それでも結審できないなら、王らは（訴訟者を）理藩院に送るよ。もし、王などに訴訟せず、段階をとびこして理藩院に訴訟に来たら、一切うけつけない。

この規定において、モンゴル地域の裁判は、旗を管轄する王、ベイレが第1審を行い、第1審で結審できなかった場合は、合同裁判を行う別の旗の王やベイレを召集して、合同裁判を行うというシステムからなっており、モンゴル地域における2段階の審理を経ずに、理藩院へ直接訴えることは禁止されている。太宗年代にモンゴル地域に設置した合同裁判制度は順治年代にそのまま継承されていることが分かる。順治年代のモンゴルに、合同裁判制度が存在していたことは「理藩院題本」からも確認できる。順治13年3月27日(1656.4.21)の「オンニョード左翼旗のサヤン・タイジの男丁隠匿」に関する題本¹⁹によれば、男丁隠匿罪に問われたサヤン・タイジから徴した家畜を以下のように分けると理藩院が決定した。

マンジュ語史料

toktobuha fafun i bithei songkoi weile ilan uyun i ulha gaifi uyun toome emde morin be fafun de gaime. gūwa be kamciha juwe gūsai, wang, beise de bume.

和訳

¹⁹ 「理藩院題本」第1巻、pp. 178-180。

さだめられた法に従って、(ノヤン、タイジから) 罰として家畜 3 罰 9 頭を徴し、(徴した家畜から) 9 頭ごとに 1 頭の馬を政府に納める。残りを管轄の 2 旗の王やベイセに与える。

サヤン・タイジはオンニョード左翼旗の犯人であるにもかかわらず、処罰した罰金(罰畜)を左翼、右翼 2 旗のザサグに均分させたのが特徴的で、合同裁判制度の存在を示している。合同裁判を行う各旗のリストは康熙 6 年に編纂された『蒙古律書』に記されているが、残念なことに、ホルチン各旗、オンニョード 2 旗は除かれている。しかし、康熙 6 年の『蒙古律書』95 条には、犯人から徴した家畜のうち清朝政府に納める部分を除いて、残りの家畜が合同裁判を行なったザサグらに均分させると定められており、上記オンニョードの事例と一致する。順治年代の合同裁判制度の存在については、順治 16 (1659) 年の有名な「アブナイ親王が起こした合同裁判制度無視事件」(乾隆朝『清実録』順治 16 年 5 月 21 日 (1659. 7.10) の条) の事例が知られており、清朝はアブナイ親王の法規無視罪を許さず、馬 1000 頭を以って処罰した。

他方、第 1 章でも少し紹介したホルチンのザンギロン郡王²⁰の旗の十戸長ボイノグという人物は、外部に犯罪情報を提供したとして管轄のオンノ・タイジに刀で頭を斬られた事件において、オンノ・タイジはハルハの出兵から戻る時軍馬を盗んだとも訴えている。ザンギロン郡王は、内部告発によって発覚された事件を審理したが、軍馬の窃盗については、証拠不足だと指摘し、事件を審理せず、ホルチン左翼中旗のジョリグト親王 Uyšan に訴えるようボイノグに命令した。Uyšan は、事情があり審理する暇がないとボイノグの訴訟を受けせず、あらためてザンギロン郡王に事件の審理を依頼した。取り下げた事件に対して、ザンギロン郡王はやはり自らは審理せず、ボイノグに対し理藩院に訴えるように命令した。そこで、ボイノグはオンノ・タイジに対して一緒に理藩院に行くように要求した。ザンギロン郡王もオンノ・タイジに対して、ボイノグと一緒に理藩院に行くように命令したが、オンノ・タイジは拒否した。結局、ボイノグは一人で理藩院にオンノ・タイジを訴えに行った。ホルチン 10 旗は、左翼 5 旗、右翼 5 旗に分かれ、順治年代において、ジョリグト親王 Uyšan は左翼 5 旗を管轄する親王とされており、トゥシェート親王 Badari が右翼 5 旗を管轄する親王とされていて、ホルチンの場合はほかのザサグ旗の事情と異なる。ジョリグト親王 Uyšan は、ザサグではないにもかかわらず、左翼 5 旗の最高権力者であり、最高裁判長でもあった。この事例において、ボイノグの訴えをザンギロン郡王とジョリグト親王 Uyšan が合同裁判を行うような記述はなく、ジョリグト親王 UGSan は左翼 5 旗において、旗につぐ上級裁判的な存在であり、旗のレベルを超えている。

3.2. モンゴル貴族や清朝の大臣が合同で行う中間レベルの裁判

順治年代の清朝政府が主催する国家レベルの会盟に関する史料が、モンゴル語「内秘書院檔」や「蒙古堂檔」、「理藩院題本」などの史料集に多数存在しており、順治 9 年、12 年、15 年、17 年に会盟が実施されたことが分かる。順治年代のモンゴルの会盟は法制史料で見られるように 3 年に 1 度ではなく、場合によっては 2 年に 1 度実施されていた。上記史料

²⁰ ジャンギロン (Janggilun, ?~1664) ホルチン左翼後旗の初代目ザサグと見なされている(金海等 (2009, p. 22))。

集にはまた、順治年代のモンゴルの会盟の実施の決定、方法、派遣する大臣の選定、実施回数の変更とその理由などに関する貴重な内容も記されており、さらに、上記の4回の会盟で公布した命令書の内容も収録されている。会盟においては、審理した事件を詳細に記録し、その記録はマンジュ語で *culgan de deidehe dangse* (会盟の文書) と呼ばれ、理藩院に所蔵されていた²¹。順治年代の会盟の詳細については第2部で分析するため、ここでは省略する。

3.3. 清朝中央政府による国家レベルの裁判

順治年代の清朝中央政府による国家レベルの裁判について、上記『康熙会典』の順治8年の規定があり、旗レベルの裁判を経ずに理藩院へ訴訟することは禁止されていた。中央政府による実際の裁判の事例を「理藩院題本」からさがすことができる。「理藩院題本」第1巻には、モンゴル地域で発生した事件やモンゴル王族の起こした違反などに対する処理・処罰が書かれた、裁判文書と見なされる計37通の題本が収録されており、理藩院による事件の捜査や判決などが詳しく記されている。この37通の題本の内容を簡略にまとめると以下の表のようになる。

番号	事件内容	出典	原告の身分及び地域	被告の身分および地域	原告と被告の関係	裁判を行った中央政府
1	息子返還訴訟	pp. 6-7.	箭丁(?) (ウジュムチン)	スニドのタンキタイ郡王		理藩院
2	親子関係否認事件	pp. 8-9.	奴隸	ホルチンのビント郡王	属民	会盟、理藩院
3	ネイチ・トインが規定以上に弟子をあつめた事件	pp. 14-15.		高僧		理藩院
4	タイジを奴隸身分にした事件	pp. 20-21.	タイジ(ハラチン右翼旗)	ハラチン右翼旗のザサグ・ドゥレン・ベイレ		理藩院とモンゴル貴族
5	ネイチ・トインが規定以上に弟子をあつめた事件	pp. 24-25.		高僧		理藩院
6	奴隸奪い取り事件	pp. 29-30.	箭丁(バーリン左翼旗)	バーリン左翼旗のザサグ・マンジュシリ	属民	同上
7	アルバの過徴収事件	pp. 32-34.	佐領及び箭丁数人(バーリン左翼旗)	同上	同上	同上

²¹ 「理藩院題本」第1巻、p. 30。

8	殺人事件	pp. 38-39.	タブナン (スニド右翼旗)	タブナン (スニド右翼旗)		同上
9	奴隷奪い取り事件	pp. 45-48.	箭丁 (ハラチン右翼旗)	タブナン (ハラチン右翼旗)	属民	同上
10	馬窃盗事件および傷害事件	pp. 49-55.	十戸長 (ホルチン左翼後旗)	タイジ (ホルチン左翼後旗)	属民	同上
11	同上	pp. 55-60.	同上	同上	同上	同上
12	ネイチ・トインの弟子管理問題	pp. 62-63.	高僧 (フレー旗)			同上
13	漢人のモンゴル人殺害事件	pp. 70-71	箭丁 (オールドス)	漢人 (榆林)		同上
14	奴隷返還要求事件	pp. 74-79.	箭丁 (フフホト)	タイジ (フフホト)	属民	同上
15	男丁登録隠匿事件	pp. 81-85.	箭丁 (アバガ左翼旗)	タイジ (アバガ左翼旗)	属民	同上
16	馬窃盗事件	pp. 94-95.	平民 (ハルハ・セツェン・ハン)	箭丁 (ウジュムチン左翼旗)		同上
17	馬窃盗事件	pp. 112-115.	箭丁 (チャハル八旗の正白旗)	馬の持ち主が不明 (ハルハ)		同上
18	入国管理法違反事件	pp. 116-117.		タブナン (チャハル・ザサグ旗)		同上
19	同上	pp. 118-119.		同上		同上
20	妻の返還要求事件	pp. 121-122.	漢人奴隷 (チャハル八旗の鑲黄旗)	漢人奴隷 (西安府?)		同上
21	牛窃盗事件	pp. 128-129.	箭丁 (アルホルチン旗)	箭丁 (ジャロード旗)		同上
22	内地で犯した人身売買事件	pp. 129-131.		身分不明 (チャハル・ザサグ旗)		
23	奴隷をソムに編入しようとした事件	pp. 131-133.	シャジダラ (理藩院尚書、チャハル八旗鑲黄旗)	佐領 (チャハル八旗鑲黄旗)		同上
24	馬窃盗事件	p. 136.	箭丁 (ジャライド旗)	箭丁 (ホルチン右翼中旗)		同上
25	ネイチ・トインの弟子管理問題	pp. 152-154.	問題解決の依頼者 = シレート・フレイ・ザサグ大喇嘛			同上

26	復縁問題に関する訴訟	pp. 158-162.	箭丁 (ホルチン左翼前旗)	タイジ (ホルチン左翼前旗)	属民	同上
27	男丁登録隠匿事件	pp. 175-177.	箭丁 (オンニョード右翼旗) (告発事件)	ザサグの母 (オンニョード右翼旗)	属民	同上
28	同上	pp. 178-180.	佐領および箭丁数人 (オンニョード右翼旗)	タイジ (オンニョード右翼旗)	属民	同上
29	馬窃盗事件	pp. 182-183.	箭丁 (チャハル八旗の正紅旗)	箭丁 (チャハル八旗の正黄旗)	宣誓	同上
30	男丁登録隠匿事件	pp. 184-185.	官旗章京 (フフホト)	札蘭章京 (フフホト)		同上
31	内地軍人を拉致・人身売買した事件	pp. 192-196.		箭丁数人 (オルドス左翼前旗)		同上
32	内地逃亡者殺害事件	pp. 209-210.	告発事件	奴隸 (トゥメイド右翼旗)		同上
33	寺院無許可建造事件	pp. 215-216.		高僧 (ザサグ・喇嘛)		理藩院、 礼部
34	勅令違反事件	pp. 217-218.		親王 (ホルチン左翼中旗のジョリグト親王)、郡王 (ホルチン左翼中旗のダルハン・バートル郡王)、皇女、ゲゲ		理藩院、3 旗の議政 大臣
35	無許可僧侶補充事件	pp. 218-220		シレート・フレー・ザサグ大喇嘛		理藩院
36	馬窃盗事件	pp. 223-226	タブナン (ハルハのセツェン・ハン)	箭丁数人 (スニド右翼旗)		同上
37	馬窃盗事件	pp. 228-232.	箭丁 (バーリン右翼旗)	箭丁数人 (オンニョード右翼旗)		同上

この表で明らかであるように 37 通の題本のうち、モンゴル人同士の間で発生した事件、ハルハと関係する事件、漢人と関係する事件、僧侶と関係する事件の 4 種に分けることができる。事件はほとんど理藩院によって処理されており、六部や議政大臣と連携して処理したのは 2 例に過ぎず、第 1 章で紹介した崇徳 2 年の規定とかなり違っている。また、『康熙会典』の順治 8 年の規定と違って、理藩院へ直接訴えた事件があり、特に男丁登録隠匿告発事件については、モンゴル地域レベルの裁判を経て、理藩院へ上訴した事例は見られない。一方、理藩院による事件捜査は、役人を該当地域に派遣して事件捜査を行う場合と事件当事者や証人の全員を理藩院にこさせて取り調べる場合の 2 種がある。貴族、特に第 3 章で紹介するようにザサグが訴えられた事件においては、役人を派遣して事情を調べるこ

とが多く、その場合はさらに事件とまったく関係のない別旗の官員を参加させて事情を取り調べていた。

事件の処理について、番号 32 の「内地逃亡者殺害事件」に関する題本には、皇帝の意思となる批紅が以下のように記されている。

マンジュ語テキスト

wesimguhe be tuwaci, Haise be wambi sehebi. toktobuha kooli be yaruhakū bime, adarame wara babe geli tucibuhekūbi. Dasame getukeleme gisurafi wesimbu.²²

和訳

上奏した件を見れば、Haise を処刑するという判断をしめしている。定めた法規の適用がないばかりではなく、なぜ処刑するかについての理由も明確にしてない。あらためて協議して上奏せよ。

これは、理藩院による裁判の判決理由に関する問題で、一つは処罰の理由を明確にすること、もう一つは、現行法を適用することであり、皇帝による最終判断さえこれを基準にしていたことが分かる。現行法の適用について、本章第 2 節で紹介した toktobuha fafun i bithe などに収録された規定を引用していた。一方、処罰の理由になった内容について「理藩院題本」に収録された上記 37 通の題本から以下のことをまとめることができる。

1. 太宗（ホンタイジ）によって出された決定が判決の決め手となっていた。例えば、ネイチ・トインは太宗皇帝の許可した 34 人の定数を破って、余計に 65 人の弟子を募集したことが違法とされており、同様に、太宗皇帝が箭丁の義務を負わせないと決定した理藩院尚書シャジダラ（Šajidara）の 30 人ほどの奴隷をソムに編入して箭丁の義務を負わせようとした鑲黃旗の佐領アルナの行為も不法として処罰された（番号 23 番の事件）。

2. 判例の類推適用。いくつの理藩院題本には、犯罪事実を理藩院に訴え、死刑が減刑されたいくつかの事例が収録されている。死刑の減刑理由について理藩院は以下のように説明していた。

マンジュ語テキスト

dace ere gese ergen guweki seme baime jihe niyalma be ergen guwebufi juse, sargan be faksalarakū bihe.²³

和訳

昔からこのような処刑を免れるため（理藩院に自首した）者に対して、処刑を減刑し、さらに、妻子をも離脱させない。

²² 前掲、p. 209。

²³ これは順治 10 年 9 月に発生した、スニドのタブナンがタブナンを殺害した事件（表 1 の 8 番）、順治 12 年 10 月に発生したジャロードの牛窃盗事件（表 1 の 21 番）、ジャライドの馬窃盗事件（表 1 の 24 番）などに適用された。

dace ere gese (昔からこのような) という表現から見れば、この決まりは法規の内容ではなく、裁判の先例を指している。処刑すべき犯人の罪が減刑され、さらに、妻子をも離脱させないのは先例であった。しかし、この決まりは、康熙 6 年に編纂された『蒙古律書』の一条として編入され、以下のように定められている。

『蒙古律書』第 97 条、モンゴル語テキスト

γadaγ-a-du mongγol-un aliba alalyan-u kündü yala-tu kümün amiban yarsuyai kemen ongyon²⁴-dur sögüdkü ba, yabudal-un yamun-dur sögüddügsen bolbasu amin-inu abur-a, em-e köbegün-i büü qayaçayul. ger, mal bui bolbasu abçu. yala-yin ejen-dür öggümü.

和訳

外藩モンゴルの死罪が科されるべき重犯者は、処刑を免れたいと陵墓あるいは理藩院（のいずれかに）に跪いた場合は、処刑を減刑せよ。妻子を離させないように。家、家畜があれば、被害者に給す。

表現が少し異なるが、趣旨は上記の決まりとまったく一致する。長年にわたって、実際の事件に適用されてきた判例は「蒙古例」の一部を形成した。さらに、この判例は「蒙古例」に編入後はさらに改定されていった。例えば、乾隆 54 年に編入された『蒙古律例』（mongγol čayaǰin-u bičig）「断獄」では、以下のように修正されている。

モンゴル語テキスト

aliba alaqu kündü yalatu kümün, amin aburtuyai kemen kereg yarqu-yin urida, yabudal-un yamun-dur irejü sögüdkü bolbasu, alaly-a-yi kelterigüljü, jayun tasuyurdayad, em-e köbegün selte ayil-un čiyulyan-dur čölejü, alban-u kereg-tür jidgügsen tayijinar-tur boyol bolyan šangna. ger, mal-i inu abçu, jerge-yin kümün-dür ög.

中国語テキスト

凡死罪重犯，欲求免死，於事發以前赴院叩者免死。鞭一百。將其妻子一併發往隣封盟長，賞給公事効力台吉等為奴。將其畜產給付事主。

和訳

「死罪が科されるべき重犯でありながら、これを免れたいとする者は、事の発せられるまへの院に自首することによって、死を免れ得る。その者を鞭一百に処し、妻子と共に隣封の盟長に発往せしめ、公事に効力あるタイジに賞給し奴とする。その産畜はこれを没収して被害者に給付する」（島田、1982, pp. 863-864 を参照）

モンゴル語テキストは漢語テキストの直訳になっており、上記『蒙古律書』の表現と異なり、それを参考にしたとは認められない。下線で示した個所が変更された内容であり、『蒙古律書』においては、事件が発覚する以前か以後かは書かれていない。上記の順治年代の 3 事例のいずれも事件が発覚してから犯人は理藩院へ向かっている。これは現代法学でいう

²⁴ ongyon を「陵墓」と翻訳したが具体的に誰の陵墓を指しているのかは不明である。

自首とは異なる。しかし『蒙古律例』においては、島田が指摘したように現代法学の自首と類似している。さらに死刑を免れた後の処罰について、順治年代の事例および『蒙古律書』には犯人の所有する家畜を没収して被害者に引き渡すように定められているのに対して、『蒙古律例』では、家畜を没収して被害者に引き渡し、さらに犯人を鞭 100 回打った上で、公務に貢献したタイジの奴僕にすることになっている。

3. 訴訟者の供述に本人の立てた証人の証言と食い違いがあった場合は、敗訴の可能性が高い。そのため理藩院の官員は、訴訟者から訴訟内容を知っている第 3 者の存在を確認することが多い。

第 4 節 小結

崇徳 8 年編纂の『蒙古律書』が順治 14 年に一度修正されたことが確認できた。修正された規定を『蒙古律書』、『康熙会典』の対応する規定と比較した結果、順治 14 年には、当該の規定に中国伝統の処刑方法が適用されていなかったことが明らかになった。順治 14 年にあらたに頒布された『蒙古律書』との関係は不明だが、順治年代にはマンジュ語で *toktobuha fafun i bithe*、*fafun i bithe*、*toktobuha fafun i dangse*、*toktobuha ba* と言った集成法があり、そこに収録されていた規定が実際の裁判に適用されていたことを明らかにした。

他方、順治年代のモンゴルの裁判は、崇徳年代と同様に 3 段階あり、またモンゴル地域には合同裁判制度があったことを確かめた。そのうちホルチンの事情はほかのザサグ旗と違い、ジョリグト親王 *Uyšan* がホルチン左翼 5 旗において上級裁判所的な存在だった事例が確認できた。中央政府による国家レベルの裁判については、国家レベルの裁判が第 1 審になった事例があり、順治年代のモンゴルにおける実際の裁判は『康熙会典』の規定と食い違っていた点を指摘した。なお、中央政府による国家レベルの裁判において、判決理由は 2 種あり、一つは処罰の理由を明確にすること、一つは法規の適用であったことも確認できた。

部に襲撃され、敗走し、嫩江流域のホルチン部に身を寄せていた。しかし、ホルチン部の搾取が厳しいため……属民を率いて天聰2年4月マンジュ国に帰した」(楠木, 2009, p. 45)。そして、マンジュシリが崇徳元年(1636)にモンゴル貴族の一代表としてホンタイジを清朝の皇帝として推戴した。この年に清朝によって外藩モンゴルにソム編成が行われた。その内訳は、マンジュシリが支配したバーリンは17ソムに編成され、マンジュシリの属民が15ソム、マンジュシリといとこ関係にあるセレン・エフの属民が2ソムである⁴。

続いて、崇徳3年(1639)に、フフホトを攻撃したとされたハルハのザサグト・ハント戦うため、清朝がマンジュシリなどのモンゴル貴族たちを集め、戦いの準備をすることにした。そこで、マンジュシリは乗馬が痩せていたことを理由に自分の軍隊を撤退させるように理藩院の高官に申し入れた。それに対して、理藩院の高官は「汝より遠いところから来たノン・ホルチンは乗馬が痩せたと言っていないのに汝が急いで帰るのはなぜなのか」と言い、彼の申し入れを拒否した。それにも関わらずマンジュシリは勝手に自分が率いる軍隊を率いて、集まった場所からバーリンへ撤退した⁵。この過ちがなぜか崇徳4年(1638)になってようやく審理されることになり、審理に参加したモンゴルの王公や理藩院の大臣がマンジュシリをザサグから罷免し、属民を剥奪するように協議した。しかし、清朝皇帝の恩赦によって属民から10戸を取ることにし、別のモンゴル貴族に引き渡した⁶。

そして、順治3年にハルハのダンジン・ラマ属下がバーリンを略奪するという事件が発生した。この略奪に対して、マンジュシリが自分の軍隊を率いてハルハ軍を国境まで追撃したが何も取り戻すことが出来ず、そのままバーリンに戻った。だか、国境までしか追撃しなかったのは不十分だとされ、清朝はマンジュシリのベイセ爵位を剥奪した。しかし、2年後の順治5年にベイセ爵位を回復し⁷、康熙11年(1672)に生涯を終えた。

2.2. マンジュシリに対するザサグおよびベイセ任命

清朝のザサグ旗が成立した時期について研究者の間で意見が分かれており、達力扎布(2003a, pp. 260-272)は崇徳元年をザサグ旗が成立した時期として捉えている。それに対して、岡(2006, pp. 31-32)は『王公表伝』の中のザサグ任命の記録をまとめ、『王公表伝』の中のザサグ任命の時期はかなり異なっていると指摘し、さらに『旧満州檔』『満文老檔』『太宗実録』にはザサグ任命に関する記載が一切ないと指摘した。

一方、楠木(2009, pp. 47-48)は『旧満州檔』『満文老檔』の「マンジュシリの旗は880家、17ニルである」(楠木(2009, p. 47)との記載を用いて『王公表伝』の順治5年(1648)にマンジュシリがザサグに任命されたとの記載が不正確と指摘した。しかし、マンジュシリがいつザサグに任命されたかについては明言していない。一方、爵位任命に関しては『王公表伝』の順治5年にマンジュシリが固山貝子を授けられたとの記載を参考に「ホルチン

⁴ 崇徳元年のこのようなソム編成について岡(2007, p. 60)は「崇徳元年にニル編成は、ノヤン達の属民を50戸ずつニルに編成したもので、王族分枝集団の構成に新たな編成を加えたものであるが、その編成方法は、原則として分枝集団ごとに行われており、分枝集団自体を破壊するものではなかった」とソム編成の性質を指摘している。

⁵ 『十七世紀蒙古文書档案』、p. 252。

⁶ しかし、「王公表伝」28巻 Bayarin ayimay-un šastir-un quriyangyui には、今回のマンジュシリに対するザサグ罷免についてまったく言及されていない。

⁷ 「蒙古堂檔」第2巻、pp. 400-401。

部⁸に比べるとかなり遅れるのであるが、爵位が与えられ、外藩の王公に列せられている」と述べ、マンジュシリは順治5年に初めて爵位を授けられたと考えた。

本章においては、モンゴル語で書かれたいくつの史料を用いてマンジュシリのザサグに任命された時期と爵位が冊封された時期を明らかにしたい。まず、『十七世紀蒙古文書档案』第2部・第15番文書（崇徳4年8月20日）には、崇徳3年のマンジュシリが出兵から勝手に自分の軍隊を撤退させた件に関して、理藩院の役人が外藩モンゴルの王公と協議して以下のように罰することにした内容が書かれている。

モンゴル語テキスト

ded tūsimel Šereng, Niqan, yadaγadu Mongγol-un olan vang-ud, noyad bᠦgᠦdeger sigᠦjᠦi ulus-ača γaryaju jasaγ-i inu bayilyaqu geᠵᠦ torγaysan.⁹

和訳

参政の Sereng, Niqan、外藩モンゴルの王ら、ノヤンらの全員が審理し、(マンジュシリを) 属民から離脱させ、ザサグを罷免すると協議した。

この史料から崇徳4年にマンジュシリはすでにザサグであったことが証明され、『王公表伝』の順治5年の記事はマンジュシリがザサグに任命された年代をあらわす内容ではないことがわかる。次に、「モンゴル語内秘書院檔」の順治5年3月5日の条に、マンジュシリに与えた冊文¹⁰に次のように書かれている。

モンゴル語テキスト

bayarin-i Manjusiri čī čaqar-un qayan-ača dutayaᠵu, qorčin-dur ečigsen bile. Qorčin-ača öber-ün qariy-a-tu aqa degü ba, ulus-ıyan abun, oroᠵu iregsen-ü qoyin-a, qosiyun-u tayiji¹¹ bolγaysan bülüge. qalq-a-yin qoyar čükür-ün čerig, tan-u qoyar bayarin-i dobtolju, kümün mal abču odoysan dur nekeᠵi odoγad dayisun-u qarayul-i üjeged, qariju iregsen-dür qosiyun-u tayiji čola-yi bayurayuluysan bülüge. qayiralaju mōn qosiyun-u tayiji bolγaba¹².

和訳

バーリンのマンジュシリ汝はチャハルのハーンから逃げて、ホルチンのところに身を寄

⁸ ホルチンの王族は崇徳元年に爵位を授けられた。

⁹ 『十七世紀蒙古文書档案』、p. 252。なお、この記載は康熙朝『清実録』崇徳4年8月乙巳(20)条に「議奪所屬人員革札薩克銜」と書かれている。島田(1992, p. 211)によれば、順治初纂本太宗実録卷三一・8月20条に「應撥出人丁革札撒滾之名」と書かれている。やはり、マンジュシリが崇徳4年にすでにザサグであったことが確定できる。

¹⁰ 冊文、モンゴル語で *se bičig* という。また、漢語で誥命、マンジュ語で *ejeheb bithe* あるいは *g' aoming*、モンゴル語で *jiyuqu bičig* ともいう。官吏の任命や封爵の冊封に関する内容が書かれた皇帝の命令である。実際に作成されたものは冊文とされ、冊封された人物に与えられる。冊封された人物の死亡(犯罪や高齢化によって子孫に爵位を継承させる場合がある)などにより子孫が冊文を持参して理藩院に行き、継承の手続きをする。崇徳元年のモンゴル貴族に対する冊封が有名で楠木(2009, pp. 167-190)による詳細な研究がある。

¹¹ 清朝前期の史料にモンゴル貴族に授けたベイセ (*beise*) 爵位はモンゴル語では *qosiyun-u tayiji* 漢語では固山貝子と書かれていた。

¹² 「モンゴル語内秘書院」第2巻、pp. 400-401。日本語訳は楠木(2009, pp. 167-190)を参照。なお、この内容は康熙朝『清実録』順治5年3月庚子条に「複巴林部落貝子滿珠西里爵」とかかれてある。

せたのだ。(その後)ホルチンから自分の兄弟や属民を率いて来帰した。それでベイセの爵位を賜与したのだ。ハルハの2人の貴族の軍が汝らバーリン2旗を攻めて、属民や家畜を略奪した。それを(汝らが)追いかけたが敵の哨所を見て(恐れて)戻って来たため、ベイセの爵位を剥奪したのだ。(現在)恩恵して再びベイセの爵位を回復させた。

ハルハがバーリンを略奪したのは順治3年(1646)のため、マンジュシリは少なくとも順治3年以前にすでにベイセの爵位に冊封されているはずである。さらに、マンジュシリがホルチンの厳しい搾取から逃げて天聰2年(1628)4月に来帰したことから考えれば、順治3年よりもかなり前にベイセであったと考えられる。また、この冊文にはマンジュシリのベイセ爵位が剥奪された件のみ書かれていることから見れば、ザサグ職は終始維持されていたと考えてもほぼ間違いない。従って、『王公表伝』の記事はマンジュシリの爵位復帰の冊文に依拠したと考えられる。

一方、清朝の「崇徳元年のニル編成なるものは、既存のモンゴル側社会における支配集団たるタイジの父系分枝構造に即して組織されており、これを解体したり、大幅に再編したりしたものとは言い難い。……分枝構造におけるタイジと属下(ニル構成員)との関係を切断・解体するような処置であるとはとても言い難い」(岡2007、p. 59)とはいえ、清代モンゴルの貴族と平民の関係は決して従来のそれと同じではない。マンジュシリが用いるバーリン旗において、すでに従来の王族と属下の支配関係に根本的な変化が生じ始めた。本章に利用する史料ではそれについて書かれている。ハルハの略奪によりマンジュシリはかつてのない経済的な危機に直面したと考えられる。清朝はハルハに対して表では略奪されたバーリンの属民や家畜の返還を厳しく要求するふりを見せ、裏では朝貢関係の構築を強く望んでいた。長年にわたる交渉の結果、ハルハの4タイジが順治14年に清朝に謝罪したため、ハルハと清朝の朝貢関係が成立し、清朝がハルハの謝罪に対する見返りとしてバーリンの略奪された属民や家畜の返還要求を無効にし¹³、さらに中止されていた貿易の再開をも認めた。それに対して被害者だったマンジュシリは補償や援助を受けることは一切なかった。

このようにマンジュシリ・ベイセは建国功労者でありながら様々な問題を抱えていた人物でもあった。彼に関わる事件を清朝はどのように扱っていたのだろうか。

第3節 事例1—バーランの奴隷返還要求事件

3.1. 概略

この事件1は、マンジュシリが勝手に管轄のエセン・ソム¹⁴のバーランという人物の奴隷¹⁵=ahaであるアドーチ=Aduci、セレン=Sereng親子2人を別のソムのトゥメンタイという人物に渡したため、バーランが自分のザサグであるマンジュシリをまず順治9年に行われ

¹³ LiBaoWen, *Dayicing ulus ba mongyol-un qalq-a qayantu ulus—1655 on-du*, 2004.

¹⁴ このソムは崇徳元年に編成されたマンジュシリ・ベイセ直下の15ソムの一つで、エセンが佐領に任命された(『満文原檔』第十冊、p. 585)。

¹⁵ 清朝のモンゴルの奴隷=ger-ün boγolについてはX. Фүтаки(2002, pp. 21-28)の *XVIII-XIX зууны үеийн Халх Монголын гэрийн боолын тухай* および二木(1987)を参照。

た盟会に訴え、「私の両親がなくなると我が家の奴隷をマンジュシリ・ベイセが奪い、アユシ・ソムのトゥメンタイに奴隷として与えた」と述べた。それに対して、盟会に参加した理藩院の大臣と外藩モンゴルの王公らはマンジュシリの行為は不適切と判断し、直ちに返還するように判決をくださった。しかし、盟会が終わって地元に戻った後、マンジュシリはこの判決を無視し、アドーチが死亡したのを理由に返還を拒否した。そのため、バーランは今度理藩院にマンジュシリを訴え、セレンの返還を要求した。訴訟を受理した理藩院は当院の員外郎トーライ=Toolaiを派遣し、さらにバーリン左翼旗の周辺にあるバーリン右翼旗の精奇尼哈番¹⁶ネメフ=Nemehu、ザルグチのフザイ=Hūjai、アルホルチンの管旗章京アシフ=Asihū、ザルグチのセレン=Sereng、オンニオドの管旗章京バンディ=Bandiらと同行させて事件の捜査を依頼した。注目すべきは、今回の取り調べにおいて、マンジュシリは被告でありながら捜査の対象から除外され、奴隷を受け取ったトゥメンタイが被告に転じた点である。アドーチの死亡に関して、トゥメンタイと彼の妻の供述に食い違いがあったため、管旗章京に宣誓させて事件の是非を決めることに決定した。しかし、管旗章京が宣誓を拒否したので、トゥメンタイに罰 9 頭の刑罰を課し、さらにアドーチの身代わりとなるものをバーランに賠償することに決定した。

3.2. 裁判の流れと判決

この事件の裁判は、盟会で第 1 審が行われ、盟会に参加した清朝の大臣らが裁判官となった。ここでは、返還の判決が出されたが、それにマンジュシリが同意したかどうかは不明である。結局盟会での判決が実現されなかったため、被害者は理藩院に直接訴訟を行った。理藩院の大臣が第 2 審として登場し、理藩院の役人を派遣しバーリン周辺の 3 旗からも役人を同行させ、事件の取り調べや尋問を担わせた。そこで得た内容に基づいて、理藩院が判決の提案を作成し、最終的には皇帝の裁可によりセレンをバーランに返還することになった。

この事件において、理藩院による捜査や提案作成の第 2 審の流れは島田(1992, pp. 165-231)の紹介した『刑部檔』には見えない崇徳 3、4 年の事件(『内国史院檔』および『太宗実録』に含まれる)の裁判のそれとまったく一致する。しかし、島田氏の紹介した史料は事件の簡略的な記述であったため、事件および裁判全体の流れ、事件に適用した法規などはわからない。一方、順治年代は崇徳年代と違ってモンゴル地域の訴訟手続きに関する規定が定められていた。それは順治 8 年に制定された規定でモンゴル人が訴訟する際に管轄のザサグを経由せずに直接理藩院に訴訟することを禁止するというものだった¹⁷。しかし、この事例ではザサグや合同裁判者(協同会審旗分)の介入¹⁸が全く見当たらない。なお、訴訟手続

¹⁶ 一種の爵位、清朝がモンゴルの貴族に対して、親王、郡王、ベイレ、ベイセ、公または精奇尼哈番(jingkini hafan)、阿思哈尼哈番(ashan i hafan)、阿達哈哈番(adaha hafan)、拜他喇步勒哈番(baitalabure hafan)、拖沙勒哈番(tuwašara hafan)の爵位を授けた。『内秘書院檔』を見ると、哈番の文字がある爵位は主に八旗モンゴル人に授けられている。ザサグ旗にも精奇尼哈番の爵位を持つ人物がいたのは興味深い。

¹⁷ 『欽定大清会典事例』第 997 卷・審断「順治八年題准、外藩蒙古人有訟、赴各管旗王貝勒等處伸告、若審理不結、令協同會審旗分之王貝勒等共同審訊、仍不結、王等遣送赴院。如未在王、貝勒處伸告、越次赴院者、壹概發回」を参照。

¹⁸ この事例では被告はザサグ自身だったため、ザサグの介入は不可能だと考えられる。しかし、清朝のモンゴル法には、ザサグ自身が被告になった場合の訴訟手続きに関する規定が見られない。その場合、理藩

き自体は最初から問題とされなかった。順治 8 年（1651）の規定がどの程度の効力をもっていたのかということに関しては疑問が残る。

3.3. 裁判に適用された法規

3.3.1. マンジュシリの行為について

すでに述べたようにこの事件において、元々被告だったマンジュシリは突然被告から除外され、奴隷を受け取ったトゥメンタイが被告に転じ、処罰された。この題本において、マンジュシリはどのような目的でバーランの奴隷を他人に引き渡したのかは書かれていない。理藩院からその目的を尋問することさえなかった。「会典」などの法制史料には他人の奴隷を勝手に第三者に渡した場合に関する規定が存在しない。

しかし、この事件が発生した翌年の順治 11 年に発生した「アバガ旗のサンジンの壮丁不登録摘発事件」に関する題本には注目すべき内容が書かれている。これはアバガ旗に発生した事件で原告なる佐領サンジンらが自分のタイジであるボディザブ¹⁹に対して、①登録すべき壮丁を登録しなかったこと、②属民²⁰を勝手に他人に贈与したこと、③箭丁に余計なアルバを負担させたことの 3 点を違法として理藩院に訴えた。理藩院は訴訟を受理し、取り調べた後次のように表明した。

マンジュ語テキスト

gai tucibuhe²¹, sargan jui be dahabuha²², ihan, honin gaiha sere babe Monngoi beise ini jušen be bure gaira be ini ciha be dahame, gisurere ba akū.

和訳

（ボディザブ・タイジ）が厄払いしたこと、（結納^{ゆいのう}として）女性を（他人に）贈ったこと、（属民から）牛、羊を徴収した件に関しては、モンゴルの貴族は彼らの属民の贈与や徴収は自由であるため、議論の余地はない。

このなかの jušen はモンゴル語の albatu に対応する語である。この表現で問題となるのは ini jušen be bure gaira be ini ciha である。マンジュ語の be は対格および主格をあらわす²³ので、jušen 自体は贈与や徴収の対象物になりうる。従って、この文章はモンゴルの貴族たちは自分の jušen を他人に勝手に引き渡すことが自由であったことを示す。

そのため、被告だったボディザブ・タイジの平民に対する贈与や徴収は無罪となり、さらにオルドスの僧侶に何人かを贈与したことも無罪となった。従って、当時のモンゴル社会において、清朝のモンゴル法には確認できないまったく別のルールが存在し、それによりモンゴル社会内部が維持されていたことがわかる。そのため「バーランの訴訟」におい

院への直接訴訟が許されていたかもしれない。

¹⁹ この人物の詳細は今のところ不明。

²⁰ ボディザブが自分の病気を完治したオルドスの僧侶にお礼として 5 人を寄進したことを指している。

²¹ これはモンゴル語の *γai γaryaysan* の直訳で、マンジュ語的な表現ではない。厄払いすることを指す。ここでは、ボディザブ・タイジが厄払いするためにオルドスの僧侶に 5 人を寄進したことを指している。

²² これはボディザブ・タイジが娘の結納として小間使いをおくったことを指している。

²³ 高娃（2005, pp. 55-58）、早田（2011）を参照。

でもマンジュシリ・ベイセは被告でありながら罰されることは一切なかった。

しかし、「バーランの事件」においては、マンジュシリが他人に引き渡した奴隷を元主人に返還するようという事で結審し、結果的に「アバガ旗のサンジンの壮丁不登録摘発事件」とまったく異なる結果になった。しかも、「バーランの事件」には、マンジュシリ・ベイセの供述が全く見られない。自分の行為が理にかなっていたため、理藩院の捜査に強い態度を取っていたとも考えられる。理藩院の役人もマンジュシリの無罪を知っていたはずである。では、なぜ「アバガ旗のサンジンの壮丁不登録摘発事件」では、原告側の訴状を無効にしたのか。それはボディザブ・タイジの供述と深く関係すると思われる。彼は以下のように述べた。

マンジュ語テキスト

mini beye nimekungge ulha geren nadan minggan morin, juwe minggan ihan, nadan minggan honin, hūsun hamirakū ofi mini beye ejen i jūšen, mini ulha inu ejen i ulha, uttu ofi nirui niyalma be ulha tuwakiyabuha mujangga sembi.

和訳

私は持病があるうえに家畜が多い。馬 7 千頭、牛 2 千頭、羊 7 千頭がいるため労働力が不足する。私自身が皇帝の属民であり、私の家畜も皇帝の家畜である。そのため、箭丁に家畜の世話をさせたのは事実だ」と言った。²⁴

ボディザブ・タイジはこのような都合の良い言葉を述べ、清朝への忠誠を表明したため、属民に対する贈与や徴収に関する件はまったく問題とされなかった。

清朝はモンゴル貴族の属民に対する徴収や贈与を認めていたとはいえ、その解釈権や執行権は清朝政府に握られ、類似事件であっても、対象者によってその判断は様々である。そのため、さまざまな問題を抱えるマンジュシリと清朝に忠誠であることを明確に表明したボディザブ・タイジに対する判決に違いが生じたのである。

3.3.2. トゥメンタイの行為について

トゥメンタイがいかなる経緯でバーランの奴隷を受け取ったのかは、題本には書かれていない。しかし、奴隷の 1 人であるアドーチがトゥメンタイに引き渡された後に死亡したのは確実であった。理藩院はアドーチの死亡した事情について、彼の息子であるセレン、そして、トゥメンタイ夫婦から事情を尋問した。その結果、セレンとトゥメンタイ夫婦の供述、さらに、トゥメンタイ夫婦 2 人の供述も相互に矛盾したため、管旗章京に宣誓させることにした。しかし、管旗章京が宣誓しなかったためトゥメンタイは処罰された。清朝のモンゴル法であれ、伝統モンゴル法であれ宣誓=sīqaG-a はその重要な内容の一つである。宣誓について、Heushert(1996)は証拠の不足する案件に使われる裁判手段であり、1631 年代のマンジュ皇帝の決めた法律にすでに宣誓に関する内容があったことを指摘し、さらにその行われる形式などをまとめた。しかし、Heushert(1996)の研究当時においては史料が限ら

²⁴ 「理藩院題本」、p. 85。

れていたため、宣誓の利用される条件を明確にすることができなかった。つまり、宣誓はあらゆる事件に適用されていたかどうかは明確に示されなかった。康熙 6 年（1667）、康熙 30 年代およびそれ以降の清朝のモンゴル集成法の中でも宣誓が利用される条件は明確に定めてられておらず、やはりその条件とされる範囲は不明確だった。しかし、同じく「理藩院題本」に収録された順治 13 年の「オンニョードのサウサ・ベイセの壮丁不登録事件」²⁵に、取り調べの対象となった人々の供述が矛盾し、かつ証拠が不足したため、清朝が当事者に宣誓させて結審することに決めたとある。宣誓させるに当たっては次のように記述されている。

マンジュ語テキスト

togtohuha fafun i bithe be tuwaci yaya weile be alime gaijarakū oci gashūbu shebi.

和訳

定められた法書を調べてみると「すべての（案件において）罪を認めないなら宣誓させよ」と定められている。

これによると、宣誓はすべての案件に適用される裁判方法であり、当時決められた法の書=togtohuha fafun i bithe と呼ばれていた集成法の 1 条文であった。この集成法はいかなる法規あったかが不明だが、恐らく崇徳 8 年に制定されたモンゴル集成法のそれだと推測される。というのは崇徳 8 年から順治 14 年までにほかの法典は公布されなかったからである（王、2011）。康熙 6 年の『蒙古律書』にはこの規定が見られない。恐らく康熙 6 年に新しい法典を編纂する際に、この規定は削除されたのであろう。従って、トゥメンタイに対する宣誓はまったく現行法に従って行われたことであり、理藩院による一方的な解釈による行為だとは考えられない。

そして、宣誓により罪が確定されたトゥメンタイに対して、理藩院は以下のような処罰を課した。

マンジュ語テキスト

togtohuha fafun i dangse be tuwaci, buya niyalma ini booi aha be waci, emu uyun ulha gaimbi shebi. Jurgan i gisurehengge, togtohuha dangse i songkoi weile emu uyun ulha gaifi, barang de bume, oron²⁶ de haha toodabume beidehebi.

和訳

さだめられた法の檔冊を調べると、そこに平民が自分の奴隷を殺害したら、罰 9 頭にすると決めている。そのため、理藩院が決めた法の檔冊に従って、刑罰家畜 9 頭を徴収し、バーランに引き渡し、（さらに）殺害された者に代わる者を賠償させるということで結審した。

この判決文から以下のような内容が理解される。

²⁵ 前掲、p. 179。

²⁶ モンゴル語、モンゴル法の専用用語であり、一般的に賠償と翻訳される。

まず、順治 10 年にすでに *togtobuha fafun i dangse* (決めた法の檔冊) が存在していた。しかし、マンジュ語の表現から今回利用されたものは一冊にまとめられた集成法なのかあるいは過去の異なる時期に制定された法規文書の 1 通なのかはわからない。

次に、この文書に書かれた奴隸殺害罪に関する規定は『康熙会典』の「国初定」の規定とまったく一致する。しかし、国初定や順治時代において、奴隸殺害に科した家畜の分配²⁷に関する決まりは見られない。今回の訴訟では 9 頭の家畜を奴隸の主人であるバーランに与えた。一方、奴隸殺害について、乾隆時代に制定された『蒙古律例』第 7 卷・第 9 条の「もし殺害動機があった場合は、罰畜を奴隸の家族に与える。過失殺害あるいは殺害動機が明らかでない場合は罰畜を政府に納める」²⁸と定められ、殺害の動機に重きを置き、故殺と過失致死を区別した。しかし、この事件においては、故殺か過失致死かが問題にされず、殺害の結果のみが量刑の基準となっている。従って、後の時代の史料をもって清朝全体の法律を概観してはならない。そして、さらに本件において、亡くなった奴隸の身代わり = oro をバーランに引き渡すように結審し、トゥメンタイにはかなり重い刑罰が科された。殺害された奴隸の身代わりが引き渡された刑罰は、清朝の法規から該当の規定を確認できない。これは、マンジュシリへの不満を示すため、本来ならまったく問題のない属民への徴収を制限し、モンゴル伝来の貴族と属民の関係を認めながら、その関係を破壊しようと努めた清朝の意図ではないかと思われる。

第 4 節 事例 2—アルバ過徴収事件

4.1. 概略—原告・被告

反アルバ過徴収事件は順治 10 年 7 月 25 日に理藩院が上奏した題本に書かれた事件で、当時バーリン左翼旗エセン・ソムの佐領エセンが度を越したアルバ徴収に反対し、同ソムの 8 人²⁹を連れて、自らのザサグであるマンジュシリを理藩院に訴えた事件である。捜査の結果原告なる平民側の主張は完全に否定され、さらに処罰された。³⁰

この事件の原告は、事例 1 の原告とまったく同じソムの者で、かつソムのトップである佐領が指導者となって、マンジュシリを訴えたのである。すでに述べたようにエセン・ソムはマンジュシリの直下のソムで、旧来の属民である。当時清朝支配下のモンゴルの各旗のザサグが、同旗に属する他の王族やその属民からアルバ徴収をしていたかどうかは残念ながら不明のままである。従って、エセン・ソムの人々とマンジュシリの争いはザサグと旗民の関係より、むしろ清朝統治における分枝集団内部の変化として捉えるべきであろう。

4.2. 起訴の開始—理藩院・第 1 審

²⁷ 清朝モンゴル法や伝統モンゴルの規定に罰畜の分配に不明な点が多い。この刑罰に徴収したものの分配について Heushert (1998, 147-157) を除いてほかの研究が見られない。氏は康熙 30 年代に制定されたモンゴル法から刑罰に徴収したものの分配に関する *jasay-tur abqu, gereči-dür ögkü* などを細かく研究した。

²⁸ *Mongyol čayaġin-u bičig*, p.175.

²⁹ 原文には *nirui janggin esen ini nirui uwan niyalma be gajime* = 「佐領のエセンが同ソムの 10 人を連れて来て」と書かれているが、実際は 9 人のみだった。

³⁰ 「理藩院題本」第 1 卷, pp. 32-34.

この事件において原告の 9 人が直接北京にゆき、理藩院に訴え、理藩院が第 1 審として登場した。これは「バーランの事件」のそれと異なる。このときは理藩院が起訴を受理し、事件当事者の旅費や往來にかかる時間を考慮し、被告や証人を理藩院に来院させず、逆に理藩院から役人を派遣した。

このように理藩院が第 1 審を行った事例は「理藩院題本」に散在しており、成立・拡大の過程において、外藩モンゴルの裁判制度は必ずしも旗＝第 1 審、盟＝第 2 審、理藩院＝第 3 審といった流れではなく、理藩院が第 1 審を行う事例もかなりあった。これは、清代初期のモンゴル法の 1 つの特徴である。順治 8 年に清朝はザサグに訴えずに、来院して訴訟することを禁止した³¹。しかし、その規定において、直接理藩院に訴訟した場合の処罰がないため、ほとんど機能せず、モンゴルから直接理藩院に訴訟する者が度々いた。そのため、康熙 9 年の「会盟に下した命令書」³² (*čiyulγan-du bayulγaysan jarliy-un bičig*) に次のように定めた。

(以前、) 訴訟者は、まず初めに管轄のザサグに訴えよ。結審できなければ、管轄のザサグから使者を得て、(使者の同行で) 隣接する別のザサグ³³に訴えよ。また結審できなければ、(訴訟者本人が) 自分のザサグからの使者、(そして、) 証人³⁴、被告とともに理藩院に訴えに来るように決めた。現状を見れば、管轄のザサグや隣接する別のザサグに訴訟せず、証人や被告人の同行もなく(理藩院へ直接) 訴訟に来る者がいるという。自分のザサグには訴えたが、隣接する別のザサグへの訴訟を経ずに、証人および被告人の同行もなく(理藩院に訴訟に) 来る者もいる。さらに自分のザサグの王、ノヤンらに訴えたが一部のザサグは訴訟者に証人や被告を同行させず来院させたこともある。以上のような形で(もし) 貧しい者が訴訟に来たら、(理藩院が該当の) ザサグへの照会や、または、証人や被告を来院させることに、苦勞するだけではなく、事件の処理も遅れてしまう。訴訟に来た貧しい者は、待機中に食料を食べ切り、乗用馬を売って(食料を買っても滞在費が) 足りなかったことがあった。このような苦しみがあったとしても、貧しい者が(事件解決のため理藩院へ) 訴訟に来ないとは断言できない。(そのため) これから、すべての訴訟者は以前の決定に従って(まず初めに) 自分のザサグに訴えよ。結審しなれば、ザサグから使者を得て、隣接する別のザサグに訴訟せよ。また結審しなれば、ザサグが使者を派遣して、証人および被告とともに理藩院へ来院させよ。もし、訴訟者が上記の通りに自

³¹ 注 19 を参照せよ

³² 「モンゴル語内秘書院蒙古檔」、第 6 卷、pp. 271-281

³³ 「隣接する別のザサグ」とは康熙 6 年に編纂された『蒙古律書』第 94 条、第 95 条及び康熙 30 年代に編纂された『理藩院律書』第 88 条による規定に従って、当該の旗が合同して裁判を行うことをいう。順治年代の合同裁判については、順治 16 年(1659)の有名な「アブナイ親王が起こした合同裁判制度無視事件」(康熙朝『清史録』順治 16 年 5 月 21 日(1659. 7.10))の事例が知られており、また、2009 年に公開された「理藩院題本」(第 1 卷、pp. 178-180)に収録されている順治 13 年(1656)に理藩院が審理した「オンニョードのサヤン・タイジの男丁隠蔽事件」に関する上奏文には合同裁判における罰金の均等分配に関する内容が多少書かれている。

³⁴ 康斯坦(F. Constant)(2008)が述べたように、モンゴルの訴訟制度は当事者主義(Adversarial system)的な性質が強く、清代初期においても、事件当事者は自分の主張が事実であることを証明するため、自ら裁判に証人を立てることが一般的であった。その証人がモンゴル語で *köndelen kümün* と呼ばれ、事件当事者は理藩院へ上訴する際に、証人の同行が義務づけられていた。

分のザサグや近くの別のザサグに訴訟せず、自分のザサグからの使者、証人および被告の同行なしに（理藩院へ）訴訟に来たならば、最初に禁令無視の罪を議論し、それから訴訟の件を受理する。ザサグに訴えたにもかかわらず、ザサグが使者や証人および被告人を同行させず（訴訟者だけが）来院したならば、真偽を確かめて、ザサグを処罰せよ。以上のように各ザサグが各々の属民に宣伝せよ。

この史料から以下の内容が読み取れる。

(1) 康熙9年以前にすでに旗に第1審を実行するように決めたが、それは訴訟者に対する呼びかけだけであって、ザサグに第1審の権利を与えたものではない。従って、ザサグは最初から管轄旗内の事件に関与できない場合があり、理藩院は直接モンゴル各旗の内部問題に関与していた。

(2) 康熙9年以前は訴訟者がザサグに訴訟しない場合の刑罰がないため、事実上理藩院への直接訴訟が許可されていた。

(3) 康熙9年にザサグに起訴しない場合の刑罰を設け、ザサグ・第1審を定着させようとした。定着させる理由の1つは、訴訟のため上京してくる者の滞在費であり、もう1つは、突然にやってくる訴訟について理藩院が事件の全貌をまったく把握できないため、事件現地での取り調べ、証人の集まりなどの複雑な作業を最初からしないといけないことにあった。

(4) 上記の理由で、ザサグに第1審を担わせることと決定した。しかし、それはザサグ重視の立場からザサグに第1審の権限を与えたものではなく、長年に渡って上京してきた訴訟者の事情からやむを得ず決定したものである。そのため、清朝のザサグの権限を論じる際には、このような背景に注意を払う必要がある。なお、この時のザサグの役割は裁判官というより、むしろ擬案作成役の性格が強い。

4.3. 理藩院による事件捜査

今回の訴訟においても、理藩院は訴訟の旅費などを考慮し、現地から証人などを来院させず、員外郎トオライ＝Toolai、筆帖式ケシト＝Kesituを派遣し、さらに、バーリン左翼旗の周辺にあるバーリン右翼旗の精奇尼哈番（jingkini hafan）ネメフ＝Nemehu、ザルグチのフザイ＝Hūjai、アルホルチンの管旗章京アシフ＝Asihū、ザルグチのセレン＝Sereng、オンニョードの管旗章京バンディ＝Bandiらを同行させ、事件の捜査を依頼した。これは「バーリン事件」とまったく同様である。事件の捜査に当たって、理藩院が事件発生地域の役人を一切参加させず、理藩院の役人の他に隣接する3旗からそれぞれ数名の役人を事件捜査に加えた。この第三者による捜査は、捜査中に起こりうる不正行為を防ぎ、確実な証拠を収集するためであると考えられる。しかし、「理藩院題本」に収録された他の事件記載を見れば、理藩院による事件の捜査は一様ではない。ザサグが事件に関係しない場合は、他の旗からの役人を参加させず、理藩院の派遣した役人とザサグが捜査官として登場した事例も見られる。理藩院による事件捜査のほとんどは、事件当事者を尋問し、尋問の始終を記録し、現代法学でいえば、尋問調書を作成し、理藩院に持ち帰ることであった。「バーリン事件」において、その尋問の形式は言及されていないが、この事件の取り調べに当たっ

ては、当事者を集めて、対質尋問することにした。

対質は、マンジュ語で *angga acabumbi* といい、清朝の裁判、特に上級機関による裁判によく利用されていた尋問方法である。原告と被告、または証人を同席させて、当事者の供述が矛盾する場合に、矛盾した供述のいずれが真実であるかを判断する。現代法の対質と違って被告人の黙秘権や供述拒否権は認められなかった。残念ながらこの史料には対質の流れ、尋問者、対質された期間などの詳細な点が書かれてない。この史料と比べてかなり後代の史料になるが、萩原が発見したいわゆる「オンボフの事件」の第3文書³⁵によれば、盟の役人が被告の女性オンボフと彼女と不倫関係をもち、彼女に示唆して犯罪に至らしめたチャバグという人物の両者に対して対質尋問を行った。具体的に「娘オンボフの供述ではチャバグが彼女に教唆しザサグ夫妻を傷つけようとして行なったということなので、(両者の)³⁶供述を照らし合わせて尋問すると、チャバグはあれこれと言い逃れをして拒み、全く受け付けません。ひざまずかせたままオンボフをそばに居らせて口供を照らし合わせ、夜通し眠らせないで尋問するうちに、チャバグは突然気絶して死んでしまいました。」(萩原、2006, p. 247)と書かれている。ここの「供述を照らし合わせ」の原文が *angga acabume* となっている。この例では、対質させたのは原告、被告ではなく、いずれも被告であった。ひざまずかせたまま長時間尋問したため1人が死亡したことから見れば、現代の対質とは異なっかなり残酷な面もあった。

4.4. 裁判に適用された法規

4.4.1. マンジュシリ・ベイセの供述と彼に適用された法

対質尋問に当たって、マンジュシリ・ベイセは以下のように供述した。

供述 1

マンジュ語テキスト

Manjusiri beise de funjici jaburengge. Taidzung hūwangdi hese, suwani da songkoi alban gaisu sehe. bi inu da songkoi jui bure, urun gaijira, haha jui delhebure de an i gaimbi. jai an i jeterengge seme, juwan ihan ci emu ihan, juwan honin ci emu honin gaiha dabala, fulu gaihangge akū.

和訳

マンジュシリ・ベイセに尋問すると彼の供述は(以下の通りでした)「太宗皇帝は汝らは元通りにアルバを徴収せよと命令した。私は元通りに、息子の嫁取り、娘の嫁入り、息子の分家にかかるアルバを従来通りに徴収している。また、元通りに10頭の牛ごとに1頭牛、10頭羊ごとに1頭羊を徴収した、ほか余計に徴収したことはない」(と言った)。

供述 2

マンジュ語テキスト

jai Manjusiri beise i jaburengge, Dalai Lama de hingkileme genembi seme, Esen i niru de de

³⁵ 萩原(2006, pp. 59-60)によれば、この第3文書に日付、宛先の役所名がない。氏はその内容から乾隆56年(1791)7月28日以降のものだと指摘した。

³⁶ 括弧内は萩原が補足した内容。

hingkilme genembi seme, Esen i niru de kutule gamara niyalma, morim, kunesun i honin gana seme Jorig Seoselei be takūraha bihe.

和訳

また、マンジュシリ・ベイセの供述は（以下の通りである。）「ダライ・ラマに参拝に行くため、エセンのソムから馬子、馬、食用の羊を取って来いと Jorig、Seoselei を派遣した。」

この供述の da songkoi=元通りとは明らかに清朝に服属する前のアルバ徴収の仕方を指している。当時のバーリンにおけるアルバ徴収は清朝の規定ではなく、モンゴル伝来の決まりによって課していた。なお、fulu gaihangge akū という表現から見れば、モンゴル伝来の法にも整ったアルバ徴収基準があったのであり、マンジュシリは、その基準を無視したり、超えたりはしなかった。このアルバ徴収の方法は清朝の初代皇帝のホンタイジの許可によって存続し、二代皇帝のときも有効だったのである。

マンジュシリの伝えるモンゴル在来法によるアルバ徴収の内訳は以下のような内容だった。

- (1) 嫁娶に関するアルバ―息子の嫁取りと娘の嫁入りにかかる費用のこと。
- (2) 分家に関するアルバ―結婚した息子を別の家族として生活させるためにかかる費用のこと
- (3) 所有家畜数に応じて徴収するアルバ―具体的に 10 頭の牛ごとに 1 頭の牛、10 頭の羊ごとに 1 頭の羊を徴収していた。³⁷
- (4) 宗教活動に関するアルバ。この文書では、マンジュシリがダライ・ラマに参拝するため、エセン・ソムをエセンの半分=hontoho、センプルの半分=hontoho と二つに分けて、徴収することにし、エセンの半分から馬子^{馬子}1人、馬4頭、羊10頭を取った。センプルの半分からいくら取ったのかは書かれてない。もし、同じ量で取ったとすれば、50戸からなるエセン・ソムから計馬子2人、馬8頭、羊20頭取ったことになる。

一方、この時期に清朝が支配下のモンゴルに対して、すでに新しいアルバ徴収方法を定めていた。それは以下の規定である。

順治初年定：蒙古王公台吉等毎年征收所屬，有五牛以上及有羊二十者，並收取一羊。有羊四十者，取二羊，雖有余畜，不得增取。有二羊者取米六鍋。有一羊者取米一鍋。其進貢、會盟、遊牧、嫁娶等事，視所屬至百戶以上者，于什長處取一牛一馬之車。有三乳牛以上者，取乳油一腔。有五乳牛以上者，取乳酒一瓶。有百羊以上者，增取氈一條。濫征者罪之。^{38 39}

³⁷ 残念なことにこれは、年単位か季節単位が不明、年単位だと考えられる。

³⁸ 『会典事例』第980巻および乾隆朝内府抄本『理藩院則例』・録勳清吏司下・征收を参照。この規定が多少変更・補足がなされた形で『蒙古律例』、『理藩院則例』に引き継がれる、その詳細について島田（1982、pp. 235-243）、二木（1984）を参照せよ。二木（1984）は道光版『理藩院則例』の該当条文を翻訳し、検討した。その翻訳は「順治元年に制定した。モンゴルのすべての王公、タイジたちが毎年、属下の者から〔貢租を〕徴収する際、牛5頭有する者からは羊1頭を取れ。羊20匹有する者からは羊1頭をとれ。羊40匹有する者からは羊2頭をとれ。それ以上の家畜を有する場合でも余計に徴収してはならない。羊2頭を有する者からは「米」6鍋、羊1頭有する者からは「米」1鍋をとれ。王公、タイジたちが朝貢、会盟、遊牧、

この規定はモンゴル伝来の規定によりアルバ徴収の基準が明確化されており、徴収量も圧倒的に少ない。おそらく、この規定がエセン・ソムの人々に伝えられていて、そのため、従来のアルバ徴収方法に反対するようになったと推測される。しかし、太宗皇帝のモンゴル貴族に対する約束があるため、マンジュシリが清朝のモンゴル法を完全に無視し、従来の徴収方法でアルバを徴収した。従って、順治時代のモンゴル社会において、清朝が制定したモンゴル法とモンゴル伝来の法が併存していたことが確認される。

このように次元が異なる法が併存するなか、理藩院はマンジュシリ・ベイセのアルバ徴収について以下のように述べた。

マンジュ語テキスト

monggoi da an i alban gaira be nakabuha ba akū... (略) ... ere ninggun niyalma, an i gaira ulha be fulu gaiha seme, še i cargi⁴⁰ weile be habšaha turgunde susaita šusiha tantame.

和訳

モンゴルの元通りのアルバ徴収を中止したことはない。... (略) ...この 6 人は、例によって徴収した家畜を余計に取ったと赦免の前に起こった事件を訴えたので 1 人ずつ鞭で 50 回打つように。

理藩院はマンジュシリのアルバ徴収を an i gaira ulha = 「例によって徴収した家畜」といい、マンジュシリのアルバ徴収の正当性を認め、それに反対する平民側に処罰を与えた。これで、清朝はバーリンにおけるモンゴル従来のアルバ徴収を引き続き承認し、自らの規定を完全に無視した。結果から見れば、モンゴル伝来の法は実際の事件において優先的な位置にあった。では、清朝がマンジュシリにアルバ徴収権を与えながら、なぜ平民側の訴訟を受理したのかという疑問が生じる。清朝はモンゴル貴族たちに従来通りのアルバの徴収権を与えたが、それは無制限のものではなく、清朝の監督を受ける必要があり、そのため、今回は従来通りの基準を超えたかどうかを判断する必要が生じた。これは理藩院が事件を受理したことの一因であろう。一方、平民側には清朝の定めたアルバ徴収規定がすでに伝えられており、今までの徴収方法に対抗し、基準が明確にされた、受け入れやすい清朝の徴収方法を導入しようとしたが、清朝はモンゴル王族との関係に重きを置き、自らの規定を無視し、平民側に処罰を与えた。しかし、清朝の定めた規定は無意味なものではなく、その存在によって、モンゴル貴族と平民の間にさまざまな摩擦が生じたのである。

嫁娶を行う場合、もし、属戸の数が 100 を超えるならば十戸長の処 (十戸) から牛 1 頭、馬車 1 輛を徴発せよ。乳牛 3 頭以上有する者からは乳油 1 腔、乳牛 5 頭以上有する者からは牛乳酒 1 瓶をとれ。羊 100 頭以上を有する者からはさらにフェルト 1 枚をとれ。」である。下線のある箇所は『理藩院則例』と異なるため、筆者が取り換えた内容である。

³⁹ 同じ規定でありながら、乾隆朝内府抄本『理藩院則例』の表現は多少異なり、二重線の部分は、すべて「准取」となっており、点線の箇所の「于」、「腔」、「増取」はそれぞれ「准予」、「肚」、「准増取」と書かれている。

⁴⁰ še i cargi (赦免の前) とは清朝皇帝による大赦の前を指す。大赦の前に起こった事件 (「十悪」の罪を除く) が、起訴されたかどうか、結審したどうかに関係せず、そのすべてが恩赦の対象となり、処罰を免れる。なお、赦免の前の事件を赦免の後に訴えてはならない。

4.4.2. エセンらの供述と彼らに適用された法

原告たる 9 人は全員一致でマンジュシリ・ベイセのアルバ徴収について以下のように述べた。

マンジュ語テキスト

geren i jaburengge juwe jui be delhebure, urun gaijira de gaiha inu. be yadara be dahame jai kemuni ere gese gaiame ohode adarame banjire seme doigomšome habšarangge.

和訳

皆の供述するのは（以下の通りである）。「(マンジュシリが) 息子 2 人⁴¹の分家や嫁取りのためアルバ徴収したのは事実である。我々は貧しくなっているので、引き続きこのように徴収するなら（我々は）どうやって生計を立てるのか」と率先して訴えた。

平民側は、貧しくなっていることを理由に、分家や嫁娶においてこれまでの徴収方法の継続に反対した。マンジュシリの説明したアルバ徴収方法の中に分家や嫁娶に徴収するアルバの基準が明確にされておらず、これは清朝の制定した規定と異なる。平民の立場から見れば、清朝の規定を受け入れるのが有利である。

また、平民側は分家や嫁娶にかかる費用のみならず、マンジュシリのダライ・ラマ参拝にかかる費用の徴収にも反対したのである。アルバ徴収に来た役人を押しとめたセンプルは自らの行為について次のように述べた。

マンジュ語テキスト

gaira labdu ofi, bi durime gaiha mujangga sembi.

和訳

（センプルは）「徴収が過多だったので、私が押しとめたのは事実である」と言った。

宗教にかかる費用の徴収が過多だったことが反対の理由だった。しかし、どういう基準から見て過多だったのかは残念ながら書かれてない。やはり、清朝が制定した「会典」の規定が、平民に知られていて、それが今回の事件を引き起こした一因だと考えられる。

しかし、理藩院は取り調べの結果、平民側の供述を全く無視し、彼らに赦免の前の事件を訴えた罪が言い渡され、さらに、各々の事情を区別して以下のように処罰した。まず、佐領エセンに以下のような処罰を言い渡した。

マンジュ語テキスト

monggoi da an i alban baira be nakabuha ba akū, tuttu bime še i cargi weile be habšaha turgunde, Esen be niru bošoro i nakabume, weile emu uyun ulha gaifi Manjusiri beise de bume.

和訳

⁴¹ *Bolor erike*によれば、マンジュシリには息子が 6 人いた (Kökeöndör, 1985, pp. 890–891)。

モンゴルの元通りのアルバ徴収を中止したことはない。なお、これは赦免の前の事件を訴えたため、エセンをソム章京から罷免し、罰として9頭の家畜を取って、マンジュシリ・ベイセに引き渡す。

エセンは正当な徴収を不当として訴えたため、佐領の職を罷免され、さらに家畜9頭を取られ、それがマンジュシリ・ベイセに引き渡された。

そして、宗教にかかる費用の徴収を押しとめたセンフルと自分の馬がマンジュシリ・ベイセに無理やりに取られたと供述したバト (Batu) という人物の2人が鞭70回に処せられた。残りの6人は「例によって徴収した家畜を過徴収したと」(an i gaira ulha be fulu gaiha seme) 訴えたため、それぞれ鞭50回に処せられた。

エセンらにいい渡された処罰は清代の法規から確認することはできない。それはまったく理藩院の大臣の協議によって決まった。このように「理藩院題本」には、法規ではなく理藩院の協議によって言い渡された処罰が多数存在する。順治15年8月21日に上奏されたある事件についての理藩院の審議に対して、順治皇帝は以下のように指示した。

マンジュ語テキスト

wesimbuhe be tuwaci, haise be wambi sehei. togtobuha kooli be yaruhakū bime, adarame wara babe geli tusibuhekūbi. dasame getukeleme gasurefi wesimbu.⁴²

和訳

上奏したのを見れば、haise を処刑するように決定したのだ。決められた法規を引用せず、さらに、処刑する理由も明らかでない。協議して明確にしてから (再) 上奏せよ。

この指示から見れば、理藩院が事件を審議し、結審するに当たって二つの原則があり、その一つは法規を直接引用すること、もう一つは処罰の理由を明確にすることであったことがわかる。エセンらは後者の原則によって処罰され、清朝の立場からは極めて適切な結審である。清代初期のモンゴル法を研究するに当たって、この二番目の原則を無視することはできない。

第5節 小結

以上、順治10年に理藩院によって結審した2つの事件について分析してきた。それをまとめると以下の結論が導き出される。

まず、2つの事件において、いずれも被告だったマンジュシリ・ベイセは無罪となった。それは、清朝のモンゴル法から判断されたのではなく、モンゴル伝来の法から判断されたものだった。従って、少なくとも順治時代まで清朝制定のモンゴル法とモンゴル伝来の法は併存して、実際の事件にモンゴル伝来の法が優先されていた事例のあることが確認された。これは、これからの清代モンゴル法の研究、ひいては清代モンゴル研究の全般におい

⁴² 「理藩院題本」第1巻、pp. 209。

て極めて重要であろう。

次に、旗のトップであるザサグが事件の当事者になった際、清朝は理藩院の役人のほかにできる限り多くの異なる地域の役人を参加させて、事件捜査を行っていた。

第 3 に、犯罪に対する処罰は、決められた法規の適用および理藩院の協議の適用といった 2 種の方法によって出されていた。「バーラン事件」には、前者の方法が適用され、それに対して「アルバ過徴収反対事件」には、後者の方法が適用された。

第 4 に、「バーラン事件」および「アバガ旗のサンジンの壮丁不登録摘発事件」の審理結果の比較から拡大・発展の過程にあった清朝にとって、帝国に対するモンゴル貴族たちの忠誠は何よりも重要で、それは裁判事件にも反映された。

第 5 に、当時理藩院にはマンジュ語で *togtobuha fafun i bithe*, *togtobuha fafun i dangse* と書かれた法律集が存在し、実際の裁判に適用されていたことが確認できた。

第 6 に、清代初期の裁判において、理藩院で第 1 審が行われていたことが度々あった。なお、旗に第 1 審をさせようとしたのは、旗のトップであるザサグの権利を拡大するためではなく、訴訟者の裁判にかかる膨大な費用や負担を縮小するためだった。

第4章 清代初期のモンゴルにおける男丁隠匿とそれに対する清朝の刑罰

第1節 先行研究と問題の存在

17世紀にモンゴルの支配者として登場した清朝は、早くとも崇徳元年（1636）に支配下のモンゴルに対してソムの編成を行い、すべての男丁（er-e）を比丁冊といった名簿に記入し、その原本を中央政府に保管した。これは清朝のモンゴルに対する人口統計のはじまりであり、すぐに制度化され、基準を満たす男丁は比丁冊に登録されていた。この男丁とは一般的に平民および奴隸（boγol）をさす。通常、清代の男丁の登録をマンジュ語で *haha celembi*、中国語で「比丁」というが、モンゴル語では *er-e tögelekü*, *er-e kemjikü*, *er-e toyačaqu* のようにさまざまな表現がある。男丁の名前や所属が記入された檔冊のことをマンジュ語で *haha i dangse*、モンゴル語で *er-e-yin dangsa*、中国語で「比丁冊」あるいは「丁冊」という。本章では、岡（1998）にならい「比丁冊」という表現を利用する。男丁登録の過程には、中央政府は関与がせず、在地モンゴル貴族だけがこの任務を担った。崇徳年代から清朝はモンゴル貴族に対して所属の男丁を正確に登録するように求めたが、それは順調に行われず、所属の男丁の存在を隠匿し、比丁冊に記入しないモンゴルの貴族が度々中央政府に発覚されていた。そのゆえ、男丁隠匿を防止するため、清朝は明文化した法規を定め、違反者を処罰することを決定した。

男丁隠匿については、清朝の男丁隠匿に関する「蒙古例」¹を紹介・分析した島田（1982：203-235）の研究を除いては、そのほかの詳細な研究が見当たらない。異なる法典に所在する法規や異なる時期に制定された法規の関係まで検討を加えた島田の研究は高く評価される。しかし、史料不足などにより男丁隠匿に関する規定の制定された正確な時期や成立の経緯、さらにいえば、男丁隠匿事件がいかに発覚され、いかに処理されていたかがという問題は、また十分に解明されておらず、大きなテーマとして残されている。そのため、本章においては、まず、清代初期に制定された男丁隠匿に関する「蒙古例」を説明し、次に、近年出版された *Daiycing gürün-ü ekin-ü üy-e-yin Γadaγadu mongγol-un törö-yin jasaqu yabudal-un yamun-u manju mongγol ayiladqal-un debter-üd*（『清朝前期理藩院滿蒙文題本』、以降「理藩院題本」とする）という史料集から順治年代や康熙年代に発生したいくつかの男丁隠匿告発事件に関する史料文書を取り上げ、男丁隠匿事件の発覚から処理までの実態および男丁隠匿に関する「蒙古例」の成立過程を吟味したい。

第2節 清代初期における男丁隠匿禁令

現在までの男丁隠匿に関する知識は、主に清朝の制定したいわゆる「蒙古例」に由来する。この「蒙古例」については、島田（1982）による詳細な研究がある。同氏（1982：203-235）

¹ 島田（1982：1）、萩原（2006：37）によれば、「蒙古例」とは清朝政府によって制定されたモンゴル人専用の法律のことである。しかし、最近では清朝政府の制定した規定とは、まったく異なるモンゴル従来の定めが清代初期のモンゴル社会に機能していた例が確認されている（王：2016）。従って、「蒙古例」は清代モンゴルにおける法規すべてを指すものではない。

の研究でも明らかであるように順治年代までモンゴルの男丁隠匿に関する規定は 3 条しかない。それを以下に紹介する。

A 「国初定」外藩壯丁三年一次編審，有隱丁者，所隱之丁入官²。隱丁至十戸者，管旗王，貝勒等按罰一戸。出首人，令赴願往旗分。

B 「順治四年題准」編丁時数目開載不全，及後其主雖自声明遺漏，亦以隱丁治罪。

C 「順治十二年題准」外藩蒙古首告隱丁者，准在編審之年首告，二三年以後首告者不准。

3

A を和訳すれば以下の通りである。

「外藩モンゴルの男丁を 3 年に 1 度登録する。隠匿した男丁がいれば，それを政府に収容する。隠匿した男丁が十戸に至ったら，10 戸毎に，管轄する王，ベイレたちから罰として 1 戸を徴収する。告発者を希望の旗にいかせる。」

この規定は次の 4 つの内容からなる。まず，男丁を隠匿した者に対して，登録しなかった男丁の身柄を隠匿者から取り上げる。次に，隠匿された男丁については，これを政府に納めた。第 3 に，該当のザサグに対して，隠した戸数に応じて処罰した。すなわち戸数 10 戸ごとに一戸を没収した。第 4 に，告発者に対して，現所属先から離れて別のところへに行くことを許した。

一方この規定において，不明な点もいくつか存在する。まず，「隠丁者」なる者の生体である。文脈から見れば，それは必ずしも「管旗王，貝勒等」とは限らない。それ以外の人物も含まれる。島田（1982：206-208）がこの点についてどのように考えているのかは明確ではない。次に，ザサグに対する処罰である。それは，男丁隠匿罪として課されたものなのか，あるいは管理責任を負わせたものなのか，なお不明である。この点に関しては，島田（1982：222）が男丁隠匿罪に対する処罰として考えた。第 3 に，隠匿された男丁の人数が 10 に至らない場合において，ザサグを処罰するかどうかは不明である。この点についても島田は明言しなかった。

B を和訳すれば以下の通りである。

「男丁を登録して比丁冊に記入するさいに，人数の記入が不完全だった場合，たとえ後で当該の責任者（＝其主）がもうしたてをしても，男丁隠匿とみなして処罰する」

基準を満たす男丁を比丁冊に記入せず，後に男丁隠匿者が自ら自分の過ちを報告しても，

² 漢語の「入官」はマンジュ語で *fafun de gaimbi*，モンゴル語で *jasay-tur abqu* という。罰として徴したものを清朝政府におさめるという意味をあらわす。しかし，崇徳 8 年のモンゴル法典を修正・改定して編纂した康熙 6 年の『蒙古律書』および康熙 30 年代に編纂された『理藩院律書』では，罪のある貴族に対して「入官」のかたちで徴収したものを清朝政府ではなく，当該貴族のザサグおよび合同裁判をおこなう別の旗のザサグに分配すると定めた。『理藩院律書』中の「入官」については Heushert（1998: 147-157）に詳しい。

³ A, B, C のいずれも『大清会典』（康熙朝）「丁冊」から引用した。

それを認めず、男丁隠匿罪に処するというのはこの規定 B の趣旨である。島田 (1982:218) もこの規定を紹介したが、規定中の「其主」というのは一体誰に当たるのかについては明言しなかった。文脈から「其主」とは、登録しなかった男丁の主=其主であるに違いない。清代モンゴルの旗は、ザサグの下にいくつかのソムが置かれ、ザサグが管旗章京、梅倫章京、佐領を通じて、ソムを管理するという構造であるとすれば、この「主」というのはザサグほかに考えられない。

C を和訳すれば以下の通りである。

外藩モンゴルの男丁隠匿を告発したいなら、比丁した年に告発せよ。1 年、2 年後の告発は認められない。

島田 (1982:731) も紹介したようにこの C は、男丁隠匿罪の告発に関する規定であり、比丁をした同年のみの告発が許された規定である。ではなぜ、比丁した年以後の告発は認められないのか、その理由について島田は考慮に入れなかった。無論この規定からその理由を知ることができない。このように、現状では、基本的な史料として知られている「蒙古例」の意味さえ十分に解明されていないままである。

第 3 節 清代モンゴルにおける男丁隠匿に関する裁判事例

3.1. 事例 1—アバガ旗に発生した男丁隠匿事件

これは、日付が順治 11 年 7 月 20 日 (1654.8.31) となっている理藩院の題本⁴に記された男丁隠匿事件である。題本中には、訴訟の行われた年月日は書かれていない。外藩モンゴルにおいて順治 9 年、順治 12 年、順治 15 年、順治 17 年に会盟が実施され、比丁が行われた。題本が上奏された順治 11 年に比丁が行われたかどうかは不明であるものの、順治 9 年に発生した事件ではないかと考えられる。

本件において、ジョリグト郡王 (勇気のある郡王) セルゼンが管轄するアバガ旗のボディジャブというタイジ (Budasihib taiji) 身分の者が所属の男丁を隠匿したとして訴えられた。訴訟の開始について以下のように記されている。

マンジュ語テキスト

Abaga i jorigtu jiyun wang ni Budasihib taiji i Jaisang nirui Sanjin, Jamsu nirui Tulu, Sanjin nirui Sereng, Erincin, Jamsu, ere sunja niyalma Budasihib taiji be orin juwe haha be gidafi, morin, ihan, honin i adun de sula yabubumbi...seme jurgan de habšanjihabi.

和訳

アバガのジョリグト郡王のボディジャブ・タイジのザイサン・ソムのサンジン、ジャムソのソムのトロ、サンジンのソムのセレン、エリンツェン、ジャムソ、この 5 人が、ボディジャブ・タイジは 22 名の男丁を隠匿し、馬、牛、羊の世話をさせていると理藩院に訴え

⁴ 「理藩院題本」第 1 巻, pp. 81-85.

に来た。

これは告発によって発覚した事件であり、告発者 5 人の身分はいずれも箭丁だった。しかもボディジャブ・タイジが管轄するソムの箭丁身分の者だった。告発を受理した理藩院は、役人 1 名を派遣し、ボディジャブ・タイジ、告発者、証人をジョリグト郡王の所に集めて、対質尋問を行うことに決定した。その結果、告発者 1 名の供述が男丁隠匿事件と関わったが、そのほかの人の供述は、箭丁に家畜の世話をさせたこと、箭丁の家畜を強引に徴収したことなどの貢租・賦役に関する内容で、男丁隠匿事件とまったく無関係の内容だった。これら箭丁は、ボディジャブ・タイジの家畜の世話をする賦役がなくなるように、男丁隠匿を明るみに出すことは、彼らの本当の目的ではなかったように考えられる。審理の結果、ボディジャブ・タイジは男丁 20 名を隠匿したことを認め、さらに箭丁に家畜の世話をさせていたことをも認めた。事実関係を確かめた理藩院は以下の判決案を順治帝に上奏した。

マンジュ語テキスト

haha gidaha be yargiyan. Budisihib taiji, jalan i janggin Jamsu, nirui janggin Jaisang, Jamsu, Buiburi, Sanjin esede weile bihe. Še de gidabuha be dahame weile akū obufi, gidaha orin haha i dangse de nonggime arame, indahūn aniya encu gurun ci ukame jihe Dari be uyuci aniya otolo jurgan de alanjihakū. Dele wesimbuhekū gidaha turgun de toktobuha fafun i bithei songkoi sunja booi jušen be gaifi, jorikto jiyūn wang de bume... 中略... gerci i hoki be ini gūsai dolo cikangga bade unggime beidehebi.

和訳

男丁を隠匿したのは事実であるため、ボディジャブ・タイジ、扎蘭章京ザムソ、佐領ザイサン、ザムソ、ボイボリ、サンジンらに罪を言い渡すべきだが、恩赦の公布⁵により、免罪となる。隠匿された男丁の 20 人の名前を比丁冊に追記するほか、戌の年（1646）に国外から逃げてきたダリ⁶を 9 年間理藩院および皇帝に報告せずに行ったので、定められた律書に従って、罰 5 戸にし、ジョリグト親王に引き渡す。ダリを政府に納め、男丁が不足している旗に与える。告発者らの者を管轄旗内の望む先に所属させる。

この判決案の内容を I に紹介した「蒙古例」と比較して見よう。まず、男丁隠匿罪が言い渡されたのは、ボディジャブ・タイジおよび男丁登録を担った扎蘭章京 1 名、佐領 4 名の 5 人である。彼らが犯したのは男丁隠匿罪だった。しかし、この罪が時の恩赦により免罪されたため、処罰すべき具体的な内容は記されなかった。次に、未登録の男丁に関して、その名前を原比丁冊に追記ように決定した。隠匿されていた男丁をボディジャブ・タイジから奪って清朝政府に納めようとしなかった点は、「蒙古例」の規定と異なる。第 3 に、告発者に対し、旗内における転籍、すなわちボディジャブ・タイジの所属から他の王公タイ

⁵ 皇帝の誕生日や特別な日などに皇帝が全国向けに恩赦を公布する。順治 11 年の 6 月 21 日（1654.8.3）は皇太后が尊称を授けられたため、恩赦だされた（『清内秘書院蒙古文档案汇编』第 4 卷：125-152）。従って、事例 1 はこれ以降の訴訟と考えられる。

⁶ この事例のなかに、ダリはハルハからボディジャブ・タイジの所に逃げてきた逃亡者であると記されている。

ジへ移動させようとしなかった。これもなお「蒙古例」の規定と異なる。第 4 に、ザサグのジョリグト親王を処罰しようとしなかった点は、「蒙古例」の規定に反する。

一方、箭丁に家畜の世話をさせた件に関して、理藩院は、*monggoi beise ini jušen be bure gaira be ini ciha be dahame, gisurere ba akū*。(モンゴルの貴族による属民からの徴収、属民への贈与は自由であるため、議論の余地はない)⁷と述べ、箭丁たちの訴えを全面的に否定した。

3.2. 事例 2—オンニョードのセウセ・ベイセの母による男丁隠匿事件

これは、日付が順治 13 年 3 月 26 日 (1656.4.20) となっている理藩院の題本⁸に記された訴訟事件である。事件 1 と同様、実際の訴訟の行った年月日が題本中には言及されていない。題本の上奏された順治 13 年においては、会盟や比丁を行ったような史料は見だせない。

本件において、当時オンニョードのザサグであったセウセの母が男丁を隠匿したとして、管轄下のソムに所在する箭丁 3 名に訴えられた。この告発者については以下のように記されている。

マンジュ語テキスト

Ongniyot i Seose beisei eniye fujin i Honggudu nirui Sidada, Nacin, Boigo nirui Soni, ere ilan niyalmai gercilerengge, meni Seose beisei eniye fujin, gūsai ejen Ayusi, nirui janggin Ish ‘ab, Honggudu, Netungge, Boigo, Arana, Tebsi, Tabin, Coijum se susai ilan haha be jurgan i dangse de arahaakū gidaha bi.

和訳

オンニョードのセウセ・ベイセの母のホンゴドのソムのシダダ、ナチン、ボイゴのソムのソニの 3 人が訴えたのは以下の通りである。曰く「我がセウセ・ベイセの母、固山額真アヨシ、佐領シスハブ、ホンゴド、ネトンゲ、ボイゴ、アラナ、テブシ、タビン、ツオイジョムらが、男丁 53 人を理藩院の比丁冊に記入せず隠匿した。」

告発を受理した理藩院は事例 1 のように役人をオンニョードに派遣して事件を捜査することはせず、告発者、隠匿者、隠匿した男丁を理藩院に来院させ、対質尋問によって事実関係を確認することに決定した。しかし、隠匿容疑者のうち中心的な人物であるセウセ・ベイセの母は理藩院に来院せず、固山額真アヨシを代理人として来院させた。告発者、隠匿者、隠匿した男丁が理藩院に来院した正確な時期は題本に書かれていない。

理藩院は事実関係を確認したところ、53 名のうち 27 名は基準年齢を超え、23 名は基準未満で、1 名はすでに比丁冊に記入されていたことがわかった。ネトンゲのというソムの箭丁ホドゴチン、同ソムの箭丁サンの奴僕ケシェイ (Sang ni booi Kešei) の 2 名だけが隠匿されていたことが明らかになった。これを踏まえて理藩院は以下のような判決案を順治帝に上奏した。

⁷ マンジュ語の表現から *jušen* (属民) 自体も徴収や贈与の対象に含まれると判断される。

⁸ 「理藩院題本」第 1 巻, pp. 175-177。

マンジュ語テキスト

fujin I funde jabume jihe, gūsai ejen Ayusi jabun de, haha celere be nirui janggisa, meni meni nirui haha be tuwame celehe. fujin sarkū. haha celehe amala mimbe gūsai ejen sindaha. bi inu sarkū sembi. nirui janggisai jabun de haha celere sure be fujin sarkū. gūsai ejen Ayusi be haha celehe amala gūsai ejen sindaha inu. be meni meni nirui haha be tuwame celehe. sakda, nimekengge be bithe suhe seme nirui janggisa ceni beye de alime gaimbi. uttu ofi Seose beisei eniye fujin haha celehe be, sarkū be dahame weile akū obume. haha celehe amala Ayusi be gūsai ejen sindaha yargiyan ofi Ayusi de weile akū. jai juwe haha gidaha nirui janggin Netungge de weile emu uyun i ulha gaime, Sang ini booi aha Kešei be gidaha turgude Kešei be gaifi fujin de bume. Sang de weile sunja ulha gaime. gaime ulha be gerci Sidada, Nacin, Soni sede bufi fujin de bibume. gidaha hahai gebu be jurgan i dangse de nongime arame.

和訳

代理人の固山額真アヨシは「比丁は各々の佐領によって行われた。比丁について夫人は何も分からない。私自身も比丁後に現職に就任するため、私も比丁について分からない。」と供述した。佐領たちは「比丁の方法を夫人は分からないし、アヨシが比丁後に任命されたのは事実である。我々は各々の男丁を確認し、基準年齢を超えた者や病人については説明書で説明した」と供述した。従って、セウセ・ベイセの母は比丁の方法について分からないため、罪を問わない。比丁後に就任したアヨシにも罪はない。男丁 2 名を隠匿した佐領ネトンゲに対し家畜 9 頭の罰を課する。サンは自分の奴僕ケシェイを隠匿したので、ケシェイを彼から取り上げ、夫人に所属させる。同時に、サンを家畜罰 5 頭にする。徴収した家畜を告発者シダダ、ナチン、ソニに給す。3 人の所属を変更させない。隠匿された男丁の名前を比丁冊に追記する。

この判決案を I に紹介した「蒙古例」と比較して見よう。本件において男丁隠匿罪に問われたのは、セウセ・ベイセの母、固山額真アヨシ、佐領ネトンゲ、箭丁サンの 4 人であった。だが、セウセ・ベイセの母は比丁方法を知らなかったという筋の通らない理由で、その罪を免れた。アヨシは比丁後に現職に就任したため、彼も処罰を免れた。結局、佐領ネトンゲだけに男丁隠匿罪を負わせ、家畜 9 頭を徴した。しかし、このような処罰方法は「蒙古例」に見えない。さらに隠匿された人物を政府ではなく、夫人に引き渡したことも「蒙古例」の規定と大いに異なる。さらに「国初定」の規定として「犯罪を告発した者には、当該の犯罪人から徴収（没収）した罰物の内半分を給付する」（島田，1982, p. 848）という決まりがあったにもかかわらず、徴収した家畜すべてを告発者に給したことは、「蒙古例」の規定に反する。

3.3. 事例 3—オンニョードのサヤン・タイジの男丁隠匿事件

これは、日付が順治 13 年 3 月 27 日（1656.4.21）となっている理藩院の題本⁹に記された訴訟事である。事例 1、事例 2 と同様、実際の訴訟が開始した年月日は題本中には明記され

⁹ 「理藩院題本」第 1 巻，pp. 178-180。

ていない。この事例は、事例 2 と同じくセウセ・ベイセが支配したオンニョード旗で発生した事件であり、同旗の箭丁 3 人が管轄のタイジ・サヤンを訴えた事件である。訴訟の開始について以下のように記されている。

マンジュ語テキスト

Ongniyot i Seose beisei Sayang taiji i nirui janggin Togtor, Esen nirui Gamu, Ahandai nirui Eike ere ilan niyalmai gercilerengge, meni Sayang taiji, jalan i janggin Ariya, nirui janggin Esen, ahandai se hebei nadanju juwe haha be dangse de arahaakū gidahabi.

和訳

セウセ・ベイセの管轄するオンニョード旗のサヤン・タイジの管轄下にある佐領トグトル、エセン・ソムのガモ、アハンダイ・ソムのエイケの 3 人の訴えは次の通りである。曰く「我がサヤン・タイジは、扎蘭章京アリヤ、佐領エセン、アハンダイらと共謀して 72 名の男丁を比丁冊に記入せず隠匿した。」

訴訟を受理した理藩院は、事例 2 と同様に役人をオンニョードには派遣せず、告発者、隠匿者、隠匿した男丁全員を理藩院に来院させ、事実関係を確認することに決定した。その結果、男丁 8 名（うち 7 名の所属が不明、1 名はトグトル・ソムの箭丁）が比丁冊に未登録であることが判明した。しかし、サヤン・タイジは登録当時において自分が病気にかかっていたといい、無罪を主張した。それを踏まえて理藩院は以下のような判決案を皇帝に上奏した。

定められた法書（toktobuha fafun i bithe）を調べて見るとそこには「あらゆる罪を認めない場合、宣誓させよ」と定められている。それゆえ、サヤン・タイジの叔父や兄弟のいずれかを選んで宣誓させる。宣誓に応じたら、サヤン・タイジを処罰しない。男丁登録任務を担った扎蘭章京アリヤを 2 罰 9 頭（ $2 \times 9 = 18$ 頭）に処し、佐領エセン、アハンダイをそれぞれ罰家畜 9 頭に処す。徴収した家畜を告発者 3 人に与える。3 人の身柄については、これをタイジのもとから離脱させない。しかし、（サヤン・タイジの叔父や兄弟のいずれかが）宣誓を拒否すれば、サヤン・タイジに男丁隠匿罪を負わせ、定められた法書に従って、サヤン・タイジを家畜 3 罰 9 頭（ $3 \times 9 = 27$ 頭）に処する。そのうち 9 頭ごとに馬 1 頭を徴収して政府に納める。残りの家畜は合同裁判をおこなう 2 旗（kamciha juwe gūsa）の王、ベイセに引き渡す。扎蘭章京アリヤを家畜 2 罰 9 頭（ $2 \times 9 = 18$ 頭）に処し、佐領エセン、アハンダイをそれぞれ罰家畜 9 頭に処し、徴した家畜を告発人 3 人に渡す。（告発人の 3 人をサヤン・タイジから離脱させ）旗内の望む先に所属させる。隠匿した男丁 8 人の名前を比丁冊に追記する。

この判決案の内容を事例 1、事例 2 のそれと比較してみると、注目されるのは法書なるものの存在である。これまで理藩院の男丁隠匿罪に言い渡された処罰は、理藩院の官員によって一時的に考え出された手段ではなく、既存の法書の規定に即した処罰であることが分かる。しかし、現在知られている清代モンゴル法制史料にはそのような規定が絶えて見だ

せない。佐領への処罰がまったく同様だったことから見れば、事例 2 の佐領ネトンゲに対する処罰もこの法書の規定を適用したに違いない。一方、ザサグへの処罰がなかった点、告発者の身分を旗外に転籍させなかった点、隠匿された男丁を政府に納めなかった点などは、言うまでもなく、I に紹介した「蒙古例」の規定と非常に異なっている。

3.4. 事例 4—フフホトのトゥメトの扎蘭章京ドルジの男丁隠匿事件

これは、日付が順治 13 年 9 月 4 日 (1656.10.21) となっている日付とする理藩院の題本¹⁰に記された訴訟事件である。上記事例と違って、この事件は順治 12 年 12 月に告発された事件であると訴訟の行われた年月が題本中に明記されている。本件においては、フフホトのトゥメトの固山額真ドボグが、100 人の男丁を隠匿したとして当旗の扎蘭章京ドルジに訴えられた。

告発後、理藩院の侍郎シダリがフフホトに派遣され、事実を確認した。その結果、扎蘭章京ドルジが奴僕 22 名、箭丁¹¹20 名を隠匿したことが判明した。理藩院は隠匿された男丁全員をソムから取り上げることを決定し、その決定が皇帝にも許可された。そして、この決定に従い、理藩院は隠匿された男丁を取り上げるため、当院の役人を順治 13 年 3 月にフフホトへ派遣した。役人がフフホトに到着すると、扎蘭章京ドルジはさらに 11 名の奴僕を丁冊に記入していなかったことを自ら報告した。事件後の報告は認められず、理藩院はこれを余罪として処罰することに決め、順治 13 年 9 月 4 日に皇帝に上奏した。しかし、順治 13 年 7 月にすでに恩赦令が公布されていたため、扎蘭章京ドルジの余罪がそれによって免れた。11 人の男丁の名前が比丁冊に追記された。よって、発覚した時期によって、判決が異なっている。

本件において、隠匿された男丁を取り上げた点、事件後の報告を認めなかった点が I に紹介した「蒙古例」の規定と一致している。一方、フフホトのトゥメト 2 旗の組織はザサグ旗のそれと異なり、固山額真は旗内の最高責任者にあたる。順治年代において、旗内発生 の事件に対して固山額真がいなかる責任を負っていたのだろうか。男丁隠匿事件に限って いえば、島田 (1982 : 206-208) も指摘したようにフフホトの固山額真を対象に制定されたのは、康熙 13 年の規定が最初である。

以上、順治年代に発生した 4 事例を紹介した。そこから以下の知見が得られると思われる。

まず、比丁の方法について、比丁は貴族を単位に、すなわち旧来の従属関係を前提として行われた。管轄下の男丁全員を貴族の住むテントの近くに集めて、基準を満たす者を比丁冊に登録した。比丁の過程において貴族の参加が義務づけられた。しかし、実際に比丁を行うのは、固山額真、扎蘭章京、佐領と言った清朝の規定で置かれた官員であった。比丁の過程においては、旗長であるザサグの参加がみいだせれない。

次に、上記事例からでは男丁の存在を隠す目的を明確にすることが難しい。一事例に過ぎないが、事例 1 で紹介したように箭丁に家畜の世話などの労働力の提供を求めたことがそ

¹⁰ 「理藩院題本」第 1 巻 : 184-185。

¹¹ この部分は原史料に欠けている。文脈から箭丁だと判断される。

の目的の一つであると考えられる。清朝は、順治5年に平民を箭丁、随丁に区分した。両者の違いについて、一方では、箭丁は、ザサグの管理下に置かれた清朝皇帝の隷属民で、随丁は、主人なる王公の隷属民であり、従って、箭丁、随丁は賦役・貢租の負担区分であると説明されている。他方では、箭丁、随丁の区分が明確ではなかったことが最近の研究により指摘されている¹²。しかし、箭丁、随丁を区分することによって、箭丁は、これまでの王公との隷属関係を否定しようとしたのも、また事実である¹³。事例1において、ボディジャブ・タイジは、箭丁に労働賦役をさせることは不正であることを覚悟し、その罪を認めている。従って、箭丁、随丁の区分の制度上では、箭丁は王公に対する労働賦役義務はなかったのである。従って、より多くの労働力を確保するため、貴族たちは男丁の存在を隠匿したと考えられる。

第3に、隠匿者に対する刑罰について、順治年代において、男丁隠匿に関する明確な規定があり、さらにそれは法書のなかの定めであった。これは、財産刑が中心的な内容だった。

第4に、隠匿された男丁について、貴族のもとから取り上げ、別のところに移すことはない。原所属を変更しないのは通例だった。

第5に、告発者に対して、隷属関係を破壊する旗外への移動を認めなかった。

第6に、ザサグに対して、「蒙古例」に定めたような処罰がまったくなかった。

第4節 康熙4年(1665)の男丁隠匿禁令

康熙4年2月4日(1665.3.20)に康熙帝は理藩院に対し、太宗年代(1636-1643)における男丁隠匿に関する規定を調べて報告するよう命じた。理藩院はこれを調べ、4日後の康熙4年2月8日(1665.3.24)に帝へ調査結果を報告を行った。報告には、太宗の命令で公布した法規とそれに対する理藩院の説明および太宗年代に発生した男丁隠匿事件とその処理、また理藩院が提案した男丁隠匿に関する新规定などが記されている¹⁴。

4.1. 太宗年代の男丁隠匿に関する法規とそれに対する理藩院の説明

理藩院はわずか4日間で、檔案から該当の内容を調査し、太宗年代における男丁隠匿に関する法規公布について2つの内容が報告された。その1つは、崇徳7年(1642)8月に、理藩院の官員がハラチン、トゥメドの貴族たちを集めて、彼らに公布した内容だった。それは以下の内容である。

マンジュ語テキスト

haha be ume gidara, gidaci, gidaha haha be gemu gaifi, gūsin boigon gidaci, ilan boigon. orin boigon gidaci, juwe boigon. juwan boigon gidaci, emu boigon i niyalma be ineku songkoi tolome jasak i beile, tabunang se suwenci gaimfi. suwe boode genehe manggi, hahai ton be kimcime tolo sehebi.

¹² 岡(2007:147)を参照せよ。

¹³ 田山(1954:170)または、岡(2007:127)を参照せよ。

¹⁴ 「理藩院題本」第1巻:267-269。

和訳

男丁を隠匿するな。隠匿した場合、隠匿した男丁全員を取りあげ、さらに、30 戸かくせば3 戸、20 戸かくせば2 戸、10 戸かくせば1 戸を取るという方法で、汝らザサグのペイレ、タブナンから取りあげる。汝らは地元に戻って、男丁の人数を詳細に登録せよ。

もうひとつは、同年の9 月、理藩院がホルチン、アオハン、ナイマン、ドゥルベンフーヘト、ジャライド、アルホルチン、ジャロード、バーリン、オラド、オンニョード、ドルベド、チャハルなどの貴族を対象に公布した内容だった。それは以下である。

マンジュ語テキスト

haha toloro de, beile se haha be gidaci, gidaha haha be gemu dele gaifi, juwan boigon gidaci, tere jasak i beile ci emu boigon gaimbi. udu gidaci, ineku juwan i tolome gaimbi

和訳

男丁に登録するにあたり、貴族たちが男丁を隠匿した場合、隠匿した男丁全員を皇帝に属させる。また、10 戸かくした場合には管轄のザサグから1 戸を取りあげる。かくした戸数が何戸であれ、このように10 戸毎に1 戸を取る。

上記2 つの法規は、表現は少し異なるものの、趣旨はまったく同じである。処罰の方法は、I に紹介した「蒙古例」の規定と一致する。漢語の「有隠丁者、所隠之丁入官」に対応する内容は、*beile se haha be gidaci, gidaha haha be gemu dele gaifi*（貴族たちが男丁を隠匿した場合、隠匿した男丁全員を皇帝に属させる）と書かれている。従って、この規定は貴族を対象にして制定されたと判断できる。しかし、漢語の「隠丁者」からこのニュアンスは知ることができない。

さらに、上記の規定について理藩院は次のように説明した。

マンジュ語テキスト

amban be dangse be baicaci, Wesihun Erdemungei nadaci aniya i dorgide Taidzung hūwangdi i hesei toktobuhange, haha calara de, haha be gidaci, gidaha haha be gemu dele gaimbi. udu boigon gidaci, tere jasak ci juwan boigon tolome emde boigon gaimbi sehebi. gerci sebe toktobuha ba akū.

和訳

我々大臣が、檔案を調べて見ると、崇徳7 年に太宗帝の命令で定めた法規には「男丁に登録する時、男丁を隠匿した場合、隠匿した男丁全員を皇帝に属させる。かくした戸数に従って管轄のザサグから10 戸毎に1 戸を取りあげる」との定めがあるものの、告発者に対する定めが存在しない。

この説明で特に注目されるのは、「告発者に対する定めが存在しない」という表現である。換言すれば、I に紹介した「蒙古例」A のなかの「出首人、令赴願往旗分」という規定は少なくとも崇徳7 年まで存在しなかったのである。

4.2. 太宗年代に発生した男丁隠匿事件とその処理

理藩院の大臣たちは、太宗年代、具体的に崇徳 7 年から 8 年までの間に発生した男丁隠匿事件 2 例を康熙帝に報告した。その事例 1 は以下のように記されている。

マンジュ語テキスト

Gorlos i Bumba i jergi urse, nadan tanggū jakūnju duin boigon i emu minggan gūsin emu haha gidaha be Dobonoi se gercilehe be dele wesibuhede, gidaha haha be gemu gaisu seme, jurgan ci hafan takūrafi ejehebi. jai culgan de genere, ashan i amban Sereng, mujilen bahabukū Kunusun, ere babe dere wesimbuhede, emu tanggū boin be gaifi, Joriktu cin wang sede bu, gerci Dobonoi sebe, Solon i Congnoi de acabu seme acabuhabi.

和訳

ゴルロスのボンバ¹⁵らの者、784 戸、計 1031 名の男丁を隠匿したということがドボノイらの告発者によって発覚し、それを太宗帝に上奏した。太宗帝は「隠匿した男丁全員を没収せよ」と命じた、それをうけ理藩院は官員を派遣して事実を確認した。会盟に出席した参政セレン、啓心郎クヌスンがこの件を（事実であることと）折り返し皇帝に上奏した。それに対し、皇帝は「100 戸を取って、ジョリグト親王¹⁶に与え、告発者をソロンのツォンノイに所属させよ」と命令し、告発者をソロンのツォンノイに所属させた。

ホルチン左翼に所属するゴルロスのザサグが、784 戸、計 1031 名の男丁を隠匿した事件である。それを聞いた太宗皇帝は、最初の段階では隠匿した男丁全員を取りあげるように命令したが、実際は 100 戸だけ没収した。取りあげた隠匿男丁をジョリグト親王に譲渡したことは上記崇徳 7 年の規定および「蒙古例」A の規定と異なるように見えるが、必ずしもそうだと言えない。というのは崇徳年代の規定を多く内包する『蒙古律書』¹⁷第 94 条において、政府に納まるべき罰物の分配について次のような定めがある。

『蒙古律書』第 94 条

ホルチン右翼の王、ノヤンらから徴収したすべての罰物については、これをトゥシェート親王に与える。ホルチン左翼の王、ノヤンらから徴収したすべての罰物については、これをジョリグト親王に与える。

この規定から「入官」の名義で、貴族を罰した罰物のすべてをホルチン右翼、左翼のトップである 2 人の親王に譲渡していたことが分かる。従って、隠匿された男丁をジョリグト親王に取りあげたことは「入官」のそのものである。

一方、告発者をゴルロスから離脱させ、ソロンに譲渡したが、それは告発者の望んだ行先かどうかについては記されていない。記述の表現からみれば、強制的に譲渡した可能性

¹⁵ ボンバ (?-1654) はゴルロス前旗の初代ザサグである（『欽定外藩蒙古回部王公表傳』第 1 卷を参照）。

¹⁶ ホルチン左翼のジョリグト親王ウクシャン (Ukšan) (?-1665)（『欽定外藩蒙古回部王公表傳』第 1 卷を参照）。

¹⁷ 『清内閣蒙古堂檔』第 22 卷, pp. 263-360。

が高い。

事例 2 は以下のように記されている。

マンジュ語テキスト

Hošoi efu Mujang be juwe tanggū juwan boigon gidaha seme janggi gercilehe be dele wasimbuhede, gidaha susai boigon be gaifi, nadan uyun i weile obuha bihe. Gercilehe janggi be yaya cihalaha niyalma de genegini sehebe. Janggi suwayan i gūsai Alima de acaha. Mujang be oncodome weile akū obufi, sunja boigon gaiha. gūwa boigon be Mujang de buhe. Janggi emgi jihe batma i jergi juwan boigon, Mujang ci gaiha sunja boigon be Doroi baturu giyūn wang Suwang de buhe .

和訳

ホショー・エフ・モジャン¹⁸が 210 戸を隠匿した件を章京が告発した後、その件を皇帝に上奏した。それで、モジャンの隠匿した戸数から 50 戸を取りあげ、さらに家畜 7 罰 9 頭 (7×9=63 頭) に処した。告発者の章京を望むところにかせることに決定した。章京は黄旗のアリマの処に行った。(しかし、最後では) 皇帝はモジャンに恩赦をあたえ、家畜罰を取り消し、5 戸のみ取り、残りの戸 (45 戸) をモジャンに返した。(告発した) 章京と一緒に来たバドマなどの 10 戸、それにモジャンから取った 5 戸をドロ・バートル郡王¹⁹の (部下) スワンに譲渡した。

モジャンの男丁隠匿に関して、最初の段階では隠匿した男丁全員のなから 50 戸を取りあげ、そのうえ 63 頭の家畜を徴するように決めたが、最終的には 5 戸のみ取り上げ、それをマンジュの郡王にあたえた。これは、財産刑で処罰していた点が注目される。告発者の章京を望むところに所属させた。この事例において、章京を望むところに行かせたことを除けば、「蒙古例」の規定と一致する内容はない。

4.3. 理藩院が提案した男丁隠匿に関する新規定

康熙帝が要求しなかったにもかかわらず、理藩院の大臣たちは今後執行すべき新規定を皇帝に提案した。その内容を以下に示す。

マンジュ語テキスト

amban meni gisurehengge, ereci amasi, we haha gidaci, gidaha haha be Taidzung hūwangdi i toktobuha songkoi gemu fafun de gaifi, gūsa be kadalara jasak i wang, beile se haha gidacibe, ini kadalara urse gidacibe, gūsa be kadalara jasak i wang, beile sede, juwan boigon i tolome, geli weile emte boigon gaiki. gerci sebe Taidzung hūwangdi i funde beidehe songkoi cihangga bedede unggiki. jai gidaha haha be fafun de gaira, gerci be cihangga bedede unggire be dahame, haha gidaha urse de weili ulha gaira be nakaki. hese wesijiha maggi, enteheme kooli obufi, tulergi monggoi dehi nadan gūsin de selgiyefi dahame yabubugi sembi, amban meni cisui gamara ba waka ofi gingguleme wesimbuhe.

¹⁸ モジャン(-1647)アルホルチン旗の初代ザサグである (『钦定外藩蒙古回部王公表传』第 3 卷を参照)。

¹⁹ スルハチの第 12 子アジゲ (Ajige) だと考えられる。

和訳

我々大臣が協議したことは次の通りである。「これ以後、誰かが男丁を隠匿した場合、隠匿した男丁を太宗帝の決定に従って、全員を政府に納める。旗を管轄するザサグの王、ベイレらが男丁を隠匿した場合、もしくはその旗の誰かが男丁を隠匿した場合、管轄のザサグから10戸毎に1戸を罰として徴する。告発者については、太宗皇帝の時期の判例にしたがい、望むところへ所属させる。隠匿された男丁は政府に納められ、告発者は望むところに所属させるので、隠匿者に対する家畜罰は、これを中止にする。」(この提案が)皇帝に裁可されれば、直ちに不変の法として外藩モンゴルの47旗に公布し、遵守させたいが、これは我々大臣の決めることではないため、謹んで上奏した。

この新规定が康熙帝の承認を得た。新规定の内容が康熙6年(1667)に編纂された『蒙古律書』にそのままのかたちで編入された(当法典の第110条)。この新规定の内容は、Iに紹介した「蒙古例」Aの内容とほぼ一致する。ザサグも隠匿者の対象者とされており、ザサグ自身が男丁を隠匿した場合は、隠匿した男丁が没収されるだけでなく、さらに10戸を単位にした別の処罰を受けることとされた。康熙4年(1665)の新规定制定の過程から、「蒙古例」A中の「告発者を望むところに行かせる」という規定は太宗帝制定の規定でなく、康熙帝の許可によって「蒙古例」になった規定で、かなり後の時代の規定だったことがわかる。「蒙古例」Aのような「国初定」の規定は「会典」、「則例」といった法制史料の中に多く存在しており、従来の研究では、それを一条かつ同時に制定された規定として見なし、研究してきた。しかし、実際は今回のように、後年になって、つけくわえられたことがある。今後「蒙古例」を研究する際には、以上のような事実を念頭におく必要があると考えられる。

康熙4年制定の新规定はIに紹介した「蒙古例」Aの内容とほぼ一致しているため、繰り返しの説明を要しないが、そのうち1点を説明しなければならないと思う。それは以下の内容である。

マンジュ語テキスト

jai gidaha haha be fafun de gaira, gerci be cihangga bede unggire be dahame, haha gidaha urse de weili ulha gaira be nakaki.

和訳

隠匿された男丁は政府に納められ、告発者は望むところに所属させるので、隠匿者に対する家畜罰は、これを中止にする。

これは、隠匿者に対する処罰についての内容である。隠匿した男丁を没収すること、告発者を別のところに行かせることは、隠匿者に対する1種の処罰として考えられ、それ以上の処罰を隠匿者に負わせないというのは、この規定の趣旨である。以上の分析をも踏まえてIに紹介した蒙古例Aを再検討してみよう。まず、「隠丁者」については、その生体が明瞭になってきた。すなわち隠匿者には、ソムを所有するモンゴル貴族および奴僕を所有する一般人までの身分の異なる幅広い者が含まれる。次に、「所隠之丁入官」とは、「隠丁者」に対する1種の処罰であった。第3に、ザサグの対する処罰は、男丁隠匿罪ではなく、

旗内に起こった不正行為に対する処罰である。

4.4. 康熙4年の新規定の集成法への編入

周知のように康熙年代は、モンゴル人専用の法典の編纂が活発に行われた時代でもある。まず康熙6年に『蒙古律書』という法典が編纂され、のちの康熙30年代には、前述の法典に新たな修正・改定を加え『理藩院律書』²⁰という法典を編纂した。康熙4年の新規定はそのまま『蒙古律書』(第110条)中に編入される。しかし、『理藩院律書』の場合は異なる。その内容を見てみよう。

『理藩院律書』第110条

モンゴル語テキスト

er-e kemjileküi-dür darubasu daruγsan er-e-yi jaγay-tur abuγad, daruγsan er-e-yi arban ger-iyer toyolaγu qosiyu-yi qaγalayči jaγay-un vang, noyad-ača basa yala nijeged ger abuγad, gereči-yi duralaysan γajar-a ilegemü.

和訳

比丁の際に、男丁を隠匿すれば、それは政府に納める。隠匿した男丁を10戸単位に計算し、旗を管轄する王、ベイレらに罰として1戸を徴収する。告発者を希望のところにいかせる。

『理藩院律書』第90条

モンゴル語テキスト

er-e kemjileküi-dür darubasu daruγsan er-e-yi jaγay-tur abumu. daruγsan er-e-yin arban ger-ün toyolaγu qosiyu-yi jakiruyči jaγay-un vang, noyan nijeged ger abumu. gereči-yi duralaysan γajar-a ilegemü.

和訳

比丁の際に、男丁を隠匿すれば、それは政府に納める。隠匿した男丁を10戸単位に計算し、旗を管轄する王、ベイレたちは1戸を取る。告発者を希望のところにいかせる。

『蒙古律書』の規定はIで紹介した蒙古例Aの内容と一致しており、ザサグが処罰の対象になっている。しかし、『理藩院律書』の内容は大きく異なり、ザサグが処罰の対象ではなく、罰金を受け取る側になっている。この蒙古例Aとの違いについては、すでに Heuschert (1998: 225) によって指摘されている。従って、筆者の和訳は Heuschert (1998: 225) に従ったものである。『理藩院律書』についてはまた Дылыков (1998) による原文のローマ字転写、モンゴル字への書き写しおよびロシア語訳、李 (2004) によるモンゴル字への書き写しおよび中国語訳、达力扎布 (2004) によるローマ字転写および中国語訳がある。4人の研究において、原文のローマ字転写およびモンゴル字への書き写しには異同が認め

²⁰ 『蒙古律書』および『理藩院律書』の詳細について、Heuschert (1998), Дылыков (1998), 萩原 (2006: 37-39), 李 (2004 同 2006), 达力扎布 (2004), 王 (2011) を参照せよ。

られないが、翻訳には差がある。ДЫЛЫКОВ (1998: 80) は下線部分の ᠵᠠᠰᠤ ᠶᠤ -ᠲᠤᠷ ᠠᠪᠤᠮᠤ を「旗の役所が取る」と翻訳したことを除けば、その他の内容は Heuschert (1998: 225) のそれと同様である。一方、李 (2004)、达力扎布 (2004) の両氏の中国語訳は Heuschert (1998: 225)、ДЫЛЫКОВ (1998: 80) の翻訳と異なり、『理藩院理書』第 90 条というよりは、むしろ『蒙古律書』第 110 条の翻訳となっている。すなわち両氏は、ザサグが処罰の対象であると考えた。原文に即した翻訳とは考えられない。

条文をみると、『理藩院律書』の編纂時において、男丁隠匿に関する従来の規定がもう一度改されたかのように見えるが、本章で紹介・分析した史料から明らかであるように、改定を行ったとは考えられない。daru ᠶ san er-e-yin arban ger-ün to ᠶ olaᠵu qosi ᠶ u-yi ᠵᠠᠵᠢᠷᠤ ᠶ ᠴᠢ ᠵᠠᠰᠤ ᠶ -un vang, noyan niᠵeged ger abumu は誤記であると考えられる。

第 5 節 事例 5—康熙 5 年のハラツェリグのヒタド公の男丁隠匿

これは、男丁隠匿に関する新规定が制定された康熙 4 年 (1665) の翌年である康熙 5 年 12 月 23 日 (1667.1.17) を日付とする理藩院の題本²¹に記された訴訟事件である。この訴訟において、オンニョードのハラツェリグ (Karacirik) のヒタド (Kitat) 公²²管轄下のテト・ソムの箭丁ボルトホの奴僕アイサン (Karacirik i Kitat gung ni Tetu nirui Bortohu i booi Aisan) は、ヒタド公、佐領テト、三等侍衛ジャ、ジャムソ、驍騎校オルヒフ及び領催の 6 人が共謀して男丁 64 人を隠匿したと訴えた事件である。しかし、奴僕アイサンの告発は男丁隠匿だけに留まらず、自分の妻が主人のボルトホに殴られ重病になったことなどの一連の不満を同時に訴えた。

訴訟を受理した理藩院は、関係者全員を来院させ尋問することにした。しかし、ヒタド公本人は来院せず、被告のリストにはない三等侍衛ブホ (būhu) を代理人として来院させた。ブホは、男丁 64 名について「30 名はすでに比丁冊に記入されており、5 名は漢人 (nikan) で、1 名は病人で、残りの 28 名は基準に満たない子どもである」と説明した。事実を確認するため、理藩院は、やはり疑惑の男丁 28 名を来院させて、自ら確認することに決定した。その結果、男丁 9 名の身長の高さが比丁専用木の五尺杆 (celeku)²³に合致した。これを根拠に理藩院は、ヒタド公に男丁隠匿罪を言い渡そうとした。それに対して、ヒタド公の代理人であるブホや何人の佐領は「我々が比丁したのは今年 4 月であり、当時これら男丁の身長の高さは比丁専用木より小さく、その差は 1 指幅、2 指幅だった。比丁後 8 ヶ月が経った現在では、身長が伸びたに違いない」と反論した。しかし、理藩院はその反論を受け入れず、ヒタド公に男丁隠匿罪を言い渡すことにし、以下のような判決案を康熙帝に上奏した。

²¹ 「理藩院題本」第 1 巻, pp. 420-423。

²² 『欽定外藩蒙古回部王公表傳』第 3 巻によれば、ヒタド (?-1702) はオンニョード左翼旗のハラツェリグと呼ばれる集団の 3 代目公である。同史料にはまたヒタドは 2 代目公チャガーダイ (Čayadai) の長男であると書かれている。しかし、赤峰市檔案館に所蔵されるオンニョード旗の史料には、チュガーダイ公の長男はムンヘ (Möngke) と書かれた記事もあり、ヒタド公の本名はムンヘではないかという指摘もある (Nayur: 2011: 96)。

²³ 承志 (2009: 314-388) によれば、八旗の比丁では、この五尺の棒を実際に立てて、男丁の身長を測り、基準を満たした者のみを比丁冊に記入していたらしい。同氏は五尺杆を 160cm であると指摘する。

マンジュ語テキスト

Kitat gung ni gidaha haha be, fafun de gaijara be dahame, toktoho songkoi weile akū guwebume, nirui janggin bihe Tetu de weile ilan uyun i ulha gaime, fude bošokū Orhihū be fude bošokū be akabufi, weile juwe uyun i ulha gaime, harangga ajige bošokū be tanggū šosiha tantame. jai gidaha haha juwan boigon de isinaci toktoho songkoi jasak i Dureng giyūn wang de emu boigon i niyalma gaiaci acambihe. gidaha haha juwan boigon de isinarakū bime, baicaci neneme haha i ton gaijira, dangse arabura de, Kitat gung ni harangga be enculeme bume yabuhabi. ...中略... uttu be dahame, Dureng giyūn wang, Dureng giyūn wang ni harangga ambasa be baicame gisurere ba akū. Kitat gung ni harangga ambasa be baicaci fujici, meiren i janggin Huhurdei haha celere funde icihiyara hafan U[kš]an sei emgi ba futalame genehebi. jalan i janggin Esendei nimembihebi. ese gumu sarkū be dahame gisurere ba akū. nirui janggin bihe Tetu sede gaiha ulha be toktoho songkoi uyun ton i emte morin be fafun de gaifi, funcehe ulha be toktoho songkoi gerci Aisan de hontoho be bufi gūwa be jasak i Dureng giyūn wang, weilengge niyalmai jingkini ejen Kitat gung sede gese buci acambihe, Kitat gung ere weile de holbobuha be dahame, Kitat gung ni bahara ubui ulha be fafun de gaime beidehebi.

和訳

ヒタド公の隠匿した男丁を政府に收容させるため、定めた法規に従って、これ以上処罰するとはしない。前佐領のテトを 3 罰 9 頭 (3×9=21 頭) に処す。驍騎校オルヒフに対して、彼を罷免し、さらに 2 罰 9 頭 (2×9=18 頭) に処す。関係のある領催を鞭で 10 回打つ。また、隠匿した男丁が 10 戸以上なら、きまりに従って、ザサグ・ドゥレン郡王²⁴から 1 戸を取るべきだが、隠匿した男丁は 10 戸に満たない。また、当院の調べたところによれば、この前実施した比丁では、比丁冊を（ザサグのドゥレン郡王を経ずに）別送でヒタド公に交付した。… 中略…そのため、ドゥレン郡王およびドゥレン郡王の管轄下にある官員たちに対して、罪を問わない。ヒタド公管轄下の官員に尋問したところ、梅倫章京フルディは比丁の時、郎中のウクイシャンと一緒に土地測量に行き（不在だった）。扎蘭章京エセンディは病気にかかって（休養中だった）ため、彼らの罪も問わない。前佐領テトから徴収した家畜については、定められた法規に従って、家畜 9 頭ごとに 1 頭の馬を取り上げて政府に徴する。残りの分は規定に従って、半分は告発者アイサンに与え、半分はザサグ・ドゥレン郡王、罪人の主人であるヒタド公らが等分すべきだが、ヒタド公本人は男丁隠匿罪に関わっているため、ヒタド公の得る分は政府に徴することに決定した。

すべての処罰は「定めた法規」に従って行われた点がこの判決案の特徴である。男丁隠匿者であるヒタド公に対して、規定通りに隠匿した男丁を政府に收容した。しかし、法規に従った家畜罰は加えなかった。ザサグのドゥレン郡王に対して、本来なら責任を取らせるべきだが、隠匿した男丁が 10 戸未満でかつヒタド公の属民に対する比丁は個別に実施されたため、彼も罪に問われなかった。隠匿された男丁の人数が 10 人に至らない場合は、ザサグが処罰されないのは新規定の趣旨だった。これはまた、「蒙古例」A について提出した

²⁴ これはオンニョード左翼旗の三代目ザサグ・ビリグンダライ (Mo. Biligündalai) (?-1692) のことである (『欽定外藩蒙古回部王公表傳』第 3 巻を参照)。

不明な点の回答になると考えられる。

続いて、この事例に書かれた比丁専用木について少し述べておく。清代モンゴルの比丁の基準について従来の研究では、「会典」などの法制史料を根拠に 18 歳以上 60 歳以下の男丁を成人として扱ってきた。すなわち年齢基準が比丁の唯一の基準であると考えてきた。しかし、この事例で明らかになったように、年齢基準とは別のまったく異なる基準が当時存在していた。それが身長の高さであった。そして、身長を測る際には、木製の五尺杆 (celeku) という長さ五尺の棒が利用された。この事例からみれば、身長の高さは五尺以上の男丁を比丁冊に登録しなければならなかった。承志 (2009 : 314-388) によれば、この五尺杆の長さは 160cm ほどで、満洲八旗の比丁もそれを基準にして行っていたらしい。漢語の「比丁」の「比」は、まさに、マンジュ語史料に見られる *celembi*、モンゴル語史料に見られる *kemjiktüi*, *tögelektüi* の直訳であり、ものの長さ・高さを測る意味を表す。身長の高さが比丁の基準であったことが他の史料からも確認できる。順治 12 年²⁵、順治 14 年²⁶、順治 17 年²⁷に実施された会盟において公布された皇帝の命令文の中に「男丁の隠匿を告発するのならば、比丁した年に告発せよ。1 年後、2 年後に告発した場合、1 指幅、2 指幅の差で基準を下回った子が成長して、判断できなくなるので、告発を認めない」とまったく同様の内容が記されている。さらに『蒙古律書』第 98 条には「男丁隠匿罪を告発するならば、その比丁した年に告発せよ。1 指幅、2 指幅基準を下回った子を 2 年、3 年後に証言したら、2 年、3 年内にいくつかの指の幅程度に成長して、基準の木 (*kemjyen-ü modon*, つまり「五尺杆」のこと) より身長が高くなることが多い。(そのため) 2 年、3 年後の告発は、これを認めない。」と規定されており、身長の高さが比丁の基準であったことを示している。漢語で書かれたモンゴルの法制史料には、五尺杆に関する記載がまったく見だせない。これで、I に紹介した「蒙古例」C の内容も明らかになった。そして、事件 5 において、理藩院の上奏を受けた康熙帝は「8 ヶ月のうち、隠匿された男丁の身長が伸びた可能性が高い」といい、ヒタド公を処罰しなかった。一方、告発奴僕アイサンに対して、理藩院は「告発内容の大半が事実とは異なる」と判断し、鞭で 100 回打つことに決め、康熙帝もそれを許可した。

第 6 節 小結

本章では、研究が大きく遅れている順治年代、康熙年代のモンゴルに発生した男丁隠匿事件を事例として検証し、清代モンゴルの男丁隠匿およびそれに対する刑罰の実態を分析した。その結果、男丁隠匿に関する規定は確かに崇徳年代 (1636 - 1643) に制定されたが、それは、崇徳年代、特に順治年代においてほとんど機能しなかったことが確認された。順治年代においては、裁判の根拠だった法書のなかに男丁隠匿に関する明確な規定が存在し、しかもそれは崇徳年代の規定とまったく異なる内容であったことが分かった。その中でも特に注目されるのは、「蒙古例」にまったく見られない隠匿者に対する財産刑の存在である。康熙 4 年の改定によってこの隠匿者に対する財産刑が無効にされたことも確認された。さ

²⁵ 『清内秘書院蒙古文档案汇编』第 4 卷 : 189-190, 同 192。

²⁶ 同上, 第 5 卷 : 221-223, 同 244-246。

²⁷ 同上, 第 6 卷 : 56-59。

らに、史料を分析しているうちに、一方では、清代初期において、比丁は旧来の従属関係を前提として行われていたことが確認され、清代の「蒙古例」はこの従属関係を前提として制定されたことが再確認された²⁸。また、身長の高さは、比丁の基準の一つであったことが確認された。他方では、ひとつの条でしかも同時に制定されたとしてみなされてきた男丁隠匿に関する規定の一部がまったく異なる年代に制定された内容だったことが判明した。そして、清代モンゴルの法規として最もよく知られている「蒙古例」の規定を再検討し、新たな解釈を加え、「蒙古例」の内容がまだ十分に解明されていない現状を指摘した点も本章の一つの成果だと思われる。しかし、史料の不足により康熙年代以降において、男丁隠匿事件が発生していたかどうか、さらにいえば発生していたならば、いかにして発覚し、いかに処理されていたについては、今後の課題にしたい。

²⁸ 清朝の「蒙古例」は、モンゴル旧来の隷属関係を前提として制定されたことがすでに二木（1984）より指摘されている。

第 2 部

第1章 清代モンゴルの「会盟に下した命令書」(čiyulyan-du bayulyaysan jarliy-un bičig) —作成の経緯を中心に—

第1節 問題の存在と研究目的

清朝は支配下のモンゴル人有力者を定期的に特定の場所に集め、案件を審理したり、法規を公布したりしていた。この政治的な大集会をモンゴル語で čiyulyan、マンジュ語で culgan、漢語で会盟といった。会盟を行うたびに皇帝から大臣が派遣され、皇帝の命令を会盟に集まったモンゴル人貴族たちに公布していた。この皇帝の命令はモンゴル語で ciyulyan-du bayulyaysan jarliy-un bičig とよばれ、本文はマンジュ語・モンゴル語で併記されていた。日本語で「会盟に下した命令書」と訳すことができる(以降「命令書」とする)。従来、この命令書はいかなる経緯で作成され、さらにいかなる内容が書かれていたかまったく知られてこなかった。幸い近年出版された Čing ulus-un dotoyadu narin bičig-ün yamun-u mongyol dangsa ebkemel-ün emkidkel (清内秘書院蒙古文档案汇编)(以降モンゴル語『内秘書院檔』とする)、Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongyul bičig-ün ger-ün dangsa (清内閣蒙古堂檔)(以降『蒙古堂檔』とする)、Daiyčing gürün-ü ekin-ü üy-e-yin yadayadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u manju mongyol ayiladqal-un debter-üd (清朝前期理藩院滿蒙文題本)(以降『理藩院題本』とする)といった史料集に多数の命令書に関わる内容が含まれている。そこには、皇帝の意思のみならず、新しい法規の制定や旧法規への修正・改定などの多岐に渡る内容が含まれている。清代モンゴル法のみならず、清朝の対モンゴル政策を知る上でも貴重な史料であると思われる。

本章においては、上記3史料集から命令書に関わる内容をまとめ、短い説明を加えた上で、命令書作成の経緯を中心に分析を行う。具体的には命令書の内容の決定からモンゴルへの公布までの流れを明らかにする。

第2節 清朝政府がモンゴルに公布した「命令書」

清朝の「蒙古例」には「3年に一度会盟を行う」といった規定はあるが、この規定が制定された正確な時期は不明のまま残されている。『清実録』の康熙49年、夏四月、丙申朔巳、乙巳(1710.4.30)¹の条に「都統蘇滿等以差往蒙古会盟訓旨上曰会盟之事肇自太宗文皇帝三年一此遣大臣会盟朕遵行以久」と書かれていることから、この制度は太宗年代(1636-1643)に定められたように思われる。一方、崇徳2年7月16日(1637.9.4)に出された皇帝の命令では「外藩モンゴルのザサグの王ら、ノヤンらに(知らせることには)、会盟(yeke törö čiyulyan)を行い、案件審理の大臣を派遣するときには、玉璽ぎよくじの押された命令書(jarliy-un joo bičig)を持参させる」²と規定され、会盟の実施に当たり、中央政府から派遣される大臣の参加と「命令書」の公布は義務とされた。他方で、『欽定大清会典事例』の「983巻・会盟」

¹ ()内は西暦の年.月.日。以降も同じ。

² モンゴル語『モンゴル文内秘書院檔』、第1巻、p. 181。

の乾隆 16 年（1751）の規定「停止特派大臣會盟仍令各劄薩克等於各該盟內會集辦理將所辦事件報院查核」から命令書公布・大臣参加の会盟制度が乾隆 16 年に停止されたと判断される。もし、命令書公布と大臣の参加を伴う会盟が 1637 年から始まったとすれば、中止される 1751 年までに 40 回ほどの会盟実施があったと推測される³。しかし、筆者が実際に確認できた命令書は 15 年分の計 27 通であり、いずれも順治 4 年から康熙 49 年の間に公布されたものだった。それを年代順に示すと以下の表 1 のようになる（番号は筆者によるものであり、命令書が『清実録』に収められたかどうか、また関係する情報が書かれているかどうかを同時に示した。）

表 1

番号	出典	タイトルの有無	「命令書」に書かれた日付	『清実録』での収録の有無	会盟に参加した旗数（『清実録』により）	作成経緯記述の有無
1	モンゴル語『内秘書院檔』、第 3 巻、p. 316	なし	順治 9 年 5 月 29 日 (1652.7.4)	順治 9 年 2 月 15 (1652.3.24)	なし	なし
2	同上、第 4 巻、pp. 189-190	čiyulγan-du abču odoγsan bičig	順治 12 年 7 月 17 日(1655.8.18)	なし	なし	なし
3	同上、p. 192	čiyulγan-du ilegegsen bičig	順治 12 年 10 月 7 日(1655.11.4)	なし	なし	なし
4	同上、第 5 巻、pp. 221-223	čulgan-du ilegegsen bičig	順治 14 年 4 月 9 日(1657.5.21)	順治 14 年 4 月 9 日 (1655.5.21)	なし	なし
5	同上、第 5 巻、pp. 244-246	なし	順治 14 年 8 月 1 日(1657.9.8)	順治 14 年 4 月 9 日 (1655.5.21)	なし	なし
6	『理藩院題本』、第 1 巻、pp. 236-237	なし	順治 17 年 3 月 19 日 (1660.4.28)	なし	なし	なし
7	モンゴル語『内秘書院檔』、第 6	なし	一つは順治 17 年 3 月、二つ目は同年 7 月 16 日	なし	なし	なし

³ 『清実録』（康熙本・乾隆本）から確認できる会盟を行った年代は、崇徳元年、崇徳 2、5 年、康熙元年、康熙 3、5、7、9、15、17、37、41、45、49 年の計 14 回である。

	卷、pp. 56－59、全く同じもの2通		(1660.8.21)			
8	同上、第6巻、pp. 81-82	čiyulγan-du baγulyγaysan jarliy-un bičig	康熙元年 3月 14日 (1662.5.2)	なし	内モンゴル 47旗、 大臣 2名 (康熙3 年2月1日 (1662.3.20) の条より)	なし
9	同上、pp. 242-243	なし	康熙3年 4月 19日 (1664.5.14)	なし	内モンゴル 47旗、 大臣2名 (康熙3年 4月7日 (1664.5.2.) の条より)	なし
10	同上、第7 巻、pp. 63-67		康熙5年 4月 5 日 (1665.5.19)	なし	内モンゴル 47旗、 大臣 2名 (康熙5年 2月29日 (1665.4.3) の条により)	あり (モン ゴル語)
11	同上、pp. 271-281	čiyulγan-du ilegegsen bičig	康熙9年 3月 5 日 (1670.4.24)	なし	内モンゴル 49旗、 大臣 2名 (康熙9 年 4月 9日 (1670.5.27))	あり (モン ゴル語)
12	『蒙古堂 檔』、第1巻、 pp. 111-115	なし	康熙12年 3月 20日 (1673.5.6)		なし	あり (モン ゴル語)
13	同上、pp. 388-393	čiyulγan-du baγulyγaysan jarliy-un bičig	康熙15年 4 月？(日の部分が 欠けている)	なし	内モンゴル 49旗、 大臣 2名 (康熙15 年4月21日 (1676.6.2)) の条により	あり (モン ゴル語)
14	同上、pp. 522-554、モ ンゴル語書 文書2通 (内容はま ったく同 じ)	なし	康熙17年 4月 20日 (1678.6.8)	なし	内モンゴル 49旗、 大臣 2名 (康熙17 年 閏 3月 25日 (1678.5.15))	あり (モン ゴル語)
15	同上、第 17巻、pp. 2-8、満蒙文 書各1通	culagan de wasimbure hesei bithe	康熙37年 4月 17日 (1698.5.26)	なし	内モンゴル 49旗、 ハルハ、 内モンゴルに2名、 ハルハに3名。(康熙	あり (マ ン ジ ユ語)

					37年3月3日 (1698.4.13))	
16	同上、 pp. 11-15、 満蒙文書各 1通	dehi uyun gusai culgan de wasimbure hesei bithe	康熙41年4月 20日(1702.5.16)	なし		あり (マン ジュ 語)
17	同上、pp. 15-20、満蒙 文書各1通	Kalkai gusai culgan de wasimbure hesei bithe	康熙41年4月 20日(1702.5.16)	なし		あり (マン ジュ 語)
18	同上、pp. 21-26、満蒙 文書各1通	culagan de wasimbure hesei bithe	康熙45年4月 22日(1706.6.2)	なし	内モンゴル50ザサ グ、八旗チャハル、(ハ ルハ地域には会盟な し)、大臣3名(康熙45 年3月4日(1706.4.16))	あり (マン ジュ 語)
19	同上、pp. 28-32、満蒙 文書各1通	susai gusai culgan de wasimbure hesei bithe	康熙49年(3 月23日頃) (1710.4.21)	なし	内モンゴル49旗、 ハルハ左翼、ハルハ右 翼、大臣計12名(康熙 49年3月12日 (1710.4.10)の条より)	あり (マン ジュ 語)
20	同上、32 -39、満蒙 文書各1通	Kalkai gusai culgan de wasimbure hesei bithe	康熙49年(3 月23日頃) (1710.4.21)	なし	同上	あり (マン ジュ 語)

この表1のいくつかの点について説明したい。

A. 「タイトルの有無」に関して、ここでタイトルとして扱っている *čiyulyan-du bayulyaysan jarliy-un bičig* = 「会盟に下した命令書」は実際に完成された命令書本文に書かれた内容ではなく、内閣蒙古堂が檔案を保存する際に便宜上付け加えたものである。なお、これにより該当文書は「命令書」であることが簡単に判断できる。しかし、表1で示しているようにすべての「命令書」にタイトルが付けられた訳ではない。

B. タイトルのないものをいかなる理由で「命令書」と判断したかがについて説明しなければならない。その理由は以下の通りである。

①「命令書」1に関し、順治9年に会盟が実施されたかどうかについて『清実録』や『蒙古堂檔』には関係する記録がない。しかし、『満蒙文題本』の順治10年のいくつかの文書にその前年である辰の年 = *muduri aniya culgan* に会盟を行ったことが書かれている⁴。また、文書1の書式や内容は「命令書」のそれとまったく一致する。従って、文書1は会盟に下

⁴ 例えば、『理藩院題本』、第1巻、p. 8。

した命令書であるに違いない。

② 文書 5 については、時間情報を除けば文書 4 とまったく同じ内容であるため、さらなる説明は要しない。

③ 文書 6 と文書 7 は 2 通とも『清実録』に収録されていない。出典は異なるが内容はほぼ同じである。文書 6 に順治 17 年の会盟が 3 か所で実施され、各所に 1 通の命令書を持参したことが書かれている。これは、文書 7 の文末に注として書かれている *jarliy-un bičig yurba* (命令書は 3 通) と全く一致する。両文書を比較してみると文書 6 が草稿で、文書 7 は本文の写しであると判断される。

④ 文書 9 については、モンゴル語『内秘書院檔』の文書は年代別に保存され、場合によっては、年代表記ページに該当年代に含まれる文書のリストが書かれている。康熙 3 年の年代表記ページに *čiyulyan-du ilegegsen bičig egün-dür bui* (会盟に送った命令書がここにあり)⁵と書かれている。また、その書式と内容がほかの「命令書」と完全に一致するので、文書 9 はやはり命令書であるに違いない。

⑤ 文書 10、12、14 については、上記の表からも明らかであるように、康熙 5 年から命令書の作成された経緯が本文の写しに書かれているため、これら 3 通の文書が命令書であることに疑いの余地がない。

C. また、上記の表から会盟が行われた年代は非常に不規則であることが確認される。すでに述べたように、清朝の法律では「三年に一度会盟を行う」と決められているが、実際にはそうではない場合も見られる⁶。しかし、清朝の支配者たちはこれを知りながらなぜ基本法たる法典中の規定を変更しようとしなかったのか、その理由は不明のままである。

D. 康熙年代の文書には、命令書がモンゴル語、マンジュ語の両言語で書かれたことが示されているが、順治年代の文書に書かれていない。しかし、『清実録』の順治 9 年 3 月 7 日 (1652.4.14) の条に「命滿漢册書詔敕兼書滿漢字外藩蒙古册書詔敕兼書滿洲蒙古字著为令」と書かれていることから、本章で扱う 26 通の命令書のすべてが満蒙併記で作成されたと判断される。残念ながら、順治時代に書かれたマンジュ語の文書はほとんど発見されていない。

E. 康熙 5 年から命令書作成の経緯を明記した文書が書かれるようになり、年代が下るほど詳しく書かれている。

F. 上記「命令書」のうち順治 14 年の命令書のみが清朝政府によって編纂された『清実録』に収録され、漢語版『清実録』には次のように記されている。

史料 1

辛巳，諭外藩王、貝勒、貝子、公等曰，爾等今勿以喀爾喀、厄魯[特/得]歸降，遂弛武備。宜遵定例，春秋二次查驗器械，照常習射。至盜賊竊發，皆該管之人懈弛所致。各紮薩克王、

⁵ モンゴル語『モンゴル文内秘書院檔』、第 6 卷、pp. 233–235。

⁶ 管見の限り、清朝時代のモンゴル社会の実態と清朝の法律の規定とズレに最初に注目し、議論を行ったのは二木「清代ハルハ・モンゴルの平民・奴隷の諸義務 (Alba) について」(1982)、同「ホショー内における平民の貢租・役負担—清代ハルハ・モンゴルの場合—」(1894) であり、それ以降の日本の清代モンゴルの研究に大きな影響をえている。

貝勒、貝子、公等下各有固山額真、梅勒章京、甲喇章京、牛錄章京、十家長、若嚴禁查處，盜賊何由而起。此後，宜嚴行誠飭，勿致懈怠。[又蒙古台吉，俱分別等級，優免人丁。其余人丁，[三/二]丁之內，派甲壹副。乃披甲人等以其身非台吉屬人，遂行藐視。不知各台吉皆率領本國來歸，乃有功之人，其令優免人丁者，壹則分別貴賤，壹則恐披甲之人出兵，則台吉無人以供使令。]自今以後，披甲藐視本主，即于紮薩克王、貝勒等處告理，查其虛實治罪。]至編審人丁，勿得欺隱。如有舉首欺隱者，即于審丁之年具告。倘遲至二三年具告，則不及比之幼丁，必已長成。雖告不准。

この史料1についていくつかの研究がある。まず、[]内の内容を田山（1954, p. 170）は具体的に取り上げて、従来は王族の属下であった披甲は、属下であったにもかかわらず箭丁との身分関係は異なるものとして認識していたことを説明した。それに対して岡（2007, p. 127）は下線部分を取り上げて清朝は「平時におけるタイジと披甲の統属関係の存在を否定していない」と指摘している。一方、[]や下線以外の内容はまったく研究されていない。また、『清実録』からこの内容は会盟で公布した命令書なのかどうか確認できない。

G. 『清実録』に収録された関係記事とそれに対応する文書1、文書4、文書5は日付を除いては異同が認められない。

H. Dalizhabu（2011）は、モンゴル語『内秘書院檔』にある順治年代の命令書を参考にして、当時モンゴルの会盟が2段階で実施されていたことを指摘した。

I. 康熙37年に公布された「命令書」の冒頭には、「外藩の王、ノヤンら、ホショー・タイジ、公らに下した」（*yaday-a-du moji-yin vang, noyad, qosiyon-u tayiji, gung-üd-tür bayulyaba*）と書かれ、49旗やハルハが区別されていない。ハルハに設置すべき哨所の場所が協議のポイントになっていることから、また「命令書」の作成経緯の文章に49旗やハルハを分けて別々に作成した様子が見られないことから、49旗とハルハにまったく同様の「命令書」が公布されたと判断される。

J. 康熙37年からマンジュ語とモンゴル語で各1通作成されたが、内容はまったく同じで、モンゴル文は、マンジュ文の翻訳である。

K. 順治年代においては、モンゴルの会盟が2段階にわけて実施されていたため、命令書も2段階にわけて作成されていた。しかし、同年に作成された命令書の内容に異同は認められない。

L. 命令書本文は収録されていないが、会盟の実施、参加した旗の数が『清実録』に収録されていることがあり、そこに記された情報が本章で紹介する命令書の内容と異なる場合が見られる。たとえば、文書18に *dehi uyun gūsai jasak sede* (49旗のザサグラ)と書かれているのに対して、『清実録』には50旗の会盟と書かれている。また、文書19に50旗の会盟と書かれているのに対して『清実録』では49旗の会盟と書かれている。50旗とは何を指しているか不明だが、両史料ともに同じ表現があったことから見れば、内モンゴルに50旗が設置されていた時期があったと判断される。また、康熙37年の会盟について『清実録』には49旗の会盟が実施されたと書かれているが、そこで公布された「命令書」の作成経緯の記述文には、オルドスの6旗が康熙37年ではなくその翌年の康熙38年に会盟を行ったことが書かれている。他方、『清実録』にみられる関係記事の重要性を無視することはでき

ない。具体的に言えば、康熙45年の「命令書」にはハルハで会盟が実施されたかどうかについての内容が見られないのに対し、『清実録』はハルハで同年に会盟が実施されなかったことを伝えている。康熙49年のハルハに下した「命令書」に *elhe taifin i dehi emuci aniya se de isinaha taiji sebe baicame gaihaci ebsi ilgame gaire unde bihe*（康熙41年に法定年齢に達したタイジを確認し、登録して以来、未登録のままである）と書かれていることから、康熙45年にハルハで会盟が実施されなかったことは確実で、『清実録』の記録が正確であることが確認される。また、『清実録』の康熙49年の記載からハルハの会盟は清朝に服属される以前と同様左翼と右翼を単位に行われていたことが分かる。

M. 康熙3年の命令書を王(2011)で具体的に取り上げて、『蒙古律例』中の規定「蒙古王等以下民人以上相互争訟者雍正元年以後者准審理以前不准審理」を再検討した。そして、「争訟者」とは王および平民などを指しているという従来の研究を否定し、王以下平民以上の人の奪い争っている対象は「争訟者」であることを立証した。さらに、『蒙古律例』の漢語版とモンゴル語版の表記に食い違いの見える点を指摘した。

第3節「命令書」作成の経緯および内容の決定

命令書の作成について『会典事例』「会盟」には順治9年の条に「会盟勅書、由内閣撰給」⁷と書かれている。順治9年から内閣が命令書を作成するようになったと判断される。しかし、この漢語の「撰給」というのは紙に書いて、相手に渡すという意味を表すのみで、内閣が命令書の内容を検討したり、決めたりすることを意味しない。さらに、この規定から命令書がどのような手順によって作成されたのかは不明である。そのため、まずこの問題について検討したいと思う。

命令書の内容の決定について、順治17年3月19日(1660.4.26)に上奏された『理藩院題本』には下のようにかかれている。

史料2

マンジュ語テキスト

dorolon i jurgan i hashū ergi ashan i amban emu jergi nonggiha bime, tulergi golo be dasara yamun i baita aisilame icihiyara amban Sidari sei gingguleme wesimburengge. culgan de hesei bithe gamara jalin. daci culgan tucimbihe de, hesei bithe arafi, culgan isaha bade, hesei bithe hūlame selgiyembihe. te ere genere culgan de selgiyeki serengge, Kalka, Ūlut be dahafi, doro acaha seme, coohai agūra be heoledeme dasarakū ojarahū. kemuni neneme toktoho songkoi niyengniyeri, bolori juwe jergi coohai ahūra be tuwame, an i gabtabu. te tulergi golo monggo de, hūlha holo yendehebi sere. ere gemu kadalara ursei sula heolen de kai. meni meni jasak i wang, beile, beise, gung se, jai fejergi de oci, teisu teisu kadalara gūsai ejen, meiren i janggin, jalan i janggin, nirui janggin, juwan booi da bikai. ciralame fafulafi, hūlha be baicame isebure ohode, ai de hūlha holo yendembi seme,

⁷ 和訳すると「会盟の勅書は内閣が書き、(理藩院に) 渡す」になる。一方、乾隆朝抄本『理藩院則例』 录 勋清吏司「会盟」の順治9年の条に「会盟勅書由内閣撰書」と書かれ、『会典事例』の「給」は「書」となっているが、趣旨同じである。

ere songkoi culgan isaha geren de selgiyeki sembi. hese wasinjiha manggi. ilan bade culgan isara be dahame, ilan hesei bithe ara seme dorgi yamun de afabureo. amban meni cisui gamara ba waka ofi gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi.

ijishūn dasan i juwan nadanci aniya ilan biyai juwan uyun.⁸

和訳

礼部左侍郎加一級、協辦理藩院事務大臣 Sidari らが謹んで上奏することは、会盟に命令書を持っていく件である。昔から会盟に行く時、命令書を作成して、(それを) 会盟をおこなう場所で、命令書を読んで公布するのが常例である。現在、この会盟で公布するのは(以下の通りの内容である。)
「ハルハ、オイラトが(我が国に) 帰順したとはいえ、武器の点検修理をおこたってはいけない。また以前の定めた通り、春や秋の二回にわたって兵器点検を行い、(兵士たちを) 訓練せよ。現在、外藩のモンゴルに窃盗事件が増え続けているらしい。この原因は、管理を担う役人たちの管理不十分にある。各々ザサグの王、ベイレ、ベイセ、公たち、また、その下には、各々管理の固山額真、梅勒章京、甲喇章京、牛录章京、十戸長などがいるのだ。厳しく禁止し、窃盗事件を取り調べて制裁するなら、なぜ窃盗が増えるか」と(いう内容を) 会盟に集めた皆に公布することを協議した。さらに、3か所で会盟を行うので、内閣に命令を下して3通の命令書を作成して下さるように(お願いする)。最終的には皇帝が決めるべきと、謹んで上奏した。命令を奏請する。順治17年3月19日。

この史料からまず、会盟で命令書を公布することは常例であったことが確認される。次に、命令書の内容を理藩院の大臣たちが協議して、原案を決定するのが原則であったことが分かる。第3に、命令書の本文を理藩院ではなく、内閣によって作成させるのが原則であったことが分かる。作成されるに当たって、理藩院と内閣の直接のやり取りは見られない。第4に、命令書の作成部数は会盟実施の場所数と一致していたことが確認できる。

第4節「命令書」本文の作成と引き渡し

命令書の内容が皇帝に許可されると、本文を作成する段階に入る⁹。順治17年の命令書が内閣によっていかに作成されたかについての史料は残されていない。しかし、すでに述べたように康熙5年以降の命令書の作成された経緯について『蒙古堂檔』に詳しい記述がある。そのうち最も詳細なのは康熙37年のものであり、それには以下のような内容が書かれてい

⁸ 『理藩院題本』、第1巻、pp. 236-237。この史料に関して、乌云毕力格、宋瞳(2011)の転写と漢語訳、Erkintü(2013, p. 202)のモンゴル語訳がある。両者の翻訳には参考にする価値があるものの、単純なミスも見られる。具体的に言えば、史料中の *kalka, ūlut be dahafi, doru acaha seme, coohai ahūra be heoledeme dasarakū ojarahū*。という文章を前者は「因喀尔喀附会厄鲁特，欲统一政令、整修兵器，不可怠慢」と翻訳し、後者は *Qalq-a Ögeled-i dayaju törö yoso-bar uçarayultuyai kemen, čerig-ün Jer Jebseg-iyen qurdulan Jasaqu ügei ülü bolumui* と翻訳した。前者は、「ハルハはオイラトの意志に従い、同盟する気があるので、清朝は兵器の整備に怠慢してはいけない」という意味で、後者もほぼ同じ意味になっている。両氏は、ハルハ、オイラトが清朝と対立しているように理解した。

⁹ 命令書本文の書式は、宛先等が書かれた冒頭の文言、本文、文末の文言と日付といった4つの部分からなる。その詳細について、別紙をもって検討する。

る。

史料 3

マンジュ語テキスト

elhe taifin i gūsin nadaci naniya, ilan biyai juwan ninggun de , tulergi golo be dasara jurgan ci culgan te wasimbure hesei bithe be dorgi yamun de arabuki sembi seme wasimbufi, dehi uyun gūsai jasag sete wasimbure hesei bithe nadan, harun i tule tehe Kalkan sete wasimbure hesei bithe juwe seme bithesei Cišai doron gidaha bithe benjihebe. diyan ji hafan Santu alime gaimfi, ambasa de alara jakade, monggo bade afabufi hooli songkoi arakini seme adaha bitihei da Yenjana de afabuha be uthai banjibume arafi, ineku biyai orin duin de, aliha bithei da Isangga, Arantai, ashan i bithei da Loca, Butai, Galai, Simboo, Unda se tuwabume wasimbuhede, dele galai dasafi, ere songkoi ara sebebe gingguleme dahafi, adaha bithei da Yenjana de afabuha be uthai tanggūt bithei ilhi tacibure hafan bime icihiyara hafan Batulai emgi ubaliyambufi, lung jiyān hoošan de manju, monggo bithe kamcime uyun arafi, hese tacibure boobai juwan jakūn gidafi, dehi uyun gūsai jasag sede wasimbure hesei bithe nadan, kalkan de wasimbure hesei bithe juwe seme tulergi golo be dasara jurgan i ashan i amban Mampi ambasai juleri niyakūrabufi afabuha. geli elhe taifin i gūsin nadaci aniya i culgan acara de ninggun ordus i wang sa ejen be dahalame Ulai aba de genere jakade, bahafi culgan acahaku. ishun aniya de acambi seme gamaha hesei bithe be gajifi afabuha bihe. gūsin jakūnci aniya, ninggun biyai ice ninggun de tulergi golo be dasara jurgan ci benjihe bithede, meni jurgan i aliha amban bime hiya be kadalara dorgi amban Bandi ninggun ordos i culgan de genembi, gamara hesei bithe arafi burao sebebe, adaha bithei da Adao, Rasi, ejeku hafan Bešeō se alime gaifi, aliha bithei de Isangga, ashan i bithei de Unda, Ciyanciboo, Empi sede alara jakade, culgan i baita, kemuni duleke aniyani fe baita be dahame, gajifi afabuha fe hesei bithe be bu sebe be ineku biyai juwan de tulergi golo be dasara jurgan i icihiyara hafan Jiyaliyang be ambasai juleri niyakūrabufi afabuha.¹⁰

和訳

康熙 37 年の 3 月 16 日 (1698.4.26) に、理藩院は、会盟に公布する命令書を内閣に作成させるため皇帝に上奏して (許可を得てから当院の) 筆貼式の Cišai が 49 旗のザサグらに下す「命令書」7 通、哨所の外にあるハルハラに下す命令書 2 通を (作成するため) 印鑑が押された書を持って (内閣にやって) きた。(それを) 典籍官である Santu が受け取り、私たち大臣らに報告すると、(私たち大臣は) モンゴル地域に交付する例に従って (命令書を) 作成するように侍読学士の Yenjana に寄託した。(それを受けて彼は) すぐに作成した。(それを) 同月の 24 日に内閣大学士の Isangga, Arantai 大学士の Loca、Butai、Galai、Simboo、Unda たちが確認して上奏した。皇帝が「このように書け」と命令した。命令に従って、侍読学士の Yenjana に (作成の件を) 寄託した。(彼は) すぐに唐古忒学助教および朗中である Batulai と共に翻訳した。そして、龍黄箋紙に満蒙併記で 9 通を作成し、hese tacibure boobai¹¹ を 18 回押し、49 旗に下す「命令書」7 通、ハルハラに下す「命令書」2 通があると理藩院の

¹⁰ 『蒙古堂檔』、第 17 卷、pp. 6-8。

¹¹ 印鑑の名称。モンゴル語で jarliy-iyar suryaqu boobai、漢語で「勅令之宝」という。

侍朗である Manpi を大臣である私たちの前に跪かせて交付した。その後、(理藩院は) 康熙 37 年の会盟実施に当たって、オルドス 6 旗の王らが、皇帝に随行して Ulai の狩りに行くので、(今年はオルドスでは) 会盟を実施せず、来年に実施すると (オルドスの会盟に公布する) 命令書を (内閣に) 取り戻した。康熙 38 年の 6 月 6 日に理藩院から送ってきた書に「我が衙門の尚書でもあり、また領侍衛内大臣でもある Bandi が 6 旗のオルドスの会盟にいくので、持っていく命令書を作成してくれ」と書いてあった。侍読学士の Adao、Rasi、主事の Bešeo らが (その書を) 受け取って、大学士の Isangga、学士の Unda, Ciyanciboo、Empi らに伝えたら、(大臣らは)「会盟の事はまた去年の往事であるため、(去年) 取り戻した旧「命令書」を交付せよ」と言った。それで、同月の 10 日に理藩院の朗中 Jiyaliyang を大臣である我らの前に跪けさせて (旧「命令書」を彼に) 交付した。

この史料から命令書作成の経緯をまとめると以下の通りである。

まず、理藩院と内閣のやり取りについて、理藩院の役人が理藩院の印鑑の押された書を持って、内閣に命令書の本文の作成を依頼する。この印鑑が押された書に皇帝から承認をえた命令書の原稿が書かれているかどうかは不明だが、命令書の作成部数や宛先が書かれ、さらに、派遣される大臣のリストも書かれる場合がある。康熙 37 年の場合、内モンゴルに 7 通、ハルハに 2 通の計 9 通の命令書の作成が依頼された。つまり、内モンゴルでは 7 箇所、ハルハでは 2 箇所で開催された。

次に、内閣の役人が理藩院の依頼を受領して、内閣大学士や学士らに報告する。内閣大学士や学士らは、さらに担当の役人に命じて、内閣による原案を作成させる。その際、具体的な内容は不明であるが、必ず *monggo bade afabufi kooli* = 「モンゴル地域に交付する例」に従って作成しなければならなかった。

第 3 に、内閣での原案が作成されると、大学士や学士たちはそれを確認してから皇帝に報告する。皇帝の検閲を経て、ようやく本文の作成の段階に入る。康熙 37 年の命令書はこのような経緯を経て作成されたのである。

第 4 に、皇帝の許可を得た後、命令書を翻訳する段階に入る。この段階までのすべてのやり取りがマンジュ語で行われる。

第 5 に、翻訳した後、本文と訳文が専用の用紙に書かれる。そして、*hese tacibure boobai*¹²の捺印をもって、命令書の作成を終える。命令書専用用紙に関して、モンゴル語で書かれた「命令書」作成の経緯記述部分には *yeke sira ejehe čayalsun* および *sir-a ejehen*、または、*yeke sir-a čayasun* と書かれている。それに対して、マンジュ語で書かれた命令書作成経緯記述には一貫して *lung jiyān hoošan* と書かれている。これは漢語の「龍黄箋紙」にあたる。

第 6 に、出来上がった命令書を内閣大学士、学士たちが理藩院の役人や会盟に派遣される大臣に引き渡す。命令書作成過程における命令書作成依頼者、内閣の受取者、内閣の引き渡し者、引き渡し場所、命令書受取者を表で示すと以下のようになる。

¹² 捺印に当たって、康熙 5 年、康熙 12 年の「命令書」作成の経緯記述部分に、捺印するため、内閣の大臣が皇帝に上奏して許可を得たことが書かれている (『モンゴル語内秘書院檔』、第 7 卷、p. 67 および『蒙古堂檔』、第 1 卷、pp. 114-115)。

表 2

年代	「命令書」作成依頼者	内閣の受取者	引き渡した者	引き渡し場所	「命令書」受取者
康熙 5 年	記述なし	記述なし	大学士 3 名、学士 7 名、主事 1 名、典籍官 1 名	不明	理藩院尚書、主事 1 名
康熙 9 年	taciha hafan (博士)	学士 2 名、主事 1 名	大学士 3 名、学士 3 名、主事 1 名	内閣	理藩院侍郎 1 名
康熙 12 年	主事 1 名	学士 1 名、主事 1 名	大学士 4 名、学士 5 名、主事 1 名	内閣	理藩院尚書
康熙 15 年	筆貼式 1 名	学士 1 名	大学士、学士	内閣大臣室内 = sayid-un sayuqu ger-ün [dotor-a]	理藩院侍郎 1 名
康熙 17 年	筆貼式 1 名	典籍官 2 名	大学士 3 名、学士 4 名	内閣大臣室内 = sayid-un kereg ilyaqu ger-ün dotor-a	理藩院侍郎 1 名
康熙 37 年	筆貼式 1 名	典籍官 1 名	大学士、学士	内閣	理藩院侍郎 1 名
康熙 41 年	記述なし	侍読学士 2 名、主事 2 名	内閣大臣ら（具体的に不明）	内閣	理藩院尚書、内大臣 1 名、領侍衛内大臣 1 名
康熙 45 年	記述なし	侍読学士 1 名、主事 1 名	学士	午門の前 = u men i juleri	理藩院侍郎 1 名、学士 1 名
康熙 49 年	記述なし	主事 1 名	学士 1 名	午門の前 = u men i juleri	都察院侍郎 1 名、学士 1 名（理藩院の役人なし）

表 2 から明らかであるように、命令書作成依頼者は理藩院だが、引き渡し先は必ずしも理藩院だとは限らない。これは、清朝が康熙 17 年に理藩院の大臣や役人に加えて、そのほかの大臣や役人を会盟に派遣するように決めたことに起因するものだと考えられる。康熙 49 年の命令書を受け取った都察院侍郎 Jangge は会盟に派遣された大臣の一人である¹³。

第 7 に、会盟が実施される年に何らかの原因で参加不能となった地域に対して、該当の命令書を理藩院ではなく、内閣に取り戻して保管させるのが原則であった。そして、そのまま会盟が行われる年に該当地域に公布する。康熙 37 年の例年の会盟にオルドス 6 旗は会盟を行わなかったため、該当の命令書が内閣に返還された。

¹³ 『清実録』康熙 49 年 3 月 12 日 (1710.4.10) の条より。

一方、会盟に命令書を公布することが崇徳2年（1637）に義務とされた¹⁴が、会盟に命令書が公布される場合に関するモンゴル貴族の対応について、すでに崇徳元年（1636）の時点で詳細な規定が制定されており、定められた儀礼を行って、それを迎えなければならなかった¹⁵

以上いくつかの史料を具体的に取り上げて、命令書の作成から公布までの経緯を検討した。それをまとめると、命令書は、大きく内容の決定と本文の作成という二段階によって作成されるものだったといえる。第1段階において、命令書に記入する内容を理藩院が協議して決める。そして、それを皇帝に上奏して、内容を確定する。第二段階では、理藩院と内閣の部門間のやり取りが始まり、理藩院の担当者が理藩院の印鑑が押された書を持参して、内閣に命令書の作成依頼をする。依頼を受け取った内閣の担当者が数人の大学士や学士らにこの件を報告し、大学士らの指示で命令書の原案を作成する。そして、数人の大学士や学士らが同行して、作成された原案を再度皇帝に報告し、許可を得てから命令書専用の印鑑を押して、理藩院の大臣あるいは会盟に派遣される大臣にそれを引き渡す。

第5節 小結

本章においては、清代の公文書の一つである「会盟に下した命令書」に焦点を当てて、まずいくつかの史料集から命令書に関する内容を表にまとめ、それに関する先行研究などを説明した。次に、命令書作成の経緯を具体的に分析した。命令書は、大きく2段階によって作成されるものであったことを確認した。第1段階において、命令書に記入する内容を理藩院が協議して決定し、さらに皇帝に報告して許可をえる。第2段階では、理藩院と内閣の部門間でやり取りが行われる。命令書作成の依頼を受けた内閣は、原案を作成し、皇帝に報告して許可を得てから、満蒙併記の形で本文を作成する。そして最後に、理藩院及び会盟に派遣される大臣を内閣に呼び出して引き渡すという流れを明らかにした。

¹⁴ 『モンゴル語内秘書院檔』第1巻、p. 181を参照。

¹⁵ 『モンゴル語内秘書院檔』第1巻、p. 93-95を参照。

第2章 清代初期における会盟実施について

第1節 清代モンゴルの会盟 (čiyulyan) について

周知の通り、清朝はいわゆる「盟旗制度」で支配下のモンゴルを統治していた。この「盟旗制度」において、「ザサグ旗制度」はその中核とされており、それに関する研究成果がかなり出されている。¹ 一方、「盟旗制度」の重要な構成部分である盟に焦点をあてた研究はあまり存在しないものの、研究者たちは共通して少なくとも雍正年代 (1723-1735) 以降に盟が成立したとみなしている。清代初期における盟の状況について、达力扎布 (1996、同、2003a、2011)²、宋瞳 (2011) の両氏は内モンゴル6盟の成立した時期や会盟制度の確定した時期を検討し、順治時代の会盟が大興安嶺を境に二段階によって行われていたことを指摘し、さらに、达力扎布 (2011) は、順治時代に6盟があったと指摘した。両氏の研究は、清代の盟の成立過程に焦点をあてたものであるため、清初の会盟実施の決定、流れや回数変更とその理由などについてほとんど触れていない。

一方、Баярсайхан (2005, pp. 76-88) は、乾隆54年 (1789) に編纂された *Mongγol čaγajin-u bičig* = 『蒙古律例』³ を利用し、会盟の種類、役割、実施方法を要領よくまとめた。それによれば、会盟は国家レベルの会盟 = Манжийн төрийн их чуулган、旗レベルの会盟 = хушуу чулган の2種があるという。国家レベルの会盟は3年に1度実施され、その主な目的は訴訟事件を審議することや兵士の年齢に達した男丁を登録することであった。旗レベルの会盟は毎年実施され、兵器を点検し、兵士を訓練させていたらしい。また、『ハルハ・ジロム』を参考にハルハ特有の会盟である貴族たちの会盟 = ноёдын чулган を紹介した。会盟実施の流れは、①会盟実施の許可を取り、皆に知らせる。②会盟の開始。③会盟に持ち出された問題への協議。④協議結果の決定。⑤会盟決定の実行の5つの段階によって行われたらしい。

Баярсайхан (2005) は、法規の分析に重きをおいたため、会盟実施の実態を確認をしていない。さらに、氏の指摘した5段階による会盟実施の流れは、推測に過ぎず、『蒙古律例』で明確に定められたものではない。

会盟の実施される時期、場所、参加するメンバーおよび盟長の設置の4点は「会盟制度」の中核的な内容で、これらの定着が「会盟制度」の確立を意味するとみなされている。会盟実施の時期については、太宗年代 (1636-1643) に3年に1度会盟するように定められたが、当時の会盟実施の場所や参加者は不明だった (达力扎布、1996、同 2003a, pp. 281-288.)。しかし順治年代になって、会盟実施の場所、実施時期、参加者がかなり明確になった (达力扎布、2011)。一方、盟の成立に関して岡 (2007、37) は「天聰3年の段階で後のジレム盟10旗の区分の原型が成立し、しかもそれがホショー (旗) と呼ばれ、かつその管理の責

¹ 清代モンゴルの社会制度について、田山 (1954)、岡 (2007) に詳しい。

² 达力扎布 (2011) は英語で執筆された論文で、著者名が Dalizhabu と書かれている。便宜上、本論文では「达力扎布」に統一する。

³ Баярсайхан (2005) の研究したこの *Mongγol čaγajin-u bičig* は、現在知られている唯一のモンゴル語で書かれた刊本法典であり、モンゴル国立アルヒーヴ (Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив) に所蔵されている。

任者が *jasay-un noyad* と呼ばれた」と指摘した。従って、盟はいきなり成立したものではなく、清朝の拡大・発展に伴って、徐々に形成されたのである。

本章では、上記の研究を踏まえて、命令書の公布と緊密な関係をもつ会盟の実施状況を明らかにし、それから、清初における会盟の性格、清朝の対モンゴル政策を検討する。

古くから、会盟はモンゴル貴族たちの共通の政策決定、法規制定の場としてよく知られている。有名な『オイラト法典』もハルハとオイラトの貴族たちが集まった会盟にて制定されたものである。しかし、この会盟がどのように具体的な経緯を経て行われたのかは不明のままである。一方、清朝が残した史料では、例えば『旧満州檔』に含まれるいくつかの禁令も、清朝の皇帝および高官らがモンゴル貴族たちとの協議で制定していた。同じように、これら会盟は具体的にどのような経緯で実施されたかが不明のままである。しかし、天聰 3 年以降ホルチンと清朝の同盟関係が変質し、両者の関係が従属関係へと展開していったので(乌云毕力格等、2009, p. 112)、それからの会盟実施にも両者の関係に対応した儀礼が定められたはずである。そして、1636 年にアイシン国のハーンなるホンタイジが、大清国の皇帝に推戴された後、直ちにさまざまな君臣関係に相応しい規則を制定した。会盟実施に関しては、モンゴル語「内秘書院檔」(第 1 巻、p. 93)の崇徳元年 10 月 16 日(1636.11.13)の条に以下のような規定が見られる。

モンゴル語テキスト

*ayuda örösiyegçi nayiramdayu boyda qayan-u jariliy-iyer toytayabai. yadayadu jasay-un čin vang kiged, törö-yin jiyun vang, jasay-un noyad-tur, boyda qayan yeke törö čiyulyan kiged. aliba jaryu-yin tula erkim tüsime*d*-i ilegebesü joriyсан vang-ud kiged, noyad-un jaq-a-yin ulus ečigsen tüsime*d*-iin ner-e kiged yabudal-un učir-i asaγuyad, urid ečijü yayaraγu kele. tare vang-ud noyad sonosuyad yayaraγu, tabun ber-e γajar-a uγru. boyda qayan-u jarlig bičig bui bolbasu ... (略) ... dayudayad vang-ud noyad-tur ögküi-dür, vang-ud noyad qoyar γar-iyar-iyān uγtuγu abuyad öber-ün nökör-degen bariyuluyad, nigen üy-e sögödjü, γurban üy-e mörgöjü dayusuyad, jarliγ-un bičig-i sayitur qadayala.*(略)..⁴....

⁴ この規定について、D. Heuschert(2011)が全文を英訳にし、清朝の階級制度と関係させて詳しい分析した。しかし、下線の部分を if the Holy Qayan - because of a Great State Assembly or various legal cases - sends high official to ruling Čin Wang, Törü-yin Jun Wang or ruling Noyan in the outside, と翻訳し、モンゴル語の *kiged* を接続詞とみなし、会盟実施と事件審理を区別し、事件審理を会盟実施の目的として捉えなかった。当然そのように理解されるが、『満文原檔』で書かれているように、この *kiged* はマンジュ語の *culgara* の直訳であるため、動詞のはずである。D. Heuschert はなぜか『満文原檔』の史料を利用しなかった。さらに言えば、この規定が康熙 6 年の『蒙古律書』、康熙 30 年代の『理藩院律書』に継承され、両法典第 1 条に共通して *yaday-a-du mongγol-un jasay-un vang-ud, noyad-tur yake törö-yin čiyulyan γarču yala sigükü, erkin sayid-i ilegebesü, jarliγ-un bičig-tür, qas tamaya daruju jilegemü.* と書かれ、崇徳元年の *čiyulyan kiged* は *čiyulyan γarču* に書き換えた。しかし、これを D. Heuschert(1998, p. 187)は *Wenn bei den regierenden Wang und Noyan der Mongolen im Äußeren eine große Reichsversammlung stattfindet und man einen hohen Würdenträger schickt, der Urteile spricht, dann schickt man, indem man auf ein kaiserliches*

和訳

太宗皇帝の命令により制定した。外のザサグの親王、または、ドロ郡王、ザサグのノヤンらの処で、皇帝が会盟を行って、あらゆる事件を審理するため大臣を派遣し、(その大臣が) 行き先の王らやノヤンらの(地域に着いたら) 辺境にいる者らが到着した大臣の名前や目的を訪ね、率先して(自分の王およびノヤンらに) 伝えよ。その王およびノヤンらが伝えを聞いたら直ちに(自分のテントから) 2.5 km離れた処に迎えよ。皇帝の命令があるなら... (略) ... (命令書)を読み終わって、王ら、ノヤンらに引き渡すとき、王ら、ノヤンらが両手で、受け取り自らの随行人に持たせて、一回跪いて、3回叩頭する、終わったら、命令書を大切に保管せよ。

また、これとほぼ同じ内容が『満文原檔』(第10冊、pp. 514-517)の崇徳元年10月16日(1636.11.13)の条にマンジュ語で以下のように書かれている。

マンジュ語テキスト

tulergi goloi hošoi cin wang, doroi jiyūn Wang, doroi beile de [ume]⁵ enduringge han jurgan iujulaha ambasa be takūrafi culgan culgara, amba doroi baida icihiyara, weile beideme unggire oci wang ni jakai gurun i niyalma jihe amban i gebu jihe baidai ^{turgunの誤りとみなす} turgūn be neneme feksime wang de alana. wang donjihai uthai sunja bai tubede ukdo. han i hesei bithe bici ...略...hūlame wajiha manggi, wang de alibumbi. wang juwe galai alime gaifi ini niyalma de bufi emu jergi niyakūrafi ilan jergi hengkileme wajiha manggi, hesei bithe be neneme asarabufi.

和訳

外藩の親王、ドロ郡王、ドロベイレに、皇帝が院の大臣らを会盟を実施し、国事を処理し、事件審理のために行かせたら、王の(地域の) 辺境にいる者は大臣の名前や目的を率先して王に伝えに行け。王が(知らせを) 聞いたら、直ちに2.5km先の処に行き迎えよ。皇帝の命令書があれば、... (略) ... (「命令書」)を読み終わったら、王に引き渡すのだ。王が両手で受け取り自らの随行人に持たせて、1回跪いて、3回叩頭する。終わったら、命令書を直ちに保管せよ。

これは、皇帝の意思による国家レベルの会盟に関する規定であり、国家レベルの会盟が実施されるたびに、モンゴル貴族たちの皇帝の派遣した大臣に対する儀礼および皇帝の命令書に対する儀礼を明確にした。もし皇帝の命令書が持参された場合には、特別の儀礼が

*Weisungsschreiben ein Siegel des Herrschers drückt.*と翻訳し、事件審理は会盟の目的として考えた。しかし、なぜかD. Heuschert(2011)においては、これとの関係をまったく比較研究していない。一方、『蒙古律書』、『理藩院律書』を研究対象とした研究者の中にДЫЛЫКОВ(1998, pp. 55)を除いて、李保文(2002, 同2004, 2006) 达力扎布(2004)もやはり、事件審理は会盟の目的として考えた。従って、kigedは「する」の意味を表す動詞で使われたに違いない。

⁵ これは、原文と関係ない、後の時代に『満文老檔』を編纂時、『満文原檔』のara(「書け」の意味)と書き込みがある内容のみ『満文老檔』に編入され、ume(「するな」の意味)と書き込みのある内容は編入されなかった。従って、この内容は『満文老檔』に存在しない。

用意され、モンゴル貴族たちはそれに従って、命令書を受け取り、さらに大切に保管しなければならなかった。また、会盟の目的は、国事の処理、とりわけ、事件審理のことであった。そして翌年の崇徳2年に次のように定められた。

モンゴル語テキスト

γadaγadu ayimay-büri-yin vang-ud, noyad-tur yeke törö čiyulγan kiged, jarγu sigür-e erkin tüsime*d*-i ilegebesü, jarliγ-un joo bičig bičijü, qasbau tamay-a daruju ilegekü bui.⁶

和訳

外の王ら、ノヤンらの処で会盟が実施され、案件を審理するため大臣を行かせる時に、命令書を作成し、それに玉璽を押して行かせるのだ。

これは、崇徳元年の規定をさらに、明確にし、国家レベルの会盟において、命令書の公布は義務づけられた。そして、命令書の作成に当たって、玉璽の押印も義務づけられた。また、崇徳2年(1637)に、会盟実施にあたって、清朝の大臣の参加と皇帝の命令書の公布が制度化されたことが確認される。『清実録』に見られる崇徳年代に実施されたいくつかの会盟に、確かに清朝の大臣が参加しており、命令書も公布されていた。しかし、『清実録』における記述には、会盟で処理された問題のみ書かれたため、会盟実施の具体的流れを確認することができない。それに対して近年公開された「理藩院題本」に含まれる順治年代のいくつかの題本には、会盟実施に関する詳しい記述がある。

第2節 順治12年の会盟実施の決定と方法

2.1. 会盟実施の決定

会盟実施に関する事務は理藩院に任され、会盟が実施される時期になったら、理藩院は皇帝に実施するかどうかの許可を取る必要があった。順治12年の会盟実施に当たって、理藩院は以下の題本を上奏した。

題本1

マンジュ語テキスト

wesimburengge. tulergi golo be dasara jurgan i aliha amban Sajidara sei gingguleme wesimburengge. tulergi monggoi haha, celere jalin. tulergi golo monggo de ilan aniya oho manggi weile gisureme, haha celeme, culgan genembihe. ilan aniya oho. da an igenereo, nakareo, erei jalin gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi. Ijishün dasan i juwan juwaci aniya ninggun biyai orin sunja. aliha amban Sajidara, ashan i amban Sidari, ashan i amban %aStir, aisilakū hafan Gobiltu, aisilakū hafan Nikacan, ejeku hafan Mala.

・皇帝の指令

⁶ 「モンゴル文内秘書院檔」・第1巻、p. 181。崇徳2年7月16日(1637.9.4)の条より。

da an i geneci acambi, genere ambasa be tucibufi wesimbu.⁷

和訳

上奏することは（以下の通りである）理藩院の尚書である *šajidara* らが謹んで上奏すること（は次の通りである）。外藩モンゴルに男丁を登録する件である。外藩モンゴルにおいて三年になったら、罪を裁き、男丁を登録するため会盟を行う。現在三年になったため、慣例通りに行くのか、中止するのか、この件について謹んで上奏した。勅令を奏請する。順治 12 年 6 月 25 日。尚書の *Sajidara*、侍郎の *Sidari*、侍郎の *Šastir*、員外郎の *Gobiltu*、員外郎の *Nikancan*、主事の *Mala*。

・皇帝の指令

慣例通りに実施すべきである。派遣する大臣を決めて上奏せよ。

この題本から、まず、「3 年に 1 度会盟を行う」規定は実効性が確かにあったことがわかる。題本から見れば、順治 9 年に前回の会盟が実施された。そのため、宋瞳（2011）は、順治 9 年にすでに 3 年に 1 度会盟をおこなうことが制度化されていたと結論した。次に、実際に実施するかどうかはやはり皇帝の判断によるものであったことがわかる。第 3 に、会盟実施の目的は、男丁の登録と事件の審理であった。今回は皇帝が実施を許可し、さらに派遣される大臣の推薦は理藩院に委ねた。

2.2. 会盟実施の方法

会盟を実施することが許可された後、続いてどのように実施するかという段階に入る。順治 12 年の会盟を実施する具体的な案が次のように上奏された。

題本 2

マンジュ語テキスト

Wesimburengge. tulergi golo be dasara jurgan i aliha amban Šajidara sei gingguleme wesimburengge. culgan isare ba i jalin. daci korcin i ergide culgan isabumbihede korcin i juwan gūsa be tusiyetu cin wang ni jakade. cahar, juwe jalut, Juljaga efu jiyūn wang, juwe barin, juwe ongniot, aohan, naiman, kesikten, ere juwan emu gūsa be bai dulimbade, juwan emu gūsa be bai dulimbade, juwe karacin, juwe tumet be ineku bai dulimbade isabumbihe. ijishūn i dasan i uyuci aniya, cahar i gurun i efu Abunai cin wang be hesei culgan isarade isakini sehe be dahame, te ere culgan de ere juwan emu gūsa be ujulaha wang be dahame gurun i efu Abunai cin wang ni jakade isabureo erei jalin gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi. ijishūn dasani juwan juwaci aniya nadan biyai juwan. aliha amban Šajidara, ashan i amban Sidari, ashan i amban Šastir, ejeku hafan Mala.

・皇帝の指令

ere culgan de isara juwan emu gūsa, abunai cin wang ni jakade isakini.

和訳

理藩院の尚書である *Šajidara* らの謹んで上奏することは（以下の通り）、会盟を行う件で

⁷ 「理藩院題本」第 1 巻、p. 119。

ある。昔から、ホルチンの方の会盟を行う際にはホルチンの 10 旗をトゥシェート親王の処に、チャハル、ジャルード 2 旗、エフ Juljagan 郡王の旗（アルホルチン旗—引用者）、バーリンの 2 旗、オンニウドの 2 旗、アオハン、ナイマン、ヒシグテンの 11 旗は（これら旗の）付近で、ハラチン 2 旗、トゥメドの 2 旗も（これら旗の）付近で会盟を行ってきた。順治 9 年に、チャハルのグルン・エフアブナイ親王が命令により会盟に参加させるように決めたため、現在この会盟ではこれら 11 旗の中で、アブナイ親王の身分が一番高いので、（彼の—引用者）近くで会盟を実施するかどうか（について）謹んで上奏した。勅令を奏請する。順治 12 年 7 月 10 日。

尚書の Šajidara、侍郎の Sidari、侍郎の Šastir、主事の Mala。

・皇帝の指令

この会盟に参加する 11 旗はアブナイ親王の処に集まれ。

これは清代初期の会盟実施方法に関する最も古い史料であり、史料的な価値が非常に高い。以下、この史料を利用した宋瞳氏（2011）の研究を利用しながらいくつかの点について述べる。

まず、会盟実施の許可が出されたほぼ一カ月後に、理藩院がこの題本を上奏し、会盟実施のさいに直面する状況を説明し、それに対する案を加え、皇帝に裁定を願った。达力扎布（2011）も指摘したように、今回の会盟実施に当たって問題になったのはアブナイ親王の会盟参加が義務とされたことにより従来の会盟実施場所を変更するかどうかであった。

次に、題本中の昔から=daci という言葉を見ると、ここに書かれたホルチン 10 旗、チャハルなど 11 旗、ハラチン等 4 旗の 3 会盟の実施方法はすでに確定していたことが確認される。すなわち、会盟を形成する旗、実施される場所は確定していたということである。

第 3 に、ホルチンの 10 旗は清朝皇帝と緊密な関係をもつトゥシェート親王の処で会盟が実施され、それに対してほかの旗は参加する旗の付近の場所で実施されていた。しかし、特別な地位にあるアブナイ親王の参加により、従来の実施場所を変更しなければならなかった。清朝の会盟実施方法の配置は、地理よりむしろ政治的な存在を重視していたのである。モンゴル貴族たちの中で特別な存在だったアブナイ親王の政治的な存在がやはり重視され、従来は別の地域で行うべき会盟が一転変更され、アブナイ親王の旗の近く実施することになったのである。ちなみにハラチン 2 旗、トゥメドの 2 旗は清朝にとって、ホルチンやチャハルと比べそれほど影響力がなかった。そのため、参加者の便宜をも考慮し、経済的な負担をできるだけ抑えようとして中央に近い場所で会盟を行っていた。

第 4 に、宋瞳氏は題本中の *ijishūn i dasan i uyuci aniya, cahar i gurun i efu Abunai cin wang be hesei culgan isarade isakini sehe be dahame* との記述を「順治 9 年、察哈尔固伦额驸阿布奈亲王曾奉旨召集会盟」と翻訳し、これは順治 9 年に会盟が実施されたことを示す確実な証拠であると述べた。しかし、筆者が翻訳したようにこれは順治 9 年に会盟が実施されたかどうかとまったく関係ない。さらに、アブナイ親王が順治 9 年に会盟に参加したかどうかを示すものでもない。順治 9 年にアブナイ親王は、会盟に参加しなかったはずである。というのは、もし参加したなら、会盟実施場所を順治 9 年に変更しているはずである。しかし、

アブナイ親王本人は参加していなかったものの⁸、アブナイ親王が管轄するチャハル旗が会盟に参加していたのは確実である。一方、達力扎布（2011）は、アブナイが順治9年の会盟に参加したかどうかという問題を考察していない。

上記の題本は、嶺南で遊牧する各旗の会盟に関する実施方法である。それに対して嶺北で遊牧する各旗の会盟について、同年10月3日に以下の題本が上奏された。

題本3

マンジュ語テキスト

wesimburengge. tulergi golo be dasara jurgan i aliha amban, amban Šajidara⁹ sei gingguleme wesimburengge. tulergi monggo de culgan tucire jalin. neneme wesimbuhe de, hese korcin i ergide, aliha amban Šajidara se culgan gene, isinjiha manggi. tehe hontoho i ashan i amban Sidari se ujumucin i ergide culgan genekini sehe bihe. korcin i ergide culgan genehe, aliha amban Šajidara se isinjiha. te ujumucin ci ordus de isitala culgame, ashan i amban Sidari se genembi. ilan bade culgambi. kooli be dahame, ilan ba i culgan de selgiyeme hūlara, hesei bithe, ilan ara seme, dorgi bithei yamun de afabureo. erei jalin gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi. Ijishūn dasan i juwan juwaci aniya juwan biyai ice ilan. aliha amban amban Sajidara, ashan i amban amban Sidari, ashan i amban amban Šaštir, mujilen bahabukū, amban Naige, weile ejeku hafan, amban Jiman, weile ejeku hafan, amban Mala.

・皇帝の指令

gisurehe songkoi obu.¹⁰

和訳

理藩院の尚書である大臣Šajidaraらの謹んで上奏することは、外藩モンゴルに会盟を実施する件である。以前に（このことについて）上奏したら、皇帝はホルチンの方の会盟には、尚書のŠajidaraらが行け、戻って来たら、tehe hontohoの侍郎のSidariらがウジュムチンの方の会盟に行けと命令したのだ。ホルチンの方の会盟に行った尚書Šajidaraらが（北京に）戻ってきた。これから、ウジュムチンからオルドスまで会盟を行い、侍郎のSidariらが行く予定である。三箇所では会盟を行う。例に従って、3か所の会盟において公布する命令書を3通

⁸ 達力扎布（2003, pp. 289–315、同2011）によれば、チャハルのリグデン・ハーンの遺児、チャハル旗の最初のザサグ親王であったエジェイ=Ejeiが1641年に死亡した後、彼の妻でホンタイジの二女のマカタ=Makataは長年摂政をし、順治2年（1645）年にエジェイの弟であるアブナイと再婚した。そして、アブナイは順治5年（1648）に親王の爵位を授けられ執政に臨む。

⁹ Šajidara=沙济达喇、チャハルの人、『清実録』の崇徳2年（1637）4月の条に蒙古官として、崇徳3年（1638）12月の条に一等侍衛として登場、崇徳6年の12月の条に軍律を遵守しなかったため銀200両が課される。それにも関わらず、順治3年（1646）に理藩院の侍郎、順治11年に理藩院の尚書に任命される。順治13年（1656）没。また、「理藩院題本」（第1巻、pp. 131-133）によれば、彼がチャハルから清朝に逃げてきた後、ホンタイジがモンゴル人の家来30人を与え、自由にしよう=sula yabukiniと箭丁の賦役を免れた。順治9年に八旗蒙古の鑲黄旗に新たなソムを設置する際、彼の家来をアラナ・ソムに編入した。それで、ニル章京であったアラナがそれらの家来に駅丁の賦役を負わせるところ、Šajidaraはこれを不満に思い、皇帝に訴訟した。順治皇帝が結局理藩院のほかの官僚に命令し、この件を協議させ、協議の結果、ホンタイジ時代の決まりを尊重し、Šajidaraの家来をアラナ・ソムに編入するが、箭丁の賦役を負わせないように決定した。ちなみにこの訴訟史料から、清朝時代のモンゴルのソムに実際に箭丁として登録しても、箭丁としての賦役を負わない人々もあったことが分かる。従ってこれから、清朝のモンゴル社会内部への状況を知る際にさらなる慎重な研究が必要となるだろう。

¹⁰ 「理藩院題本」第1巻、p. 124。

書けと内閣に命令をくださるか。このため謹んで上奏した。勅令を奏請する。順治 12 年 10 月 3 日(1655.10.31)。尚書である大臣 Šajidara、侍郎である大臣 Sidari、侍郎である大臣 Šaštir、啓心郎である大臣 Naige、主事である大臣 Jiman、主事である大臣 Mala。

・皇帝の指令

協議した通りにせよ。

この題本から以下のいくつかの点を読み取れる。

まず、以前上奏したら =neneme wesimbuhe de の表現から見れば、この題本 2 より先に、もう一つの題本が上奏され、会盟に派遣する大臣を決めていたのである。

次に、達力扎布 (2011) も指摘しているように、この時期において清朝治下のモンゴルの会盟は二段階によって実施されていた。第 1 段階は興安嶺の南、漢語で嶺南と言われる地域にて実施され、それが終了してから第二段階は興安嶺の北、漢語で嶺北と言われる地域において実施されていた¹¹。

第 3 に、この題本が上奏された目的は、第二段階で公布される命令書の作成である。題本にて明らかであるように第 1 段階の会盟に派遣された大臣が北京に戻ってきてから¹²、第 2 段階で実施される会盟で公布する命令書を作成するのが原則であった。達力扎布 (2011) も紹介したように、命令書の作成依頼のときの「例に従って =kooli be dahame」という表現は、会盟に命令書を公布するという崇徳 2 年からの決まりを指していると考えられる。命令書は、会盟実施場所数に応じて作成されていた。今回は三か所で会盟するため 3 通の命令書の作成を依頼したのである。つまり、命令書の数と会盟の行われる場所の数が一致しなければならなかった。また、すでに述べたように命令書の原案を理藩院が起草するが、命令書そのものは理藩院ではなく内閣が作成する。しかし、理藩院が直接内閣に依頼するのではなく、皇帝を通じてその作成を内閣にさせるのが基本であった。順治 12 年のホルチン、チャハルなどの会盟で公布した命令書についてこの題本に言及されていない。しかし、「モンゴル語内秘書院檔」の第 4 巻 (pp. 189-190 または pp.192) にまったく同じ内容の命令書の写しが 2 通収録されている。内容がまったく同じで作成された日付のみが異なる。前者は順治 12 年 7 月 17 日(1655.8.18)に作成され、後者は順治 12 年 10 月 7 日(1655.11.4)に作成されたものであった。前者は題本 1 が上奏された 10 日間後に作成された。第 1 段階に実施された地域に公布された命令書であるに違いない。後者は題本 3 が上奏された 4 日後に作成されたものである。従って、これは第二段階で公布された命令書であると判断される。

¹¹ 宋瞳は順治時代のこのような会盟実施方法は『大清会典』の乾隆 2 年に記載される「六盟兩班」制度の原形だと述べた。しかし、それは『大清会典』ではなく『欽定理藩院則例』29 巻の「軍政」および乾隆朝内府抄本『理藩院則例』・「録勛清吏司下」・「六会防秋」に収録されている軍律であり、その内容は毎年 7 月に北京から派遣される大臣がモンゴル地域に行き、軍事整備などを検閲する規定からなる。案件の審理や比丁をする盟会のそれとまったく無関係である。

¹² 宋瞳 (2011) が isinjiha manggi を「到達后」(着いた後の意味) isinjiha を「已到」(もう着いたの意味) と翻訳し、ホルチンの会盟がちょうど進行中であると述べている。『清文鑑』(栗林均ら編、2008、p. 281) には、isijimbi [漢]到来 [蒙] kür=cü ire=müi と書かれているように、「戻ってくる」の意味であり、šajidara が北京に戻ってきたことを指す。一方、達力扎布 (2011) は、これを直訳せず、北京に戻ったことを意味する šajidara se isinjiha を šajidara has already left for Korcin と翻訳した。しかし、この題本 3 を上奏している大臣のリストに šajidara の名前が書かれているので、彼はホルチンの会盟から戻って北京にいたに違いない。

さらに言えば、「モンゴル語内秘書院檔」には、順治 14 年、順治 17 年の文書に全く同じ内容の命令書の写しが 2 通ずつ収録されている。それを表で示すと以下のようである。

	該当するモンゴル語「内秘書院檔」の巻数と頁数	日付	作成された部数
1	第 5 巻、pp. 221-223	順治 14 年 4 月 9 日 (1657.5.21)	記載なし
2	同上、pp. 244-246	順治 14 年 8 月 1 日 (1657.9.8)	記載なし
3	第 6 巻、pp. 56-57	順治 17 年 3 月 (日付が欠けている)	3 部
4	第 6 巻、pp. 58-59	順治 17 年 7 月 16 日 (1660.8.21)	3 部

これらの命令書は日付が異なるのみで、内容はまったく同じである。第 1 段階の会盟が第二段階に公布する命令書の内容に対して、まったく影響しなかった。命令書を二段階で作成することは単なる会盟のそれと対応したのみで、そこに特別な政策があったとは考えられない。宋瞳氏はモンゴル語「内秘書院檔」の史料を無視したため会盟実施に関するこれらの詳細な点についてまったく言及しなかった。一方、达力扎布は、順治 12、14、17 年に命令書が 2 ずつあったことを紹介し、順治時代に中央の大臣らが 2 グループを形成して会盟に参加していたと指摘した。

第 4 に、会盟実施において、ホルチン、チャハルからなる第 1 段階の会盟には、理藩院の長官である尚書を遣し、第二段階の会盟には次官の侍郎を派遣したことから見れば、やはり清朝はホルチン、チャハルの特別な存在に配慮していたとみることができる。

以上、順治 12 年の会盟実施について検討した。その結果、会盟の決定から実施までの過程においてかなり整ったシステムが存在していたことが分かる。また、当時の会盟実施の方法はかなり整っており、会盟への参加者のみならず、会盟実施の場所なども明確になっていた。

第 3 節 順治 17 年の会盟実施の決定と方法

順治 17 年の会盟実施について 2 通の題本があり、ひとつは会盟実施決定に関する内容で、ひとつは会盟に公布する命令書の内容に関するものである。会盟実施の決定について以下の題本が上奏された。

題本 4

マンジュ語テキスト

wesimburengge. dorolon i jurgan i hashū ergi ashan i amban emu jergi nonggiha bime, tulergi

golo be dasara yamun i baita aisilame icihiyara amban Sidari sei gingguleme wesimburengge. tulergi goloi monggo de,weile beideme, haha celeme culgan genere jalin. amban be baicaci, dorgi haha celere aniya, tulergi golo i monggo de, weile beideme, haha celeme, Culgan[genembihe. 欠けている—引用者]aniya, juwan biyai dorgi de¹³, tulergi golo[i monggo de, hūlha holo] yendehebi. tuttu bime, yadara irgen muribuha weile beidebure¹⁴ de, habSame jiki seci monggo i ba goro ofiisinjirengge mangga. ereci amasi aniya indeme culgan tuciki seme wesimbufi, hesei toktobuhabi. ere genere de korcin i juwan gūsa, cahar i emu gūsa, aohan i emu gūsa, naiman i emu gūsa, barin i juwe gūsa, ongniyot i juwe gūsa, aru korcin i emu gūsa, jarut i juwe gūsa, karacin i juwe gūsa, tumet i juwe gūsa, kesikten i emu gūsa, ere orin sunja gūsa de culgan genefi, isinjiha manggi. hinggan i amargi ujumucin i juwe gūsa, hoocti i juwe gūsa, abaga i juwe gūsa, sunit i juwe gūsa, duin jusei emu gūsa, aru korcin¹⁵ (moominggan のミス) i emu gūsa, [ka]lka i emu gūsa, (欠けている)rat ilan gūsa, ordus i ninggun gūsa. Hu[hu hoton i tumet i juwe gūsa]¹⁶, ere orin juwe gūsa de culgan genembihe [weile beideme, haha]¹⁷celembi. tuttu bime, hesei, aniya indeme, culgan tuci seme toktobuha be dahame, amban be hese be baifi, ere aniya tulergi monggo de, weile beideme, haha celeme toktoho songkoi neneme korcin i ergi de culgan geneki sembi. amban meni cisui gamara ba waka ofi gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi. ijishūn dasan i juwan nadanci aniya juwe biyai tofohon.

・皇帝の指令

gisurehe songkoi obu.¹⁸

¹³ (欠けている) *aniya, juwan biyai dorgi de, tulergi golo[i monggo de, hūlha holo] yendehebi.*について、まず、*yendehebi* を宋瞳 (2011) は、正確に転写しているが、「举行」という中国語に訳した。一方、达力扎布 (2011) は、この文字を *jidehebi* と転写し、*jimbi* と関係させて come と英訳にした。この言葉は「命令書」によく見られる定型の語で、例えば、この年 (順治 17) に公布された「命令書」の原案に *tulergi goloi monggo de, hūlha holo yendehebi sere* = 「外藩モンゴルに窃盗事件が多く発生しているようだ」(「理藩院題本」第 1 巻、p. 236.) と書かれている。この題本との前後関係から、欠けている部分はこの文章であるに違いない。达力扎布 (2011)、宋瞳 (2011) はこの題本とこの年に公布する「命令書」の原案を関係させて検討しなかったため [] の部分を補足することができず、达力扎布 (2011) は the [rule that] Mongol come and appeal to judicial cases within ten months before the end of October every year と翻訳し、訴訟期間として考えた。宋瞳 (2011) は「(原档残缺) 年十月内、外藩 (原档残缺) … 举行。」と翻訳し、*juwan biyai* を会盟実施の時期と考え、毎年 10 月内か 1 年後の 10 月内かは不明と述べた。しかし、文章前後関係からみれば、これは訴訟や会盟実施の時期と関係なく、窃盗事件が発生した時期を指している。

¹⁴ この文字が一部欠けている。达力扎布 (2011) は *beidemun*、宋瞳 (2011) は *be(ya-)mun* と転写した。前後関係からみれば、*beidebure de* = 「審理させるには」だと推測される。

¹⁵ この *aru korcin* は、嶺南だけではなく嶺北にも書かれている。確かに、アルホルチンは崇徳元年以前に 2 旗を形成していた記録があるが、順治時代には、2 旗を形成していたと考えられない。従って、嶺北のモーミンガン 1 旗が書かれていないため、このアルホルチンはモーミンガンの書き間違いだと考えられる。达力扎布 (2011) がアルホルチンは嶺南に属すると指摘し、嶺北の区分にモーミンガンが脱落していることに気がつかずに当時の会盟に 46 旗が参加していたと結論してしまった。一方、宋瞳 (2011) は、嶺北のアルホルチンは、「杜尔伯特一旗」に違いないと述べたが、杜尔伯特はホルチン 10 旗に入っているため、氏の主張はまったく誤解である。

¹⁶ 原文には *ᠬᠤ* と書かれ、マンジュ語の *hu, gu, ku* のいずれになる可能性がある。达力扎布 (2011)、宋瞳 (2011) の推理したようにフフホトのトメイドの 2 旗 = *huhu hoton i tumet i juwe gūsa* であるに違いない。なぜならば、この 2 旗は非ザサグ旗でありながら、乾隆 28 まで外藩モンゴルに所属していた (达力扎布、2003, p. 283)。さらに、乾隆朝内府抄本『理藩院則例』・录勅清吏司上・旗制に「初、科尔沁二十四部及归化城土默特定为四十九旗。」と書かれているからである。

¹⁷ [] 部分について、宋瞳 (2011) は「原档残缺」と示したが、达力扎布 (2011) の補足したように *weile beideme, haha* であるに違いない。

¹⁸ 「理藩院題本」第 1 巻、pp. 233-234.

和訳

上奏することは（以下の通りである。）礼部左侍郎加一級兼理藩院の幫辦大臣である Sidari らの謹んで上奏することは（以下の通りである）。外藩モンゴルに罪を裁き、男丁を登録するため会盟を行う件である。我々大臣らが調べたら、内の男丁を登録する年に、外藩モンゴルにも事件を審理し、男丁を登録するため会盟を行うのだ。（欠けている）年、10月の内に、外藩モンゴルで窃盗事件が多く発生した。しかるに、貧しい者が冤罪を審理させるに（あたって）、訴訟に來いと許可しても、モンゴル地域は遠いので、訴訟に來ることは困難である。（そのため）以降2年に一回会盟を行うように上奏して、命令により決定したのだ。今回はホルチンの10旗、チャハルの1旗、アオハンの1旗、ナイマン1旗、バーリンの2旗、オンニオドの2旗、アルホルチンの1旗、ジャルドの2旗、ハラチンの2旗、トゥメドの2旗、ヒシグテンの1旗、この25旗に会盟を実施し、それに（派遣された大臣が一引用者）（北京に一引用者）戻ってきたら、興安嶺の北にあるウジュムチンの2旗、ホーチグドの2旗、アバガの2旗、スニドの2旗、ドゥルベン・フーヘトの1旗、モーミンガンの1旗、ハルハの1旗¹⁹、オラドの3旗、オルドスの6旗、フフホトのトゥメドの2旗、この22旗で会盟を実施して、案件を審理し男丁を登録する。2年に1度会盟を行えと決めた命令に従って、我々大臣が皇帝に奏請することは、今年の外藩モンゴルにて、事件を審理し、男丁を登録するとき、決めたのに従ってまずホルチンの方に会盟を実施したい。我々大臣が恣意に決めることではないので、謹んで上奏するのだ。命令を奏請する。順治17年の2月15日（1660.3.25）。

・皇帝の指令

協議した通りにせよ。

この題本の内容は順治12年の会盟実施決定の題本と比べて、何箇所かが欠けているにもかかわらず、会盟実施状況や会盟実施の回数変更などにかかわる詳細な内容が書かれている。

まず、会盟に参加した旗の数と名称が明確に書かれ、会盟実施の方法もやはり題本1に書かれた順治12年のそれと全く一致し、まったく同じ表現の *isinjiha manggi* が使われ、第1段階の会盟を実施してから第二段階の会盟が実施されるようになっている。特別な政治地位にあったホルチン各旗の会盟もやはり最優先に実施された。今回の会盟に参加した各旗を表で示すと以下のようになる。

嶺南地域	嶺北地域
ホルチンの10旗、チャハルの1旗、アオハンの1旗、ナイマン1旗、バーリンの2旗、オンニオドの2旗、アルホルチンの1旗、ジャルドの2旗、ハラチンの2旗、トゥメ	ウジュムチンの2旗、ホーチグドの2旗、アバガの2旗、スニドの2旗、ドゥルベン・フーヘトの1旗、モーミンガンの1旗、ハルハの1旗、オラドの3旗、

¹⁹ この欠けている部分を *gan* と判断し、これはモーミンガン=*moominggan* であると述べた。しかし、この文字の後ろに付けられているのはマンジュ文字の点ではなく、尾であるため、明らかにハルハ=*kalka* の *lka* で、达力扎布（2011）の補足通りである。宋瞳の判断は間違っている。

ドの2旗、ヒシグテンの1旗。計25旗。	オルドスの6旗、フフホトのトゥメドの2旗。計22旗。
この題本4にはこの年の会盟が実際に何箇所で開催されたかは書かれていないが、会盟で公布された「命令書」から見るに、いずれの段階でも3か所で開催された。	

次に、題本1でも明らかであったように、順治9年の時点ですでにモンゴル地域において3年に1度会盟が実施されるようになっていた。この会盟実施回数の決定の背景はあまり知られていない。一方、第2部、第1章の表1や注3に示した実際に会盟が実施された年代はかなり不規則で3年に1度会盟を行ったとは判断されない。この会盟実施回数が不規則だった理由は、これまでまったくわからなかった。しかし幸いなことに、この題本4にその答えになる内容が書かれている。

(1) モンゴル地域の会盟実施について理藩院が *dorgi haha celere aniya, tulergi golo i monggo de, weile beideme, haha celeme, culgan genembihe.* = 「内の比丁をする年に、外藩モンゴルで案件を審理し、男丁を登録するため会盟を行うのだ」と述べ、モンゴル地域の会盟実施年代は *dorgi* = 「内」の制度のそれと合わせたものであったことを示した上、会盟の目的は、事件の審理と男丁の登録であることをのべている。この *dorgi* は *tulergi* の反対語で万里の長城の内側を指し、この場合おそらく満州八旗の比丁を指していると考えられる。モンゴルにおける会盟実施はこの *dorgi* の制度に合わせたもので、清朝は自らの制度をモンゴルに適用したのである。清代初期の八旗の戸籍制度については、承志 (2009, pp.314-389) の詳しい研究があり、「ホンタイジの天聰四年 (1630) 十月になって、初めて戸籍編製の法令が制定され、壮丁の戸籍登録は規定の時期におこなわれた」と八旗の戸籍制度が成立した時期を指摘している。壮丁登録の回数について同氏は、八旗の戸籍調査にあわせ3年に1度調査を行っていたとするが、実際に示したのは康熙23年 (1684) 以降の史料であるため、康熙23年以前の壮丁登録の回数は不明である。従って、この史料は八旗の戸籍調査にも関する貴重な史料だと言うことができる。

(2) *tuttu bime, ereci amasi aniya indeme culgan tuciki seme wesimbufi, hesei toktohubabi.* との表現から見ると、会盟の実施を2年に1度と決定したのは、題本4ではなく、これとは別の題本だということが分かる。ここにおける *ereci amasi* = 「これから」が具体的にいつを指すのかは不明である。*ereci amasi* = 「これから」がいつなのかについて達力扎布 (2011)、宋瞳 (2011) は検討していない。しかし順治14年に一度会盟が実施されたこと、または *hesei, aniya indeme, culgan tuci seme toktohuba be dahame* の表現から見れば、これは順治15年だと推測することができる。

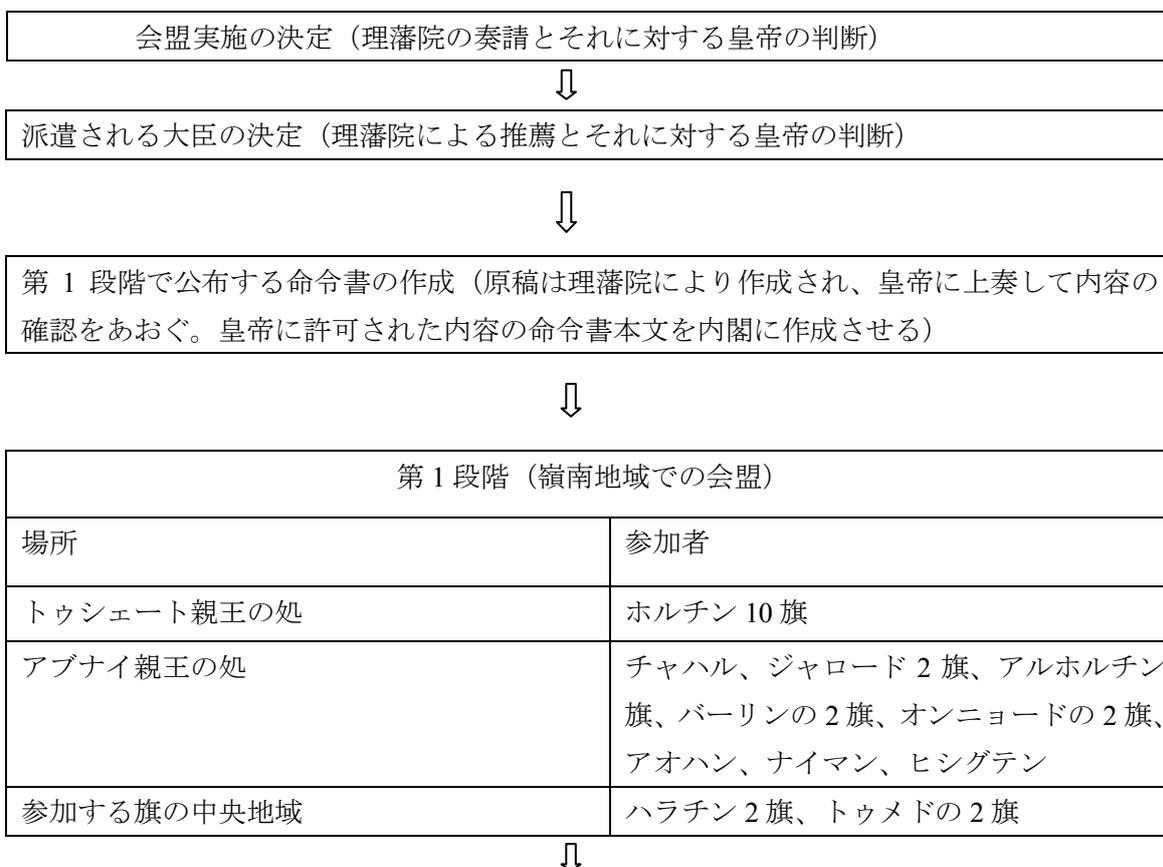
回数変更の要因の第一は、窃盗事件が多数発生したことである。要因の第二は、経済的な理由で理藩院に冤罪を訴訟できない貧しい人々が、すくなからずいたためである。他方、宋瞳は貧しい訴訟者が会盟実施地に訴訟に行くのは困難なので2年に1度会盟を行うように変更したと解釈している。もしそのような理由であれば、会盟実施の間隔をさらにのばすべきではないだろうか。会盟実施の回数が康熙時代にも変更されたことは『清実録』に

も書かれている。康熙 49 年 11 月 6 日（丙申）（1710.12.25）の条に「上諭大学士等曰、満洲、蒙古人甚为淳朴易于豢养，即如今岁遣大臣会盟蒙古竟无一事，昔皆三年一会盟，今五年始一会盟而尚无一事。大学士等奏曰、此皆皇上圣德所感被也。」と書かれ、会盟に持ち出された事件がなかったため、会盟を 5 年に 1 度実施するように提案した。やはり、事件発生の多寡が回数変更の理由になっている。

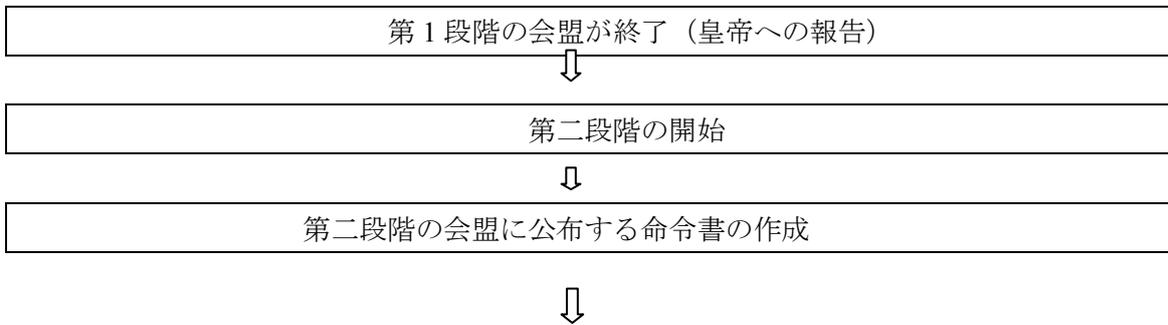
第 3 に、経済的に余裕のない訴訟者が北京まで訴訟に行く難しさを顧慮して、理藩院が会盟実施回数を変更したことはすでに述べた通りであるが、それは事実上、会盟への訴訟と理藩院への訴訟は等しいことであり、会盟の実施は理藩院のモンゴルへの出張を意味する。しかし、清朝は乾隆 6 年に「停止特派大臣會盟仍令札薩克等于各該盟内會集辦理將所辦事件報院查核」²⁰とさだめ、会盟への大臣の派遣を中止し、各盟に所属するザサグなどに問題の処理が委ねられ、処理した結果の理藩院への報告が規定された。従って、乾隆 6 年以前の会盟とそれ以降の会盟は、性質が異なるということになる。

そして、この題本 4 によって会盟実施が決定された 1 カ月後の順治 17 年 3 月 19 日（1660.4.28）に別の題本が上奏され、第 1 段階で公布すべき命令書の原稿が理藩院により作成され、それが皇帝に報告され、さらに内閣に対して命令書本文の作成の要請がなされた。

順治 17 年の会盟実施の時期は順治 12 年のそれとは異なるが、会盟実施の決定、方法はほぼ一致している。それらをまとめると以下になる。



²⁰ 『欽定大清会典事例』・983 卷・会盟・乾隆十六年諭を参照。



第二段階（嶺北地域での会盟）	
場所	参加者
いずれも参加する旗の中央地域であると思われる。	ウジュムチンの2旗、ホーチドの2旗、アバガの2旗、スニドの2旗、 ドウルベン・フーヘドの1旗、モーミンガンの1旗、ハルハの1旗、オラドの3旗、オールドスの6旗、フフホトのトゥメドの2旗。（3か所に行われていたのは确实だが具体的な配置は不明。）

ここまで順治時代の会盟実施について検討してきた。関連する史料から、順治時代の会盟実施はかなり整ったシステムによって行われていたことがわかる。会盟実施の場所は参加する王公の身分によって決められており、ホルチン10旗は右翼のトゥシェート親王の旗の付近で、チャハル、ジャールド等の11旗はアブナイ親王の旗の付近で会盟を行い、その他の各旗は各旗の付近の場所で会盟を行っていた。また会盟実施は必ずしも3年に1度とは言えず、モンゴル地域に発生した事件（主に窃盗事件）の多寡および訴訟者の経済的な状況により、その変更は自由だったことが分かった。また、会盟実施は理藩院のモンゴル到来を意味し、会盟の理藩院としての性格は強かったと判断される。

第4節 康熙時代の会盟について

4.1. 法制史料に見られる会盟制度

順治時代と比べて康熙時代の会盟実施の決定や実施方法については、具体的に書かれた史料が少なく、特に会盟実施場所や参加者に関する史料はほとんど見られない。おそらく康熙時代になって会盟実施場所や参加者が確定され、予め皇帝から会盟実施の場所を確認する必要がなくなったからであると推測されるが、残念なことにそれを裏付ける史料は見当たらない。一方、康熙6年に編纂された『蒙古律書』や康熙30年代に編纂されたとみなされる『理藩院律書』に会盟に関する規定が収録されている。それらを集めて、康熙時代の会盟について概観しよう。

『蒙古律書』を修正・改定して編纂された『理藩院律書』の規定を取りあげ、『蒙古律書』に含まれる規定と一致する内容に下線を付けて示すことにする。一致しない内容に関して

は、個別に説明する。

『理藩院律書』第1条には、会盟が実施されたら勅使を派遣すること、命令書を公布することや勅使や命令書の送迎に関する儀礼が書かれている²¹。この規定が『蒙古律書』の第1条とまったく一致する。本章第1節に取りあげた崇徳2年の規定²²と表現が少し異なるが、趣旨に異同が認められない。

『理藩院律書』第8条（『蒙古律書』の第9条）には以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

čiyulyan čiyulumu kemen jarlayсан-dur vang-ud ese irebesü qorin adуу, жасау-un noyad. qosiyun-u tayiji.güng-üid bolbasu arban adуу abumu, boljiyan-u edür ese kürčü irebesü qonoy toyalan mori abumu.

和訳

会盟すると宣布したのに、王らが来なかったら罰として馬20頭、ザサグのノヤンら、ホショー・タイジ、公らなら罰として馬10頭を取り上げる。約束の日に来なかったら、過ぎた日ごとに馬7頭を取る。

会盟不参加および遅刻した貴族に対する規定であり、違反したら、厳しく罰することになっている。なお、達力扎布（2004）も指摘したように『康熙会典』「会集」に「国初」の規定として収録されている。

『理藩院律書』第59条には以下のように定められてある。

モンゴル語テキスト

ayan aba kiged, čiyulyan ba aliba yabudal-dur odču gedergü ergiküi-dür jergeben ülü küliyen, urida ger-tür-iyen uruysilbasu vang-ud bolbasu arbayad adуу. жасау-un noyad, qosiyun-u tayiji, güng-üid bolbasu doluyan mori. tayji-nar bolbasu tabuyad mori. kedün nökiid bolbasu kümün büri köl morin-i abumu. kemejüküi. жасау ügei noyan, güng, tayiji, tabunang-ud-i ese toytaяajuqi. tüsimel man-u kelelčegsen anu, жасау ügei noyan, güng, tayiji, tabunang-ud ayan aba kiged, čiyulyan ba, aliba яајar-tur odču gedergü ergiküi-dür jergeben ülü küliyen, urida ger-tür uruysilbasu, yalalaqu yabudal-i mön-küi ene yosoyar bolйay-a.²³

²¹ 『蒙古律書』、『理藩院律書』は、達力扎布（2004）によって、全文がローマ字に転写され、中国語に翻訳されており、李保文（2002、同2004、同2006）によって、『蒙古律書』、『理藩院律書』の全文が中国語に翻訳されている。一方、『理藩院律書』は、Дылыков（1998）によって全文がローマ字に転写され、ロシア語に翻訳されている。また、Heuschert（1998）による詳細な研究があり、その一部の規定がローマ字に転写され、ドイツ語に翻訳されている。ただ、第1条の転写や翻訳に関しては、研究者の間にくらかの相違が見られる。具体的には以下の通りである。Heuschert（1998）は qas tamay-a = qan tamay-a と転写し、「皇帝の印」と翻訳した（Heuschert, 1998, pp. 185-187）。asaγju の誤りである ~~ᠠᠰᠠᠶᠢᠵᠤ~~ を達力扎布（2004）、Дылыков（1998, p. 16）は asqaju と転写し、Heuschert（1998, p. 185）は asaγju と転写している。また、Дылыков（1998）の転写に連用形の -ču になるべきものは -ju に書かれている例が多数見られる。

²² 「モンゴル語内秘書院檔」第1巻、p. 181 を参照。

²³ 下線部分と関係する規定は『康熙会典』にないが、まったく同じ規定が『欽定大清会典事例』「会盟」に「原定」の規定として、乾隆朝抄本『理藩院則例』「录勋清吏司」に「国初定」の規定として収録されている。一方、この規定のローマ字転写に関しては、odču は、達力扎布（2004）Дылыков（1998, p. 24）に

和訳

行軍や狩り、会盟、（そのほかの）すべての件に参加し、戻る時、順番を破って、先に地元へ向かったら、王らなら 10 匹の馬を、ザサグのノヤンら、ホショー・タイジ、公らなら馬 7 匹を、タイジらなら馬 5 匹を（取る）。随行者が何人であれ、人数に応じて、騎馬を取ると決められている。ザサグではないノヤン、公、タイジ、タブナンらについては規定がないままである。大臣らの協議したのは（以下の通りである。）ザサグではないノヤン、公、タイジ、タブナンらが行軍や狩り、会盟、（そのほかの）すべての場所に行き、戻る時、順番を破って、先に自宅へ向かったら、処罰は（ザサグであるノヤン、公、タイジ、タブナン）と同じようにしよう。

下線部分の『蒙古律書』の第 61 条から見れば、少なくとも康熙 6 年まで、順番を破って先に地元に向かう件について、非ザサグのノヤン、ホショー・タイジ、公、タイジに対する禁令はなかった。『理藩院律書』を編纂する際にこれを追加し、ザサグ、非ザサグにかかわらず、同様の処罰が設けられ、順番を破って会盟から勝手に帰郷するのを禁止した。

『理藩院律書』第 70 条に以下の規定が定められている。

モンゴル語テキスト

Engke Amuyulang-un arban dörbedüger-on namur-un dumdadu sar-a-dur toytayaysan anu, aliba alaqu yal-a-tu kümün-i Tavisung Quvangdi-yin toytayaysan yosoyar qosiyu jakiruyçi jasay-un vang, noyad, köndelen jasay-un vang, noyad-tur ögölejü sigüjü alaturyai. ...略... çiyulyan neyilejü sigüjü alaqu yal-a-tu kümün bolbasu darui çiyulyan neyilegsen yañar-a sigügsen yosoyar alaturyai.²⁴

和訳

康熙 14 年（1675）に決めたのは（以下の通りである。）死刑を言い渡す者につき太宗皇帝の決定に従って、管轄するザサグの王、ノヤンらおよび別のザサグの王、ノヤンらに知らせて合同裁判をして、死刑を執行せよ。...略... 死刑が会盟の合同審理によって言い渡したなら、直ちに集会した場所で、判決通りに死刑を執行せよ。

一方、『蒙古律書』第 71 条には以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

vang-ud, jasay-un noyad, qosiyun-u tayiji, güng-üd, öber-ün öber-ün yala-tu kümün-iyen sigüjü, köndelen jasay-un noyad²⁵ tur ba, öber-ün öber-ün jasay-un noyad²⁶ -tu medegüljü alaqu-yin bayilyaba.

odju になっており、tabunang-ud-i の i は Heuschert (1998, p. 203) に脱落されている。翻訳に当たって、²⁴ この条文について、達力扎布 (2004) が alaturyai を alturjai にしたのみで、翻訳などに違いは見られない。また、達力扎布 (2004)、Heuschert (1998, p. 211) が指摘した通り、この規定は『康熙会典』「刑例」の康熙 14 年の規定とまったく同じである。

²⁵ köndelen jasay-un noyad = 「別のザサグのノヤン」とは、犯人側の旗とまったく関係のない任意の旗ではなく、『蒙古律書』第 95 条や『理藩院律書』第 88 条に定められた合同裁判を行う旗のことを指している。

²⁶ 一重下線の jasay-un noyad は爵位のバイレを指し、二重下線の jasay-un noyad は旗のザサグを指す。

和訳

王ら、ザサグのノヤンら、ホショーのタイジ、公らが、各々の犯人を裁いて、別のザサグのノヤンらおよび各々もザサグのノヤンらに知らせて、死刑を執行することを中止した。

また、『蒙古律書』第72条には以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

alaqu yala-tu kümün-i čiyulyan-dur neyilejü sigügsen bolbasu mön tende baramu. qoyar qosiyu neyilejü sigügsen-i ayiladqaju jarliy-i küliyejü ala.

和訳

死刑が会盟の合同審理によって言い渡された者は、その場で死刑を執行する。二旗が合同審議して（死刑が言い渡された者に対しては）皇帝に上奏して、裁可を得て処刑せよ。

以上の規定での明らかであるように、モンゴルでの死刑判決に関して、清朝は慎重な態度をとり、いくつの旗からなる合同裁判の死刑判決を許可したり、不許可にしたりしていた。しかし、会盟で言い渡された死刑判決に関しては、太宗年代（1636-1643）から少なくとも『理藩院律書』が改定されるまで²⁷、死刑判決の即執行が認められていた。従って、会盟は、当時のモンゴル社会において重要な機能を有していたのであり、そこで、事件当事者が命を失う危険性もあった。

第106条は会盟に派遣される中央の大臣らに対する待遇について以下のように決めた。

モンゴル語テキスト

tus jarliy-iyar jaruqu ba, yayaraju jaruqu kiged, yabudal-un yamun-ača aliba jüil -ün kereg-i qosiyu toyorijü jarlaqu ba, qarayul ergikü kiged, joo ^{ürelegen の誤り}ürlegen²⁸ kürgekü ene jerge-yin kereg-tür, dotor-a-ača ulay-a unuyulju, kerem yadan-a ulay-a unuqu itegeltü temdegtü bičig ilegemü. čiyulyan yarbasa, kerem-ün yadan-a ulay-a unuqu bičig ilegemü.²⁹

和訳

²⁷ 『理藩院律書』は康熙30年代に編纂された法典で、いつ改定されたかは不明である。

²⁸ joo ürlegen について、达力扎布(2004)は Jou üilegen とローマ字転写し、「詔」と中国語に訳した。Heuschert (1998, p. 231-232) は juu örlegen とローマ字転写し、皇帝の公布と翻訳し、中国語の zhao であることを示したが、örlegen の意味は不明と注を付けている。Дылыков (1998, p.38) は jou üilegen とローマ字転写し、ラサと翻訳した。それに対して、李保文(2004)は  とモンゴル字でこれを示し、「詔」と中国語に訳した。joo は中国語の「詔」に間違いなく、Mongyol Kitad toli (1999, p. 1349) には joo とローマ字に転写されている。一方、ürelegen は清代の皇帝の公布する「詔書」に書かれる ürekü=免除するという文字の名詞化した表現にほかならない。

²⁹ 达力扎布(2004)、Heuschert (1998, p. 231-232) が指摘したように『康熙会典』「驿递」に同じ規定が康熙9年(1670)の規定として収録されている。一方、この規定には、さらに、地域や季節によって、馬の乗用条件が異なることが書かれている。具体的に、ジャライド、ドルベド、ゴルロス、シベ、ソロン、ダウル、寧古塔、ゴールチンに派遣される者は、内地の馬に乗用、辺外の馬をも乗用できる。ホルチン6旗、ウジュムチン、ホーチド、オラド、オールドスに派遣する者に対して、冬、春の季節は辺外の馬を利用できるが、夏、秋の季節には中央の馬に乗り、辺外の馬を乗っていけないことになっている。ハラチン、トゥメド、オウハン、ナイマン、オンニオド、バーリン、ジャロード、チャハル、ヒシグテン、アル・ホルチン、アバガ、アバガナル、ドルベンフーヘッド、モーミンガン、ハルハ、フフホト、ムグデン、シレート・プレーに派遣される者はいつも中央からの馬に乗り、辺外の馬には乗っていけないと決められている（なお、『康熙会典』「驿递」の規定には、チャハルの代わりにスニドと書かれている）。

特別な命令による派遣、急用、あるいは、理藩院（の者が—引用者）があらゆる件を各旗に回って公布するとき、哨所を巡回する時や詔書や恩赦を送るなどの件において、内地の乗馬を利用させ、辺外の乗馬を利用できる証書を持参させて行かせる。会盟を実施したら、同様に辺外の乗馬を利用できる証書を持参させる。

清朝中央から派遣されて、伝達や巡回をおこなう者に対する便宜の提供について、派遣された者がモンゴル地域に入ったら、モンゴル地域の馬を利用する規定がさだめられた。しかし、利用するに当たって、必ず許可証（itegeltü temdegtü bičig）の持参がなければならなかった。これは会盟実施においても同様だった。

『理藩院律書』第 100 条に以下のように定められている。

モンゴル語テキスト

γadaγ-a-du mongγol-dur γurban jil-ün ečüs-tür nigente čiyulyan γarču jarγu sigüjü, er-e kemjijelen toytaγajuqui.³⁰

和訳

外藩モンゴルで 3 年ごとに一度会盟を実施し、案件を審理し、男丁を集計すると決めたのだ。

この規定も、三年に一回実施される会盟の主な目的が、案件の審理と男丁の集計であることをしめしている。

『理藩院律書』第 112 条に以下の規定が定められている。

モンゴル語テキスト

aliba čiyulyan čuγlaqu ba, jarlaγu quriyaqui-dur γadaγ-a-du mongγol-un qosiyun-u ejen, meyiren-u jaγγgin, jalan-u jaγγgi, sumun-u jaγγgi, orolan kögegčü, baγ-a kögegčü³¹, arban ger-ün daruγ-a nar ese irebesü qosiyun-ü ejed-tür tabuγad mori, meyiren-ü jaγγginar-tur dörbeγed mori, jalan-u jaγγginar-tur γurban γad mori, sumun-u jaγγginar-tur qosiyad mori, orolan kögegčü-ten-dür niγeged mori, baγ-a kögegčü-ten-dür niγeged ša³²r, arban ger-ün daruγ-a-nar-tur sidüleng üker.

³⁰ この規定は『蒙古律書』に存在しない。达力扎布（2004）が『康熙会典』「会集」の規定を参考に「国初」の規定だと指摘した。一方、規定の γurban jil-ün ečüs-tür nigente の表現を、达力扎布（2004）は「三年ごとの年末に」と、李保文（2004）は「三年ごとに」と、ДЫЛЫКОВ（1998, p. 84）は「三年に一回」と、Heuschert（1998, p. 230）は「三年の末に」と訳し、また、規定中の jil-ün を jil-un とローマ字転写にしてみた。

³¹ baγ-a kögegčü はマンジュ語で bošokū のモンゴル語的な表現であり、モンゴル語で bošoγu とも書かれる。また、Kögegčü のみで表現する場合がある（Nayraltu, Altanorgil, 1989, p. 497）。达力扎布（2004）、李保文（2004）は、「領催」と中国に訳し、ДЫЛЫКОВ（1998, p. 87）翻訳せずにそのまま利用している。Heuschert（1998, p. 235）は einfache Kögegčü（副 Kögegčü）と表現した。一方、この第 112 条とまったく同じ規定が『康熙会典』「会集」、『会典事例』「会盟」に収録され、それぞれ「拔仕庫」、「領催」と書かれている。また、この規定を継承した『蒙古律例』（「会盟行軍」第 3 条）のモンゴル版に baγ-a kögegčü、漢語版に小領催とそれぞれ書かれている。一方、実際の現地史料を利用して、ハルハ・モンゴルの官制を検討した岡（2007, p. 137）は副驍騎校を baγ-a kögegčü、領催を bošoγu とし、別々にして紹介した。従って、地域によって、baγ-a kögegčü と bošoγu は異なる官職を指す場合があった。

³² この šar は『理藩院律書』に * と書かれ、それを Heuschert（1998, p. 235）のみが sar とローマ字に転写

boljiyan-u edür-ese kürçü irebesü qosiyun-ü ejed-tür dörbeğed mori, meyiren-ü jangginar-tur yurbayad mori, jalan-u jangginar-tur qosiyad mori, sumun-u jangginar-tur nigejed mori, orolan kögegçi-ten-dür niğeged šar, bay-a kögegçi-ten-dür niğeged sidüleng üker, arban ger-ün daruy-a-nar-i qorin doloγan tasiyur jančiy-a. naiman qosiyun-u negükü mongγol-un qosiyu-yi jakiruyçi janggi, soloγan-u bügüde-yi jakiruyçi terigün-i yaday-a-du mongγol-un meyiren-ü janggi-yin yosoγar ded janggi, ded jakiruyçi terigün-i jalan-u janggi-yin yosoγar, sumun-u janggi, orolan kögegçi, bay-a kögegçi, arban ger-ün daruy-a-yi yaday-a-du mongγol-un sumun-u janggi, orolan kögegçi, bay-a kögegçi, arban ger-ün daruy-a-yin yosiγar yalalamu kemen ayiladqaju toytaγajuqui.³³

和訳

会盟実施や召集条令による集会には、外藩モンゴルの固山額真、梅倫章京、扎蘭章京、佐領、驍騎校、領催、十戸長らが来なかったら、固山額真らに罰として馬 5 頭、梅倫章京らに罰として馬 4 頭、扎蘭章京らに罰として馬 3 頭、佐領らに罰として馬 2 頭、驍騎校らに罰として馬 1 頭、領催らに罰として去勢した牛 1 頭、十戸長らに罰として 3 歳牛 1 頭にする。約束の日に到着しなかったら、固山額真らに罰として馬 4 頭、梅倫章京らに罰として馬 3 頭、扎蘭章京らに罰として馬 2 頭、佐領らに罰として馬 1 頭、驍騎校らに罰として去勢牛 1 頭、領催らに罰として 3 歳牛 1 頭とし、十戸長らを鞭 27 回打つ。遊牧八旗の官旗章京、ソロンの総官を外藩モンゴルの梅倫章京と同様に、副官旗章京、副総官を（外藩モンゴルの）扎蘭章京と同様に、佐領、驍騎校、領催、十戸長を外藩モンゴルの佐領、驍騎校、領催、十戸長と同様に処罰すると上奏して決めた。

第 8 条は会盟不参加および遅刻した貴族に対する規定であるのに対して、これは旗やソムの官員の会盟不参加および遅刻に対して設けた処罰の規定である。会盟実施に際して、外藩モンゴル各旗の官員である固山額真、梅倫章京、扎蘭章京、ソムの官員である佐領、驍騎校らの参加が義務づけられており、さらに、官位のない領催³⁴、十戸長の参加も義務づけられていた。

一方、康熙 29 (1690)に編纂された『康熙会典』に、上に記したのとは別のいくつかの規定が散在している。それをまとめると以下になる。

まず、「会集」順治 9 年の規定に会盟に公布する命令書を内閣が作成すると定められていることはすでに述べた通りである。

次に、「会集」康熙 17 年の規定に会盟に派遣する大臣や随行人のリストが書かれていることもすでに述べた通りである。

第 3 に、「馱通」康熙 3 年の規定には、「会盟に派遣する大臣に郎中、員外郎合わせて計 6

した。一方、「去勢牛」(*qorin nigetü tayilburi toi*, p. 602)を指すこの šar を、Heuschert (1998, p. 235) は Bulle (雌牛)と、Дылыков (1998, p. 87) は бык (雌牛)と翻訳しているが、それぞれ、Ochse (去勢牛)と вол (去勢牛)であろう。

³³ 达力扎布 (2004)、Heuschert (1998, p. 236) が指摘した通りにこの規定が『康熙会典』「会集」に康熙 8 年の規定として収録されている。ここの ayiladqaju toytaγajuqui とは「題準」のモンゴル語訳で、康熙 8 年に上奏して決めたことを指していると判断される。

³⁴ 清代の外藩モンゴルの旗やソムの官位について第 2 部・第 3 章・第 2 節の「2.3. 康熙 5 年の「命令書」」を参照せよ。

人、主事 1 人、筆貼式 7 人、拔什庫 6 人を随行させる。なお、随行人は自分でテントや食品を用意し、野外に宿泊せよ。尚書、侍郎らは自らの随行人を連れて行け。尚書の乗用馬 20 頭、乗用ラクダ 7 頭。侍郎の乗用馬 18 頭、乗用ラクダ 6 頭。郎中の乗用馬 8 頭、乗用ラクダ 2 頭。員外郎、主事それぞれの乗用馬 7 頭、乗用ラクダ 2 頭。官位のある筆貼式は馬 6 頭、無官位の筆貼式は馬 5 頭、拔什庫は馬 3 頭、兵士は馬 1 頭に乗り³⁵と定められ、会盟に派遣される大臣や随行人の乗用に利用できる馬やラクダの頭数が規定されている。

第 4 に、「驿递」康熙 17 年の規定に「会盟に行くには自分の馬（中央政府の馬—引用者）に乗る。なお、急用に備え、（外藩モンゴルの馬を—引用者）利用できる証書を持参させる³⁶と制定され、康熙 9 年の規定を補足した。

また、これとは別に乾隆 21 年（1756）に編纂された抄本『理藩院則例』『録勳清吏司』『会盟』や光緒朝『欽定大清会典事例』983 卷「会盟」の康熙 17 年の規定には、『理藩院律書』第 8 条や第 59 条に書かれた会盟に欠席した場合や帰還するとき、順番を破った場合には、俸禄をもらっている者に対して、家畜罰ではなく、俸禄罰にすると定められている。

以上、康熙年代の現行法ともいえる『蒙古律書』や『理藩院律書』から会盟に関する規定すべてを集め、ローマ字転写したうえで、和訳し、意味の説明をも行った。さらに、この 2 法典にない康熙年代の会盟に関する規定を漢語で書かれた「会典」や『理藩院則例』などから集めた。そこで、会盟に関する制度はいきなり成立したものではなく、時代が経て行く過程に、会盟が繰り返して実施されるに従って、そこに生じたことなどに対応してそのつど新しい規定が設けられたと考えられる。以上の規定を表にまとめると以下になる。

康熙年代の会盟制度

番号	康熙年代の会盟に関する規定	補足
1	会盟は 3 年に 1 度行われる。	崇徳年代は不明。 順治年代は同様
2	会盟実施に当たって、中央からの大臣は玉璽が押された「命令書」を持参していく。到来する大臣や「命令書」に対してモンゴル貴族が特別な儀礼をすることが義務づけられた。	崇徳年代、順治年代にも同様。
3	会盟に公布する「命令書」は内閣によって作成される。	順治年代も同様。
4	モンゴル貴族たちの会盟の欠席や遅刻が禁止され、さらに会盟から順番を破って帰還することも禁止され、違反した場合に処罰される。	崇徳年代、順治年代にも同様。
5	会盟は死刑判決の言い渡し、さらに死刑執行の権利も有していた。	崇徳年代、順治年代にも同様。
6	固山額真、梅倫章京、扎蘭章京、佐領、驍騎校、領催、十戸長らの会盟参加が義務化され、欠席や遅刻が禁止され、違反した場合は処罰される。	崇徳年代、順治年代は不明。
7	会盟に派遣される大臣や役人の乗用する馬やラクダは、中央から提供するものが基	崇徳年代、順治年

³⁵ 『康熙会典』『驿递』康熙三年題準：往會大臣，隨從郎中、員外郎共六員，主事壹員，筆帖式七員，撥什庫六名，俱帶帳房糧米，在野外行宿。尚書、侍郎等，各帶本身執事。尚書準騎馬二十匹，駝七匹。侍郎馬十八匹，駝六匹。郎中馬八匹，駝二匹。員外郎、主事馬各七匹，駝各二匹。

³⁶ 『康熙会典』『驿递』康熙十七年題準：往會乘本身馬、仍各給信牌印文以備急事驅遣。

	本だが、季節、地域や年代によって変化が見られ、外藩モンゴルが提供する場合もある。	代は不明。
8	康熙 17 年から理藩院以外の大員や官員を会盟に参加させるようになった。	

4.2. 「命令書」や『清実録』に見られる会盟実施状況

康熙時代において、会盟が二段階によって行われていたかどうかは確認できない。しかし、命令書は二段階ではなく、一度にそのすべてが作成されている。一方、康熙時代の命令書の作成経緯の記載から会盟実施の状況や参加した旗数を確認することができる。それをまとめると以下のようなになる。

「命令書」に書かれた日付	参加する旗についての記事	派遣された大臣	作成された部数
康熙 9 年 3 月 5 日 (1670.4.24)	記述なし	記述なし	7 通
康熙 12 年 3 月 20 日 (1673.5.6)	記述なし	記述なし	7 通
康熙 15 年 4 月上旬のある日	記述なし	記述なし	7 通
	記述なし	記述なし	7 通
康熙 37 年 4 月 17 日 (1698.5.26)	49 旗のザサグに下す命令書(dehi oyon gūsai jasag sede wasimbure hesei bithe)、ハルハに下す命令書(Kalka de wasimbure hesei bithe)	記述なし	42 旗には 7 通、ハルハは 2 通。
	康熙 38 年のオルドス 6 旗の会盟	理藩院尚書 Bandi	1 通。
康熙 41 年 4 月 20 日 (1702.5.16)	49 旗の会盟に下した命令書(dehi oyon gūsai culgan de wasimbure hesei bithe)、ハルハの旗の会盟に下す命令書(Kalkai gūsai culgan de wasimbure hesei bithe)		49 旗には 7 通、ハルハは 4 通。
康熙 45 年 4 月 22 日 (1706.6.2)	49 旗のザサグに下す命令書(dehi oyon gūsai jasag sede wasimbure hesei bithe)		49 旗には 7 通。
康熙 49 年 (3 月 23 日頃) (1710.4.21)	50 旗のザサグに下す命令書(susai gūsai jasag sede wasimbure hesei bithe)、ハルハの旗の会盟に下す命令書(Kalkai gūsai culgan de wasimbure hesei bithe)	副都御史 Jangge、学士色尔图 学士 Sertu	49 旗には 7 通、ハルハは 4 通。

以上の表から、会盟に参加する旗数や箇所がかなり明確だったことがわかる。命令書の作成も 49 旗あるいは 50 旗宛のもの、ハルハ宛のものといった 2 種が存在していた。また、命令書が作成された部数からは、49 旗あるいは 50 旗は一貫して 7 個所で実施されていたことが確認できる。一方、康熙 37 年には、ハルハの会盟は 2 個所で実施されていたが、康熙 41 年からは 4 個所で実施されていたことがわかる。

一方、『清実録』にはこの時代の会盟に派遣された大臣の名簿や参加した旗の名簿が書かれている。乾隆朝『清実録』を利用してそれをまとめると以下の表になる。

「命令書」が作成された時期	参加した旗	派遣された大臣	大臣派遣を決めた日付
康熙元年 3 月 14 日 (1662.5.2)	47 旗	内大臣尚書博羅色冷、侍郎綽克託	康熙元年 2 月 1 日 (1662.3.20) の条
康熙 3 年 4 月 19 日 (1664.5.14)	47 旗	尚書喀蘭圖、侍郎达哈塔	康熙 3 年 4 月 7 日 (1664.5.2.) の条
康熙 5 年 4 月 5 日 (1665.5.19)	47 旗	尚書喀蘭圖、侍郎綽克託	康熙 5 年 2 月 29 日 (1665.4.3) の条
康熙 9 年 3 月 5 日 (1670.4.24)	49 旗	尚書喀蘭圖、侍郎阿穆瑚瑯	康熙 9 年 4 月 9 日 (1670.5.27) の条
康熙 12 年 3 月 20 日 (1673.5.6)	不明	不明	不明
康熙 15 年 4 月上旬のある日 (日の部分に sin-e-yin のみ書かれている。)	49 旗	内大臣奇塔特、侍郎博羅特	康熙 15 年 4 月 21 日 (1676.6.2) の条
康熙 17 年 4 月 20 日 (1678.6.8)	49 旗	内大臣喀代、尚書馬喇	康熙 17 年閏 3 月 25 日 (1678.5.15) の条
康熙 37 年 4 月 17 日 (1698.5.26)	49 旗とハルハ ³⁷	四十九旗、尚書班迪 ³⁸ 、内大臣崇古禮、永吉。外喀爾喀、戸部尚書馬齊、都統吳達禪、理藩院侍郎滿丕。	康熙 37 年 3 月 3 日 (1698.4.13) の条

³⁷ 『清実録』には、49 旗と書かれているが、康熙 37 年にはオルドスの 7 旗の会盟が実施されず、翌年の康熙 38 年に行われ、理藩院尚書の Bandi=班迪が派遣された (モンゴル語モンゴル文内秘書院檔 17 卷、p. 7)。

³⁸ 康熙 37 年の「命令書」によれば、班迪=Bandi は当時、理藩院尚書兼領侍卫内大臣だった (モンゴル語モンゴル文内秘書院檔 17 卷、p. 7)。

康熙 41 年 4 月 20 日(1702.5.16)	49 旗とハルハ	四十九旗、領侍衛内大臣公坡爾盆、副都統趙賴、侍郎常綬、壹等侍衛殷達。左翼喀爾喀、領侍衛内大臣伯心裕、副都禦史杜喀禪、副都統屠克善、壹等侍衛巴爾達。右翼喀爾喀、尚書哈雅爾圖 ³⁹ 、副都統車納福、學士希福納、壹等侍衛胡畢圖。	康熙 41 年 3 月 22 日 (1702.4.18) の条
康熙 45 年 4 月 22 日(1706.6.2)	50 ザサグ、八旗チャハル、 (ハルハ地域には会盟なし)	巴渾德 ⁴⁰ 、安布祿 ⁴¹ 、伊道 ⁴² 、拉都渾 ⁴³	康熙 45 年 3 月 4 日 (1706.4.16) の条
康熙 49 年 (3 月 23 日 頃) (1710.4.21)	49 旗、ハルハ左翼、ハルハ右翼、	四十九旗、都統 ⁴⁴ 蘇滿、尚書耿額 ⁴⁵ 、散秩大臣郭廉、學士達色。左翼喀爾喀、护軍統領莘泰、侍郎諾木齊岱、副都御史張格、一等侍衛外山。右翼喀爾喀、护軍統領伯唐保住、副都統剛元 ⁴⁶ 、副都御史蘇爾德、學士色爾圖。	康熙 49 年 3 月 12 日 (1710.4.10) の条より

以上の表からまず、康熙 9 年を除いて、派遣される大臣らが確定してから会盟に公布する命令書が作成されており、順治時代の会盟実施の流れとほぼ一致していたことが分かる。次に、派遣された大臣は理藩院以外の大臣が中心となり、特に康熙 17 年以降はその傾向にあった。これは、康熙 17 年の会盟に派遣される大臣に関する規定が制定されたからに他ならない。『会典事例』の規定によれば、康熙 17 年から、理藩院の官員のほか侍衛処の大臣、滿州都統、各部の尚書、侍郎、内閣學士などから適切な人を選んで会盟に派遣するように

³⁹ 康熙 39 年 9 月 28 日 (1700.11.8) に左都御史から理藩院尚書に昇任される (乾隆朝『清実録』康熙 39 年 9 月 28 日の条より)。

⁴⁰ 『清実録』・康熙 50 年 4 月 16 日 (甲戌) (1711.6.1) の条に「領侍衛内大臣侯巴渾德」と書かれている。

⁴¹ 『清実録』・康熙 39 年 10 月 6 日 (乙丑) (1700.11.16) の条に「升理藩院左侍郎管右侍郎事安布祿为都察院左都御史」と書かれている。

⁴² 『清実録』・康熙 41 年 3 月 30 日 (辛亥) (1702.4.26) 日の条に「升内閣侍读學士伊道为礼藩院右侍郎」と書かれている。

⁴³ 『清実録』・康熙 49 年 7 月 17 日 (庚辰) (1710.8.11) の条に「調工部左侍郎拉都渾为理藩院左侍郎管右侍郎事」と書かれている。

⁴⁴ 康熙 43 年 6 月 21 日 (1704.7.22) に鑲白旗蒙古都統に任命された (『清実録』・康熙 43 年 6 月 21 日 (己丑) の条より)。

⁴⁵ 刑部尚書。

⁴⁶ 康熙 46 年 12 月 12 日 (1708.1.4) に鑲紅旗蒙古副都統に任命された (『清実録』・康熙 46 年 12 月 12 日 (庚寅) の条より)。

し、さらにこれらの大臣に加えて、理藩院の司官⁴⁷、筆貼式、そして刑部の司官 1 人、筆貼式 1 人を随行させるように決めた。第 3 に、康熙 37 年に 49 旗が会盟に参加したと書かれているが、すでに第 1 節に述べたようにオルドス 6 旗は皇帝に随行して狩猟したため、この年に会盟に参加せずに、翌年の康熙 38 年に会盟を行った。それは『清実録』に反映されなかった。

一方、康熙 15 年の会盟に派遣する大臣について皇帝が理藩院に以下のような命令を下していた。

モンゴル語テキスト

jarliy, Γadaγa-du mongγol-un törö-yi jaqaqu yabudal-un yamun-dur ba[γulyaba.]⁴⁸ sonosbasu, ene kedün on-ača inayši, γadaγ-a-du mongγol-un γ[ajar usu] časun ese jokirayuluysan-tur morin kiged mal ükün, qulayai qu[dal oladaγsan] tula, γadaγ-a-du mongγol-un ulus yekede jobomu kemeküi. minü [dotor-a] emgenin örösiyejü sedkimü. eyimü-yin tula tuslaju dotoγ-a-du [yamun-u?] ⁴⁹ Kitad-i čiyulyan-dur ilegejü, jasay-un vang, noyad, qosiyun-u t[ayiji], tayiji-tan-luy-a qamtu neyilejü qulayai qudal-i kerkijü bayilyaqu ba, [joboγsan] ulus-i kerkijü amur bolyaqu yabudal-i kinan toytayatuγai. sayar ügei [minü delekei] dakin-i örösiyekü γadaγ-a-du-yi ilbikü tuyil-un sedkil-dur minü [jokilduyul.] basa tan-u yabudal-un yamun-u čiyulyan-dur odqu tüsimed-i de[ger-e] γuyun ayiladq-a, tuslaju bayulyaba. Engke Amuyulang-un arban tabuduyar on qabur-un dumdadu s[ar-a-yin] qorin doloyan-a. ⁵⁰

和訳

命令、理藩院に下した。聞くところによると近年来、外藩モンゴルの地域では、天気の不調が原因で、馬や家畜が死んで、窃盗・強盗事件が増えた。そのため、外藩モンゴルの人々がとても困っているようだ。朕の心より深く憂^{うれ}うところである。そのため、特別に内大臣奇塔特を会盟に派遣して、ザサグの王、ノヤンら、ホショー・タイジ、タイジらと共に、窃盗・強盗をどのようにやめさせ、困った民をどのように安定させるかを協議して決めよう。直ちに、朕の仁を以て、天下を治める意思を示そう。また、汝ら理藩院の会盟に派遣される大臣らを（選んでその名簿を）上奏せよ。特別に命令した。康熙 15 年の春の中月（2 月）の 20 日（1676.4.2）。

この史料からモンゴルで多発する窃盗事件の一原因は、自然災害であることがわかる。しかし、清朝は、モンゴル地域に経済的な支援を行い、自然災害から復興させようとはせず、現状のままの状態ですら窃盗事件の再発を防止しようとした。そのため、会盟に派遣され

⁴⁷ 司は清朝の理藩院や各部は構成する行政単位で、理藩院は 6 司から構成されたと知られており、そこに置かれた郎中、員外郎、主事などの官員を総じて漢語で司官という。

⁴⁸ []は欠けている箇所、筆者が補ったものである。以降同様。

⁴⁹ この欠けた部分は、重要な内容で推測に注意が必要である。筆者は「内閣」のモンゴル語だと考えている。しかし、表 5 に示したように実際に派遣された大臣の名簿に漢人の名前が記載されていないので、おそらく司官レベルおよびそれ以下の漢人の役人が派遣されたと推測される。

⁵⁰ モンゴル語「モンゴル文内秘書院檔」・第 1 巻・p. 386-387。この文書の左側に ene bayulyaysan šang cuwan bui=「これは皇帝の上传である」と表記されている。šang cuwan は漢語の「上传」の満州語表記で、皇帝の伝達する勅令一般を指す。

た Kitad の最大の任務はいかに窃盗・強盗事件の再発を防止するかにあった。そのためか、15 年後の康熙 30 年代に『大清律例』の残酷な規定をモンゴルに適用する内容が清代のモンゴル法に現われた。康熙 30 年代に編纂された『理藩院律書』第 150 条は以下のように規定されている。

モンゴル語テキスト

nigen jüil . Engke amuyulang-un qorin yisüdüger on. qabur-un dumdadu sar-a-dur toytaγaysan anu egünče qoyisi γadaγ-a-du mongγol-ud mori üker-ün jerge-yin mal buliyaqu qulyuqui-dur kümün-i alabasu jasaγ-un yabudal-un yamun-u čaγajin-u bičig-ün yosoγar torγay-a. kümün alaysan ügei, qoor kibesü čöm γadaγ-a-du mongγol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u čaγajin-u bičig-un yosoγar bolγay-a kememü.⁵¹

和訳

一条. 康熙 29 年 (1690) の春の中旬に、以降外藩モンゴルの人々は、馬や牛などの家畜を強盗や窃盗する際に人を殺害したら、刑部の法典に従って処罰する。人を殺害せず傷害したら、『理藩院律書』に従って処罰すると定めた。

これは清朝のモンゴル法典におさめられた、『大清律例』の規定を適用した最初の規定である。窃盗・強盗事件の再発防止に、中国伝統法のやり方を借用することにした。

以上、康熙時代の会盟制度、会盟実施状況などを検討し、さらに、当時編纂されたモンゴル法から会盟に関する規定すべてを抽出して、日本語に翻訳した上で、解釈を行った。康熙時代に、会盟に関する詳細な規定が制定され、会盟に死刑執行権まで与えられていたことが分かった。

第 5 節 小結

本章においては、「命令書」が公布され、かつ機能する場としての「会盟」(čiyulγan) について検討した。まず、崇徳 2 年から会盟において、中央からの大臣の参加や皇帝の命令書の公布が義務づけられていたことを確かめ、崇徳年代に既に会盟に関する詳細な規定があったことを明らかにした。次に、順治年代の史料を利用して当時の会盟実施状況を分析し、順治年代の会盟実施は相当整備されたシステムによって行われていたことを確認した。会盟実施の場所は参加する王公の身分によって決められており、ホルチン 10 旗は右翼のト

⁵¹ 李保文 (2006)、达力扎布 (2004)、Дылыков (1998, p. 53, p. 106, pp. 338-339)、Heuschert (1998, pp. 241-242、同、pp. 177-178)、を参照。李保文は原文の転写をしていない。达力扎布、Дылыков は原文の *ᠳᠠᠮᠳᠠᠳᠤ* を *dumdatu* と、Heuschert は *dumdadu* と転写し、さらに、17 世紀の末期にすでにモンゴル法に『大清律例』を適用する規定が存在したことを指摘している。翻訳に当たって、*γasaγ-un yabudal-un yamun-u čaγajin-u bičig* を他の学者が刑部と翻訳しているに対して Дылыков のみが *Уложение Палаты внешних сношений* "Маньчжурской империи" (直訳すれば「清朝対外関係部の法」になる)と翻訳している。一方、ここで「刑部の法典の規定」とは『理藩院律書』には明確にかかれていないが、後の乾隆 54 年に編纂された『蒙古律例』(Mongγol čaγajin-u bičig) 第 6 卷「盜賊」には、*aliba mori, üker, temege, qonin-u jerge-yin jüil-ün mal-i buliyaqu-dur kümün-i alaqu bolbasu, čabčiju alaqu yal-a toroju darui alayad toloyai-yi-inu elgüju olan-dur üjegül.* (およそ馬、牛、ラクダ、羊などの家畜を強盗や窃盗する時、人を殺害したら、斬首刑を言い渡し、すぐに死刑執行をし、梟首して皆に見せよ)と『大清律例』の刑罰がそのまま書かれた。

ウシェート親王の旗に、チャハル、ジャロード等の 11 旗はアブナイ親王の旗に招集されて会盟を行い、その他の各旗は各旗の中央にちかい場所で会盟を行っていたことを明らかにした。また、会盟実施の時期は必ずしも 3 年に 1 度とはいえず、モンゴル地域において発生した事件（主に窃盗事件）の多寡および訴訟者の経済的な状況により、実施回数が変更されていたことが確認された。従って、会盟実施はいわば理藩院のモンゴルへの出張であり、会盟は理藩院の業務としての性格を有していたことを指摘した。最後に、康熙年代の会盟について概観し、康熙年代の会盟は 7 個所で実施されていたことを確認した。

第3章 「命令書」の内容

すでに述べたように崇徳2年(1637)から、会盟に命令書を公布することが義務づけられた。しかし、残念ながら実際に確認できるのは、順治9年(1652)の会盟に公布した命令書が最初のものである。案件の審理や男丁の登録は会盟の2大目的とされている。命令書の内容がこの2大目的と関係することは想像に難くない。本章において、筆者が集めた命令書をその公布された時代から順治時代、康熙時代の2時代に分けて、検討することにする。その際、できる限り、原文をローマ字転写で再現し、和訳した上で意味を説明し、そのほかの法制史料との関係を明らかにする。

第1節 順治時代の「命令書」

順治時代の「命令書」は計8通存在し、その内訳は順治9年1通、順治12年2通、順治14年2通、順治17年3通である。同年にまったく同じ文書が2ずつ存在したことやその理由はすでに第2部・第2章で述べた通りである。一方、順治17年の3通の文書は出典が異なるのみで、内容はほぼ同じものである。

これらの命令書のうち、順治14年の文書については田山(1954, p.170)、岡(2007, p. 127)の研究があるが、そのほかの文書については研究がほとんどみられない。これらの研究を参考にしながら、命令書の内容をまとめてみる。

1.1. 窃盗再発防止の禁令

窃盗再発防止の命令はほぼすべての命令書に共通する。しかし、命令書によって、その内容が異なる場合がある。

順治9年の命令書は以下の内容が書かれている。

モンゴル語テキスト

Huwangdi-yin jarlig. Gadayadu ayimay¹-un vang-ud, noyad, tayijinar, güng-üd-tür bayulyaba. edüge sonosbasu ulus-tur qulayai qudal² bui genem, yeru qosiyun büri vang-ud, noyad, tayijinar,

¹ ayimay、ulus と言う場合がある。この言葉について岡氏(2007, p. 11)は「清朝モンゴル統治制度に不可解な二重性がつきまとっている。その一例は、アイマク ayimay なるものの存在である。一般的に漢語で「部落」あるいは「部」と訳されるこの言葉は、盟旗制度の組織構造の組織的階層構造の中に明確な位置付を持っていない。盟旗制度における階層構造は、十戸 arban~佐領 sumu~参領 jalan~旗 qosiyu~盟 çiyulyan というもので、盟は理藩院の統轄を受ける。そこに「部落」の位置づけはないのである。しかしアイマクという言葉は、『会典』などの法制史料に一貫して現れ、清末に至る」と説明する。

² マンジュ語の hülha holo の直訳語。清朝のモンゴル法の専用用語。Qirin nigetü tayilburi toil (p. 399)に「qulayai とは、ものを窃盗および強盗するする人を指す。qulayai qudal と合わせていうことが多い。意味は同じ」と説明している。『清文鑑』(p. 261)に「盜賊」と漢訳されている。清朝によるモンゴル法漢語版にも「盜賊」と書かれている。便宜上、本論文において、漢語版の盜賊をそのまま利用することにした。現代日本語の盜賊とはまったく別の意味になる。しかし、『ハルハ・ジルム』などのモンゴル自身が作成したモンゴル伝来の法律には qulayai qudal と合わせて利用した例が見られない。ちなみに『元朝秘史』モン

güng-üd, qosiyun-u ejed, meyiren-ü jangginar, jalan-u jangginar bui bisii, öber-ün öber-ün qosiyun-ıyan sayitur kičiyen jakirbasu qulayı qudal yakin oladaqu bui.

和訳

皇帝の命令。外藩のアイマグの王ら、ノヤンら、ホショー・タイジら、公らに下した。現在、聞くところによれば、旗内に盗賊が多いようだ。昔から旗ごとに、王ら、ノヤンら、タイジら、公ら、固山額真、梅倫章京、扎蘭章京がいるのではないか、各々の旗を慎重に管理すれば盗賊が増えるはずがない。

順治 12 年の命令書に以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

qulayı qudal-i öber öber-ün qosiyun ba sumun-dur iyan kürtele sayitur kinaju ily-a.

和訳

窃盗を各々の旗やソムまできちんと取り調べよう。

順治 14 年、順治 17 年の命令書にも、以下のようにまったく同じ内容が書かれている。

モンゴル語テキスト

qulayı qudal oladaju kememü. ene bügüide jakiruyçı kümün-ü osoldoysan-u siltayan buyu. öber-ün öber-ün jasay-un vang-ud, noyad, qosiyun-u tayijinar, güng-üd, basa dorodos-tur bolbasu, öber-ün öber-ün jakiruyçı qosiyun-u ejen, meyiren-u janggin, jalan-u janggin, sumun-u janggin, arban ger-ün terigün bui bosoqu-uu, čingda čayažilan, kinan ilyaju gesebesü yayun-dur qulayı qudal oladamu. egün-eče qoyinaysi sayitu čayažila. büü osoldadqun.

和訳

窃盗事件が増えたそうだ。その原因は管理者の官吏のミスにある。各々のザサグの王ら、ノヤンら、ホショーのタイジら、公ら、また、その下に置かれた、それぞれの固山額真、梅倫章京、扎蘭章京、佐領、十戸長がいるのではないか。厳しく管理し、真剣に取り調べて、教化して導けば、窃盗が増えるはずがない。これから厳しく管理せよ。間違いのないように。

順治 9 年、順治 14 年、順治 17 年の禁令で、清朝はモンゴル地域で窃盗、強盗の事件が多数発生している状況を述べ、その多発の理由について、モンゴル各旗の貴族や官員の対応にあると考え、これ以降厳しく対応するように命令した。順治 9 年の禁令には書かれていないが順治 14 年、順治 17 年の禁令では、佐領、十戸長まで窃盗事件の発生に責任が

『モンゴル語漢字音訳・傍訳漢語対照語彙』(p. 408)によれば、qulayı という言葉は 2 回使用され、漢語でそれぞれ「賊」、「盗」と翻訳されている。

あるとして、窃盗事件再発防止に取りくむよう命令した。しかし、対応しない場合の処罰などは書かれていない。康熙 4 年になってようやく、管轄の旗の者が窃盗した場合、該当の貴族や官員を処罰する具体的な規定が制定された³。清代モンゴル法の規定はいきなり制定されたものではなく、このように繰り返し禁止しても効果がえられないときに、対応する新しい規定が定められていた。

1.2. 男丁登録不履行を禁止する命令

比丁が会盟の大きな目的の一つであることはすでに述べた通りである。er-e (マンジュ語で *haha*、漢語で丁という) は現代のモンゴル語と同じく男性を指す名詞で、男性全般を指す清代モンゴル法の専門用語である。er-e のみの表現には、箭丁 (*sumun-u er-e*)、奴隸 (*boyol*) の区別はない。清朝は八旗のニル (*niru*、モンゴル語で *sumu* という) に倣って、崇徳元年にすでに支配下のモンゴルにソム (*sumu*) の編成を行い、50 戸を一ソムに編成し、すべての丁数を丁冊に記入した⁴。命令書に *er-e toyačaqu* あるいは *er-e kemjiki* と書かれているのは、男性の人数を登録して、丁冊に記入することを指す。漢語の史料では *er-e kemjiki* の直訳に当たる「比丁」という表現が多く記されている。日本の研究者の中にも「比丁」という語をそのまま利用する学者がいる⁵。清朝は支配下のモンゴルに対して、3 年に 1 度比丁をする規定を設け、比丁するに当たって、所属の男性を隠匿し登録を避ける行為を違反と認定し、処罰することにした。そして、順治 4 年に、「審丁時數目開載不全、後雖聲明、仍以隱丁論」⁶と定め、登録における遺漏をも認めないというかなり厳しい規定が出されていた。しかしこの規定では、第 3 者の告発による男丁隠匿の発覚は、重く処罰されるとモンゴル貴族に警告したが、告発できる期間や男丁隠匿に対する処罰などは書かれていない。それに対して、順治 12 年、順治 14 年、順治 17 年の命令書には、男丁隠匿の告発に関するまったく同じ規定が明確に書かれている。

モンゴル語テキスト

kerbe er-e daruγsan yala-yi gerečilebesü, er-e kemjiyelegsen on gerečile. qoyaduγar γurbaduγar on dur gerečilebsü, nigen qoyar quruγu, kemjiyen-dür ese kürügsen keiked ösčü ülü medegdekü-yin tula gereči-yi ülü yabuγulumu.

和訳

もし、壮丁を隠した罪を証言するならば、比丁をした年に証言せよ。つぎの年、あるいは 2 年後に証言したら、1、2 指幅 (の差) で基準に至らなかった子が成長し、判断できなくなるので、証言を証拠と認めない。

³ 『康熙会典』「賊盜」の康熙 4 年の規定を参照。

⁴ ソム編成の詳細について岡 (2007, pp. 46-61) を参照せよ。

⁵ 例えば、岡 (2007)。

⁶ 『康熙会典』「丁冊」を参照せよ。和訳すれば、「比丁する時、すべての人数を登録せず、後に (自ら遺漏があったと) 声明しても、(それを認めることなく—引用者) 依然として男丁隠蔽罪に論じる。」

この禁令によれば、まず男丁隠匿を告発したいなら、比丁を行った年に告発しなければならない。比丁した年の翌年や第 3 年の訴えた告発を認めないと決めた。これとまったく同じ規定が『康熙会典』「丁冊」に順治 12 年の規定として収録されている。そのほかのモンゴル諸法典や『会典事例』などにも同様の規定が収録されている。次に、告発を無効にする理由について、1 年後、2 年後に告発したら、その間に該当者の身長が伸びて、基準を超え、判断できなくなると説明した。比丁の基準は年齢ではなく、身長だったのである。この内容は「会典」および『蒙古律例』や『理藩院則例』に含まれておらず、これらの史料を利用した従来の研究は、清代モンゴルの比丁の基準は年齢のみだったと見なしてきた。しかし、この史料で明らかであるように年齢は比丁の唯一の基準ではなかった。しかし、乾隆時代以降は、比丁に関する、身長を基準とした規定が見られない。従って、比丁の基準に変化があり、最終的に、年齢を比丁の唯一の基準にしたと考えられる。

一方、この規定は『蒙古律書』第 98 条や『理藩院律書』第 90 条に次のように定められている。

モンゴル語テキスト

er-e daruysan yala-yi gerečilebesü. mön kemjijelegsen jil gerečile, kemjieleküi-dür nigen qoyar quruγu ese kürügšen keüked-i qoyar γurban jil boluysan-u qoyin-a gerečilebesü. qoyar, γurban jil-un dotor-a kedün kedün quruγu öscü kemjijen-ü modon-ača ilegiüü bolqu-inu olan, ker-ber qoyar γurban jil boluysan-u qoyin-a gerečilebesü gereči-yi yabuča ügei bolγamu.⁷

和訳

男丁不登録罪を告発するなら、比丁した年に証言せよ。比丁する時、1 指幅、2 指幅程度足りなかった子を 2 年、3 年過ぎてから告発したら、2 年、3 年の内にいくつの指幅程度まで成長して、基準の木より背が高くなることが多い。(そのため) 2 年、3 年後の告発を認めない。

一目瞭然だが、この規定は、順治 12 年、順治 14 年、順治 17 年に公布された命令書の規定と表現が少し異なるが趣旨はまったく同じである。会盟で公布した命令書の内容と編纂された法典の内容が深く関係していることは大きな意味をもつ。この規定はすでに、いままでみつかっていない崇徳 8 年 (1643) のモンゴル法に編入されていた可能性もある。もしそうであれば、命令書の公布は中央の法規をモンゴルに遵守させる一手段として機能し

⁷ この規定のローマ字転写について、gerečile を達力扎布 (2004)、ДЫЛЫКОВ (1998, p. 35) は gerečilen と転写して、Heuschert (1998, pp. 225) は gerečile と転写している。一方、李保文 (2004) のモンゴル語テキストは gerčile となっている。前後からみれば、gerečile の方が適切だと考えられる。一方、qoyar, γurban jil-un を Heuschert (1998, pp. 225) は qoyar γurban-yin on と転写した。また、下線のある kedün kedün はモンゴル語で ᠎ᠠᠳᠠᠨ ᠎ᠠᠳᠠᠨ 書かれているが、達力扎布 (2004)、ДЫЛЫКОВ (1998, p. 34) は ked kedün と転写し、Heuschert (1998, pp. 225) は keüd kedün と転写した。また、qoyar γurban jil boluysan-u qoyin-a を Heuschert (1998, pp. 225) は nach ein oder zwei Jahren (1 年、2 年後に) と翻訳した。

ていたと考えられる。もし、崇徳 8 年のモンゴル法に編入されていないとすれば、順治年代の命令書に繰り返して強調された内容は康熙 6 年の『蒙古律書』に編入されたことになり、命令書が清代モンゴル法規の淵源の一つであったと推理される。

1.3. 武器の点検・整備命令

順治 12 年から兵器整備に関する内容が加えられ、かつその内容は命令書の文頭に置かれている。まず、順治 12 年の内容は以下のものである。

モンゴル語テキスト

čerig-ün jer jebes-i nigen on-dur qabur, namur, qoyar jerge üjeju jasaγul. toytaγaysan yosoγar qarbuγul.

和訳

兵器を年に春、秋の 2 回に点検し、整備せよ。決めたのに従って訓練させよ。

そして、順治 14 年の命令書には以下のように書かれた。

モンゴル語テキスト

edüge Qalqa Ögeled i dayaju törö elsebe kemen čerig-ün jer jebes-i ülü jasaqu boluγujai, mön uridu toytaγaysan yosoγar qabur, namur, qoyar üy-e čerig-ün jer jebes-i üjged, uridu yosoγar qarbulγul.

和訳

ハルハ、オイラトが服属したと兵器点検をおろそかにするかもしれない。引き続き決めたことに従って、春、秋の二回にわたって、兵器の点検を行い、従来通りに訓練させ。

順治 17 年の命令書に以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

edüge delekei dakin nignedbe kemen čerig-ün jer jebes-i ülü jasaγu osolduqu boluγujai, mön uridu toytaγaysan yosoγar qabur, namur, qoyar üy-e čerig-ün jer jebes-i üjged, uridu yosoγar qarbulγul.

和訳

現在、天下が統一されたと兵器点検をおろそかにするかもしれない。引き続き決めたことに従って、春、秋の二回にわたって、兵器の点検を行い、従来通りに訓練させよ。

兵器点検の回数や兵士の訓練について、三つの命令書にまったく同じ内容が書かれている。しかし、順治 14 年の命令書にはハルハとオイラトが清朝に服従しても、内モンゴルの貴族たちは兵器点検をきちんと行わないといけなると命令した。従って、順治 14 年以前の

兵器点検・整備はハルハやオイラトと戦うための点検であったのである。一方、オイラトに関しては、確かに清朝が順治 10 年にホショートのグーシ・ハーンのチベットに対する支配を認め、nom-un yosobar yabuyçi sečen Güsi qaγan（中国語で「遵行文義敏慧固始汗」という）称号を授け、友好関係を結んだが、オイラトが清朝に服従したわけではない。この時期にオイラトは清朝に服従した記録もみられない。

順治年代に繰り返してその遵守を強く求められていたこの規定とまったく一致する規定はほかの史料に見られない。従って、順治年代の軍事情況を示すこの命令書の価値は大きい。一方、兵器点検回数が年に春の一回に変更されたことを除いて、そのほかの内容がほぼ一致する規定が『蒙古律書』第 63 条や『理藩院律書』第 61 条や『蒙古律例』第 4 卷・第 4 条に収録されている。やはり、命令書の内容がモンゴル法典に編入されたと考えられる。

1.4. ホヤグ（披甲）に対するタイジ無視禁止令

順治 14 年の命令書のみに含まれる禁令がある。それは清朝が、自分が所属するタイジを領主として認めないホヤグの動きに対して発した禁令である。具体的には以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

mongγol-un tayijī nar bügüde-yi jerge-yi inü toytaγaju, er-e qabčiyuluγad, ülegsen er-e-yi γurban er-e-tür nigen quyag emüsgegsen-ü tula, quyay emüsügen kümün öber-ün bey-e-ben tayijī nar-un qariy-a-tu ulus busu bolγaju, qabčiyuluγsan er-e-yi tayijī nar-un qariy-a-tu ulus bolγaju yabumu kememu.tayijī nar kemegči bür ulus abču iregsen čola-tu arad bui. tayijī nar-tur er-e qabčiyuluγsan inü, nigedüger bolbasu, ner-e čola ba kündü könggen-i ilγaysan buyu, nöggöge bolbasu, quyay emüsügen kümün-i čerig ayan-dur ilegebesü, tayijī nar-tur dayaqu nököd üli kürkü boluγujai kemegsen bolai. egün-eče qoyinaγsi quyay emüsügen kümün öber-ün öber-ün ejed-iyen üli kündülen yabuyčid bui bolbasu darui- dur jasay-u vang-ud, noyad-dur ügüleged ünen qudal-i ilγaju yalala.

和訳

モンゴルのタイジらの全員に等級を付け、随丁を与え、残りの男丁に対して 3 人の 1 人をホヤグにした。（そのためか現在）ホヤグが自分をタイジの属民とはみなさず、随丁のみタイジの領民と認識しているようだ。タイジとはすべてみずからの属民を率いてきた貴族である。タイジらに随丁を与えたのは、まず貴賤を区別するためだった。次は、ホヤグが出兵や狩猟に参加した時、タイジらに使役を供する者が不足することを考慮したからだ。今後ホヤグが自分たちの主人を尊敬しないなら、直ちにザサグの王ら、ノヤンらに報告し、真偽を調べて処罰せよ⁸。

⁸ 翻訳に当たって、岡（2007, p. 127）を参考にした。

この禁令はほかの命令書に見られないが、関連する問題は多い。岡氏 (2007, p.127) は『清実録』に収録されたこの禁令の中国語版について「佐領箭丁を作り出すことが、属民を奪うものとしてモンゴルの貴族層の反発を惹起するおそれがあることは、清朝も心得ていた。順治帝は、佐領・随丁の区分を設けることを以下のように説明している」と中国語版全文を取り上げ、さらに「注目されるのは、ここで順治帝は、披甲 (= 箭丁) が出兵した際にタイジの使役に供する者がいなくなることを考慮したものだとしている点で、出兵時以外の平時におけるタイジと披甲の統属関係の存在を否定していない点である」と指摘した。従って、この禁令は清代モンゴル社会における従属関係を知る重要な史料であるに違いない。

では、禁令の内容を具体的に取り上げて見よう。

まず、タイジについて自領民を率いてきた貴族であると述べ、タイジは清朝にとって特別な存在であると説明した。

次に、ホヤグとタイジの対立した原因は、男丁を随丁とホヤグに区別したことによると見なし、さらに上記岡の指摘したように、ホヤグと随丁を区別したのは、出兵に備えるためであった、ホヤグとタイジの統属関係 (qariyatu) を破壊したものではないと説明した。

第3に、タイジとホヤグの関係について、清朝はタイジがホヤグの ejed (主人) であると明記し、統属関係を無視するような行為に対して処罰を与えると決め、不法行為の取り調べやそれに対する処罰の権利をザサグに委ねた。

第4に、崇徳元年のモンゴルに対する佐領編成は、岡 (2007, p. 59) が指摘したようにモンゴル貴族の「分枝構造」に従って行われ、従来の貴族と属民の関係を解体しようとはしなかった。しかしその後随丁やホヤグが作りだされたことにより、モンゴル内部の貴族と属民の統属関係が揺らぎはじめ、それはリアルにこの禁令に反映されたのである。そして、清朝が統属関係の破壊者でありながら保護者として現われた。

第5に、この禁令では、残念ながらホヤグが具体的にどのようにして、タイジとの統属関係を無視したかは書かれてない。実は、順治14年前後にタイジと箭丁の争いがかなり発生していた。例えば、順治11年にアバガ旗で発生した「佐領サンジン⁹の男丁不登録摘発事件」⁹において、佐領サンジンは、自分のタイジ・ボディザブが①登録すべき男丁を登録しなかったこと、②属民を勝手に他人に贈与したこと、③箭丁に余計なアルバを負担させたことの3点を違法として、理藩院に訴えた。理藩院はそれに対して、「モンゴルの貴族は彼らの属民に対する贈与や徴収は自由である」と述べ、佐領サンジンの主張を完全に否定した。このような事件が本禁令が出された背景であると考えられる。

第2節 康熙時代の「命令書」の内容

⁹ 「理藩院題本」第1巻、pp. 81-85。

康熙年代の命令書は第2部・第1章の表1に示したように計19通あり、康熙3年、康熙5年、康熙9年、康熙12年、康熙15年のいずれも1通、康熙17年以降はまったく同じ内容が2通ずつある。その内容は順治時代の命令書と比べて多様で、禁令のみならず、すでに制定された法規の直接引用やそれに対する改定の内容も含まれている。

2.1. 康熙元年の「命令書」

この命令書に盗賊再発防止禁令、兵器点検・整備命令やタイジ等級再認定といった3つの内容が書かれており、前者の2項目は順治17年の命令書のそれとまったく同じ内容であり、その遵守を強く求めている。一方、第3の項目となるタイジ等級再認定の規定は以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

urida tayiji nar-un jerge-yi toytayaqui-dur oroju iregsen güng kiged, ayan čerig-tür küüin ögči yabuysan kiged, yabuγ-a edüi tayiji nar-ud-i ilyal ügei nigen adali terigün jerge, ded jerge-dür bolγajuqu. dakiju ilγ-a. jerge oluγ-a edüi tayiji nar-ud-i basa ilγaju abuγtun. tuslaju bayulyaba.

和訳

以前タイジらの等級を決める時、帰順の功¹⁰、出兵に参加したか否かを区別せず、すべてのタイジに一等タイジ、二等タイジの爵位を授けたのだ。再認定せよ。等級を得ていないタイジらをも認定せよ。特別に命令した。

この禁令はほかの史料に見たらない。この禁令においては、以前のタイジ等級の仕方は不適切と判断し、今後は帰順の功、軍功を基準にして、タイジの等級を再認定するようさだめている。以前のタイジ等級について、一等タイジ、二等タイジの二等級のみあったとし、三等タイジや四等タイジの存在を否定している。しかし、『康熙会典』「爵級」の順治18の規定には、三等タイジや四等タイジに関する内容が書かれているため、この表現の信憑性が問われる。一方、この禁令による結果だと思われるタイジの等級を決める具体的な基準を示した規定が同じく『康熙会典』「爵級」の康熙2年の規定に「タイジ、タブナンらの軍功があるものに軍功に応じて等級を与える。一等功牌¹¹6枚以上得た者を一等タイジに、3枚以上得た者を二等タイジに、1枚あるいは2枚得た者を三等タイジにし、二等功牌2枚上得た者全員に四等タイジの等級を与える」と定められている¹²。

¹⁰ モンゴル貴族たちは自ら清朝に帰順することは一種の功と見なされ、連れてきた属人の人数や家畜の頭数に応じて爵位を授けていた。

¹¹ 功牌、マンジュ語で *šusihe* といい、参加された戦場などが書かれた木製の牌で、出兵した者がそれを会盟に持参して、軍功の等級を決めてもらったらしい(「理藩院題本」第1巻、pp. 271-275。)

¹² 『康熙会典』「爵級」康熙二年題准：台吉、塔布囊等有軍功者，量功給與爵級。有壹等功牌六個以上者，爲壹等；三個以上者，爲二等；壹二個者，爲三等。有二等功牌二個以下者，概爲四等。

2.2. 康熙3年の「命令書」

この命令書は、盗賊再発防止命令と男丁不登録禁令の二つの内容からなる。盗賊再発防止命令は康熙元年の命令と同様、窃盗が多発した原因はザサグや旗やソムの官員の管理不足にあると指摘し、今後も厳しく管理するよう強く求めた上で、さらに以下のように定めた。

モンゴル語テキスト

jasay-un vang-ud, noyad, ker-ber öber-ün öber-ün qosiyun-i γoyačilaju qulayayičid-i daruju ese γarγayad, qoyin-a γarbasu nemejü yalalamu.

和訳

ザサグの王ら、ノヤンら、もし、私情にとらわれて各々の旗の窃盗者をかかまって、後に発見されたら、処罰を重くして罰する。

この禁令の「私情にとらわれて」(γoyačilaju) という表現は、当時、管轄の旗の属民が起こした犯罪を隠蔽したザサグが存在していたことを示している。清朝はそれを厳しく禁止し、もし発見したら、現に規定している処罰¹³を重くして罰すると現行法と関連させて禁令を公布した。しかし、処罰を具体的にどれほど重くするのかは書かれていない。

男丁不登録禁令では以下のように、男丁不登録事件が多数発生している現状が述べられ、その原因はやはりザサグ、旗やソムの官員にあると指摘し、男丁不登録事件が発生しないように要求した。しかし、再発した場合における処罰などは書かれていない。

一方、この命令書には人を奪いあう訴訟に関する内容が以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

vang-ud-ača doroyisi, irgen-eče degegsi esergü tesergü kümün-i temečen jaγalduqu-anu čiyulyan büri-dü tasural ügei kememü, üjebesü jarim-ud-inu oroju ireküi čay-tur qaγačaaju tasuldayсан бүлүге кемегчи буи, jarim-ud-inu oroju iregsen-ü qoyin-a, tere on bosču odba кемегчи-inü буи, jarim-ud-inu oroju irekü-yin urida samaγu čay-tur uruy töröl-dür-iyen odču бүлүге, oroju ierküi-dür qaγačaaju tasulduγсан бүлүге кемегчид-inü буи, sedkibesü urida γurbaduyar on-dur nige üy-e čiyulyan čiyulyalaajuqui, Mügden-eče inayysi kedün kedün čiyulyan-dur kümün-i temečegči kereg-inü yerü baraydabasu jokiqu бүлүге, edüge boltal-a ene jerge-yin jaγalduyčün-anu ürgülji tasural ügei-yi sekibesü γoiričilan jaγalduyči arad masi oladajuqu, edüge Ey-e-ber Jaγayči-yin terigün on-ača inayysi odba irebe kemen kümün-i jaγalduqu kereg bolbasu sigü, terigün on-ača činayysi-yi büü sigügtün.

和訳

¹³ これは、『康熙会典』賊盜に含まれる「国初定」の「窩隱盜賊者，王罰九九，扎薩克貝勒、貝子、公罰七九，台吉罰五九。台吉爲盜者，罰七九」(盜賊者を隠したら、王に9罰9、ザサグベイレ、ベイセ、公らに7罰9、ザサグタイジに5罰9にすると定めている。)だと考えられる。

王以下、平民以上（の者）が相互に人を奪い合うための訴訟が、会盟毎に絶えず存在するようだ。見れば、一部の者は帰順する時に離れたというのだ。一部の者は帰順した後、ある年に逃亡して離れたというのだ。一部の者は帰順する以前の混乱時期に（所属の集団から離れて）親戚の元に行き、帰順の時（所属の集団に戻れず）そのまま別れたというのだ。考えてみれば、3年に1度会盟をおこなってきた。瀋陽の（会盟）以来何回かの会盟（があったので）人を奪い合う件は解決されているはずである。現在までこのような訴訟が絶えずに存在していることは、企みのある訴訟が増えたと考えられる。（今後）順治元年以降の去ってきた人に関する訴訟のみ受理せよ。順治元年以前の（人を奪い合う訴訟）は受理するな。

この禁令と清代モンゴル法典の関係について、筆者は（王、2011）の中で、これは『蒙古律書』に第107条として編入されたことを立証し、さらに、『蒙古律例』第8巻第2条との継承関係を明らかにした上で、『蒙古律例』の漢語版とモンゴル版に異同があったことを確かめた。以下、王（2011）で分析できなかったいくつかの点について述べたい。

まず、別れた原因や経緯について、清朝に帰順した時に、帰順した後に、清朝に帰順する以前に混乱を避けるため所属の集団から離れたこれら3種類が述べられている。清朝に帰順する以前の離散については、その原因が明確に書かれているが、清朝に帰順後の原因は明確に書かれてない。清朝を頼ってきた者に対して、清朝がその所属先を決めておくのは一般的で、必ずしも自分が希望した先に割り当てられるとは限らない。それは、人を奪い合う訴訟が存続した一因とも考えられる。しかし清朝は、別れた原因を分析し、訴訟がおこされることを解決しようとしなかった。反対に、訴訟が存続する原因が訴訟者の企みにあると判断し、それを阻止する方法として時間の制限を設け、許容された時期の訴訟のみ受理することに決定した。

2.3. 康熙5年の「命令書」

この命令書は男丁不登録禁令、盜賊再発防止令、哨所管理整備令の3つの内容からなる。男丁不登録禁令は以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

urida er-e büü daruytun kemen kedün kedün üy-e tarqabasū-bar er-e kemjıyelekü on büri, ürgüljı er-e daruba kemen jayalduyčid tasural ügei büküi inü,ene bügüde öber-ün öber-ün qariy-a-tu noyad kiged, jakiruyči arad-un ülü kinan ilyaqui-dur bui. čingda kinan ilyaju dangsan-dur bičigülbesü, ken er-e-yi darumu. edüge kemjıyen-dü kürkü er-e-yi büü daruytun. er-e-yin toyan-dur oroγulju quyay emüske.

和訳

以前「男丁を匿うな」と繰り返して伝えてきたが、比丁する年ごとに「男丁を匿った」

との告発が絶えずなされる。これは、各々の管轄のノヤンや官員がきちんと対応しなかったことに起因する。きちんと対応し、檔案に記入させたら、誰が男丁を匿うだろうか。現在、基準に達する男丁を匿うな。男丁の登録に加えて、箭丁にせよ。

この禁令の内容は康熙 3 年の命令書の男丁不登録禁令とほぼ同じで、男丁隠匿を強く禁止している。一方、男丁隠匿に関する規定に限ると、康熙 5 年の規定は、康熙 3 年のそれと大きく異なる。まず島田 (1982, p. 218)、岡 (1998) らが指摘したように康熙 5 年に外藩モンゴルの丁冊の作成に当たって、戸部の丁冊作成方法が導入された。しかしこの命令書にはそれに関する内容がまったく見られない。また康熙 4 年に、清朝が男丁隠匿禁令を改めて制定した¹⁴が、それはこの禁令にまったく反映されなかった。

一方、盗賊再発防止令には、以前の禁令と多少異なる内容が書かれている。その内容は以下のものである。

モンゴル語テキスト

qulayai qudal-un tula kedün kedün üy-e čingda čayaǰilabasu bar, ürgülji qulayai qudal tasural ügei-yin tulada, aqu irgen amur-i ese oluysan anu, ene bügüde qariy-a-tu noyad öber-ün öber-ün ulus-i örösiyeǰü ülü teǰigen, aǰu törökü-yi ese olayaǰuluysan siltayan buyu. kümün-ber ǰasaǰ-tur ülü ayuqu yoson buyu uu. üükü-yi medegseber qulayai qudal boluǰči anu aǰu törökü-dur siqamdaǰu yabuqu buyu ǰi-a. yerü öber-ün öber-ün ulus-ıyan bayan ügegü-yi medeǰü, alba abuyad, aǰu töröǰü ülü bolqu arad-i ilǰaǰu, aǰu törökü-yi olayaǰulbasu yaǰun-dur qulayai qudal bolumu. basa aǰu törökü arad qulayai qudal bolǰu yabuǰči anu ese bögesü ǰasaǰ-un vang-ud, noyad kiged, qosıǰun-u eǰen, meyiren-u ǰanggin, ǰalan-u ǰanggin-u ǰerge-yin ǰakirayuluǰči arad-i sayin, mayu-yi ülü songyoǰu talbiqı-yin tulada, ǰakirun čayaǰalayǰči anu osoldoysan-u tula, qulayai qudal ülü usadqu bui-ǰi-a, qosıǰun-u eǰen, meyiren-u ǰanggin, ǰalan-u ǰanggin, sumun-u ǰanggin kemegčid-anü bügüde irgen-i ǰasaǰči arad buyu. ǰakirun čidayǰči sayin kümün-i songyoǰu kereglebesü ǰokimu.

和訳

窃盗（防止の）ため、何回にもわたって厳しく禁令を公布したにもかかわらず、依然として窃盗事件が多発している。そのため民が安心して暮らせないのだ。この（責任は—引用者）すべて所轄のノヤンらが各々の属民の民生に専念せず、安心して暮らせる環境を作らなかったことにある。禁令を恐れない者がいるはずがない。死ぬことを知れば、窃盗者は、暮らしに専念するはずである。各々の属民の貧富の差に応じて、徴税をし、生活が維持できない者に対して扶助するなら、（彼らは—引用者）どうして窃盗を行うだろうか。また、一般人が窃盗を行う原因には、ザサグの王ら、ノヤンらが、固山額真、梅倫章京、扎蘭章京などの選任にあたって、才能の有無を考慮しなかったことにある。そのため、管理や禁止が不十分となり、窃盗事件が跡を絶たないのだ。固山額真、梅倫章京、扎蘭章京、

¹⁴ 「理藩院題本」第 1 卷、pp. 267- 269。

佐領と称する者は、すべて、民を管理する者であるだろう。きちんと管理できる者を選任するべきである。

以上のように決め、モンゴルに多発する窃盗事件の原因について、各旗の支配者たるザサグらの属民の生活へ関心を払わないこと、貧しい者を扶助しないこと、あるいは、勝手な徴税をすることにあるとし、窃盗多発はザサグや官員の管理不足にあるとの見解とは全く異なる原因を指摘した。また、官員選任の不正も窃盗再発の一因だとみなし、従来の官位継承のやり方の変更を求め、有能な者を官員に選定するべきと指摘した。窃盗再発防止の方法については、有能な官員を選任するほか、窃盗者に対して「死ぬことを知れば、窃盗をする者は暮らしに専念するはずである」と指摘し、死刑を窃盗に大幅に適用する方針を示し、死刑こそが窃盗防止の最良の方法だと強調した。

哨所管理整備令は以下の内容からなる。

モンゴル語テキスト

basa ulus-un jaq-a-dur qarayul sayulyaysan-anu, tuslaju Qalq-a, Ögeled-tür uruysi qoyisi samayu yabuqu-yi kinan seretügei, qulayai qudal kiged, bosqayul-un jerge-yin kümün yarçu, eçijü yabuqu-yi ilyajü barituyai kemegsen buyu. edüge üjebesü, qarayul-dur oduysan janggin, quyay osoldoju, bosqayul yarçu oroju yabubasu bar, biden-ü kümün Qalq-a, Ögeled-tür uruy töröl-dür-iyen jolyar-a eçibesü irebesü-ber, Qalq-a, Ögeled-ün kümün yarçu oroju irebesü, odbasu-bar qarayul-un kümün ese üjejüki. ene bügüde qosiyun-i jakiryuçi vang-ud, noyad-inu qarayul-dur ilegegsen janggin quyay-i çingda ese çayajalaju, qarayul-un janggin, quyay-bar kiçiyen serejü ülü sayun osoldoysan-u siltayan buyu. yaday-a-du ulus-un amur aqu-anu, bügüde qarayul-dur itegejüki. yerü qosiyun-i jakiryuçi vang-ud noyad-inu qarayul-dur ilegekü janggin, quyay-i çingda çayajilayad seren kiçiyegejü tasural ügei mör-i qayin möskigüljü sayulyabasu jokimu. edüge qarayul-i osoldaqu kiged, qarayul-dur samayu yabudal yabasu, qosiyun-i jakiryuçi vang-ud, noyad, qosiyun-u ejen, meyiren-u janggin, jalan-u janggin-nar bügüde-yi yalalamu.

和訳

また、旗境に哨所を設置したのは、特にハルハ、オイラトへ往復する者によって生じる混乱を防ぐため、又は、窃盗者や逃亡者らが逃げて行くのを調べて捕まえるためだったのだ。現在見れば、哨所に駐屯する章京、箭丁は油断して、逃亡者が出入りする時やわが国の者がハルハ、オイラトへ親戚と面会するため出入りする時、またはハルハ、オイラトの者が出入りする時、検査をしていない。このようになった原因のすべては旗を管轄する王ら、ノヤンらが、哨所に派遣した章京、箭丁を厳しく指導しなかったため、哨所に駐屯する章京、箭丁が（出入り者を）真剣に検査しなかったことにある。外藩モンゴルが安定しているのは、哨所が守っているからである。旗を管轄する王ら、ノヤンらが哨所に駐屯する章京、箭丁を厳しく指導して、真剣に監視させ、常に巡回させるべきである。これから、

哨所の監視が不十分だったり、哨所に混乱が発生したりしたら、旗を管轄する王ら、ノヤンら、固山額真、梅倫章京、扎蘭章京らのすべてを処罰する。

哨所は康熙初期に設置された（金海等、2009, pp. 252-255）と指摘されているが、その詳細な研究はなされてない。マンジュ語で *karun*、中国語で「卡倫」あるいは「卡哨」と呼ばれる、この哨所の設置された目的について、康熙 5 年当時にはまだ清朝に帰順していなかったハルハ、オイラトと関係して起こりうる混乱を防ぎ、さらに清朝国内から窃盗者や逃亡者が逃げていくのを防止するためだったとこの命令書に書かれている。そして、清朝は哨所で多発した失策はザサグの哨所に派遣した章京や箭丁に対する指導不足にあると見なし、今後彼らをきちんと指導するよう強く求めた。事故防止の方法として「常に足跡を取り調べるべきである」と指摘し、膨大な勤務を章京や箭丁に要請した。さらに、哨所で過誤がふたたび生じた場合は、ザサグのみならず、固山額真、梅倫章京、扎蘭章京まで処罰すると決めた。哨所設置の重要性について、清朝はモンゴル地域の安定は哨所によって守られていると指摘し、哨所の監視に万全を期した。

哨所に関する規定が康熙 6 年に編纂された『蒙古律書』（第 108 条、第 109 条、第 112 条）、やそれ以降に編纂された『理藩院律書』（第 95 条、第 97 条、第 98 条）、特に、『蒙古律例』第 5 巻の「辺境卡哨」に、その内容がまとめて収録されている。『蒙古律例』第 5 巻の「辺境卡哨」の規定について、島田（1982, pp. 315-353）は各「会典」の規定との関係などを詳しく研究をした。しかし、「会典」であれ、『蒙古律例』であれ、哨所に駐屯する章京や箭丁が過失をおかした場合に、彼らが所属する旗のザサグや固山額真、梅倫章京、扎蘭章京まで処罰する規定は見られない。清朝がこの禁令を通じて、哨所に駐屯する章京や箭丁の過失に対して、管轄のザサグや官員に連帯責任を取らせるとしたことは、清代の哨所制度を理解するのにおおいに助ける。

清朝の公布した康熙 5 年の命令書におさめられた哨所管理整備令に対して、会盟に参加したウジュムチンのセチェン親王をはじめとするザサグらは、哨所に派遣する章京が不足していることに理由に、章京に加えて驍騎校 = *funde boSokū* をも派遣させる考えを会盟に参加した清朝の代表者に提案した。その意見を理藩院が受け入れて、康熙 5 年 10 月 9 日（1666.11.5）に哨所に驍騎校を駐屯するのがよいかどうかを皇帝に上奏した。それに対して、皇帝は哨所に驍騎校を駐屯させるかどうかを理藩院が決めるべきであると指示した¹⁵。哨所に驍騎校を派遣するようになった具体的な時期は不明だが、『理藩院律書』第 98 条に哨所に派遣された驍騎校の監視上の過失に対する処罰が書かれていることからすると、康熙 30 年代以前であるに違いない。

哨所に派遣された驍騎校に関する規定が「会典」などの法制史料に「国初定」として収録されていることは島田（1982, pp. 315-353）の指摘した通りであるが、検討中の哨所管理整備令を見る限り、驍騎校を哨所に派遣したのは、康熙 5 年以降であることは確かであるため、「国初」とはかなりあいまいな期間を表す表現である。

¹⁵ 「理藩院題本」第 1 巻、pp. 350-351。

康熙5年10月9日(1666.11.5)に上奏した理藩院の題本には哨所に関するこれまで知られていない情報が書かれている。その内容は次のとおりである。

マンジュ語テキスト

baicaci, ijisahūn dasan i juwan nadaci aniya hese i culgan genefi isaha bade, tulergi golo i jasak i wang se funde bošokū sebe, janggisai jergi de karun de yabuburao sebebe. amban meni jurgan i gisurehengge, karun serengge jecen i bade sindefi seremšere be dahame, funde bošokū be janggin i funde niyeceme yabubuci ojarahū kemuni da songkoi, janggin be yabubuki seme ijisahūn dasan i juwan nadaci aniya juwan biyai dorgide wesibuhede, hese gisurehe songkoi obu sebebe dangse de ejehebi. te geli tulergi golo wang se nirui janggin sebe karun de yabume hamirakū, funde bošokū sebe yabuburao sebebi, baicaci neneme gūsai ejen ci fusihūn funde bošokū seci wesihun jergi akū bihe, ijisahūn dasan i juwan jakūci aniya geme jergi buhebi. tuttu bime, emumu gūsaingge nadan jakūn karun tucimbi, emumu gūsaingge ilan duin karun tucimbi. funde bošokū se te jergi baha bime nirui janggin i ilhi kadalara be dahame, karun de yabubure, eici kemuni da songkoi nirui janggin sebe, amban meni cisui gamara ba waka ofi gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi.¹⁶

和訳

(理藩院の) 調べによれば、順治17年(1660)の命令によって実施された会盟の場所で、外藩モンゴルのザサグの王らに驍騎校らを章京と共に哨所に派遣することが可能かどうかとの意見があった。我々大臣らが協議したのは(以下の通りである。)
「哨所とは辺境に防護のため設置したので、驍騎校を章京の代わりにして派遣してはいけない。引き続き、従来通りに、章京を派遣しよう」と順治17年10月に皇帝に上奏した。皇帝の「協議した通りにせよ」との命令が檔案に書かれている。現在、また、外藩モンゴルの王らに「佐領らを哨所に派遣するのに不足している、驍騎校らを派遣することが可能かどうか」との意見があった。(理藩院の) 調べによれば、以前は固山額真以下驍騎校以上の者に官位が決められていなかった。順治18年に全員の官位を(初めて)決めた。そして、また、ある旗には哨所が7、8箇所ある。ある旗には哨所が3、4箇所ある(状況である)。驍騎校らは官位を得ており、かつ佐領に次ぐ官員なので哨所に派遣するかどうか、あるいは従来通りに佐領らを派遣するかどうかは我々大臣の決めることではないので謹んで上奏した。命令を奏請する。

上記の内容から、まず、哨所は康熙初期ではなく、順治年代にすでにあったことが確認できる。次に、哨所管理整備令に書かれた章京=janggin は梅倫章京、扎蘭章京などではなく、ソム章京=佐領のことである。哨所に派遣する官員は佐領のみだった。第3に、以前官位がなかった固山額真以下驍騎校以上の旗やソムの官員は順治18年に官位を授かり、給

¹⁶ 同上。

料をもらうようになり正式な清朝の官員になったことが確認できる¹⁷。第4に、理藩院は順治17年の外藩モンゴルの王らの要請に対して、「哨所は辺境保護の重要な役割を担っているから佐領の代わりに驍騎校を派遣することができない」と拒否の意を示した。従って、清代モンゴルにおいて、佐領が大きな存在であったことが分かる。しかし、驍騎校に官位を授けた後、驍騎校に対する理藩院の態度は転換し、哨所に派遣しても良いのではないかと皇帝に提案した。第5に、康熙5年頃に各旗に3箇所から8箇所ほどの哨所があったのは今まで知られていないまったく新しい情報である。

2.4. 康熙9年の「命令書」

康熙5年の次の会盟は3年後にではなく、4年後の康熙9年(1670)に7か所で実施された。この会盟で公布された命令書には、当時の現行法とも言える康熙6年編纂『蒙古律書』のいくつかの条文の修正が見られる。また、『蒙古律書』とは別の法規がモンゴルで機能していたことも書かれている。この命令書の書式には以前のそれとはことなり、それぞれの条文をあらわすのに *nigen jüil* = 「一条」という専用の用語が使われている。この *nigen jüil* = 「一条」は計6回書かれているため、命令書は6条からなっていたと判断される。しかし、各条文の長短は一樣でなく、かなり長い内容が書かれている条文もある。具体的に取り上げてみよう。

第1条

モンゴル語テキスト

nigen jüil . Engke Amuγulang-un tabuduγar on, nasun-dur kürügšen¹⁸ tayiji-nar-i toγačaγu abuy-san-ača inayši ilyaγu abuy-a edüi bülüge. edüge ene čiyulyan-dur arban naiman nasun-dur kürügšen tayiji-nar-i öber-ün öber-ün jasay-un vang, noyad-i batulayulju abuytun. ker-ber nasun-dur kürüge edüi tayiji-nar-i ögküi ba, ese bögesü nasun-dur kürügšen tayiji-nar-i daruγu ese ögbesü batulaγu öggügšen ba, daruγsan jasay-un vang, noyad-i yalalaytun.

和訳

一条、康熙5年に、成人になったタイジを登録して以来、まだ(その後成人したタイジを)登録してない。現在、この会盟で18歳になったタイジをそれぞれの管轄する王ら、ノヤンらに身元を保証させて登録せよ。もし、成人になっていないタイジを推薦するなら、あるいは、成人になったタイジを隠匿して登録させなかったら、推薦したあるいは隠匿したザサグの王、ノヤンらを処罰せよ。

¹⁷ 従来は清代モンゴルの固山額真以下驍騎校以上の旗やソムの官員は無給制だったと知られていたがこの史料から、さらに「理藩院題本」第1巻、pp. 352-353に収録されている題本から順治18年を境にして無給制が給料制に転換したことがわかる。

¹⁸ 18歳をタイジの等級を与える年齢に決めたのは、康熙元年のことであり、例外もある。例えば、皇女の息子で、父親が亡くなった場合は、10歳以上であれば、等級を授けることがある(『康熙会典』爵級・康熙元年の規定)。

この規定は、成人になったタイジ、つまり 18 歳になったタイジの登録に関する規定であり、清朝が成人になったタイジについて、所轄のザサグがその身元保証人になって理藩院に推薦し、登録させるように求めたものである。未成年のタイジ、つまり 18 歳未満のタイジを推薦した場合、あるいは成人になったタイジを推薦せず隠した場合は、該当のザサグの王やノヤンを処罰すると決めた。しかし残念ながら、具体的にどのように処罰するのかは書かれていない。この命令書には、康熙 5 年にタイジの登録がなされたことがのべられているが、康熙 5 年の命令書にはタイジ登録における不正に内容が書かれていない。第 2 条は次の通りである。

第 2 条

モンゴル語テキスト

nigen jüil , urida qulayayiçi-yin čayaža-yin kedün kedün üy-e čayažalabasu-bar jiči oladajuqui. ene bügüde jasay-un vang, noyad öber-ün öber-ün qariy-a-tu irgen-eče bayan ügegü-yi ülü ilyažu alba abqu ba, tusiyal-tu arad-i sayin čidaltu-yi songyoju ülü talbin, ijaγur-un tüsimed-ün köbegün kemen talbižu, jakir-un ülü čidaqu-yin tula, qulayai qudal ülü usaddumu. egün-eče qoyinaysi qosiyun-u ežen, meyiren-ü janggin, jalan janggin-u jerge-yin arad-i sayin čidaltu-yi songyoju talbiγtun. kerber mönkü sayin čidaltu-yi ülü talbin, uridu yosoγar tüsimed-ün köbegün kemen čidal ügei arad-i talbibasu, yabudal-un yamun ilyaγad jasay-un vang, noyad-i qamtu-bar yalalytun.

和訳

一条、以前窃盗防止に関する法律を繰り返して公布したにもかかわらず、窃盗が増える傾向にある。これは、ザサグの王、ノヤンらが各々の属民から貧富を区別せず徴税したことや、才能のある者を官位に選任せず単なる親子継承を認め、職務をはたすことができず、窃盗事件が後を絶たないのだ。これから、固山額真、梅倫章京、扎蘭章京などの官員に才能のある者を選任せよ。もし、また以前のように才能のある者を選任せず、親子継承を行い、才能のない者を官職に任命したら、理藩院が取り調べて、ザサグの王、ノヤンらと共に処罰しよう。

この命令は、康熙 5 年の禁令と同じく、窃盗多発の原因は、貴族たちが属民の生活の実態を把握せず、貧富を考慮せずに徴税したことや有能な者を官員に選任しなかったことにあると指摘し、引き続き有能な人材を官員にするように規定している。さらに、康熙 5 年の命令を踏まえて、もしまた息子に親の官位を継承させ、それは理藩院に発見されたら、ザサグの王やノヤン、そして官位継承者を共に処罰すると警告した。これはほかの史料に見られない情報であり、清朝がどのようにしてモンゴルで多発する窃盗事件の再発を抑えようとしたが窺える。

第3条

モンゴル語テキスト

nigen jüil , yadayadu mongyol-un bosqayul-i čiyulyan-dur čuylayul kemen tarqayabasu-bar, üli yaryan, mongyol-un bosqayul oroyoba kemgegči-anü olan. toytayaysan čayaĵin-dur bosqayul daruysan kümün-eče nigen yisün boda abuyad, arban ger-ün daruy-a-ača nigen mori abqu-yin tula, arban ger-ün daruy-a-yin yala könggen bolju, bosqayul-i daruju üli yaryamu. egün-eče qoyinaysi bosqayul-i darubasu daruysan kümün ba, arban ger-ün daruy-a-yi qamtu-bar bosqayul- daruysan yala-bar yalalaytun.

和訳

一条、外藩モンゴルの逃亡者を会盟に（連れてきて）集めるように公布したが、そうせずモンゴルの逃亡者は逃げてしまったと報告することが多い。既定の法では、逃亡者を隠匿した者から家畜 9 頭を取り、さらに、十戸長から馬 1 頭を取ると決めた。従って、十戸長の罪は軽くなり、逃亡者を隠匿し、公にしないことが多い。これからは、逃亡者を隠匿したら、隠匿した者および十戸長と共に逃亡者を隠匿した罪で処罰しよう。

この「外藩モンゴルの逃亡者」(yadayadu mongyol-un bosqayul) とは、モンゴル内部の自分の旗からほかの旗、あるいは、自分のソムからほかのソムに勝手に行つて戻つてこない者を指していると考えらる。というのは、国外から来た逃亡者を必ず理藩院に報告しなければならないからである。ほかの史料には見られないが、この禁令から明らかであるように逃亡者を会盟に連れていくのは義務だったのである。しかし、この禁令に従う者は少なかつたらしい。そのため清朝は、定められた法の「逃亡者を隠匿した者から家畜 9 頭を取り、さらに、十戸長から馬 1 頭を取る」という規定を取り上げ、十戸長に対する処罰は軽過ぎると判断し、これから、十戸長から逃亡者隠匿罪の処罰である家畜 9 頭を課することにした。この「既定の法」の内容と一致する規定が康熙 6 年に編纂された『蒙古律書』第 67 条に ayil¹⁹ ĵayur-a yabuqu bosqayul-i ken baribasü eĵen-dür-inü kürgeĵü ün-e birayü ab.darubasu nigen yisün boda.arban ger-ün daruy-a-ača nigen mori abutuyai. (アイルに所在する逃亡者を捕えたら、逃亡者の主に移送し、報酬に 2 歳牛を取れ。逃亡者をかくまえば、罰 9 にする。匿つた者の十戸長から馬 1 頭を取れ。) と定められており、「既定の法」とは明らかに『蒙古律書』のことを指している。そして、今回の命令書による法改定が『理藩院律書』に編入され、さらに、そのまま『蒙古律例』に継承されている。一方、『康熙会典』「嚴禁逃人」に「国初定」の規定として、「逃亡者が捕まつたら、逃亡者の主から 3 歳牛 1 頭を取つて、捕まつた人に給す。逃亡者を鞭 100 回にする。逃亡者を匿つた者に罰家畜 9 頭にし、逃亡者の主に給す。匿つた者の十戸長を罰家畜 9 頭にし、逃亡者が属する十戸長に給す」²⁰と定められ、この命令書の禁令と矛盾する。しかし、康熙 9 年以前に匿つた者の十戸

¹⁹ 規定全体から見れば、十戸を形成する戸（世帯）のことだと推測される。

²⁰ 『康熙会典』「嚴禁逃人」「国初定」逃人被獲者，罰逃人之主糝牛壹頭，給拿獲之人，逃人鞭壹百。罰窩隱

長に対して罰家畜 9 頭の規定があったとすれば、改めて制定する必要がない。そのため、康熙 29 (1690)に『康熙会典』が編纂される時、下線部分をそのまま、「国初定」に定められた規定「逃亡者が捕まったら、逃亡者の主から 3 歳牛 1 頭を取って、捕まった人に給す。逃亡者を鞭 100 回に処する。逃亡者を匿った者に罰家畜 9 頭にし、逃亡者の主に給す」の後ろに書き込んだ可能性が高い。

第 4 条

モンゴル語テキスト

nigen jüil , jarγulayčï kümün urida öber-ün jasay-tur jaγalduytun. ese barabasu öber-ün jese barabasu öber-ün jasay-eče elči abču oyir-a jasay-tur jaγalduytun. basa ese barabasu öber-ün jasay-ača elči abuyad, köndelen kümün ba, tus jaγalduqu kümün-iyen abču yabudal-un yamun-du jaγaldur-a ir-e kemen toytaγajuqui. edüge üjebasu jarγulayčï kümün, öber-ün jasay ba,oyir-a jasay-tur ülü jaγaldun köndelen kömön ba, tus jaγalduqu kümün ügei jaγaldur-a iregčid-ber bui. öber-ün jasay-tur jaγaldubasu-bar, oyir-a jasay-tur ülü jaγaldun, ködelen kümün ba, tus jaγalduqu kümün ügei iregčid-ber bui. jasay-un vang noyad-tur jaγaldubasu-bar öber-ün jasay-ud ködelen kümün ba, tus jaγalduqu kümün-i qamtbar basa ülü ilegegčid-naü bui buyu. ene jerge-yin kereg-tür ügegü irgen jaγaldur-a irebesü jasay-ud-tur asayular-a ilegekü ba, ese bögesü köndelen kümün ba, tus jaγalduqu kümün-i abquyulur-a inaysi činaysi yabuqui-dur joban bögetele, kereg basakü udamu. jaγaldur-a iregsen ügegü arad küliyejü sayuqui-dur künesün-iyen baraγu unuγu iregsen unuly-a-ban čöm qudaldyγu idebesü-ber basa ülü kürügčïn ber bui buyu. eyimü jobayuri-tu yabudal bui-yin tula, ügegü irgen mön-kü kedüi siqamdayγan yabudal bui bolbaču, jaγaldur-a ülü irekü-yi tengsejü ülü bolumu. egün-eče qoyinaysi aliba jarγulayčï kümün urida toytaγaysan yosoγar jasay-tur-iyen jaγaldu. ese barabasu, jasay-ača elči yabuγad, oyir-a jasay-tur jaγaldu. oyir-a jasay ese barabasu, basa öber-ün jasay-ača elči γaryaγu,köndelen kümün ba,tus jarγulayčï kümün-i qamtu-bar bügüde-yi yabudal-un yamun-dur kürgejü iregültügei. kerber jarγulayčï kümün ene yasoyar öber-ün jasay ba, oyir-a jasay-tur ülü jaγaldun, öber-ün jasay-un elči kiged, köndelen kümün ba, tus jaγalduqu kümün ügei jaγaldur-a irebesü, toytaγaysan čayaγin-ača dabaysan yal-a-yi urida kekelčeged, qoyin-a tegünü jarγulaysan kereg-i kelelčegtun. jasay-tur jaγalduyad, elči kiged köndelen kümün ba tus jaγalduqu kümün-i ese ilegebesü labdalan asayču jasay-ud-i yalalaytun. ene yosoγar jasay-ud-i öber-ün öber-ün qariy-a-tu arad-tur uqaγul-un tarqaγuluytun.

和訳

(この禁令を詳細に分析するため、内容を 5 つに分けて分析することにした。) ①訴訟する者は先に管轄のザサグに訴えよ。審理を終わらせることができなかつたら、管轄のザサグから使者を得て、(使者の同行で) 近くにある別のザサグに訴えよ。また、結審できなかつたら、(訴訟者本人が) 自分のザサグからの使者、(そして、) 証人、被告ともに理

逃人者牲畜壹九，給逃人之主。並罰窩主十家長壹九，給逃主十家長。

藩院に訴えに来るように決めたのだ。②今（私＝康熙帝が）見れば、管轄のザサグや近くにいる別のザサグに訴えずに、証人や被告の同行もなく訴訟しに来る者がいるのだ。自分のザサグに訴えたが、近くにいる別のザサグに訴えず、さらに、証人および被告の同行もなく（訴訟に）来る者もいるのだ。ザサグの王、ノヤンらに訴えたのに、そのザサグらの（中に）証人や被告の同行もなく来院させた者もいるのだ。③このように貧しい者が訴訟に来たら、（その者の—引用者）ザサグらに確認のために行かせたり、または、証人や被告を来院させたりするのに、苦勞するだけではなく、事件の処理も遅らせる。訴訟に来た貧しい者は待機中に食糧を食べ切り、乗馬を売って（食料に）しても足りなかったこともあった。このような苦しみがあっても、貧しい者は困り切ったら（理藩院に—引用者）訴訟に来るだろう。④これから、およそ訴訟者は以前決めたのに従って自分のザサグに訴えよ。審理を終わらせることができなかつたら、ザサグから使者を得て、近くの別のザサグに訴えよ。そのザサグも結審できなかつたら、再び自分（訴訟者）のザサグが使者を出して、証人および被告と共に全員を理藩院に送らせるように。もし、訴訟者が上記の通りに自分のザサグや近くの別のザサグに訴えず、自分のザサグからの使者、証人および被告の同行なく訴訟に来たら、禁令無視罪を先に議論する。そのあと訴訟の件を受理せよ。ザサグに訴えたのに、使者や証人および被告人を同行させて来なかつたら、真偽を確かめて、ザサグを処罰せよ。⑤以上のことを各ザサグが各々の属民にしらしめよ。

これは清代モンゴルの裁判制度についての貴重な史料である。というのは、これと類似する内容が他に見られないからである。清代モンゴルの裁判制度に関して、法制史料からまとめた研究と旗レベルの裁判文書を利用した研究が存在する。しかし、史料不足だったため、乾隆以前の裁判制度の研究はかなり遅れている。従って、この史料は康熙時代のモンゴルの裁判制度を知る上で大きな役割を果たす。

まず、①は当時の裁判制度に関する内容であり、裁判の流れは管轄のザサグ→別のザサグ→理藩院という3段階で行われることが指摘されている。なお、これは康熙9年以前にすでにあった規定であると明確に述べられているが、康熙6年に編纂され康熙9年の時点では現行法とも言えた『蒙古律書』にはこの規定が見られない。しかし、『康熙会典』「理刑清吏司」や『会典事例』997巻・審断には、これとまったく同じ規定が順治8年の規定としておさめられている。従って、ここに書かれた *toytaγajuqui*（定めた）とは、順治8年の規定を指していると判断される²¹。ここでいう *oyir-a jasay*＝別のザサグとは、訴訟者とまったく関係のない任意の旗のザサグではなく、順治8年の規定には「会審旗分」と書かれている合同裁判する旗のことを指している。実際に区分された合同裁判する旗について『蒙

²¹ この第4条から順治8年の規定が外藩モンゴルに知られていたことが確認されるが、残念ながら、この規定がどのような形で外藩モンゴルに知られていたかは不明のままである。『蒙古律書』にこの規定が見られないことからすれば、康熙9年頃には、外藩モンゴルには『蒙古律書』とは別の法規が機能していたと判断される。『蒙古律書』は当時の外藩モンゴルの法規すべてを示すものではない。

古律書』第 95 条に明確に書かれている。一方、『蒙古律書』には、neyilejü yala-yi sigükü²² (合同裁判) について、すべての事件に対しておこなわれるのかどうかについて明確に書かれていない。しかし、この規定①には、訴訟者が自分のザサグに訴えて結審できなかつたら、別のザサグに訴えるようにと明確に書かれ、ある意味で『蒙古律書』の補足になっている。また、管轄のザサグ→別のザサグ→理藩院という流れで進むための条件は、結審できない場合=ese barabasu に限られる。この ese barabasu とは、必ずしも原告に不服があった場合だけではなく、裁判官としてのザサグが自ら判決を言い渡せない場合をも指す。

次に、②は、裁判の現状についての記述である。具体的には、①で述べた 3 段階で実施されるべき裁判制度を無視し、直接理藩院に起訴する者があり、また、自分のザサグや合同裁判するザサグの一方のみに訴えて理藩院に来る者もいた。特に理藩院が強調したのは、証人と被告の同行である。つまり当時、理藩院に訴訟する際に原告、被告、証人の三者が同時に理藩院に来ることが義務づけられていた。これは、他の法制史料に確認できない内容である。なお、証人、被告を同行させて理藩院に行かせることは原告人が所属するザサグの義務だった。

第 3 に、③は証人、被告人の同行がない場合に生じた原告人の状態である。訴訟人が三段階の裁判制度を無視してきた場合であっても、理藩院がそれを非難し、受理を拒否するということはなかった。原告人を北京に待機させ、理藩院が捜査を行っていたことを示している。

第 4 に、④はほかの史料に見られない内容であり、清朝が①に書かれた裁判制度、言いかえれば、順治 8 年の規定の順守を強く求め、順守しなかった場合の処置を明らかにした。それはまず訴訟者に対して、自分のザサグあるいは合同裁判のザサグに訴えず、あるいは証人、被告人の同行もなく、理藩院に訴えに来たら、禁令無視罪で先に処罰し、そのあと本件を受理すると規定している。次に、訴訟者が所属するザサグに対して、訴訟を行った者に、証人や被告を同行させなかった場合に、その真偽を確かめて処罰すると警告した。証人や被告の同行に関して、合同裁判のザサグの責任や義務はなかったようである。

第 5 に、⑤では、上記の新しい決定を各ザサグらが自らに属民にきちんと周知して守らせるように清朝が求めている。

第 5 条

モンゴル語テキスト

nigen jüil , ulus-un jaq-a-dur qarayul sayulyaysan-anu tuslaju Qalq-a, Ögeled-tür inaysi činaysi samayun yabučči, qulayai qudal bosqayul-un jerge-yin arad-i sergeyilejü ilyan bariqu-yin tula buyu.

²² neyilejü yala-yi sigükü (合同裁判)、中国語で「會審旗分」と書かれたこの制度に関して、順治 16 年 (1659) にアブナイ親王=Abunai čin wang が「会審旗分」制度を無視し、自らの判断で犯人を処刑したことによって、親王の爵位が剥奪され、さらに馬 1000 頭が罰されたことはよく知られている。なお、この例から清朝がどれほどこの制度を重視していたかが窺える。しかし、この合同裁判制度は Hueschert (1998, p. 137) の短い解説を除いて、詳細な研究がなされていない。

edüge üjebesü, qarayul-un janggın-nar osol, omtoyai bolju kedün kedün üy-e bariydaysan-bar bui buyu. yadayadu irgen-ü engke ayçi bügüde qarayul-dur itedegejüki, ene bügüde qosiyun-i jakiruyçi vang, noyad, qosiyun-u ejen, meyiren-ü janggın-nar osol sula bolju, qarayul-dur ilegekü janggın ba quyay-i čingda ülü čayažilan čay büri mör ülü qarayulqu-yin siltayan bolai. egün-eče qoyinaysi mön-kü qarayul-dur sayulyaysan janggın-nar osoldaju, ergijü üjegçi kümün-dür bariydabasu, jasay-un vang, noyad, qosiyun-u ejen meyiren-ü janggın-nar-i qamtu-bar yalalaytun.

和訳

一条、国境に哨所を設置したのは、ハルハ、オイラトに往来して混乱を起こす者、窃盗者、逃亡者などを監視し、取り調べるためである。現在見れば、哨所に駐屯する章京らの監視が不十分なことが何回か発覚している。外の安定はすべて哨所によって守られている。このようになったのは、旗を管轄する王、ノヤンら、固山額真、梅倫章京らが（哨所の件を）粗末に扱い、哨所に派遣する章京や箭丁を厳しく指導せず、常に巡回させなかったことに起因する。今後あいかわらず、哨所に駐屯させる章京らの監視が不十分なことが、（理藩院の—引用者）巡回者によって発覚したら、ザサグの王、ノヤンら、固山額真、梅倫章京らを共に処罰せよ。

康熙 5 年に哨所に驍騎校を派遣できるように決めたが、この禁令からは改善された様子がまったく見られない。清朝は康熙 5 年の命令書の哨所管理整備令とまったく同じ命令を公布し、哨所に派遣された章京や箭丁の起こした過失に対して、ザサグの王やノヤンに連帯責任を負わせ、処罰すると警告した。しかし康熙 5 年の命令と同様具体的な処罰の方法を示さなかった。

第 6 条

モンゴル語テキスト

er-e daruqu-yin tula, kedün kedün üy-e čingda čayajalabasu ber er-e daruba kemen jayalduqu-i anu masi olan. ene bügüde jikiruyçi arad kinaju ese ilyaysan-u siltayan bolai. egün-eče qoyinaysi er-e-yin toy-a-yi jasay-un vang-ud-ača doroyši, arban ger-ün daruy-a-nar-ača degegsi, öber-ün öber-ün qariy-a-tu qosiyun ba, sumun-u er-e-yi kinan toyačaju dangsan-dur bičigül.čiyulyan yarču, vang, noyad-ača doroyši bügüdeger neyileged, aliba yal-a-yi sigüjü baraqu-yin tula, vang, noyad, qosiyun-tayiji, güng, tüsimed alaqu kündü yala-tu kümün-i kinan sigüged ayiladqaju jarliq-i küliyeküi-eče öber-e, aliba kündü könggen yal-a-yi kinaju ilyan sigüjü dayusy-a.

和訳

（この禁令を詳細に分析するため、内容から 2 つに分けて分析することにした。）①男丁隠匿のため、繰り返して厳しく禁止したにもかかわらず、男丁を隠匿したと告発する者が大勢いる。これは、管轄の者が厳しく指導しなかったことに起因する。今後、男丁の人数をザサグの王以下、十戸長以上の者が、各自所属の旗やソムの男丁を真剣に数えて、比丁

冊に記入せよ。②会盟が実施され、王、ノヤンら以下すべての者が集まって、すべての事件を審理して判決を下すため、王、ノヤン、ホショー・タイジ、公、官員らは、死刑のような重罪を科される者については慎重に審理し、上奏して、皇帝の裁可をまつが、そのほかの重罪、軽罪については慎重に審理して、結審せよ。

①は康熙 3 年、康熙 5 年の命令と同じくザサグから十戸長までの旗やソムの責任者が、各々の男丁の人数を調べて、比丁冊に記入するように改めて要求したものである。②は、会盟の裁判権に関する命令であり、会盟において、死刑が言い渡された判決をさらに皇帝に上奏して、皇帝の裁可を得て、結審しなければならないと決め、第 2 部・第 2 章・第 4 節に分析した康熙 6 年に編纂された『蒙古律書』に定められた死刑判決を言い渡し、さらに死刑執行できるという会盟の裁判権を変更した。永遠にこのように変更したかというところでもない。康熙 30 年代に編纂された『理藩院律書』に再び会盟における死刑判決を言い渡し、すぐに死刑執行をできる権利を復帰させた。従って清代前期において、モンゴル法は不安定な状態にあり、支配者の意思によって、常に変更されたり、復帰させたりしていたことが分かる。

2.5. 康熙 12 年の「命令書」

康熙 9 年に続いて、康熙 12 年に外藩モンゴルに会盟が実施された。この会盟で公布された命令書には、タイジの登録、窃盗再発防止、裁判費用に関する規定が書かれている。

まず、タイジの登録に関する規定は、以下のものである。

モンゴル語テキスト

Engke Amuyulang-un yisüdüger on, nasun-dur kürügsen tayiji-nar-i ilyaǰu abuysan-ača inaysi, ilyaǰu abuγ-a edüi. arban naiman nasun-dur kürügsen tayiji-nar-i ene čiyulyan-dur öber-ün öber-ün jasay-tur batulayulju abuγtun.

和訳

康熙 9 年に、成人になったタイジを登録して以来、まだ（成人タイジを—引用者）登録していない。18 歳に達したタイジらをこの会盟でそれぞれのザサグに身元を保証させて登録せよ。

康熙 9 年の命令とほぼ一致する内容からなるこの命令は、外藩モンゴルのザサグにむけられた規定というより、むしろ理藩院向けの禁令になっている。康熙 9 年の規定と比べると、タイジの登録で生じる不正に関する内容は書かれていない。タイジの登録において、やはり康熙 9 年の規定と同様、管轄のザサグが成人になったタイジの身元を保証しなければならなかった。

次に、窃盗事件に関する規定は以下のものである。

モンゴル語テキスト

yerü edüge üjebesü, qulayai qudal edüjü, bögetel-e, kümün-i alan, samayun-iyar yabuçid-anu masi olan boljuqui. teyin atal-a, basa sumun-u janggin, orolan kögegçi, bay-a kögegçi, arban ger-ün ^{daruy-a の誤り} daruy-nar-bar mön-kü qulyuçu yabumu. ene bügüde vang, noyad, qosiyun-u tayiji, güng, tayiji, tabunang-ud jakiruyçi arad-tur, çidaltu sayin kümün songyoçu ese talbiysan-u siltayan buyu. üneker jakiruyçi arad-dur çidaltu sayin kümün-i songyoçu talbin, qulayai qudal-i çingda ilyaqu bolbasu, qulayai yayun-dur edümü.

和訳

現在見れば、窃盗に加えて、人を殺害したり、混乱を起こしたりする者も多くいる。さらに、佐領、驍騎校、領催、十戸長らも窃盗を行っている。これらすべては、王、ノヤンら、ホショー・タイジ、公、タイジ、タブナンらが官員に有能な者を選任しなかったことに起因する。確実に、官員に有能な者を選任して、窃盗をとりしめるなら、窃盗事件が起こるはずがない。

この規定は、以前の命令書の窃盗再発防止の規定とかさなる内容が多くあるが、佐領、驍騎校、領催、十戸長などのソムの官員が窃盗を行っている点を指摘したのは初めてである。そして、窃盗再発防止の方法はやはり、有能な者を官員に選任することであると清朝が見なし、ザサグらに対して能力のある官員の選任に取り組むように命令した。一方このような背景で翌年の康熙 13 年に官員の窃盗・強盗に関する規定が初めて制定され、『理藩院律書』にそのまま編入され、さらに、修正を加えて『蒙古律例』に継承された²³。

第 3 に、裁判費用に関する規定が以下のようなものである。

モンゴル語テキスト

aliba jayalduqu kereg-i öber öber-ün jasaγ ba, köndelen jasaγ-tur jayalduçu ese barabasu, yabudal-in yamun-dur jayaldur-a ireküi-dür, jasaγ-aça γaryaysan elçi-dür, jayalduyçi kümün-eçe unuly-a künesün abçu öggümü kememüi. egün-eçe qoyinaysi jayalduyçi kümün-eçe abçu ögkü-yi bayilyayad, qoyor dumda-yin kereg-tür jaruqu yosoγar ögbesü jokimu.

和訳

あらゆる訴訟を各々のザサグや合同裁判のザサグに訴えたが結審できず、理藩院に訴訟に来る者に対して、ザサグが同行させた使者（の費用について）訴訟者にその乗馬や食糧を負担させてきた。今後は、訴訟者に負担させず、（モンゴル、理藩院の）間に派遣する（使者の）例に従って、費用を提供すべきである。

この規定によって、訴訟者が理藩院に訴訟を行った場合にかかる費用のうち、ザサグが

²³ 『蒙古律例』の該当内容については島田（1982, pp. 409-421）に詳しい。

同行させた使者のかかる費用については、康熙 12 年まで使者の費用を訴訟当事者が負担していたのをやめ、モンゴルから理藩院へ派遣される公務の使者と同じ扱いをすることがきめられた。具体的には書かれていないが、この禁令からモンゴルから理藩院へ派遣される使者の費用について、明確な決まりがあったことが分かる。これは、これまで知られていない貴重な情報である。清朝は使者に関する費用の変更理由について言及していないが、訴訟当事者の負担を大きく削減したことは、結果的に理藩院への訴訟を推進した。

なお、清朝モンゴル法には、裁判費用に関する規定もあり、その最も古い時期の規定は、康熙 12 年の時点では現行法だったともいえる『蒙古律書』第 48 条におさめられている。それは以下のようなものである。

モンゴル語テキスト

aliba yal-a γarbasu qoyar yal-a-tu kümün tus-iyar büü kelelče, kelelčejü barabasu noyad bolbasu γurban yisü, qaraču kümün bolbasu nigen yisün boda abumu, qariy-a-tu qosiyun-u jasay-un noyan-ača elči abču yal-a-tu kümün-ü jasay-un noyan-dur küürčü kelelče, qoyar qonotala elči ese ögbesü tere jasay-un noyan-ača qonoy toyalan sidüleng üker ab, yala taγulqu-yi urida ulay-a sigüsü idekü ügei. yala taγulju abqu bolbasu yala-tu qosiyun-ača ulay-a unuju üde qonoy-tu sigüsü ideju kelelčejü ab. abuγči jasay-un elči kedün yisün yisü bolbasu qulayaiči²⁴-ača γurban-ača ilegü abqu ügei, ^{γaryuu の誤り}γarayuu²⁵ nigen mori.yala bariju öggügči jasay-un elči kedün yisü bögesü yala-yin mal-ača nigen sidüleng üker abtuγai.²⁶

和訳

どのような犯罪であれ、犯罪当事者は勝手に和解してはならない。和解したのがノヤンらなら、3 罰 9。平民なら罰畜 9 頭。（原告人は）管轄のザサグから使者を得て、犯人のザサグの処に行つて審理させよ。2 日経過しても使者を同行させない場合、ザサグから日数に応じて、3 歳牛を取れ。結審する前に、使者に乗馬や食糧を給しない。結審して罰畜（罰金）を取る時、敗訴者の属する旗から乗馬や昼夜の食糧を協議して取れ。原告側の使者は犯人（から取った処罰の家畜が）9 頭の何倍であれ、その中から 3 頭以上取つてはいけない。（しかし）謝礼の馬は 1 頭取る。敗訴者側のザサグの使者は、（処罰の家畜が—引用者）9 頭の

²⁴ qulayaiči、直訳すれば「窃盗者」になる。しかし、条文の前後から「犯人」と訳すのは適切だと考えられる。

²⁵ γaryuu, Qorin nigetu tayilburi toli (p. 451) に「モンゴル人を処罰して取る物を γaryuu という」と説明され、中国語で「罰物」という（『清文鑑』、栗林均編、2006, p. 194）。yal-a-yin degeji ともいう。敗訴者から処罰として徴収し、勝訴者に与えた部分から勝訴者のザサグが税金として徴収するものことである。

²⁶ この規定が『理藩院律書』第 47 条におさめられており、何人かの学者によるローマ字転写や翻訳がある。まず达力扎布 (2004) は、下線の noyan-dur を noyad-dur と、taγulqu を dayulqu と、^{γaryuu の誤り}γarayuu を γaraqū とローマ字転写した。Дылыков (1998, p. 22) は taγulqu を dayulqu と、^{γaryuu の誤り}γarayuu を γaraqū とローマ字転写にし、そのためか yala taγulqu-yi urida (結審する前に) を「処罰の家畜を受け取るまで」(Дылыков, 1998, p. 64) と、yala taγulju abqu bolbasu (結審して罰畜(罰金)を取る時) を「処罰の家畜を受け取る問題は解決された時」翻訳した。一方、^{γaryuu の誤り}Heuschert (1998, p. 198-199) は、taγulqu を tulyaqu だと見なし、^{γaryuu の誤り}γarayuu を qaraqū とローマ字転写し、yala taγulqu-yi urida (結審する前に) を「起訴する前に」と、yala taγulju abqu bolbasu (結審して罰畜(罰金)を取る時) を「起訴して罰金を徴収する時」と翻訳した。

何倍であれ、3歳牛を1頭取れ。

この規定によると、結審するまでは原告のザサグの使者に乗馬や食糧を負担する必要がない。結審したあと、敗訴者に勝訴者側の使者の乗馬や食糧を負担させる。しかも、必ず協議してから取らないといけない。しかし、この規定は厳密にいうと異なる旗の間に発生した事件に関する規定であり、モンゴル地域のすべての事件に当てはまるかどうかは不明である。訴訟者に同行させて理藩院へ派遣した使者の費用に関する康熙12年の規定は、清代モンゴルの裁判制度を知る上で、極めて重要な史料である。

この命令書の最後で、康熙皇帝はモンゴルの貴族たちに対して、責任をもって、各々の属民に配慮して管理すべきだと指示した。

2.6. 康熙15年の「命令書」

この命令書では、まず康熙15年前後にモンゴルで自然災害が多発したことが書かれ、そのほかに裁判権に関する内容もいくつか含まれている。まず、モンゴルのザサグの裁判権について以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

edüge aliba alaqu [kündü yal-a-yi]²⁷ Tayisung quvnagdi-yin qauli yosoyar, tan-dur qing ün-en-iyer itegejü tus[jayaşan-u] tula, minü delekei dakin-u iregen-i nilq-a köbegün metü enerin nigülesküi [sedkil-ün] tuyil-dur jikidoşul-un, aliba kereg şarbasu, tedüi bey-e-degen küi[iyen] kişiyen sedkişü siduryu-bar sigüju qurdun-a baraytun.

和訳

現在、死刑に関して、太宗皇帝の決めた通りに、汝らに確信をもって（死刑判決や死刑執行の権利を—引用者）を与えたので、朕がすべての民を幼児のようにいつくしむ意に照らして、事件が発生したら、責任を取って、慎重に審理して、直ちに（事件を—引用者）解決せよ。

これは、康熙9年の命令書で取り消しされた、死刑判決や死刑執行の権利を回復させた規定であり、「太宗皇帝の決めた通りに」という表現から、これは明らかに第1部・第1章・第3節で分析した康熙14年の規定を指している。死刑判決や死刑執行権をモンゴルに与えることは単なる裁判制度の変更や修正ではなく、清朝のモンゴル貴族に対する信頼の表明であったことがこの条文からわかる。

会盟における裁判権について以下のように書かれた。

モンゴル語テキスト

²⁷ []は筆者が、康熙17年の「命令書」を参考に補足した内容である。

ene čiyulyan–dur oduysan sayid, čiyuluysan vang, noyad–[ača] doroyisi, bügiide neyilejü aliba yalatan–i sigüjü dayusqu–yin tula, [minü delekei dakin–u irgen–i] oldon örösiyekü sedkil–dür jikidoγul. kündü könggen yal–a–yi sayar [ügei] siduryu–bar ilγan sigüjü barayrun.

和訳

この会盟に派遣された大臣、会盟に集まった王、ノヤンら以下の全員が合同で、すべての事件を処理するため、朕の人民を慈しむ意に照らして、重罪や軽罪のすべてを遅滞なく審理して処理せよ。

以上のように述べ、康熙 9 年の規定とはことなり、会盟に集まった、中央の大臣とモンゴル貴族たちに対し、話し合っつてすべての事件を円滑に処理するように要求した。

また、タイジの登録を康熙 12 年以来していないことを指摘し、タイジの登録をきちんとするよう要求した。さらに、出兵中の箭丁の家族が、生活を円滑に営めるよう努力し、生活を維持できない者に対しては、管轄のザサグが生活保護を行うよう要求した。

2.7. 康熙 17 年の「命令書」

この命令書には、窃盗再発防止、裁判権、官員の選任、アルバ不法徴収、哨所監視、タイジの登録に関する内容が書かれている。まず窃盗事件については、窃盗事件の発生が大幅に減ってきているとはいえ、とりしまりをおろそかにせず、引き続き厳しく対応するように命令した。そして康熙 15 年に続き、モンゴル貴族を信頼して与えた死刑判決・死刑執行権を円滑に行使して、混乱をひきおこす者を無くすよう命令した。官員選任については、ひきつづき有能な者を選任するように命令している。他方、アルバ不法徴収については以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

basa γaday–a–du güngjü, abaqai–nar nigen nigen anu yosotu alban–ača öber–e, alba bariqu siltay–tur ilegü nemelejü abču irgen–i jobayamui kememü. egün–eče qoyinayisi ene jerge–yin irgen–i jobayaqu jüil –i čöm bayilyabasu jokimu. ker–ber ülü bayin mön–kü irgen–i jobayayčid bui bögesü, qosiyun–i jakirqu arad darui γaryan ügüler–e iredkün. niγur tal–a qaraγu darubasu, jakirqu arad–i qamtu–bar kündüte yalalamui.

和訳

また、外藩モンゴルに降嫁した皇女やゲゲらは各々の取るべきアルバに加え、朝貢の理由で（アルバ徴収量を—引用者）引き上げ、民を苦しませているようだ。今後、このような民を苦しませるすべての行為を中止させるべきである。もし中止せず、また民を苦しませる者がいれば、旗の官員らが直ちに理藩院へ報告しに来るように。情実にとらわれて匿えば、官員と共に重く罰する。

この禁令には、清朝からモンゴルに降嫁した皇女やゲゲらが余計なアルバを朝貢する理由で徴収していたことが書かれている。清朝は余計なアルバ徴収は中止すべき行為だと指摘し、再発防止方法として、皇女やゲゲより身分の低い官員に摘発の責任を負わせ、従わない場合は、皇女やゲゲと共に処罰すると命令した。清朝の皇女やゲゲの降嫁がモンゴル社会にもたらした影響を如実に反映したこの禁令の価値はいうまでもない。皇女やゲゲによる不法行為が多発したにもかかわらず、清朝はそれに対する具体的な法規を制定しなかった。

哨所による監視については、清朝は依然として哨所の重要性を強調し、哨所の監視は、旗を超えての窃盗防止や違法な商売の中止に繋がると指摘し、ザサグラに、固山額真、梅倫章京、長史護衛（*jergečel-ün čimeg-ün terigün*）らを巡回させ、もし、哨所に派遣された章京、箭丁が不在だったら、重く処罰する（*qoγosolabasu kündute yalalaytun*）よう命令した。哨所が不在だった場合に関する規定は『理藩院律書』第 98 条に以下のように書かれている。

モンゴル語テキスト

*ilyabasu qarayul-un arad sayuqu ügei qoγostaqu ba, čerig-ün jer jebseg dutayu bolbasu toγtayγasan yabudal ügei, tüsimel man-u kekelčegsen anu, qarayul-dur γarγaysan janggi quyay qarayul sayuqu ügei qoγostabasu, sumun-u janggi-yi ebdeju, γurban yisün boda. orolan kögegči-yi ebdeju, qoyar yisün boda-yi jasay-tur abuy-a. qamtu qarayul-dur γarγaysan quyay-i jaγuyad tasiγur jančiy-a. qarayul sayuqu arad jiyaysan γajar sayuqu ügei, öber-e γajar-tur sayubasu, janggi, orolan kögegči-yi tüsimel ebdey-e. quyay-ud-i nayayad tasiγur jančiy-a.*²⁸

和訳

調べて見ると、哨所に人が不在の場合あるいは（哨所に派遣した章京らの）武器が不足した場合の規定は存在しない。我々大臣らが協議したのは（次の通りである）哨所に派遣された章京や箭丁が、哨所への勤務をおこたった場合、佐領を免職し、さらに 3 罰 9 頭に処する。驍騎校をも免職し、さらに 2 罰 9 頭に処する。（上記罰畜を）政府に納める。一緒に哨所に派遣した箭丁を鞭で 100 回打つ。哨所に勤務すべき者が指定の場所で勤務せず、指定外の場所で勤務したら、章京、驍騎校を免職し、箭丁らを鞭で 80 回ずつ打つ。

これは明らかに、康熙 17 年の命令書は哨所の留守が甚大な事件に繋がるとして問題視され、それを背景に制定された規定だと判断される。島田（1982, p. 327）や达力扎布（2004）は史料不足によりこの規定の成立された時期を解明するに至らなかった。

同命令書にはタイジの登録に関する規定も書かれ、康熙 15 年以来、タイジの登録が行われていない現状がのべられ、正確にタイジの人数を登録することが指示されている。タイジの登録の回数は会盟実施の回数とまったく同様だった。また、命令書の最後に、康熙 12

²⁸ この規定に関して島田（1982, p. 350）の和訳、达力扎布（2004）、李保文（2004）中国語訳、ДЫЛЫКОВ（1998, p. 84）のロシア語訳があり、相互に違いは見られない。また、达力扎布（2004）や ДЫЛЫКОВ（1998, p. 37）によるローマ字転写があり、相互に違いは見られない。

年や康熙 15 年の命令書にまったく言及されなかった男丁の登録について書かれ、正確に男丁の人数をかぞえることが指示されている。しかし、男丁不登録や摘発に関する規定がみられない。さらに通常なら示すべき、前回に行った男丁の登録の年代も表示されていない。

2.8. 康熙 37 年の命令書

清朝の会盟実施は、すでに第 2 部、第 2 章で述べた通り、康熙 17 年から康熙 37 年までの 20 年は空白の時期で、会盟が実施されたとは考えられるが命令書は発見されていない。この 20 年の間に清朝のみならず、モンゴルにも大きな変化があり、康熙 30 年 (1691) 年に、それまで独立していたハルハが清朝に服属し、帝国の版図が大きく拡大した。しかし、清朝の対ハルハ政策はそれ以前に服属したモンゴルとは違って、蒙古例の即時適用は進めず、ハルハ従来の伝統法の継続を認めたと先行研究で指摘されている。すでに述べたように、康熙 37 年にハルハの 2 個所で会盟が実施され、49 旗の会盟で公布された命令書とまったく同様の命令書が公布された。

20 年後に書かれた内容であるにもかかわらず、康熙 37 年のこの命令書に書かれた窃盗再発防止、裁判権、官員の選任に関する内容は、康熙 17 年のそれとまったく同じだった。アルバ不法徴収についても、過剰なアルバ徴収者として皇女やゲゲ以外に王からタイジまでの貴族を加えたのみで、それを中止させる方法は、やはり官員に摘発の責任を負わせるものだった。摘発しない場合は、余計にアルバを徴収した者と官員を共に処罰するという、康熙 17 年の禁令とまったく同様の命令が出された。

しかし、哨所に関する規定は康熙 17 年のそれとはまったく別の内容が書かれている。それは以下のとおりである。

モンゴル語テキスト

urida Qala-a-nar kedüi alba kürgejü yabubasu-bar, öber-e sayuqu boluyad, basa Ögeled-iin kereg bui büküi-yin tula qarayul-i batulaju sayulyad, ürgülji getegüljü čingdalaysan bülüge. edüge Qalq-a, Ögeled čöm oroju dotoγ-a-du jasay-luy-a nigen adali boljuqui. mön-kü qarayul-i uridu yodoyar sayulyabasu, jarim jasay ilegiüü jobaqu bögetel-e, sergeyilekü jokistai kereg ügei. edüge qarayul-i qamiγ-a sayulyaqu ba, döčin yisün jasay kiged, Qalq-a-yin jasay-i ilyal ügei, čuqum tüsimel čerig γaryaju sayulyaqu jokistai γajar-i qamtu-bar kinan kelelčejü ayiladqaytun.

和訳

以前ハルハは朝貢していても（国は）別々だったため、さらに、オイラトとの紛争もあったため、哨所を駐屯させ、いつも厳しく監視していたのだ。現在、ハルハやオイラトが共に帰順し、内ザサグと同様である。引き続き、哨所を従来通りに設置したら、監視の必要がない旗のザサグがただ苦しむだけだ。現在、哨所をどこに設置すべきかについて 49 ザサグとハルハを区別せず、官員や軍隊を駐屯させる最適な場所を共同で真剣に協議して上奏せよ。

この禁令で、ハルハの服属により、一部の哨所の設置が不要になり、監視の必要のない哨所を廃止し、49 ザサグ旗やハルハの哨所を設置すべき最適な場所を決めるように 49 旗やハルハの指導者らに命令した。

筆者はこの命令書がハルハにも公布されたと主張した。しかし、宛先がはっきりハルハとかかれていないため、ハルハにこれとは別の命令書が公布された可能性も否定できない。そのため、この命令書に書かれた窃盗再発防止、裁判権、官員の選任、アルバ不法徴収に関する禁令をハルハと関係させて分析することはしない。

2.9. 康熙 41 年、康熙 45 年、康熙 49 年の「命令書」

康熙 37 年以降は、康熙 41 年、康熙 45 年、康熙 49 年の会盟で公布された命令書のみが知られている。その内容はほぼ一致しているため、三つの命令書の内容を表で比較しながら分析することにする。

会盟実施の年	康熙 41 年		康熙 45 年		康熙 49 年		
地域	49 旗	ハルハ	49 旗	ハルハ	50 旗	ハルハ	
命令書の内容	1	王以下タイジ以上の貴族は朝貢の理由で、過剰なアルバを徴収してはいけない。徴収したならば、官員は直ちに理藩院に知らせること。	同様	同様	会盟の実施なし	同様	同様
	2	無能な固山額真、梅倫章京を罷免し、有能者を選任すること。	同様	同様		同様	同様
	3	康熙 38 年にタイジの登録をして以来登録を行っていない。18 歳になったタイジを管轄のザサグにその身元を保証させて登録すること。また、未成年のタイジを登録させたり成人のタイ	前タイジ登録の時期に関する記述	前回のタイジの登録は康熙 41 年		前回のタイジの登録は康熙 45 年 ²⁹	前回のタイジの登録は康熙 41 年

²⁹ モンゴル語の「命令書」には康熙 41 年と書かれているが、それは訳のミスである。

	ジを匿って登録させなかったりした場合、当該のザサグを処罰すること。				
4	各々の旗の北部の旗境（qosiyun-u qoyitu jaq-a yin yaǰar）に駐屯しているタイジ、官員、兵士を欠員にしないようにという命令。	各々の旗に置かれた哨所に有能な章京、兵士を派遣すること。	各々の旗の北部の旗境（qosiyun-u qoyitu jaq-a yin yaǰar）に駐屯しているタイジ、官員、兵士を欠員にしないようにすること。	各々の旗の北部の旗境（qosiyun-u qoyitu jiruqai ³⁰ ）に駐屯しているタイジ、官員、兵士を曠職しないようにすること。	各々の旗に置かれた哨所に有能な章京、兵士を派遣すること。
5	会盟に持ち出されたすべての件を結審・解決すること。	同様	同様	同様	同様

表から3つ命令書の内容はほぼ一致しているが、1点だけ違いが見られることがわかる。それは表の4番に書かれた哨所に関する内容で、49旗の場合は「北部の旗境の哨所」と書かれ、それに対して、ハルハの場合は「旗に置かれた哨所」と書かれている。康熙37年の命令書で出された哨所再設置に関する命令が実施にうつされ、49旗の哨所が再設置され、ハルハに清朝による哨所が初めて設定されたと判断される。清朝が繰り返し49旗の北部に設置した哨所の監視にあやまりのないよう命令したのは、オイラトのみならず、帰順したばかりのハルハをも警戒していたためと考えられる。以前の命令書の内容とは違って、哨所監視の成員にタイジが加わったことは興味深い。哨所の監視を一層強くめるため、タイジをも哨所に派遣したと考えられるが、派遣した具体的な経緯などは不明である。

49旗に公布した康熙「41」年の命令書には、前回の登録が康熙38年に行われたと書かれている。実は、康熙37年の会盟でタイジの登録が行われていた。なぜ、康熙38年に登録したのかは不明である。康熙37年の書き間違いではないかとも考えられる。それに対してハルハで康熙41年から康熙49年までの8年の間にタイジの登録が行われなかったのは、会盟実施がなかったことと関係するが、そもそもタイジの登録がそれほど重要なことではなかったせいとも考えられる。

Darijab (2005、同2009) は『清実録』を利用して康熙30年代から清朝がハルハで会盟を実施し、男丁を登録し、「蒙古例」を適用して案件を審理していたと指摘した。しかし、本章で紹介している実際の命令書を利用していない。それに対して、萩原(2006, pp. 91-112) は、実際に裁判に適用した実例がなく、「蒙古例」がハルハに適用された時期は不明だと

³⁰ qosiyun-u qoyitu jiruqai, qosiyun-u qoyitu jaq-a yin yaǰar のいずれもマンジュ語の「命令書」に kūsai amargi ujan(北部の旗境)と書かれているため、表現上の違いのみであり、別々の意味ではない。

主張し、実際の裁判文書を利用して、乾隆 54 年（1789）以降、ハルハは清朝の法制支配下に完全に入ったと指摘した。命令書では、確かに Darijab（2005、同 2009）が指摘したように、清朝がハルハで会盟を行い、清朝の派遣した大臣が参加して、会盟に持ち出された事件のすべてを処理していた。しかし、男丁の登録が行っていたどうかは命令書から確認できない。「蒙古例」の適用については、もし命令書に書かれた上記の表で示した規定をも「蒙古例」と見なすなら、「蒙古例」はハルハに適用されていたと判断される。しかし、上記規定が実際に機能したかどうかは不明で、さらに会盟の裁判に適用した法規は明確に示されていないため、確実な結論付けは難しい。いずれにせよ、ハルハで会盟が実施され、清朝の大臣が事件審理に参加したことに大きな意味があり、それにより、清朝のモンゴル法がハルハに浸透していったと考えられる。逆に、ハルハで会盟を実施し、清朝の大臣が事件を審理する過程で、ハルハ独自の事情を理解し、それによって『ハルハ・ジロム』が長年にわたって実効性があったとも考えられる。

第 3 節 小結

本章においては、26 通の「命令書」を具体的に取り上げ、ローマ字に転写し、日本語に翻訳した上で意味を解釈した。その結果、「命令書」のほとんどは清朝が編纂した官纂史料に収録されておらず、そのなかには官纂史料から確認できない内容が多く含まれるゆえ、清代モンゴル法の研究において貴重な史料となることを指摘した。清代モンゴル法との関係において、命令書に収録されている窃盗再発防止の命令、男丁隠匿禁止令、武器点検・整備命令といった内容のほとんどは清代に編纂された集成法の内容と関係しており、一部の内容についてはそのまま清代モンゴルの集成法に収録されたことが確認でき、また「命令書」が繰り返し公布されることによって、それに対応する規定がモンゴル集成法におさめられたことも確認できた。従来の研究における清代のモンゴル法からは確認できなかった、法規の改定や裁判権の変容などを明らかにした。また、「命令書」の数と会盟が実施される場所の数は対応しており、順治年代には 6 個所で、康熙時代には内ザサグやチャハル八旗を対象とする 7 個所で、ハルハについては、康熙 37 年には 2 個所で、それ以降は 4 個所で会盟が実施されていたことが確認できた。

終章 結論と今後の課題

本研究の目的は、これまでほとんど研究されていない清代初期のモンゴル法の実態を解明することであり、近年出版されつつある清代初期に作成されたモンゴル語やマンジュ語による史料を用いて順治年代（1644–1661）におけるモンゴル法とその適用について分析した。本論文は二部構成となっているが、以下で各部において論じ、明らかにしたことを要約する。

第一部の第 1 章では、『満文原檔』、モンゴル語『内秘書院檔』などの史料を利用し、モンゴル貴族に対し、その属民や家畜を暴力によって略奪しないことを約束したホンタイジが、法規を制定することにより、その支配力を徐々にモンゴル社会の内部にまで浸透させ、罰畜（罰金）の一部を自分に帰属させただけでなく、死刑執行権までもホンタイジが統轄したことを確認した。さらに、1636 年に大清国が成立するとホンタイジによる対モンゴル支配が一層強化され、崇徳 2 年の時点でモンゴルに発生したすべての事件を中央で迅速に処理できるシステムを設置していたことが確認された。モンゴル地域に合同裁判制度を導入することによってザサグの権利が大幅に制限され、モンゴル貴族の属民に対する支配力が一層弱体化した可能性を指摘した。また、モンゴル人専用の「外の法」という法規が少なくとも崇徳 2 年の時点で存在しており、実際の裁判で適用するように定められていたことも確認した。「外の法」と崇徳 8 年の『蒙古律書』の関係は不明であるが、崇徳 8 年の『蒙古律書』の規定がアイシン国時代に制定された法規と緊密な関係にあったことが確認された。崇徳年代の裁判事例から法の適用は確認できなかったものの、緊密な関係にあったホルチンへの対応はほかの旗とことになっており、事件審理の方法は、後に形成される内モンゴル 6 盟の構成とよく似ていたことが分かった。

同第 2 章では、崇徳 8 年に編纂された『蒙古律書』が順治 14 年に一度修正されたことを確認し、修正された規定を『蒙古律書』、『康熙会典』の対応する規定と比較した結果、順治 14 年には、該当する規定に中国伝統の処刑方法が適用されていなかったことを明らかにした。崇徳 8 年編纂の『蒙古律書』と順治 14 年に新たに発行された『蒙古律書』との関係は不明であるが、順治年代にはマンジュ語で *toktobuha fafun i bithe*、*fafun i bithe*、*toktobuha fafun i dangse*、*toktobuha ba* という集成法があり、そこに収録されていた規定が実際の裁判に適用されていたことを明らかにした。順治年代のモンゴルの裁判について、崇徳年代と同様に 3 段階の裁判があり、崇徳年代に設置された合同裁判制度が順治年代にも継承されていたことを確かめた。そのうちホルチンの事例では、ほかのザサグ旗と異なり、ジョリグト親王 UGSan がホルチン左翼 5 旗において上級裁判所のような存在だったという事例が確認できた。中央政府による国家レベルの裁判について、国家レベルの裁判が第 1 審になっていた事例もあり、順治年代のモンゴルにおける実際の裁判は『康熙会典』の規定とは完全には一致していなかった点を指摘した。なお、中央政府による国家レベルの裁判において、判決の方法は 2 種類あり、一つは処罰の理由を明確にすること、もう一つは法規を

適用することであったことを確認した。

同第 3 章では、バーリン旗の 2 事例を具体的に分析し、少なくとも順治年代まで清朝制定のモンゴル法とモンゴル伝来の法は併存しており、実際の事件においてモンゴル伝来の法が優先されていた事例のあることが確認された。さらに、旗の統括者であるザサグが事件の当事者になった場合、清朝は理藩院の役人以外にできる限り多くの異なる地域の役人を参加させ、事件捜査を行っていたことを明らかにした。清代初期の裁判においては、理藩院で第 1 審が行われていたことが度々あった。なお、旗に第 1 審を実施させようとしたのは、旗の統括者であるザサグの権利を拡大するためではなく、訴訟者の裁判にかかる膨大な費用や負担を縮小するためであったことを明らかにした。

同第 4 章では、順治・康熙年代のいくつかの事例を取り上げて、清代初期のモンゴルの男丁隠匿について分析した。その結果、『康熙会典』には見られないが、実際は順治・康熙年代に男丁隠匿に関する詳細な規定が存在していたことが確認された。男丁隠匿は比丁した年にものみ告発が可能であること、比丁の基準は身長の高さであったこと、比丁は管轄の貴族の家の周囲で官員が行うことなどが事例から確認できた。また、男丁隠匿の告発者には、箭丁、佐領、奴僕の内いずれもあり、告発の目的が男丁隠匿ではなく、貴族のアルバ過徴収、暴力などに対する（貴族への）不満が告発者の主目的だった可能性を指摘した。また、崇徳年代に制定された男丁隠匿に関する規定は、順治年代にまったく機能していなかったことが確認され、『康熙会典』にひとつの条文のように書かれている、男丁隠匿に関する「国初定」の規定の前半部分は、崇徳年代に制定されたが、後半部分の告発者に対する規定は康熙 4 年に追加されたことを明らかにした。男丁隠匿とはモンゴルの貴族たちが自ら統轄するソムの箭丁を比丁冊に記入しないこと、あるいは自分の奴僕を比丁冊に記入させないことであったと解釈することができる。男丁隠匿を告発した者に、佐領、箭丁、さらに奴隸身分の者までいたことはたいへん注目される。

次に、第 2 部において何を明らかにしたかを整理しておく。

第 1 章では、まず、順治年代の 26 通の「会盟に下した命令書」(*čiyulyan-du bayulyaysan jarliy-un bičig*) の公布された時期、作成された数、『清実録』における関連内容の有無を確認した。次に、命令書の作成経緯から最終的に保管される場所までを明らかにした。命令書は、大きく分けて内容決定と実物作成の 2 段階を経て作成されるものであった。第 1 段階において、命令書に記入する内容を理藩院が協議して決める。それを皇帝に上奏し、内容を確定する。皇帝によって内容が確定されたのち、内閣に作成の依頼をする。第 2 段階では、皇帝から作成の許可を得たのち、理藩院と内閣の部門間でやり取りが行われる。まず理藩院の役人が理藩院の印が押された文書を持参し、内閣に命令書の作成依頼をする。依頼を受け取った内閣では役人が数人の大学士や学士らにこの件を報告し、大学士らの指示で命令書の原案を作成する。その後、数人の大学士や学士らが同行し、作成された原案を再度皇帝に報告し、許可を得て命令書専用の印を押し、理藩院の大臣あるいは会盟に派遣される大臣にそれを引き渡すというプロセスが採用されていた。最後に、命令書の書式

を分析し、法規条文が直接引用されていた。本章ではこれらの一連のつづきをあきらかにした。

同第2章では、「命令書」が公布され、かつ機能する場としての「会盟」(ᠵᠢᠶᠠᠯᠠᠨ)について検討した。まず、崇徳2年から会盟において、中央からの大臣の参加や皇帝の命令書の公布が義務づけられていたことを確かめ、崇徳年代に既に会盟に関する詳細な規定があったことを明らかにした。次に、順治年代の史料を利用して当時の会盟実施状況を分析し、順治年代の会盟実施は相当整備されたシステムによって行われていたことを確認した。会盟実施の場所は参加する王公の身分によって決められており、ホルチン10旗は右翼のトゥシェート親王の旗に、チャハル、ジャロード等の11旗はアブナイ親王の旗に招集されて会盟を行い、その他の各旗は各旗の中央にちかい場所で会盟を行っていたことを明らかにした。また、会盟実施の時期は必ずしも3年に1度とはいえず、モンゴル地域において発生した事件(主に窃盗事件)の多寡および訴訟者の経済的な状況により、実施回数が変更されていたことが確認された。従って、会盟実施はいわば理藩院のモンゴルへの進出であり、会盟は理藩院の業務としての性格を有していたことを指摘した。最後に、康熙年代の会盟について概観し、康熙年代の会盟は7個所で実施されていたことを確認した。

同第3章では、26通の「命令書」を具体的に取り上げ、ローマ字に転写し、日本語に翻訳した上で意味を解釈した。その結果、「命令書」のほとんどは清朝が編纂した官纂史料に収録されておらず、そのなかには官纂史料から確認できない内容が多く含まれるゆえ、清代モンゴル法の研究において貴重な史料となることを指摘した。清代モンゴル法との関係において、命令書に収録されている窃盗再発防止の命令、男丁隠匿禁止令、武器点検・整備命令といった内容のほとんどは清代に編纂された集成法の内容と関係しており、一部の内容についてはそのまま清代モンゴルの集成法に収録されたことが確認でき、また「命令書」が繰り返し公布されることによって、それに対応する規定がモンゴル集成法におさめられたことも確認できた。従来の研究における清代のモンゴル法からは確認できなかった、法規の改定や裁判権の変容などを明らかにした。また、「命令書」の数と会盟が実施される場所の数は対応しており、順治年代には6個所で、康熙時代には内ザサグやチャハル八旗を対象とする7個所で、ハルハについては、康熙37年には10個所で、それ以降は4個所で会盟が実施されていたことが確認できた。

終章では、「結論と今後の課題」として各章の内容をまとめるとともに、今後の課題について考察している。

続いて論文全体を通じてえられた知見を整理しておきたい。

まず、清代初期、特に順治時代にすでにモンゴル人専用の集成法があり、それが実際の裁判に適用されていたこと、清代初期におけるモンゴルの裁判やその権限を確認できたことは本研究の大きな成果であり、今後の清代モンゴル法の理解にとって有益である。順治帝が理藩院に対して、裁判を行う際に既定の法規の適用を求めていたことは、順治以降モ

ンゴル法の内容が増加・整備されていったこととも関連があると考えられる。合同裁判制度が崇徳年代や順治年代に確かに存在しており、それは康熙年代にも継承されていた。それは萩原が立証・確認した乾隆時代以降の裁判制度とは大きく異なっており、清代モンゴルの裁判制度が最初から最後まで不変であったわけではないことを示している。

次に、順治時代にも、清朝に服属する以前の法規がのこり、モンゴル社会で機能していたことが確認できたのは、清代のモンゴル法を理解する上で大きな意味をもつ。モンゴルの在来法がどのくらいの期間維持されたかは不明だが、モンゴル在来法の存在によって、清朝の制定したモンゴル法が完全には機能しなかったケースも生じたと考えられる。

第 3 に、本研究のいくつかの章において、『康熙会典』や『蒙古律例』に収録されている諸規定を再検討し、該当の規定がモンゴル王族分枝構造と関係していたことを明らかにした。また、『康熙会典』に収録されている規定のうち、一つの条文のように書かれている規定の一部は異なる時期に制定されたこと、崇徳年代に制定された規定が康熙年代に制定されたものとして収録されていたことを指摘した。従って、研究が累積されている「会典」や乾隆以降の法規を再検討する必要性が十分残されている。

第 4 に、本研究において、順治年代や康熙年代の会盟 (*ciyulyan*) について、詳細に分析し、会盟実施の実態を明らかにした。会盟の研究において、命令書を無視することはできない。清代には命令書の公布がモンゴル法の改定・修正に大きな影響をおよぼしたことが確認できた。また、本研究で検討した会盟において、武器点検は確認されない。したがって、武器点検が会盟の主な機能であったと論じることは清代初期に関しては、適切ではない。中央からの大臣の参加が不可欠であったこと、理藩院に対する訴えを減らすため会盟実施回数を変更したことなどから、清代初期の会盟は、理藩院のモンゴルへの移動を意味しており、清朝のモンゴル統治システムである盟旗制度の内容や性質とも深く関係する。

次に今後の課題について若干の見解を述べたい。

まず、本研究において、清代初期、特に順治年代のモンゴル法のあり方や適用を明らかにしたものの、崇徳年代や順治年代に編纂された実際の法典を利用することはできなかった。筆者の資料調査によって、崇徳 8 年に制定された『蒙古律書』や順治年代にドルゴンの命令で制定されたモンゴル法の存在が確認できている。これらの法典と本論文で確認した内容との関係を明らかにする必要がある。

次に、本研究で利用した史料はすべて中央機関で作成されたものであり、それらには、モンゴル地域において、清朝の制定したモンゴル法が実際の事件にいかに関適用されていたか、裁判はいかに行われていたかについては書かれておらず、これらの問題を解明することはできなかった。この点は今後の課題である。

第 3 に、本研究において、順治時代のモンゴル法に関する重要な史料である「理藩院題本」を主に利用したが、バーリンの 2 事例や男丁隠匿に関するいくつかの事例以外の、そのほかの裁判に関する内容については、詳細な分析を行うことができなかった。順治年代の

モンゴル法を研究するうえで、関係する史料すべてを詳細に分析し、そこから結論を出さなければならない。

第4に、すでに述べたように、「会典」や『蒙古律例』に収録されている規定には、モンゴル王族の分枝構造を反映する内容があった。従って、清代モンゴル法の研究においても、清代モンゴルの社会制度の研究においても、「会典」や『蒙古律例』といった法制史料の再検討が必要であろう。

第5に、本論文ではとりあげることができなかった宗教に関する規定は清代モンゴル法の重要な内容であり、筆者が利用した史料にも、いくつかの宗教に関する貴重な内容が含まれている。宗教は、単に法律のみならず、清朝の対モンゴル政策とも深く関係している。この点は今後の課題としたい。

参考文献一覽

【史料】

- Dayičing gürün-ü dotoγadu yamun —u mongγol bičing-ün ger-ün dangsa* (『清内阁蒙古堂档』) (全 22 卷) Öbör mongγol-un arad-un keblel-ün qoriy-a, 2005.
- Dayičing gürün-ü ekin üy-e-yin γadaγadu mongγol-un törö-yi ĵasaqu yabudal-un yamun-u manĵu mongγol ayiladqal-un debter-üid* (『清朝前期理藩院满蒙文题本』) (全 24 卷)、内蒙古人民出版社、2010。
- LiBaoWen, *Arban doloduyar ĵayun—u emün—e qaγas—tu qolboydaqu mongγol üsüg-ün bičig debter* (『十七世纪蒙古文文书档案』), Öbör mongγol-un baγačud keüiked-ün keblel-ün qoriy-a, 1997.
- Čing ulus-un dotoγadu narin bičig-ün yamun-u mongγol dangsa ebkemel-ün emkidkel* (『清内秘书院蒙古文档案汇编』) (全 7 卷) Öbör mongγol-un arad-un keblel-ün qoriy-a, 2003.
- 『大清会典』(康熙朝) 伊桑阿等纂修、近代中国史料丛刊三编第七十三辑、台北、文海出版社, 1993 影印本。
- 馮明珠主編、陳龍貴、鄭永昌執行編輯『滿文原檔臺北』、國立故宮博物院、2005。
- 『清实录』全六十册、中华书局、1985-1987。(印影本)
- 『清会典事例』(一二册)、中華書局、1991。
- 『钦定外藩蒙古回部王公表传』『清代蒙古史料合辑』(第 3、第 4、第 5、第 6 卷)、全国图书馆文献缩微复制中心、2003。

【文献資料】

(モンゴル文)

- Buyandelger : *üriyangqan—u tuqai, elbeg büitigel—proressor doktor Ĵayčid Šesen—ü nayan nasun—u oi—du*, Öbör Monggol-un soyol-un keblel-un qoriy-a, 1996, pp. 8–73.
- Borĵigin Mōnggōndalai qarγuyulun tayilburilaba : *Ĵarlıγ—iyar toγtaγaγsan γadaγadu Mongγol qotong ayimay—un vang güng—üid—ün iledkel šastir* = 钦定外藩蒙古回部王公表传、Öbör mongγol-un arad-un keblel-ün qoriy-a, 2005.
- Dariĵab (达力扎布), Töröbayra mongγolčilaba : Emuneki üge 2, *Халх журам : эх бичгийн судалгаа* (Б. Барясайхан), 2009, pp. 1–19.
- Erkimtü : *Mongγol—iyar orčiγuluγsan Dayičing gürün-ü ekin-ü üy-e-yin γadaγadu mongγol-un törö-yi ĵasaqu yabudal-un yamun-u manĵu ayiladqal-ud — Eyeber ĵasaγči, Engke Amuγulang*, Öbör mongγol-un arad-un keblel-ün qoriya, 2013.
- LiBaoWen : “Dayičing ulus ba mongγol-un qalq—a qaγantu ulus—1655 on-du”, *Researching*

Archival Documents on Mongolian History : Observations on the Present and Plans for the Future : Proceedings of the International Symposium on the Current Situation and Objectives of Research Work on Archival Materials Related to the History of Mongolia, september 5-6, 2003 Ulaanbaatar, Mongolia, edaited by Futaki Hiroshi & Demberel Ulziibaatar, 2004, pp. 89-158.

Nayiraltu, Altanorigil : *Гадаргуу монгол-ун төрө-йи жасагу ябудал-ун яамун-у қauli жүйил-үн бицг*, *Öbör Monggol-un soyol-un keblel-un qoriy-a*, 1989.

Нагур : *öngniyud qosiyon-u soyol teüke* (2) , *Öbör mongyol-un soyol-un keblel-ün qoriy-a*, 2011.

Rasipongsoy jokiyaba : *Kökeöndör qarγuyulun tulγaba*, *Bolor erike*, *Öbör mongyol-un arad-un keblel-ün qoriy-a*, 1985.

(モンゴル文 : キリル文字)

Барясайхан, Б. : *Монгол цаазын бичиг*, Улаанбаатар, 2001.

——— : *Mongyol čaγajin-u bičig* : эх бичигийн судалгаа, Улаанбаатар, 2004.

——— : “*Монгол цаазын бичиг*”-т хийсэн эрх зүйн судалгаа, Улаанбаатар, 2005.

Bayarsaiyqan : *Manju monγol-un erke jüi-yin sedkilgen-ü qarilčan qamayara*, *QUAESTIONES MONGOLORUM DISPUTATAE* No.2, 2006, pp. 93-121.

Фүтаки, Х. : *Монголчуудын түүх, соёлын өвийг мөшгөхүй*, Интерпресс, 2002.

(日本語)

岡洋樹「清代ハルハ・モンゴルの比丁冊」、東北アジア研究、第2巻、pp. 211-234、1998。

岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』、東方書店、2007。

同書評 中国第一歴史档案館・内蒙古自治区档案館・内蒙古大学蒙古学研究中心編『清内秘書院蒙古文档案匯編』『満族史研究』(6)、満族史研究会、pp. 182-194、2007。

池尻陽子『『清朝前期理藩院満蒙文題本』について』『満族史研究』(9)、pp. 35-42. 2010。

額定其勞「アラシャ旗裁判記録文書とその書式」『内陸アジア史研究』(25)、2010、75-95。

同「清代モンゴルのアラシャ旗における裁判 (1)」『法学論叢』、170 (1)、京都大学法学 2011、pp. 101-119。

同「清代モンゴルのアラシャ旗における裁判 (2)」『法学論叢』、170 (2)、京都大学法学 2011、pp. 136-161。

同「清代モンゴルのアラシャ旗における裁判 (3 完)」『法学論叢』、170 (3)、京都大学法学 2011、pp. 119-139。

同「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」『東北アジア研究』(16)、2012、pp. 167-204。

栗林均、海蘭編『『満文原檔』所収モンゴル語文書研究』東北大学東北アジア研究センター、2015。

- 楠木賢道『清初対モンゴル政策史の研究』 汲古書院、2009。
- 承志^{しょうし}『ダイチン・グルンとその時代』—帝国の形成と八旗社会—、名古屋大学出版会、2009。
- 島田正郎『清朝蒙古例の研究』 東洋法史論集第五、創文社、1982。
- 同『明末清初モンゴル法の研究』 東洋法史論集第六、創文社、1986。
- 同『清朝蒙古例の実効性研究』 東洋法史論集第三一、創文社、1992。
- 澁谷 浩一「清朝と内陸アジアの関係を研究するため第一級史料 宝音徳力根・鳥雲畢力格・呉元豊主編『清内閣蒙古堂档』(全22巻)」『東方』(313)、東方書店、pp. 31-34、2007。
- 田山茂『清代における蒙古の社会制度』、文京書院、1954。
- 同『蒙古法典の研究』、日本学術振興会、1967。
- 谷井陽子『八旗制度再考(6) : 軍隊の編制と指揮・管理』天理大学学報 63(2)、pp. 57-86、2012。
- 同『八旗制度の研究』、京都大学学術出版会、2012。
- 萩原守「清朝の蒙古例—『蒙古律例』『理藩院則例』他」滋賀秀三編『中国法制史—基本史料の研究—』 東京大学出版会、pp. 623-656、1993。
- 同「清朝蒙古例の淵源の—形態—北京図書館所蔵モンゴル文法規『崇徳三年軍律』を手がかりにして—」『東洋学報』(76-3・4)、pp. 33-59、1995。
- 同「清朝支配下諸地域の法制史に関する研究状況」『北東アジア研究』(7)、島根県立大学、pp. 57-68、2004。
- 同「モンゴル民族の法制の歴史」松原正毅他編著『ユーラシア草原からのメッセージ』、平凡社、pp. 316-338、2005a。
- 同「清朝によるモンゴルその他諸地域への民族立法の研究」平成13年度～平成16年度科学研究費補助金基盤研究(c)(2)研究成果報告書。
- 同『清代モンゴルの裁判と裁判文書』、創文社、2006。
- 同「中国・国家図書館所蔵「崇徳三年軍律」の文献学的再検討--八旗の法から清朝蒙古例への編入過程」『アジア・アフリカ言語文化研究』(81)、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所2011、pp. 5-43。
- 同、額定其勞「モンゴル法制史研究動向」『法制史研究』(64)、pp. 171-211、2015。
- 早田輝洋「満洲語における対格主語」*Kyushu University Papers in Linguistics* 32、2011、pp. 203-214。
- 二木博史「清代ハルハ・モンゴルの平民・奴隷の諸義務(Alba)について : 18～19世紀前半のトゥシェートウ・ハン・アイマク、セチェン・ハン・アイマクの事例を中心に」『アジア・アフリカ言語文化研究所通信』(45)、東京外国語大学、pp. 36-38、1982。
- 同「ハルハ・ジロムの成立過程について」『一橋研究』(8-1)、pp. 60-75、1983a。
- 同「訳注白樺法典(3)」『モンゴル研究』14、1983b、pp. 12-27。
- 同「旗内における平民の貢租・賦役負担—清代ハルハ・モンゴルの場合—」『内陸アジア史研究』創刊号、1984、pp. 25-40。
- 同「清代ハルハ・モンゴルの奴隷解放文書について」『島田正郎頌寿記念論文集 東洋史

の探求』1987、pp.21-43。

同「清代モンゴル人僧侶にあたえられた度牒について」『東京外国語大学論集』第 87 号、2013、pp. 1-19。

松浦茂「清初の法秩序」『アジア史学論集』(1)、pp. 1-29、2008。

モンゴルフ「雍正・乾隆朝における帰化城トゥメト旗の裁判制度：命盗案件を中心として」『史滴』(33)、2011、pp. 275-252。

山根幸夫「明・清の会典」『中国法制史』、東京大学出版会、1993、pp. 473-507。

王長青^{ワンチャンチン}「康熙六年『蒙古律書』について」『日本モンゴル学会紀要』(41)、2011、pp. 67-81。

(中国語)

达力扎布「清代内扎萨克六盟和蒙古衙门设立时间蠡测」『黑龙江民族丛刊』1996 年第 2 期、pp. 53-56。

同『明清蒙古史论稿』『民族出版社』、2003a。

同「《蒙古律例》及其与《理藩院则例》的关系」《清史研究》、2003b 年第 04 期、pp.1-10。

同「康熙三十五年〈蒙古律例〉研究」《民族史研究》第五辑、民族出版社、2004、pp. 95-221。

同「喀尔喀法规制定的原因及实施范围初探」『中央民族大学学报』2005、第一期、pp. 84-91。

同《蒙古史纲要》、中央民族大学出版社、2006。

同「《清内秘書院蒙古文档汇编》評介」『蒙古史研究』(10)、pp. 328-335、2010。

高娃『满语蒙古语比较研究』、中央民族大学出版社、2005。

关亚新「试析清代东北养息牧牧场的变迁及影响」『史学集刊』、辽宁社会科学院历史研究所、第 3 期、pp. 86-93、2008。

金海、齐木德道尔吉、胡日查、哈斯巴根著『清代蒙古志』、内蒙古人民出版社、2009。

康斯坦「从蒙古法看清代法律多元性」『清史研究』、2008、第 4 期 pp.127-143。

李保文「康熙六年『蒙古律书』」『历史档案』、2002、pp. 3-11。

同「后金天聪汗蒙古文信牌」《故宫博物院院刊》第 3 期、2003、pp.75-78。

同「理藩院律書」《故宫学刊》总第一辑、2004、pp. 253-301。

同「清朝《蒙古例》的题名及其历史作用」《故宫学刊》总第三辑、2006、pp.484-527。

同关于“大清崇德三年军律”的几个问题《内蒙古师范大学学报》第 40 卷，第一期、2011、pp. 64-73

齐木德道尔吉等编『清朝太祖太宗世祖朝实录蒙古史史料抄-乾隆本康熙本比较』、内蒙古大学出版社、2001。

同『清朝圣祖朝实录蒙古史史料抄』(上・下)、内蒙古大学出版社、2003。

同『内蒙古通史』第五卷、人民出版社、2011。

乌云毕力格、巴拉吉尼玛『土谢图汗-奥巴评传』、内蒙古教育出版社、2009。

乌云毕力格、宋瞳「关于清代内扎萨克蒙古盟的雏形——以理藩院满文题本为中心」『清史研究』2011 年第 4 期、pp. 27-34。

- 刘广安《清代民族立法研究》、中国政法大学出版社、1993。
- 齐木德道尔吉等编『清朝太祖太宗世祖朝实录蒙古史史料抄-乾隆本康熙本比较』、内蒙古大学出版社、2001。
- 奇格《古代蒙古法制史》、辽宁民族出版社、1999。
- 乌云毕力格等《蒙古民族通史》、内蒙古大学出版社、2002。
- 同『土谢图汗—奥巴评传』、内蒙古教育出版社、2009。
- 乌力吉陶格套《清至民国时期蒙古法制研究》、内蒙古大学出版社、2007。
- 徐晓光、陈光国「清朝对《蒙古例》《理藩院则例》的制定与修订」《内蒙古社会科学》第3期、1994、pp.52-57。
- 杨强《清代蒙古族盟旗制度》、民族出版社、2004。
- 张晋藩主编《清朝法制史》、中华书局、1998。
- 张晋藩总主编《中国法制通史》第八卷（清）、法律出版社、1999。
- 张永江「试论17-18世纪蒙古各部成为清朝藩部的途径与方式」《蒙古史研究》第六辑、内蒙古大学出版社、2000、pp.200-207。
- 同『清代藩部研究』、黑龙江教育出版社、2001。
- 珠飒「比丁册与人口:以理藩院满蒙文题本为中心」『蒙古学集刊』(在线期刊)、第3期、2014。
- 赵云田『清代蒙古政教制度』、中华书局、1989。
- 同点校『乾隆朝内附抄本《理藩院则例》』、中国藏学出版社、2006。
- 同点校『钦定大清会典事例 理藩院』、中国藏学出版社、2006。
- 杨选第「论清朝对蒙古地区的立法」『内蒙古师范大学学报』第5期、2000。

(欧文)

- Bawden, Ch. The investigation of a case of attempted murder in eighteenth-century Mongolia, *BSOAS* 32-3, 1969a, pp. 571-592.
- A case of murder in in eighteenth-century Mongolia, *BSOAS* 32-1, 1969b, pp. 71-90.
- A juridical document from nineteenth-century Mongolia, *Zentralasiatische Studien* 5, 1969c, pp. 225-256.
- Dalizhabu : Four Manchu official memorials on the Čaqar jasay qosiyu. *Quaestiones Mongolorum disputatae* 7, 2011, pp. 21-37.
- Heuschert, D. : Die Entscheidung über schwierig Rechtsfälle bei den Mongloen des 16.-17. Jahrhunderts. Zum Beweismittel des siqaG(an), *Zentralasiatische Studien* 26, 1996, pp. 49-83.
- , *Die Gesetzgebung der Qing für die Mongolen im 17. Jahrhundert : anhand des Mongolischen Gesetzbuches aus der Kangxi-Zeit*, Wiesbaden, 1998.
- , Defining a Hierarchy: Formal Requirements for Manchu-Mongolian Correspondence Issued in 1636. *Quaestiones Mongolorum disputatae* 7, 2011, pp. 48-58.

———, The Lifanyuan and the Six Boards in the First Years of the Qing Dynasty: Clarifying Roles and Responsibilities, 乌云毕力格主編『滿蒙档案与蒙古史研究』、上海古籍出版社, 2014, pp. 5-18.

Sagaster, K. : Zwölf mongolische Strafprozessakten aus de Khalkha-Mongolei, *Zentralasiatische Studien* 1, 1976, pp. 79-129.

Weiers, M. : *Mandschu-Mongolische Strafgesetze aus dem Jaher 1631 und daren Stellung in der Gesetzgebung der Mongolen*, *Zentralasiatische Studien*(1979), pp. 137-190.

ДЫЛЫКОВ, С. Д. : *Цаадэжин бичиг ("Монгольское уложение")* , Москва, 1998.

(辞書類)

Öbör mongyol-un mongyol kele udq-a jökiyal sudulqu ɣaɣar emkilebe : *Qorin nigetü tayilburi toli* , 1979.

栗林均、呼日勒巴特尔編『御製滿珠蒙古漢字三合切音清文鑑』モンゴル語配列対照語彙、東北アジア研究センター叢書第 20 号、東北大学東北アジア研究センター、2006。

同『御製滿珠蒙古漢字三合切音清文鑑』マンジュ語配列対照語彙、東北アジア研究センター叢書第 20 号、東北大学東北アジア研究センター、2008。

栗林均『「元朝秘史」モンゴル語漢字音訳・傍訳漢語対照語彙』東北大学東北アジア研究センター、2009。

山腰敏寛『中国歴史公文書読解辞典』、汲古書院、2004。

あとがき

私が本研究を始めたのは、2008年からのことである。当初、清朝末期のモンゴル史を研究するつもりだったが、毎週月曜日に行われる二木博史先生の難解なモンゴル語文書史料を読解する授業を受講し、史料に関する理解を深めるにつれ、モンゴル語で書かれた清代の文書史料に興味をもつようになり、研究課題を変えて、「清代初期のモンゴル法とその適用—順治年代（1644—1661）を中心に—」というテーマで、研究を行うこととなった。

モンゴル語、マンジュ語、漢語で書かれた史料、日本語、英語、ドイツ語、ロシア語で書かれた研究文献を読み進めるなかで、この研究をあきらめようと思ったこともある。それを乗り越えることができたのは、指導教官である二木博史先生の研究に対する厳しい姿勢ならびに、誠実たる鞭撻のおかげであった。

本論文の執筆にあたって、貴重なアドバイスとご意見を賜った副指導教官の臼井佐知子先生、岡田和行先生、小松久男先生にも感謝の意を表したい。また、直接指導をしていただいたわけではないが、神戸大学の萩原守先生のいくつかの論文は、私の研究の出発点となった。

本研究においては、私は、公益財団法人 清和国际留学生奨学会、公益財団法人ロータリー 一米山記念奨学会、日本学生支援機構（JASSO）から、多大な経済的な支援を受けた。これらの援助は、自分の研究を安心して続けるうえでの経済的な保障となり、私の今日の研究成果も、それがあったからこそといっても過言ではないと思う。この場を借りて、各財団の理事長をはじめとする財団の皆様に心からお礼を申し上げたい。

資料収集から論文構造、論文の書きかたから論文の修正まで、長年ご指導いただいた恩師の二木博史東京外国語大学教授にお礼申し上げたい。

最後に、私の留学研究生活に対する妻と子どもの理解と協力に感謝したい。

2016年3月吉日